
港北地区公園緑地整備計画報告書

昭和53年4月
(社)日本都市計画学会

はじめに

港北ニュータウン計画は、昭和40年横浜市の6大事業の1つとして発表された。

「乱開発の防止」、「都市農業の確立」、「市民参加のまちづくり」を基本理念とし、「緑の環境を最大限に保存する都市づくり」、「“ふるさと”をしのぼせる都市づくり」、「安全な都市づくり」、「高い水準のサービスが得られるような都市づくり」を、まちづくりの基本方針としている。

約2,500ヘクタールに及ぶ港北ニュータウン区域のうち、土地区画整理事業方式により、日本住宅公団が施行する住宅開発区域(港北地区)は第一地区、第二地区合せて約1,300ヘクタールである。

港北地区は、前記3つの基本理念を踏まえ、基本構想、基本計画が策定され幾多の地元説明会を経て、昭和49年8月、建設大臣による土地区画整理事業の事業計画の認可を受けた。

この港北地区におけるマスタープランの最大の特徴は、歩行者の空間をネットワーク化し、公園緑地を中心とする公共空間と集合住宅用地、屋敷林を中心とする宅地内空間とを軸状に関連づけ、体系化した(グリーンマトリックス)ことにあるといえる。

港北地区は、既に事業計画の認可を受けており、造成工事も着々と進行している。従って、公園緑地をはじめとし他の主要な施設用地等についてもその配置規模は、ほぼ確定しており、まちづくりにおける基本的な方向をフィジカルな面で、大きく変更することはできない。しかしながら、「緑道空間」を中心とした公園緑地体系、更に広くはオープンスペース体系を、この港北ニュータウンの中でどのように捉え、今後どのように整備を図るべきかを考えることは極めて重要なことであろう。

本研究は、港北地区の公園緑地の個々の要素について、その具体的な整備手法を全て決めることではなく、緑道空間を中心としたオープンスペース体系について、基本的な整備のあり方をまとめたものである。そして、その議論の出発点は、必ずしも現行の枠(管理システム等)に捉われず、利用者(市民)主体に考えること、であった。

港北地区 公園緑地整備計画 委員会名簿

(順不同・敬称略)

委員長	横山光雄	日本大学教授	幹事	小沢恵一	横浜市企画調整局企画課長
委員	井手久登	東京大学助教授		岩崎駿介	// 企画調整局企画課副主幹
	伊藤滋	東京大学助教授		高井 芳	// 都市整備局港北ニュータウン建設部建設課副主幹
	鈴木忠義	東京工業大学教授		中村良雄	// 緑政局農政部緑政課長
	丸田頼一	千葉大学助教授		石井 一	// 緑政局公園緑地部計画課長
	丸山英気	横浜市立大学助教授		(白木昭男	// 緑区役所山内支所長)
	三好勝彦	建設省公園緑地課長		岡部重之	// 道路局管理部路政課長
	塩島 大	建設省公園緑地課専門官		小椋 進	// 下水道局建設部計画課長
	紙谷卓二	神奈川県土木部計画課長		(依田和夫	建設省都市局街路課専門官)
	田村 明	横浜市企画調整局長		吉田義明	日本住宅公団宅地事業部事業計画第一課長
(川口 弘	// 消防局長)			坪 叔男	// 宅地事業部事業計画第二課長
門倉政秋	// 緑政局長			服部 慧	// 宅地事業部調査役
池沢利明	// 道路局長			松田慎一郎	// 宅地事業部調査役
佐藤昌之	// 下水道局長			支倉幸二	// 港北開発局事業計画課長
(寺内 孝	// 建築局長)		連絡幹事	涌井史郎	(株)石勝エクステリア
猪狩剣正	// 都市整備局長		横浜市協力メンバー	内藤惇之	横浜市企画調整局企画課
田村昭二	// 緑政局農政部長			片田卓夫	// 緑政局農政部緑政課
(山口忠正	// 市民局相談部長)			妻鹿晶徳	// 緑政局公園緑地部計画課
吉田晃二	// 緑政局公園緑地部長			中村 穰	// 緑政局公園緑地部計画課
小林弘親	// 都市整備局 港北ニュータウン建設部長			遠藤包嗣	// 都市整備局港北ニュータウン建設部建設課
今野 博	日本住宅公団理事		作業グループ		日本住宅公団港北開発局 (株)石勝エクステリア (株)東京ランドスケープ研究所 (株)伊藤造園設計事務所
吉岡昭雄	// 宅地事業部長				() は旧委員、幹事
島田親二	// 港北開発局長				
(川手昭二	筑波大学教授)				
工藤 誠一郎	日本住宅公団港北開発局工事部長				

港北地区公園緑地 整備計画報告書

目 次

■ はじめに

■ 序

第1章 港北ニュータウン計画の概要	1
1-1 規模と位置	1
1-2 開発の目標と計画の基本方針	3
1-3 土地利用計画の特色	5
1-4 事業運営上の特色	7
第2章 オープンスペースの体系とその構成要素	11
2-1 オープンスペースの体系	11
2-2 オープンスペース体系の構成要素	14
第3章 整備計画	19
3-1 基本的な考え方	19
3-2 公園緑地体系の整備方針	23
3-3 「緑道」の整備方針	25
3-4 緑の整備手法	29
3-5 公園緑地と市民参加	35
第4章 各種構成要素の整備方針	41
■ 今後の課題	47
■ 資料編	49

港北地区 公園緑地整備計画 委員会の審議経過

本調査は、基本的な事項を委員会で審議し、各委員の意見を踏まえた上で、連絡幹事会、幹事会を中心として作業を行うという形で、進められた。

■ 第1回委員会（昭和52年6月7日）

- 港北地区の概要説明
- 本調査の委託主旨の説明
- 討議

■ 各委員へのヒヤリング（昭和52年7月26日～9月9日）

検討テーマを整理し、各委員の意見を幹事がヒヤリングをした。

- 検討テーマ

1. みどり 2. 住民参加 3. 整備水準 4. レクリエーション

伊藤委員ヒヤリング（7月26日）

鈴木委員ヒヤリング（8月3日）

横山委員長ヒヤリング（8月9日）

三好委員、塩島委員ヒヤリング（8月10日）

井手委員ヒヤリング（8月11日）

丸山委員、田村委員ヒヤリング（8月19日）

丸田委員ヒヤリング（9月9日）

■ 第2回委員会（昭和53年2月1日）

- 現地視察
- 報告書の骨子案の説明

各委員へのヒヤリング結果を受けて、幹事会で検討しまとめた報告書の目次案を説明し、報告書の中心となる「整備計画」について、問題提起した。

- 討議

討議の結果、以下のような基本的な考え方が確認された。

1. 公園緑地をコミュニティ施設と認識し、計画から管理の段階まで、積極的に住民参加をはかる。
2. 施行者は、基盤整備を充分に行い、その上で可能なかぎりフレキシブルな空間として、公園緑地を整備する。
3. みどりを中心とする公園づくりを目指す。

■ 第3回委員会（昭和53年4月24日）

- 報告書原案の説明

なお、幹事会は、横浜市の関係部局との会議を含めて、前後10回開催された。他に報告書原案の作成に際しては、編集会議等の打ち合わせを行いながら作業を進めた。

序

序

まちづくり

新しいまち、それはこれまで公的開発、民間開発を含め数多く計画・建設されてきた。そして、まちづくりに携わる者はその立地条件、開発規模等の差こそあれ常によりよいものを探求してきた。しかし、つくられたまちに住んでみて、或いはまちを真近に眺めたとき、何故か魅力を感じられないという人も少なくない。

それは、単に生きる場としてでなく、より豊かに、人間らしく生きられる場を目ざして作られたはずのまちが、結果的に必ずしもそうっていないからではないだろうか。まちは、本来そこに住む人々が優先されるべき社会であり、特に現代の(そして将来も予測される)管理社会においては、失われた人間性の回復の場として、住民の欲求に応えうるものでなければならない。

つまり、まちには人々が生涯にわたってそこに住みたいと思えるような、ゆとりを感じさせる何ものかが必要なものであり、少なくとも画一的な住宅や道路からそれは得られそうにない。確かに、宅地開発或いは住宅建設において、事業の採算性を考慮することは重要なことである。しかし、それが結果的にはゆとりのあるまちをつくることを困難なものとしているといえる。しかし、事業採算という枠の中においても、なお工夫の余地は残されているのではないだろうか。

まちは、人が集まり生活を共にすることから始まった。時が経ち、人の生活が変わり、まちも変化してきた。つくられたまちが、初めの姿のまま十年一日の如く変化することがなく、季節感さえも感じられないとしたらどうであろう。新しいまちが、もしも魅力に欠けているとしたら、その1つの理由として、生きて歩むべきまち、つまり人々の生活と共につくられてゆくべきまちに必要な、弾力的な要素を極端に減らしているからではないかと思われる。もちろん、新しいまちを創造しようとするからには、そこに何等かの目的意識があり、それを具現化するために、又はより豊かな人間生活を求める方向と、明らかな矛盾を引き起こすことのないように必要な措置は十分に考慮されねばならない。しかし、半面、まちを構成する主体である住民にゆだねてもよい(むしろゆだねるべき)部分もまちづくりにはあるはずである。

土地区画整理事業の特質

土地区画整理事業は、都市の基盤である公共施設の整備改善を図ることを第一の目的としている。しかし、その公共施設(道路、公園等)が、地権者への「減歩」という形で生みだされるため、特に公園緑地率は必要最少限に抑えられがちであり、区画道路の配置、宅地の細分化は、他の事業手法により開発されるまちと比べて、はるかに緑を確保することを困難なものとしている。また、民有地の利用形態及び利用時期は、一定の法的な規制のもとでいわばその土地所有者の意向に委ねられている。それ故、区画整理されたまちは住民自らがつくるまち、つまり、住民が参加し易いまちであり本来のまちの形成が可能であるともいえるが、半面、人口の定着は長期化するのが通例である。比較的短期間で人口の定着が期待できるまち(一団地、建売分譲地等)は建築物も含めた公共公益施設等の完全な整備が早期に必要であろう。しかし、一般的には開発者が計画的に建設できる範囲が限定されていて、それ故に人口の最終的な定着までに長期間を要するまちづくりにおいては、住民が将来利用するもの全てにわたり、20年或いは30年先のことを想定して整備することは必ずしも適当ではない。

いかに注意深く未来を予見して行なわれたことであっても、将来における利用者(住民)の要求をどれだけ吸収できるか疑問だからであり、何よりも、まちはそこに住む人々が「自らの手で守り育ててゆくもの」と思うからである。

公園緑地の役割

コンクリート建築物、アスファルト道路、自動車の騒音、……まち、その中にあって、ほんのつかの間でも安らぎを得、自由に遊び、自然と触れ合うことのできる空間、それが公園緑地であろう。

公園緑地の空間を利用の面から大別すれば、緑が多い静的な部分とアクティブな行為が可能な空間とに分けられる。まち、特に高密度な都市において、これらの空間が果たす役割について考えてみよう。

まず第1に、都市においては都市スケールにおける自然環境資産としての「緑」、又都市の景観を構成する重要な要素としての「緑」が求められるはずであり、公園緑地という公共空間は、都市においてその主体となり得る。

第2に、「安全な都市づくり」の観点からみれば、公園は車と分離された安全な空間であり、子供達の遊びの場として、また、緊急時(災害時)における広域的避難場所として、更には都市防災としての緩衝緑地としても、その機能を発揮する空間である。

これらの、いわば都市における機能的な側面からも、公園緑地は極めて貴重な空間であると考えられるが、ここでは特にまちづくりの本質(コミュニティーの形成)という観点から考えてみたい。

コミュニティー形成としての公園緑地

まちづくりの主体はあくまでも住民であり、従って、特に長期的なまちづくりにおいては、将来の住民にできるだけ多くの可能性、つまり住民が主体的に創造しうる素材(場)を提供することが望ましいと考えられる。この意味から検討すれば公園緑地空間は、まさにこれにふさわしい場であるといえよう。それは、学校とか公民館等のいわゆるコミュニティー施設が、かなり特定化される世代・階層の人々を対象としているのに対し、はるかに自由にまた、自然に参加・利用(見ることも含め)できる空間だからである。この貴重な空間をどのように計画し、整備するかは、まちづくりにおいて極めて重要な課題であるといえよう。

公園緑地づくり

従来、ニュータウンの公園緑地は、土地利用のマスタープラン策定時点において、植生調査、樹木調査等を行い、更に利用圏域等を考慮して、その配置・規模が決定されてきた。そして事業の終了間近になって、或いは人口定着の直前になって、いわば最終的なものとして整備され、供給されてきた。従ってこのような場合には、樹木よりも、むしろその支柱が目についたり、或いは整備された公園施設が実態としてほとんど利用されないという状況すら、散見された。施設によっては、例えば一般の自動車道路のように、これまでまちにおかれてきた状況から、将来にわたっても明らかにその利用のされ方を推察できるものもあり、従って、それにふさわしい最終的な整備を、いま行うべきであると考えられるものもあろう。

しかし、公園緑地が都市において最も市民が関与し易い空間である、とするならば、むしろ計画者は長期的な展望にたち、まちづくりのために今何をなすべきか、という立場から、その整備のあり方を探るべきであろう。

第1章 港北ニュータウン計画の概要

第1章 港北ニュータウン計画の概要

1-1 位置と規模

港北ニュータウンは、横浜市の中心から約12km、東京都心から約25km、横浜市港北区・緑区にまたがる約2,500haの区域である。田園都市線、東横線、南部線、横浜線という鉄道、東名高速道路、第3京浜道路という幹線道路に囲まれてはいるものの、これまで、区域内の交通施設に比較的恵まれなかったためか、横浜市の郊外部が急速に乱開発されるなかで、かなりまとまった規模で自然の状態が保たれてきた。

標高は、10~80mの丘陵地で、区域のほぼ中央に鶴見川の支流である早淵川が流れている。

表1-1のごとく、港北ニュータウン区域約2,500haは、いくつかの施行主体事業の種類によって構成されており、そのうち、公団施行の土地区画整理事業の区域は約1,300haで、その大半を占めている。また、近郊そ菜、花卉園芸の供給地として都市農業の確立を目指しながら、同時に景観の保存をはかるための農業専用地区が、公団施行地区に隣接して設定されている。

計画人口は、港北ニュータウン区域で30万人、うち公団施行地区22万人となっている。

図1-1 港北ニュータウン位置図

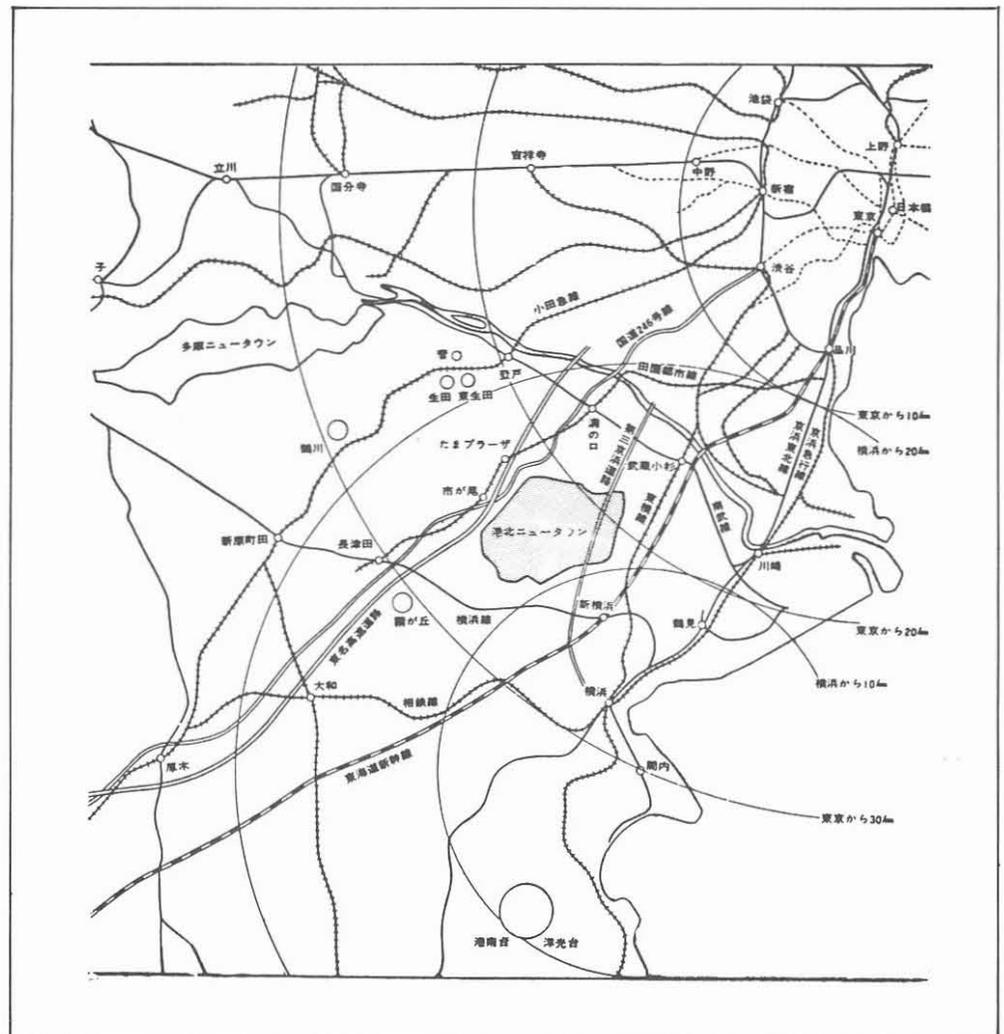


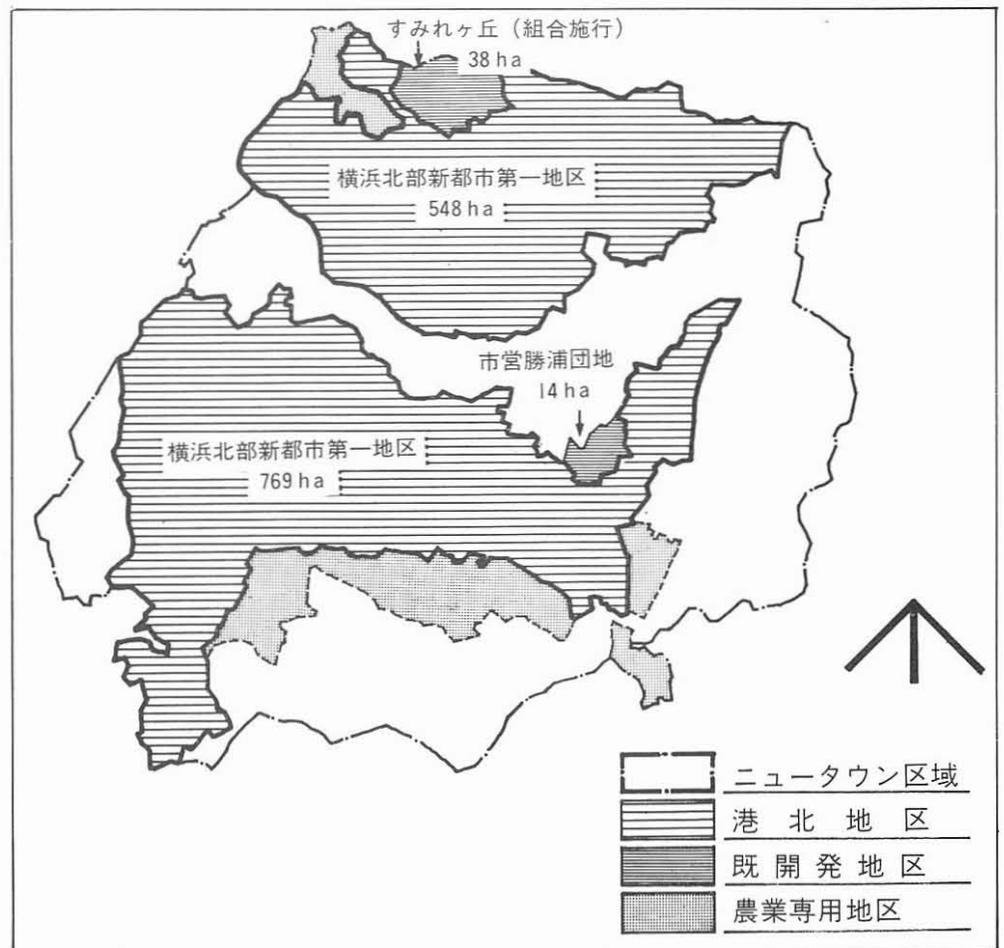
表 1-1 施行主体・事業の種類・面積・計画人口

地区名	面積	事業の種類	施行主体	計画人口	備考
公団施行地区	1,317ha	土地区画整理事業	日本住宅公団	220,000人	第一地区、第二地区
既開発地区	67	公営住宅建設事業等	市及び民間	} 80,000	市営住宅等
農業専用地区	230	土地改良事業	土地改良区(横浜市指導)		新羽大熊・都田大熊・牛久保
その他地区	916				
計	2,530			300,000	

表 1-2 開発の経緯

昭和40年2月	横浜市6大事業の発表
42年6月	市・公団・地元の組織である港北ニュータウン開発対策協議会発足(昭和51年に港北ニュータウン事業推進連絡協議会に改組)
44年5月	土地区画整理事業の区域、事業決定
49年7月	港北ニュータウン基本計画の決定(横浜市)
49年8月	港北地区事業計画認可、造成工事着手
52年10月	} 仮換地案の供覧
53年4月	

図 1-2 港北ニュータウン区域図



1-2 開発の目標と計画の基本方針

港北ニュータウン建設事業は、横浜市の六大事業の1つである。昭和35年頃からの都市化圧力のなかで、乱開発を未然に防ぐとともに、集中する人口を積極的に誘導し、併せて都市と農業との調和の実現をはかるために「乱開発の防止」「都市農業の確立」「市民参加のまちづくり」の3つを基本理念とし、意欲的に、理想的な新都市づくりを目指している。

この基本理念を受けて、港北ニュータウンの都市設計の基本方針が設定されている。すなわち、「緑の環境を最大限に保存する都市づくり」「“ふるさと”をしのばせる都市づくり」「安全な都市づくり」「高い水準のサービスが得られるような都市づくり」の4つである。この4つの基本方針は、以下のような意図をもっている。

緑の環境を最大限に保存する都市づくり

—現在の樹林の保全を計画の上で最も重視し、この地域の自然環境を生かして“緑”の中に新しい町を調和させる。

“ふるさと”をしのばせる都市づくり

—将来、30万人の人々が住むようになって、この地域の“ふるさと”がしのべるように“緑”のほか、現存している神社仏閣・文化財等を保存する。

安全な都市づくり

—人と車の分離を図り、人間中心のまちづくりを目指す。

高い水準のサービスが得られるような都市づくり

—市民が快適で便利な都市生活を享受できるようにする。

さらに、これらの基本方針を実現する手法として、7つのシステムが考えだされた。「グリーンマトリックスのシステム」「社会施設システム」「センターシステム」「交通システム」「住宅・住宅地供給システム」「供給処理システム」「住民参加のシステム」である。これらの個別のシステムは、相互に有機的に結びつき、総合化されることによって、基本方針を達成する。

港北ニュータウンの空間的骨格をつくっているのは、グリーンマトリックスのシステムであるが、これについては第2章において詳述する。

図1-3 六大事業計画図

- 横浜市の六大事業
- 1 都心部強化事業
 - 2 金沢地先埋立事業
 - 3 港北ニュータウン建設事業
 - 4 高速鉄道建設事業
 - 5 高速道路網建設事業
 - 6 横浜ベイブリッジ建設事業

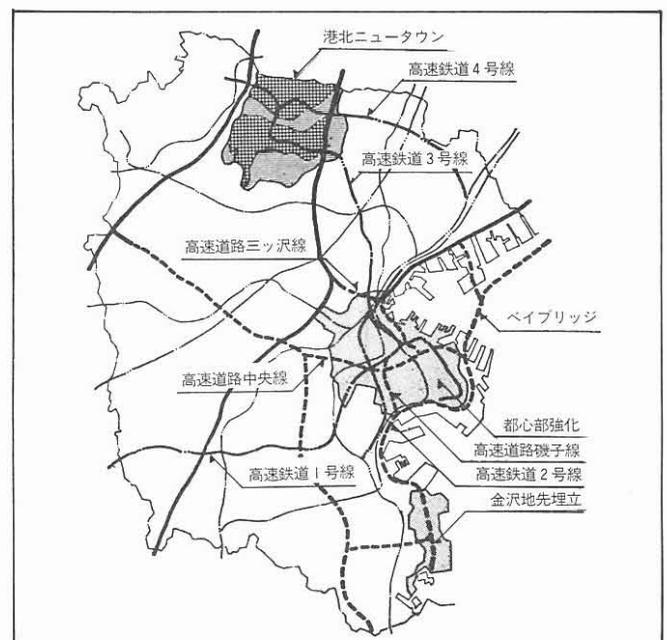


図1-4 開発目標とシステム

実現解決のための手法(システム)	対応関係	理念(開発目標)	項目	要求事項
グリーンマトリックスのシステム	a, d, i, j k, l, m,	a 通勤時間の短縮, 安全性規則性低額料金の確保, 混雑の解消	労働	<p>駅, バス停までの安全性, 接近性, 快適性等 運賃が安い, 所要時間min, 規則性, 容量, 安全性, 駐車スペース, 早朝夜間運行等。</p> <p>職住近接, 地区内昼間就業人口増大</p> <p>屋内作業 ごみ処理の合理化 水量豊富水質良好 電力ガス豊富安定 給湯 冷暖房 洗濯清掃合理化 ○買物</p> <p>屋外作業 アプローチ, 商品, 商店, サービス ○公益施設利用 アプローチ, 交通機関, サービス (待たされない, アフターサービス等)</p> <p>育児 育児相談, 情報, 託児所, 保育所</p> <p>医療, 保健 アプローチ (接近性, 安全性), 交通機関, 医療機関 (専門医多い, 待たされない, 設備, 料金安い, 等)</p> <p>余暇 読書 (図書館の接近性, 施設水準, サービス) マスメディア, 室内ゲーム (集合所, 娯楽所), 飲食映画音楽観劇 (美術館, 公会堂の充実), 休息散歩, スポーツ, 趣味, Shopping, 交際等</p> <p>教育 アプローチ (接近, 安全, 快適性), 教育施設充実等</p> <p>物的環境 空気 (排気ガス, 砂ぼこり等のない), 音 (車の騒音, 工場騒音のない), 景観 (ビューポイント, 造成景観, 住棟デザイン等), プライバシー, 光 (日照), 緑, 土等</p> <p>心理的環境 災害防止 (混乱, 緊急措置), 個別事故対策, 死後の安息 (墓地等), 情緒 (ふるさと, にぎわい, 季節感)</p>
社会施設システム	e, f, g, h i, j, l,	b 職住の近接 c 家事労働の低減と快適化	労働 就業	
センターシステム	b, d, i, m	d ショッピングの利便性, 低廉性, 快適性の確保 e 公益的施設利用の完全オートマッチク化	家事 屋内作業 屋外作業	
交通システム	a, b, d, g j, l,	f 育児作業の共同化, 社会化 g 家庭医の気やすさと近代医学の恩恵をいつでも受けることができる	育児 医療, 保健	
住宅, 住宅地供給システム	c, k, m,	h 伝染病, 公害, 食品衛生など広域的衛生処理の実行と保証 i 創造, 交際, 休息, 学習など余暇活動の充実	余暇	
供給処理システム	c, e, l	j 親が安心してまかせられる教育環境の確保 k 公害を防ぎ自然の恩恵を享受できること	教育 物的環境	
住民参加のシステム	i, l, m,	l 災害, 事故の防止と対策が十分考慮されていること m 豊かな空間構成	心理的環境	

1-3 土地利用計画上 の特色

以上の3つの理念、4つの基本方針、7つのシステムによってまとめあげられた土地利用計画の特色を述べる。

表1-3 土地利用計画表

項 目		第 1 地 区		第 2 地 区		合 計	
		面積(ha)	%	面積(ha)	%	面積(ha)	%
公 共 用 地	道 路	115.9	21.1	166.8	21.7	282.7	21.5
	公 園 ・ 緑 地	46.6	8.5	71.1	9.3	117.7	8.9
	河 川 ・ 水 路	0.5	0.1	—	—	0.5	0.04
	計	163.0	29.7	237.9	30.9	400.9	30.4
宅 地	住 宅 用 地	65.0	11.9	92.8	12.1	157.8	12.0
	集 合 住 宅 用 地	37.8	6.9	41.9	5.4	79.7	6.1
	分 譲 宅 地 用 地	209.2	38.2	297.1	38.7	506.3	38.4
	民 有 地	312.0	56.9	431.8	56.2	743.8	56.5
施 設 用 地	教 育 施 設 用 地	51.7	9.4	57.4	7.5	109.1	8.3
	商 業 施 設 用 地	21.6	3.9	41.5	5.4	63.1	4.8
	計	73.3	13.4	98.9	12.9	172.2	13.1
合 計		548.3	100.0	768.6	100.0	1,316.9	100.0

(1) オープンスペースの特色

公園緑地等のあらゆるオープンスペースを動員し、軸状に関連づけて体系化している。(第2章参照)

(2) 交通計画の特色

便利で安全な交通サービスを目標として、公共交通機関を重視した計画である。鉄道計画では、横浜市中心部から港北ニュータウンを縦断し、東急田園都市線へ連結する市営地下鉄3号線、ニュータウンと綱島、鶴見方面を結ぶ同地下鉄4号線、更に東京都心方面からニュータウンに至る地下鉄新線の3ルートが予定されている。ニュータウン区域内には6箇所の駅が予定されており、これらの駅を中心に、各住区に対して、きめ細かいバスのサービス網を計画している。又、道路網については、住宅地の居住環境を安全かつ快適に維持するために、区画道路のパターンをU字タイプに徹底するとともに、歩行者専用道路のネットワークを完備している。

(3) センター計画上の特色

ニュータウンセンターは、横浜市北部の中心的性格をもつ広域型のセンターで、公団施行第一・第二地区にまたがっており、鉄道2駅がある。他の4駅については、近隣商業施設、公益施設を主体とした駅前センターが計画されている。また、タウンセンター、駅前センターの徒歩圏からはずれた地域については、近隣センターが6箇所計画されている。

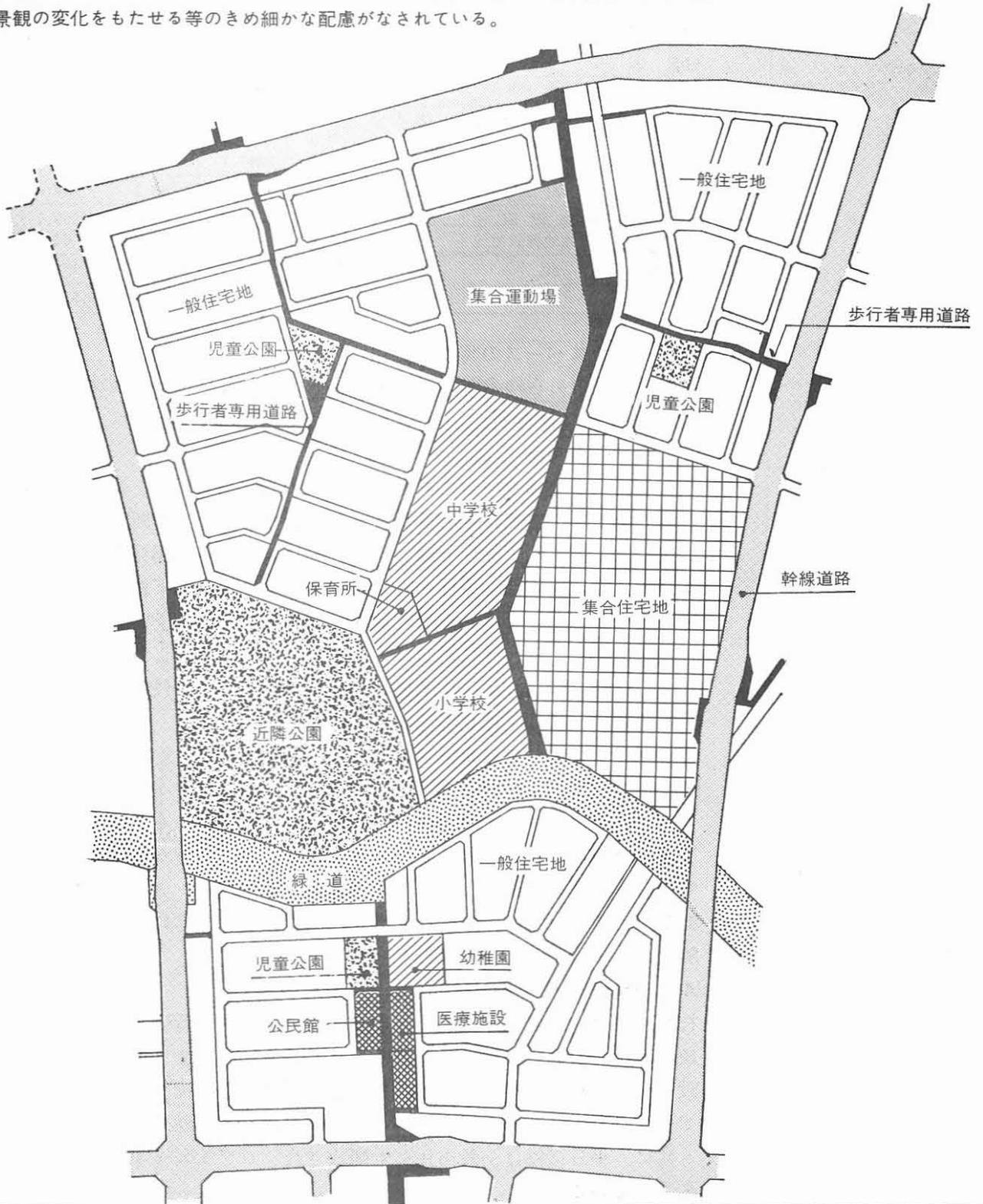
(4) 社会施設計画の特色

社会施設は、港北ニュータウンに高度のサービスを行うと共に、横浜市北部地域の諸施設の不足を補うよう計画されている。なかでも特徴的なのは、教育施設としての集合運動場である。集合運動場は、小学校2校と中学校1校が共同で利用し、広いスペースを必要とする体育の授業、課外活動などに利用されると共に、平日以外是一般市民にも開放され、コミュニティーの核となるよう計画されている。

図 1 - 5 住区及び歩行者専用道路モデル図

各住区内の道路網は基本的に 9 m 道路、6 m 道路、歩行者専用道路によって構成されている。9 m 道路は U 字形で幹線道路に接続し、さらに、6 m 道路はその 9 m 道路に U 字形で接続しており、完全な段階的構成となっている。

独立住宅地内の歩行者専用道路は U 字形の区画道路 (6 m) をぬうように配置されている。この歩行者専用道路は、住民の利便性を最大限図るとともに、線形を折り曲げることによって景観の変化をもたせる等のきめ細かな配慮がなされている。



1-4 事業運営上の特色—市民参加による都市づくり

港北ニュータウンの開発にあたっては、当初から住民参加による都市づくりの姿勢が強く打ち出され、計画の立案や事業の進捗について、住民の意向が円滑に反映されるよう努力が続けられてきた。具体的には、市・公団・地元で構成された「港北ニュータウン事業推進連絡協議会」で、協議され、事業がすすめられている。又、センターの運営、農業問題、アパート・マンション経営等、個別の課題についても、前記協議会の中につくられた「港北ニュータウン建設研究会」で検討され、事業に反映されてきた。

換地計画においても、住民参加の理念を実践している。全体土地利用計画にもとづいて、センター用地、アパート・マンション用地、工場・倉庫等用地、暫定農業用地の4つの特別な用地を設定し、その換地には地区内全地権者の意向(希望)を反映させ、住民のエネルギーを集約して都市運営にあたりると共に、土地利用上の用途純化を目指している。

図1-6 横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会組織図

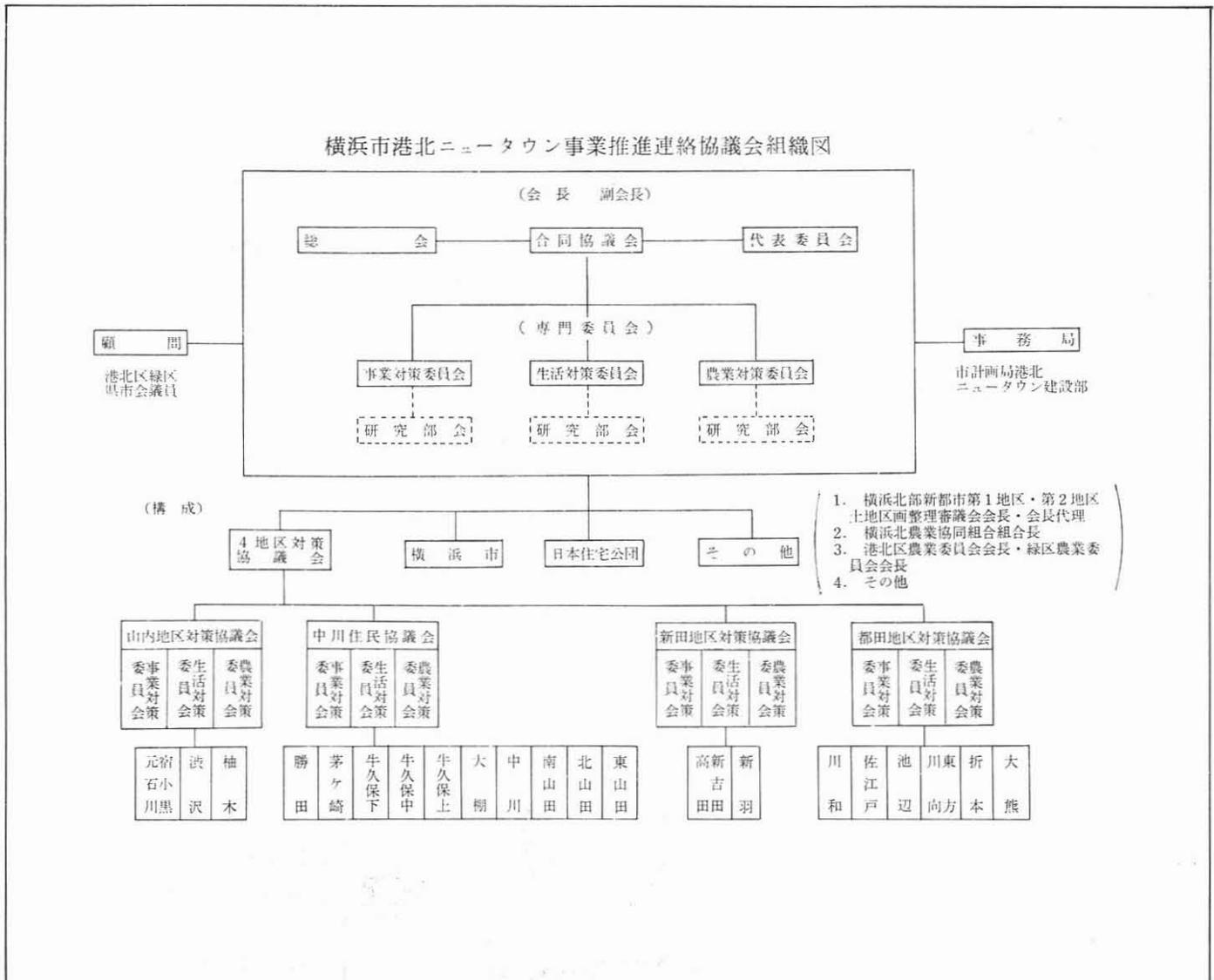
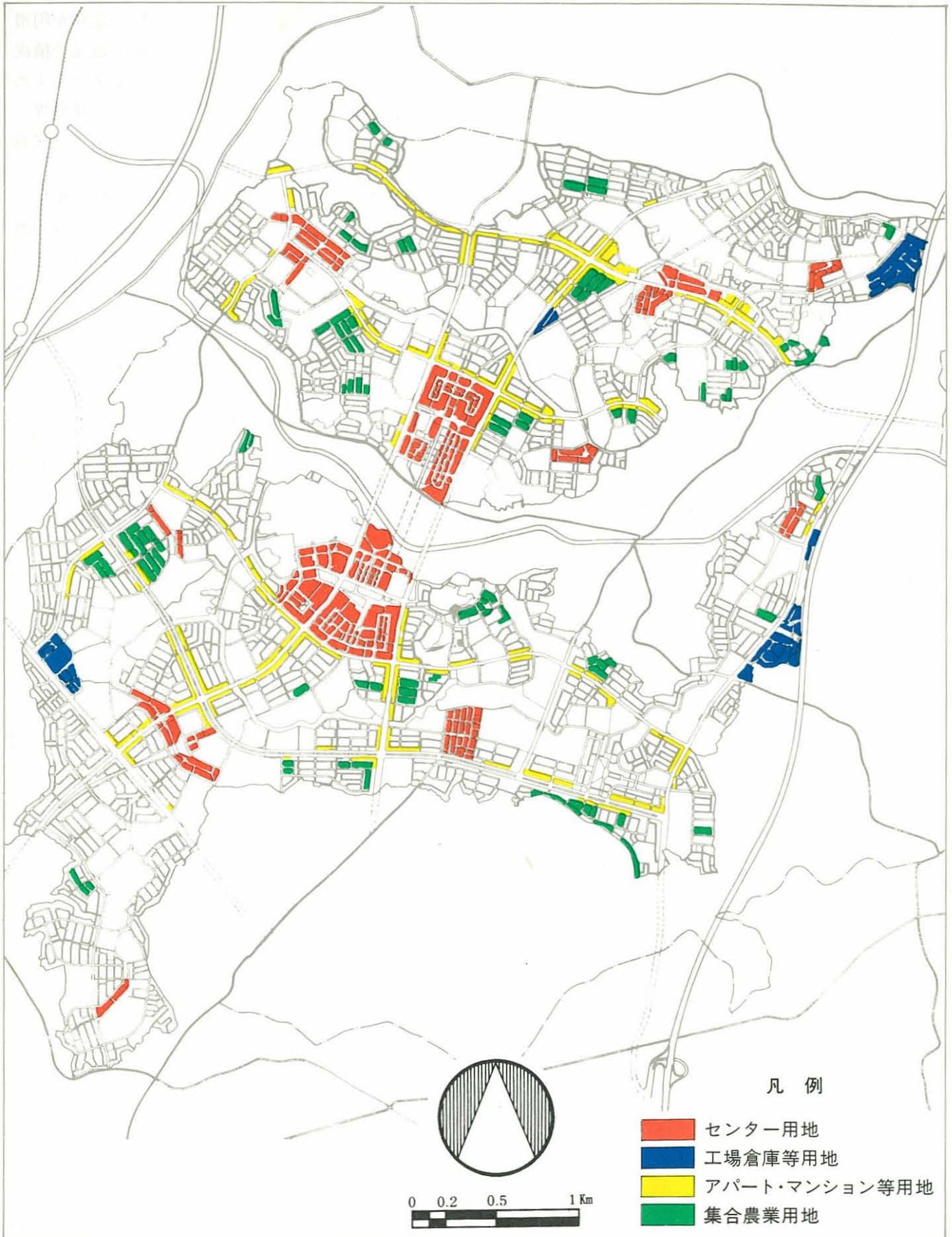
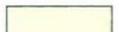
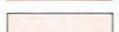
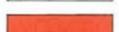
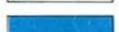
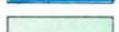


図1-7 特別な用地位置図



凡例

-  道路・駅前広場
-  歩行者専用道路
-  公園
-  緑道
-  河川・水路
-  集合住宅地
-  一般住宅地
-  幼稚園
-  小学校
-  中学校
-  高等学校
-  集合運動場
-  特殊学校
-  行政施設用地
-  厚生施設用地
-  文化施設用地
-  都市運営施設用地
-  商業施設用地
-  鉄 道
-  文 化 財
-  農業専用地区
-  公団施行区域
-  ニュータウン区域

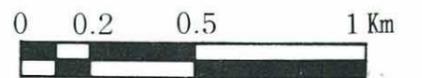
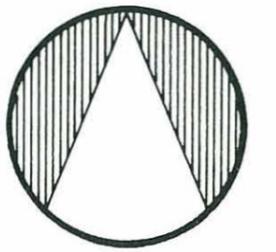


図1-8土地利用計画図9

凡例

- 教育施設用地
- 行政施設用地
- 厚生施設用地
- 文化施設用地
- 都市運営施設用地
- 商業施設用地
- 駅

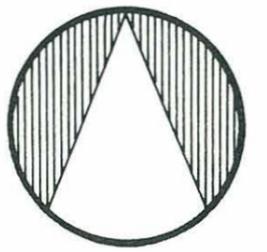
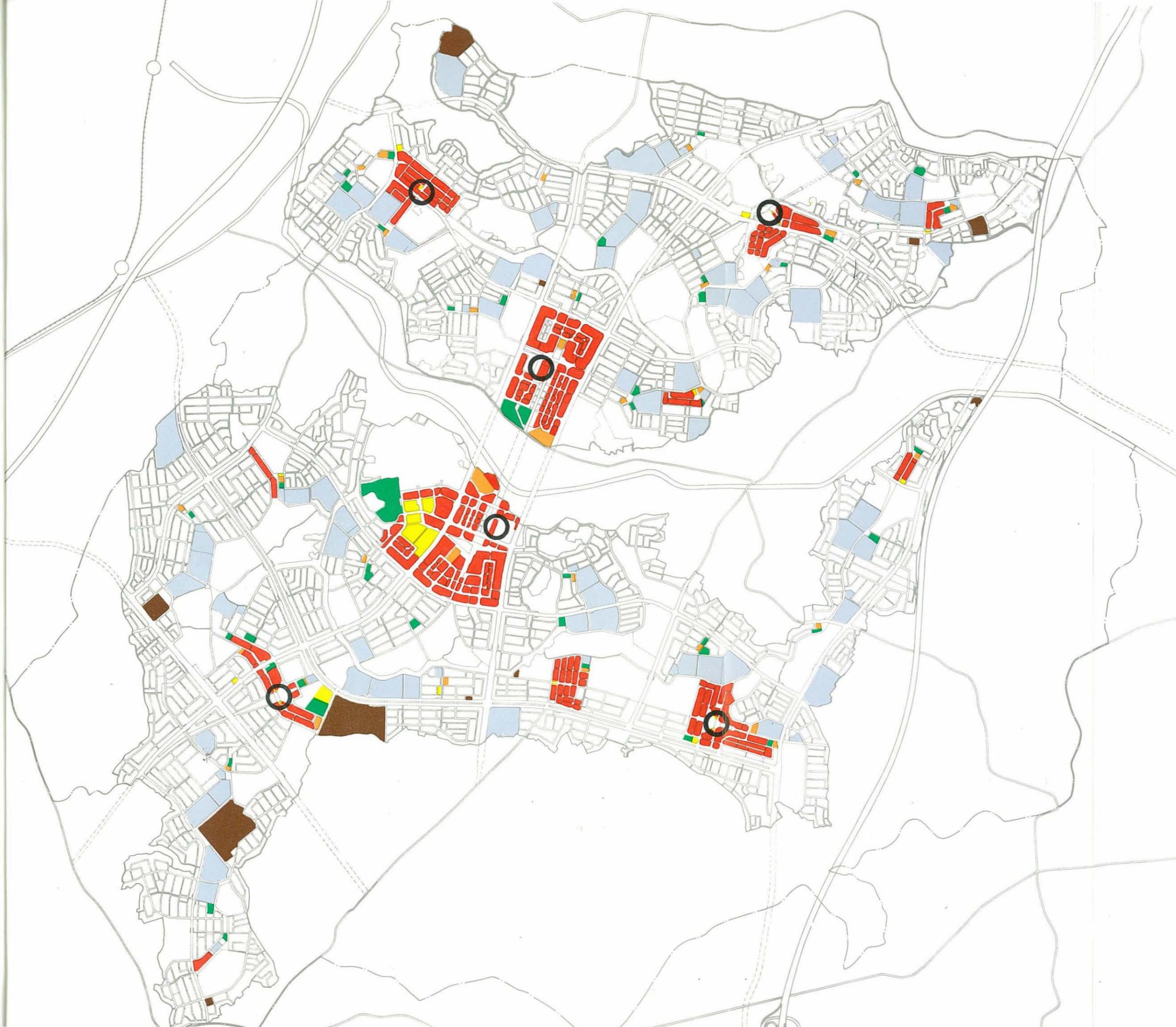


図 1 - 9 公益的施設用地配置図 10

第 2 章 オープンスペースの体系と構成要素

第2章 オープンスペースの体系と構成要素

2-1 オープンスペースの体系

(1)概説

これまでのわが国での主な大規模ニュータウンをみると、高蔵寺、多摩、泉北、千葉など、その多くは周辺に将来とも開発が行われないことが、ほぼ担保された保全地域をかかえており、自然との「ふれあい」の容易さからか、むしろニュータウン区域内は、アーバニティの追求が計画意図としてとりあげられてきたといえよう。

しかし、港北ニュータウンでは、西側の田園都市線、国道246号線沿いの区域から、また北側の川崎市側から、そしてさらに第1・第2地区中間の早渕川、県道生田・横浜線沿いの地域（市街化調整地域ではあるが、すでにかなりビルトアップしている）からそれぞれ市街化圧力が及び、土地区画整理事業区域内にも昭和30年代後半からスプロールが進行しつつあった。また市街化という形ではないが、南側の丘陵部でも農業用地の整備（農業専用地区）のための土地造成が進んでおり、港北ニュータウンの周辺部には、もはや自然は残されていないといつてよい。

そのため、港北ニュータウンのマスタープランでは、アーバニティの追求とあわせて「自然」を、あるいは「より自然的なもの」を、自らの区域の中に可能な限り「残したい」あるいは「創り出したい」という要求がきわめて強く働いたことは、むしろ当然であったといえる。まちづくりの4つの基本方針のなかにも、「緑の環境を最大限に保存する都市」、「ふるさとをしのばせる都市」があげられていることから、このことが明らかである。

(2)グリーンマトリックス

前記のような要請をマスタープランにどのように具現するかについて、地元の権利者を含む関係者のたび重なる話合いを通じて得られた結論は、「体系的に組み合わされたオープンスペースの展開」という対応であった。

これは、「できるだけ多くの自然を、オープンスペースを」という要求と、土地区画整理事業という事業の上での採算という制約要因との相反する二つの条件から生れた新しい知恵であったといえよう。

オープンスペースとは、広くは道路・公園などの公共用地、学校の校庭、公共施設の前庭などの公益的用地の一部、さらには宅地のなかの庭など、建築物や工作物の立地する土地以外のスペースをいうことが通例であるが、これらは大きく2つの系列に分けることができる。その一つは、道路や多くの歩行者専用道路のように、ある限定された目的をもった交通のために用意され、機能する「目的的交通空間」であり、他の一つは公園、緑地や社寺の境内、校庭のように、非交通空間もしくは「必然的余裕空間」ともよぶべきオープンスペースの系列である。この余裕とは、単なる未利用空間ではなく、「利用空間」の存在を成立させるために必要な空間であって、単一の用途に限定されない様々の生活機能が複合化された空間とみることができる。その意味から必然的余裕空間なのである。もちろんこの区別は厳密には困難で、たとえば公園の園路が一部交通空間として利用されることもあろうし、細街路や歩行者専用道路も、幼児が遊ぶときは、非交通空間として利用されていることになる。

目的的交通空間は、その機能の上からシステムとしての体系化が必要なのは当

然であり、より機能を高めるための技術の開発も行われ、港北ニュータウンにおいても新しいパターンがつかわれているが、さきの「体系化されたオープンスペース」とは後者の必然的余裕空間の体系化をさしているのである。

公園、緑地、広場、集合運動場、校庭、集合住宅地、文化財保存地、神社、仏閣、民有地の屋敷林などの必然的余裕空間としてのオープンスペース群、これらをできるだけ動員し、緑道とよばれる、いわば新しい概念のオープンスペース帯によって関係させることで、体系としての対応をマスタープランにおりこむことになったのである。いわば限られた公共空間——公園、緑道——を軸に、基本方針に沿って、非公共空間をもあわせて体系化することによって、それぞれの要素群に内包される複合化した機能をも体系化し、その軸となっている緑道それ自身にもそれらを期待することも含めて、より多くの効果を期待した必然的余裕空間体系を考えたといえよう。そして、この体系を「グリーンマトリックス」ということばで概念的にあらわしてきたのである。

グリーンマトリックスは、このような意味から、場合によっては歩行者専用道路や一部細街路、さらには幹線道路の歩道部分なども重複して組みこんだ総合的な概念をさしているといえる。

(3)緑道の意義

このグリーンマトリックスの概念の中核となる緑道は、公共用地として用意される巾員10～40mの帯状のグリーンベルトであるが、その機能は必然的余裕空間という意義のほか、さきの目的的交通空間とは別の「非目的的交通空間」という意義づけもできる。つまり通勤、通学、買物、娯楽、社交などといったセンター、駅、学校、ショッピング施設などへの交通の用に供される歩行者専用道路体系とは別の、公園など余裕空間相互をつなぐ、そぞろ歩き、かたらい、子守り、日なたぼっこ、思索などのための空間で、その空間のなかでの動きを前提としているため、目的的交通空間ではない交通空間という意味もありうるのである。

このような非目的的交通のための連続空間（つまり緑道）はなぜ必要であるかについては、次のような理由によるものである。

一つは「自然」あるいは「より自然なもの」に対するアクセスのできる限りの均質化ということ、そして公園など、この体系のなかでの拠点空間の相互依存性の強化（ある公園の花が散っていれば、次の公園へ容易に移って咲いている花を見るなど）ということのほか、「緑道」というきわめてわかりやすいヒューマンな、しかもフィジカルな軸によってニュータウンのなかでの地理的位置づけが個々の市民にとって感覚的に容易で、緑道が市民生活の軸となって、連帯感、ふるさと意識を育てるといった、市民が「まち」に対して「アイデンティフィケーション」をもつことが必要なこと、さらには、もっと基本的に都市に住む人々にとってみどりは、生理的に必要であること（これは休日郊外の自然を求めて殺到する市民の大群をみれば、人々が本能的にそれを求めていることがわかる）そこで、そのような「みどり」はもともと居住環境のなかできまかく系統的に用意されていなければならないものである、ということさえできるであろう。そして、それは人々がみどりの空間に単にふれることができるだけでなく、その雰囲気のなかにひたり、その雰囲気のなかで移動することで

ダイナミックなみどりの変化を感覚的に認識することによって、その効果は一層高まるにちがいない。

このような理由から緑道は、非目的的交通空間としての「連続性」が必要なのであり、それによってグリーンマトリックスの概念が構成されているといえる。なお、緑道によって体系づけられた必然的余裕空間としてのオープンスペース体系は、それがフィジカルに確保されることによって結果的に地域のコミュニティづくりの契機となるべき役割を期待できることや、防災上の避難ルート、避難拠点という機能をも果すであろうことなど、多くののはたらきが考えられるが、これらについては、3章あるいは4章において述べる。

図2-1 グリーンマトリックスシステム

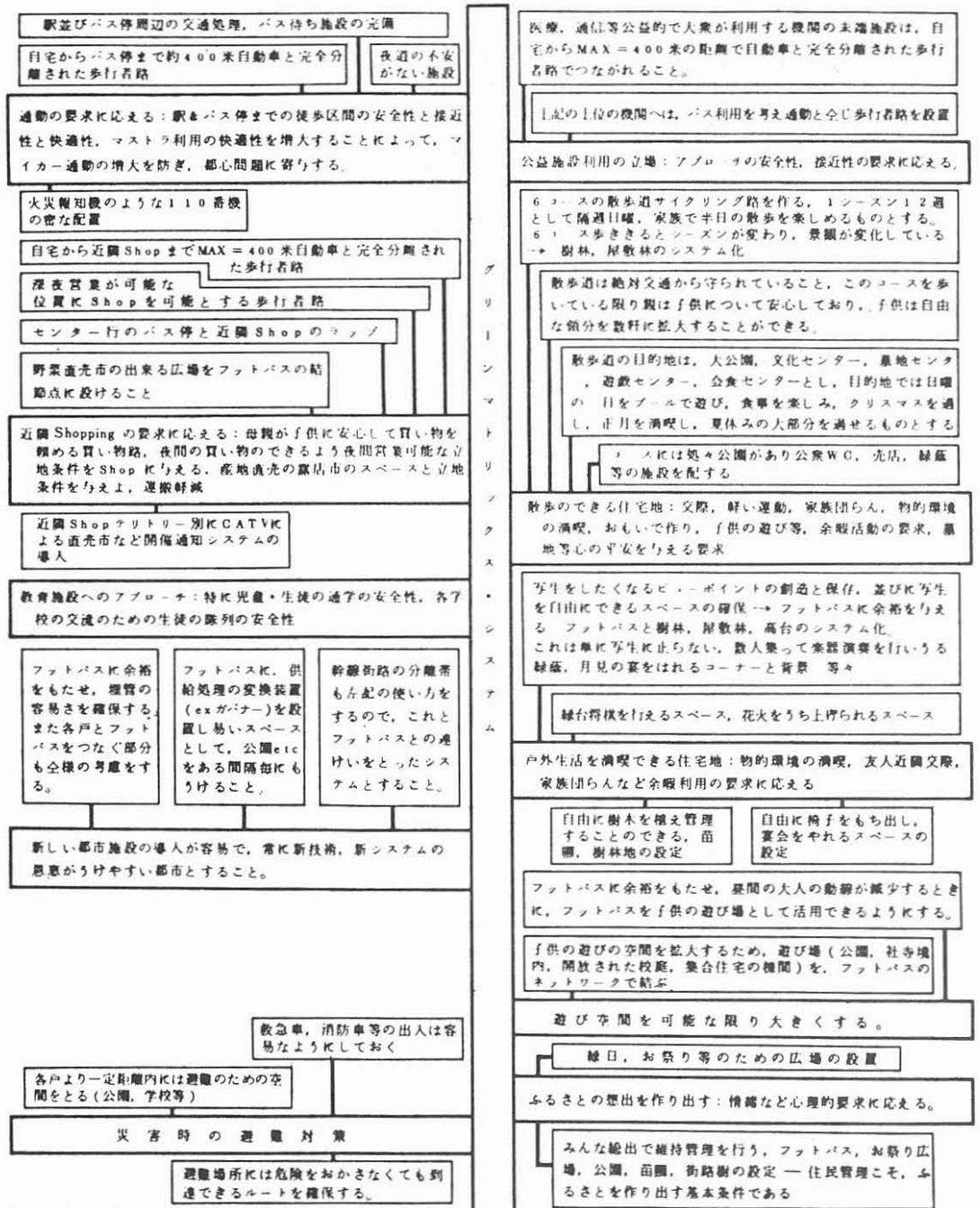
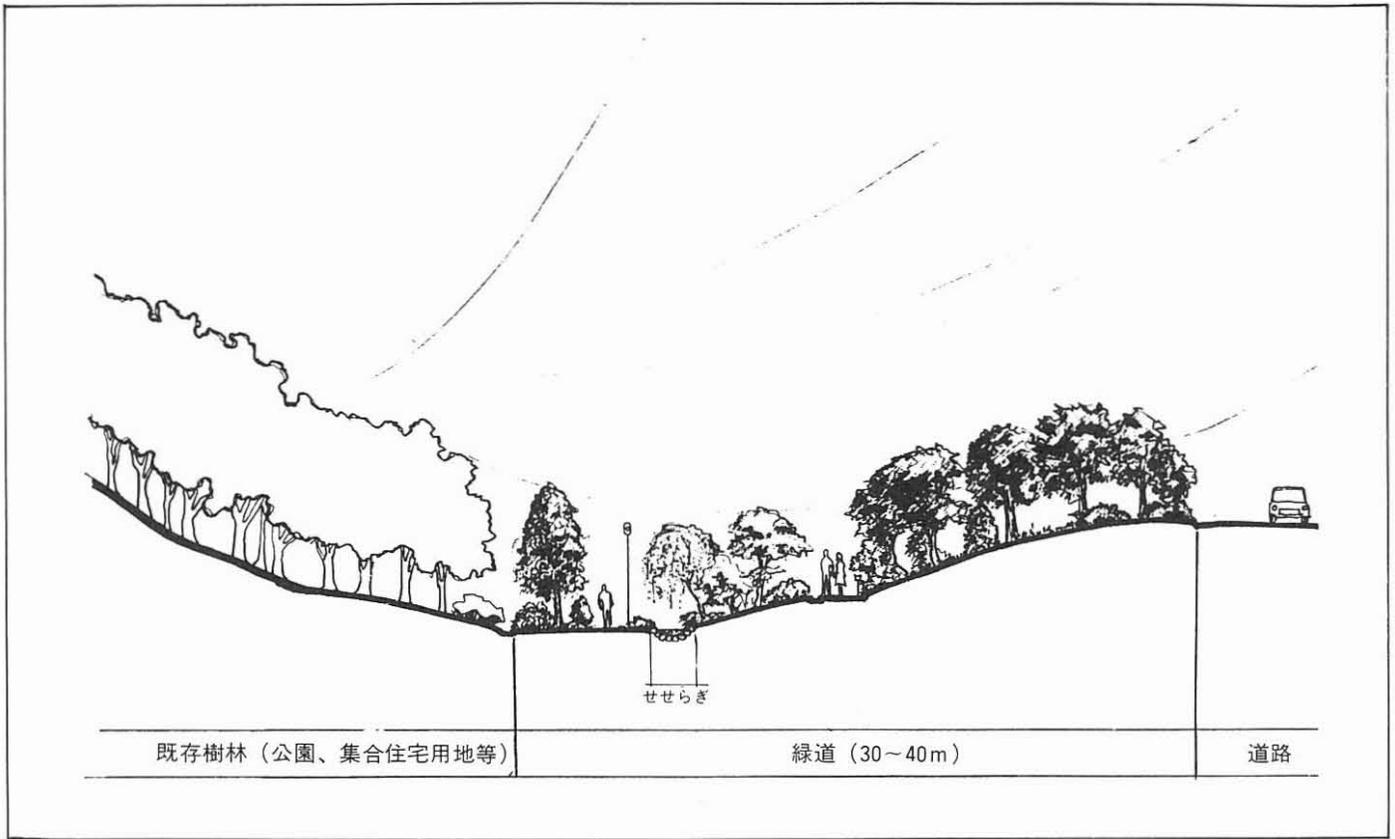


図 2 - 2 緑道空間の断面図



2 - 2 オープンスペース 体系の構成要素

港北ニュータウンのオープンスペースは、公園緑地を中心とし、公益的施設用地（小学校、中学校、集合運動場等）及び集合住宅用地、寺院用地等により構成されており、その内容は表 2 - 1 のとおりである。

表 2 - 1 オープンスペース一覧表

区		分	1箇所あたり面積等 ()内は 箇所数	摘 要
ニュータ ウン区域	公団施行 地 区	公園緑地等	総合公園 18.1ha(1) 地区公園 4.5ha~7.8ha(4) 近隣公園 約2ha(15) 児童公園 約1,200m ² ~2,500m ² (65) 都市緑地 2,500m ² 、4,600m ² (2) 緑 道 延長約15km、幅員10m~40m 歩行者専用道路 延長約50km	30万人対応 4~5万人対応 タウンセンター
		公益的施設 用 地	集合運動場 約2ha(13) 小 学 校 約1.2ha(27) 中 学 校 約2.0ha(13) 高 等 学 校 約3.0ha(6)	中学校区対応
		そ の 他	文 化 財 約2.3ha、約4ha 寺 院 (合計)約10ha 集 合 農 地 (合計)約30.6ha 集 合 住 宅 (合計)約150ha	C7・C8、茅ヶ崎城址 保存寺10ヶ所、 移設2ヶ所 農業緑地の指定
その他 地 区	河 川 水 路 農 業 専 用 地 区		(合計)約230ha	早瀬川 土地改良事業

(1)公園緑地等

公園緑地には、緑の保全とアクティブ空間の確保の2つの側面があるが、港北地区では、緑の保全を主体として、計画、配置しており、それらは歩行者専用道路、及び緑道で带状に結ばれている。

なお、各公園は、次のような役割を果たすことが期待されている。

総合公園 ⇨ ・広域型タウンセンターと一体となって、買物、レクリエーション等の行為の共存をはかり、リージョナルセンターの一役を果たす。

・自然公園的性格を中心として、多目的な役割を果たす。

**都市緑地
近隣公園** ⇨ ・できるだけ現況の地形、及び植生を保存し、公的空間として緑を担保する。(例えば、現造成計画では公園全体の約半分以上が現況保存であり、残りの半分以上が、造成面『平場』となっている。)

児童公園 ⇨ ・児童が遊び、行動する場。

・比較的小規模なものを適宜配置し、それぞれに特徴をもたせる。

特殊公園 ⇨ ・タウンセンター内の“いこいの場”。

緑道 ⇨ ・各種のオープンスペース（公園緑地、公益的施設用地、集合住宅用地等）を結ぶ緑の都市軸。

・緑・水・土が一体になった自然の空間（例えば、現造成計画では比較的ゆるい勾配で斜面を仕上げ、積極的に緑化『移植等』が可能ないように配慮している）。

歩行者専用道路 ⇨ ・通勤・通学動線。

・各住区（中学校区）の生活軸。

・幼児の遊び場。

・都市災害時の避難ルート（主要なもの）。

(2)公益的施設用地

公益的施設用地は、地区の人口に対応して適宜配置しているが、教育施設用地として小学校、中学校、高校の他に中学校区に1ヶ所、集合運動場を配置しているのが特徴である。なお、これらは歩行者専用道路、緑道で結ばれている。

集合運動場 ⇨ ・公園緑地を積極的に緑化する反面、教育施設用地である集合運動場はアクティブ空間とする。(学童のみならず一般市民の利用も考える)。

・広幅員の歩行者専用道路（生活軸）に隣接して配置し、小学校、中学校と一体化をはかる。

小・中・高校 ⇨ ・都市災害時の避難場所の機能も果たす。

(3)その他

文化財・寺院 ⇨ ・現況の姿をできるだけ残し“ふるさと”をしのぶ素材とする。

集合農地 □ ・一定期間農業を継続したいという人々の為に、ある期間農業緑地として担保する。

集合住宅用地 □ ・主として緑道沿いに配し、約20%が現況地形、現況植生で残る。なお、この部分は空間的には緑道との一体化をはかる。

(4)その他地区

緑道体系は公団施行地区内で完結するものではなく、早湍川周辺、及び農業専用地区を含んで一体となる。

河川・水路 □ ・早湍川の管理用道路を、レクリエーション動線とする。
・早湍川の支流である水路敷（暗渠）を、緑道的性格に整備し、第1・第2地区を結びつける。

農業専用地区 □ ・生産緑地であるとともに、緑の空間、災害時の避難場所の機能も果す。

凡例

- 緑道
- 総合公園
- 地区公園
- 近隣公園
- 児童公園
- 都市緑地

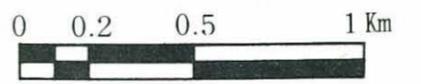
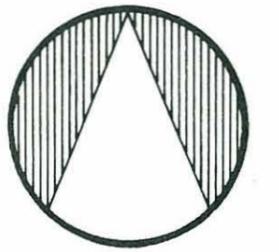
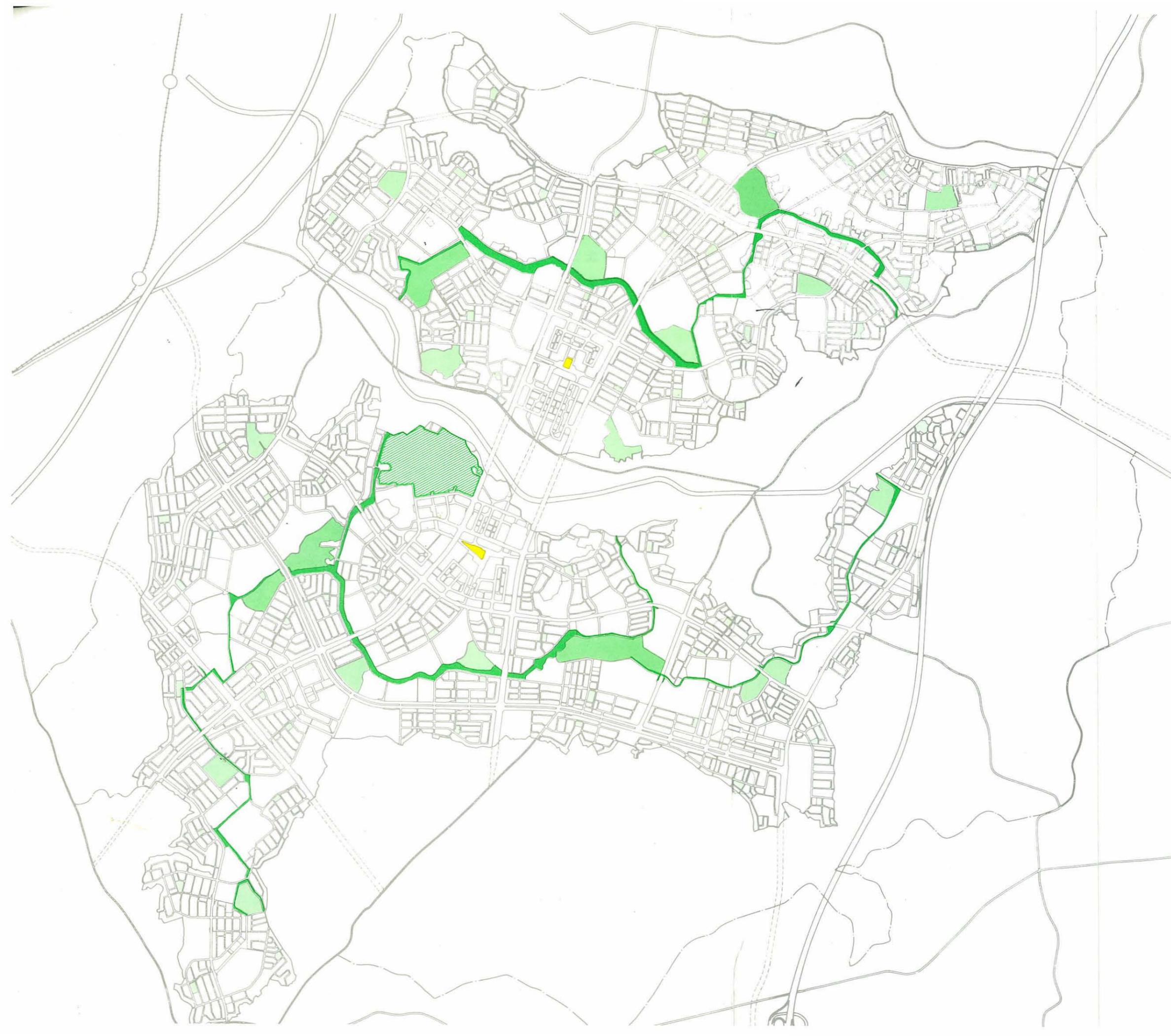


図 2 - 3 公園緑地配置図 17

凡例

- 公園緑地
- 歩行者専用道路
- 集合運動場
- 小・中学校、高等学校
- 文化財用地
- 寺院
- 集合農地
- 集合住宅
- 農業専用地区

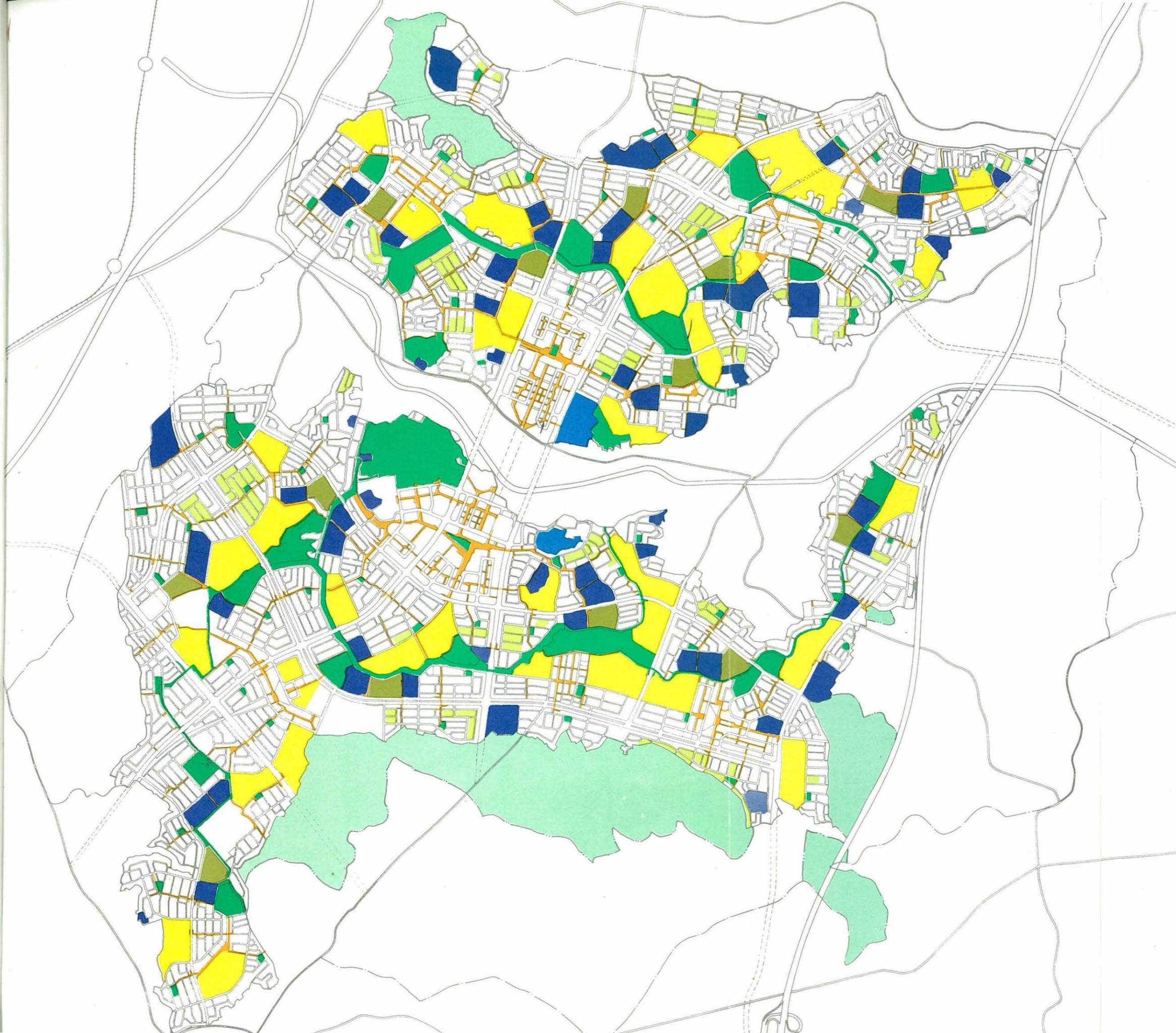
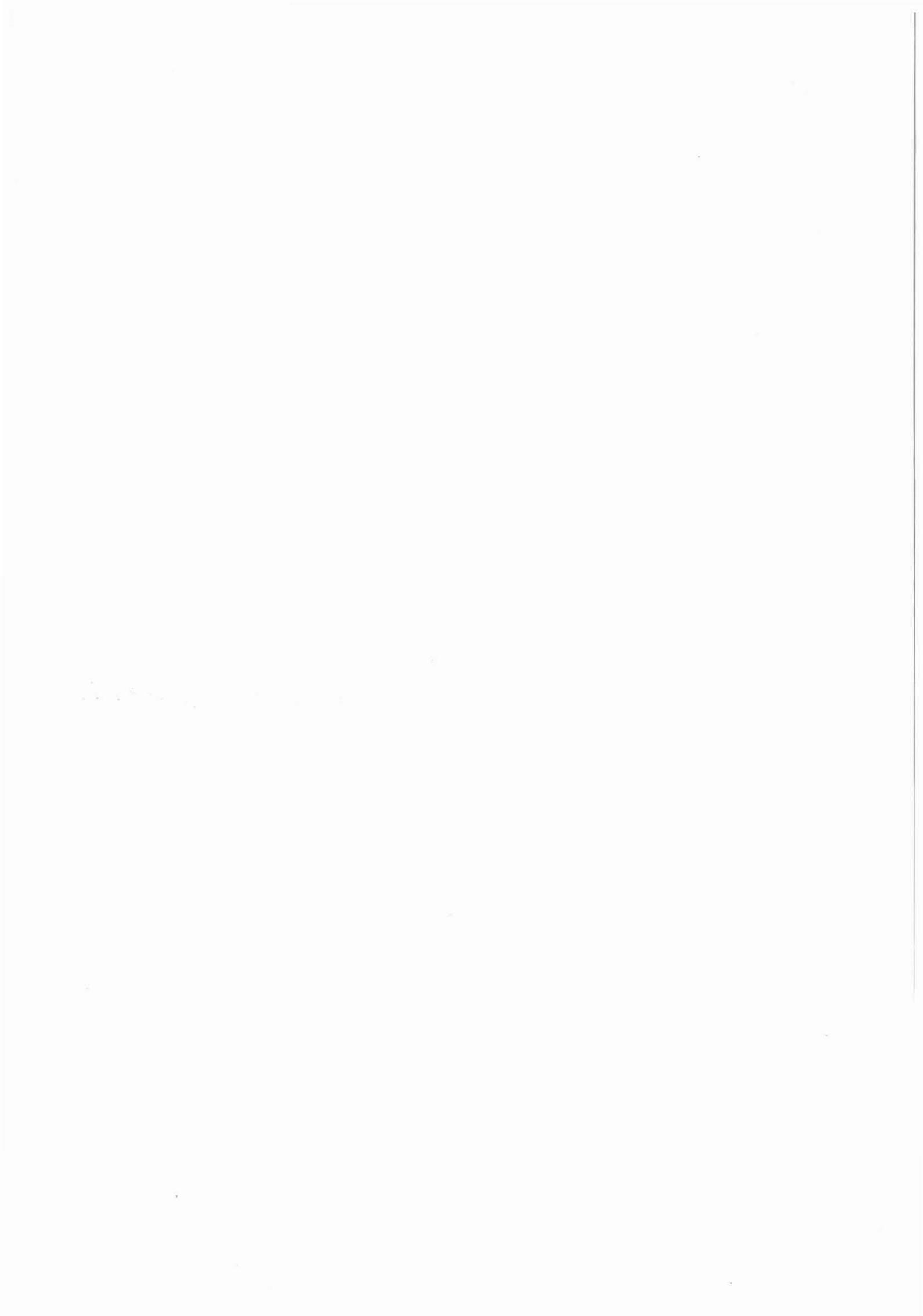


図2-4 オープンスペース配置図 18

第 3 章 整備計画



第3章 整備計画

3-1 基本的な考え方

「まちを、そこに住む人々が自らの手で、守り育ててゆくものである。」

これをまちづくりの原点と促え、港北ニュータウン、そして港北地区の公園緑地体系の整備のあり方について考えてみたい。

(1) 市民参加とコミュニティ形成

港北ニュータウン計画は、「市民参加のまちづくり」を基本理念の1つとして出発した。

コミュニティ或いは、コミュニティ意識は、物質文明の発展とともに失われつつある人間性を回復しようとする動きであると考えられるが、単に「コミュニティ形成が必要である」というだけで形成の必然性がなければ（必然性の認識も含め）、市民参加の場は単なるサロンであり、一時的なものとして終わってしまうといえよう。勿論、コミュニティが形成される過程の中ではサロンの段階もあり得るが、これをもって「コミュニティが形成された」と考えてはならない。

今のコミュニティは、都市化によって農村的コミュニティすら崩壊している状況にある。それは、都市があまりにも無関係な人々の集積であり、又、周辺の施設が行政によって管理されすぎているからでもある。つまり都市化の進展、行政の完備は、隣り近所ですら相互に協力し合うという、いわばコミュニティ形成の必然性を希薄にし、又、仮にあったとしてもサロン化しているといえよう。又、施設管理が、単に技術的にだけでなく、責任問題も含めて行政に移行してきており、その結果、行政機関が中心となって設置する公共・公益施設（都市施設）が、管理上の効率性と安全に対する管理者責任を回避するためにも、施設を人間的（自然的）なものから非人間的なものにしつつある。例えば、環境としての緑が要求されながら、その確保、創出を難しくさせているのもこれと無関係ではない。

横浜市の周辺部の農村においても、昭和30年代まで水田のための用水の管理・道路の管理（道ぶしん）を農家が実施していたし、割手とか負担金とか、種々の議論が内部でされていた。しかし、新しい都市型の住民が入ってくるに従って、「道路の管理は市がするもの」という意見が強くなり、今ではほとんど行なわれなくなっている。そうした活動組織で現在も存在しているものとしては、消防団があるにすぎない。

市民参加の過程は、単に意見を出すという初期の段階から主体的な自治に至るまでのいくつかの段階が考えられるが、究極的には自治の確立に向けてのコミュニティ形成を目的とすべきであると思われる。この自治の確立に至る市民参加の深化の過程としては、図3-1のようなものが想定される。

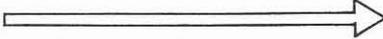
(2) 港北地区の市民参加の素地

港北地区の市民参加は、現時点においては旧来からの農家及び比較的新しい時期に居をかまえた人々が参画する形になっているが、これまでの港北地区の事業進行の過程において、既に狭義の意味での参加としては、相当高い段階にまで達しているのではないかと思われる。

つまり当初は、意見をいうだけ、或いは市、公団に対し要求をするだけであったものが、地域内の意見のとりまとめという問題に直面して、変化してきた。

ひとつの方向は、質が変わる中で（状況によっては、前後が入れ換わることもあろう）深化する。もうひとつは、ある内容（質）の中の動きを通じて段階的に深化し、次の質へ移り変わるエネルギーになると考えられる。

図 3 - 1 「市民参加」の段階

	深化する段階 	深 化
狭義の 住民参加	意見を述べるだけ → 意見として主張する → 意見 → 相互に意見を交換する → 対立点・立場が明確になる → 意見が調整される → 行政に対し提出	
↓	意見として主張する → 対立 → 交換 → 対立点・立場の明確化 → 相互に調整する → 行動する（調整の深化）	
↓	他の意見があることを前提として主張する → 対立点を明確にし、行動する（行動させることを予測して議論がされる） → 研究、総合化がされる	
↓	自 治	全ての過程が主体的に行われる。但し、実際には再び分化が新しい点に立って生じる。

また、ある時点（土地買収）では、大地主の意見が主であったが、今では小宅地の人々の問題（地域内部でも利害は多少異なり、対立を生じる場合もある）についてもある妥協点（合意）が生み出されてきている。特に、センター等の特別な用地の換地決定に関する地権者のグループ討議では、一定量の土地という枠の中で、各人の利害の対立をベースとし、地権者相互の意見の対立が生じたが、何回かの議論の中で、たとえそれが地権者だけの力で行われたのではないにしろ、調整が進み、計画が定まってきた。つまりここでは、住民参加の形で意見が発表され、公の場で要求する段階（一般的な市民参加はこの段階にある）から、港北ニュータウンの建設という具体的な事業を通じて利害の対立を調整する段階にまで達したのである、更に、現時点では、次に生ずる事柄を予想して建築協定、建物の共同化等の研究も行われている。

以上のことから、港北地区においては、本来の市民参加への素地は十分できていると考えられ、これをどのように深化・発展させてゆくかが今後の問題であり、まず市民参加の可能な（容易な）施設から、でき得る限り住民の広い意味での参加をとり入れるべきであると思われる。

(3)長期的なまちづくりと段階整備

港北ニュータウン、面積約2,500ヘクタール、計画人口30万人、これは表3-1から明らかなように、多摩ニュータウンにほぼ匹敵する規模である。この港北ニュータウン区域の中で、まちの中核である住宅開発区域（港北地区）は、面積約1,300ヘクタール、計画人口22万人であり、これが土地地区画整理事業手法によって開発されるまちであることは、極めて注目されよう。

従来のまちづくり、特に大規模開発は、コミュニティ形成という観点からみたとき、ややもすれば、それに必要な将来に対する弾力的な要素に欠けている様に思われる。この港北地区においてはそれらの反省を踏まえ、現時点において可能な手だてを考える必要がある。

本来まちは、社会の変動や生活様式の変化に応じ、その時々における人々の欲求を満たすものとして変遷してきた。ある時点において完璧であると思われたまちも、何年か経てば必ずどこかに陳腐化した部分が生ずる。所詮、完璧なまちを作ることはできないともいえるが、問題はその陳腐化した部分を人々（利

表3-1 日本の新都市事例

昭和53年3月現在

新都市名	開発面積	目標人口	事業手法	事業主体	計画着手	入居開始	事業完了	市町村名
千里ニュータウン	(ha) 1,160	(万人) 15.0	一団地住宅 新 住	大 阪 府	1957	1962	1969	吹 田 市 豊 中 市
高蔵寺ニュータウン (事業決定区域)	850 (702)	10.0 (8.1)	区 整	住 宅 公 団	1960	1968	—	春 日 井 市
多摩ニュータウン	3,000	30.0	新 区 住 整	住 宅 公 団 東京都住宅供給公社 東 京 都	1962	1971	—	多 摩 市 稲 城 市 八 王 子 市
泉北ニュータウン 3 地 区	1,518	18.8	新 住	大 阪 府	1964	1967	(一部完了)	堺 市 和 泉 市
平城ニュータウン	609	7.5	区 整	住 宅 公 団	1965	1972	(一部完了)	奈 良 市 京 都 府 木 津 町 精 華 町
北千葉ニュータウン 3 地 区	2,912	34.0	新 住	千 葉 県	1966	—	—	千葉県 印西町 船橋市 白井町 印旛村 本埜村
千葉東南部・千原台 2 地 区	974	13.0	区 整	住 宅 公 団	1969	—	—	千 葉 市 市 原 市
北竜台・龍ヶ岡 2 地 区	672	7.5	区 整	宅 開 公 団	1970	—	—	竜 ヶ 崎 市

用者)の欲求に応じて新しく作り変えることができるかどうかであり、多くの人が変換を望む時に、それが容易に可能であればある程、まちが単に「ある」ことから、「形成する」というコミュニティーとしての本来のまちに近づくことになるであろう。まちにおいてフレキシビリティの高い場が要請される意味もここにある。

港北地区は、土地区画整理事業手法によって開発されるまちであり、このことが造成工事、住宅建設の完成を遅くさせているともいえるが、半面、一般民有地が多量にまちの中にあるということ自体、フレキシビリティの高い空間が用意されていることであり、まちづくりとしてむしろ望ましいと考えられる。一般に、何かを作るといことは、その利用者を予測して行なわれるわけであり、現在の居住者そして早期に定着する人の為に必要な施設は、極力完全な形で(しかも、その人々の意見を可能な限りとり入れて)整備する必要がある。しかし、人口の定着が長期にわたる港北地区において、多数の新住民のために、計画者がいま全てを計画し、建設し、そして与えるべきであろうか。

長期的なまちづくりにおいて、開発者(行政も含め)は、まず、まちの基盤となるものを十分に整備することを第一の目標とすべきであり、市民の為にむしろできるだけ多くの可能性、つまり市民自らがまちを作ってゆくのに必要な「場」を残すことが必要であろう。市民が守り育ててゆくまちとなって始めて、まちがまちらしくなるのではないだろうか。

(4) コミュニティ形成の場

それでは、港北地区において、その場（空間）をどこに見出せるであろうか。一般的に、学校・福祉センター・公民館等のいわゆるコミュニティ施設が、かなり特定化された世代・階層の人を対象としているのに対し、公園緑地空間は、まずそこにオープンスペースとして存在することに意義があり、全ての人々が最も自由に、又、最も自然に利用（単に眺めるということも含め）できる空間であるといえる。従って、この空間は最も市民が参加し易い場であるといえよう。港北地区においても、この意味において、緑道空間を主体とした公園緑地の空間をあげることができるであろう。

又、港北地区においては、これまでにかなり深化してきた市民参加の素地を、より発展させるためのひとつの方法として、まず管理の点からまちづくりにアプローチすることが考えられる。その意味においては、公園緑地、特に「緑」には、技術的な管理の問題のみならず、常に責任の問題も含んでおり、まちに住む人々がそれを、どこまで自分の責任とするかを考える良い場とも考えられよう。

これを少し具体的に考えてみよう。

広い意味での市民参加の対象としては、本来的には、全ての施設が対象となるべきであるが、管理等具体的に身体で参加し、ある程度の責任を生じる場合、実際に“全ての施設を”と言うのはむずかしい。

道路については、車社会以前には、コミュニティ施設の役割が利便施設（人が動き、物を運ぶための）の役割とともに大きな比重を持っていたといえる。しかし、車社会における道路は、歩行者専用道路を除いて、現状では車の通る機能のウェイトが高く、人命に対する危険度も高い。また、管理技術もかなり高度なものが要求され、住民で管理し、責任を分担することは困難である。上水道、下水道については、施設そのものの性格が、共同施設には違いないものの、はるかにコミュニティスケールを越え、管理も専門的技術を要する部分が大部分であり、「ドブ」の段階を越えてしまえば共同管理の必然性が薄い。このように、生活・活動を支えている根幹的施設については、都市の大きさでは一部にしても、管理を住民にもどすことはむずかしい。

こうした中であって、施設の性格により強弱、適用度には差があるが、最もコミュニティ施設としての性格が強く、住民との密着度の高い施設が公園緑地である。しかも、危険の性格は道路の場合と全く違うものであり、ある程度の安全性の確保をする必要はあるが、それは自然の中にひそんでいるやむを得ない危険や使う側なり周辺の人々の注意によって相当にカバーできる危険であり、問題の起きる確率も性格も道路の場合と相当に異なる。特に児童公園等については、その附近の住民及び、その子供達の利用のためのものであり、密着度は最も高い施設であるといえよう。

しかし、現実には、こうした施設ですら、何か事故が起ると、管理責任のみが追求される傾向にある。その反作用として、計画者・設置者は責任を生じないようにするために、いかに安全度を高めるかに頭を悩まし、努力をすることになる。端的にその関係を現わしているのが池である。自然度を高め、景観を良くし、利用の範囲を拡げるために「水」は大切なものであるが、同時に危険も

大きい。

それ故、団地計画の場合でも公園計画の場合でも、計画段階では相当に「水」を使う計画をしていながら、実現するに従って内容が矮少化したり、せっかく作っておきながら人から隔離してしまうことになる。利用者の側で、節度ある利用や自己で負うべき責任は自分で負うことを前提にしなければ、安全性に重点をおいた、非人間的な、つめたい施設になってしまうばかりか、コストも高いものになってしまう。

緑—自然的空間—は、当然に自然との間の危険・矛盾を含んでいるし、それをゼロにすることはできないものである。しかし、その危険性は道路の場合とは異なるものである。それは、自然との間の避けがたい矛盾と人間の利用のしかた、更には、犯罪行為等の人間の行動によるものである。

こうした事を住民が理解するためには「安全（公園の場合）に努力する行政」だけでは不十分といえよう。

計画者・設置者としては、勿論対応策を考えねばならない問題ではあるが、同時に、住民に対してある程度、問題を提起し、住民自身、利用者自身がコントロールし、ある責任を持つようにしない限り、質的に高いものとすることはできないし、そうした矛盾を持つ施設であり、身近な施設であるからこそ問題を理解する最も適した場であるともいえる。

公園は、管理運営上に特別な高等技術を要するものではないし、技術としての必要部分は専門家の力（行政を含めて）を使えばよい。

こうした意味で、公園緑地を（全部ではなくとも）住民自身の管理を考える場に最も適した施設のひとつと考えることが、港北ニュータウン計画の理念を発展・貫徹することに役立つと思われる。

では、単に物的な（フィジカルな）骨格というばかりではなく、コミュニティ形成という観点からも、まちの軸となり得る緑道空間を主体とした港北地区の公園緑地体系を、今、どのような形で整備を図るべきであろうか、これが本研究の主要課題である。

3-2 公園緑地体系の整備方針

これまで、まちづくりの中では、将来に対する弾力的な要素をもつ場が必要であり、その場として、港北地区においても公園緑地の空間がそれに最もふさわしいことを述べてきた。従って、この空間は、現時点においては、まずフレキシビリティを持つたもの、即ち、将来の可能性、土地利用に対する自由度を損わないものとして整備することが必要である。

一般的に言えば、土地利用の自由度を保つということは、将来ある時点でその利用方法が決定（限定）されるまで、その土地の利用を留保しておくことであり、極端に言えば、造成された土地をそのままにして、今は何もしないことでもある。しかし、公園緑地、或いは、公園緑地体系という広い意味での空間として、土地利用の中で位置づけられている現時点においては、それに必然的に付与されるべき機能についてのフレームはほぼ推察できるので、そのフレームの中でのフレキシビリティが議論されるべきであろう。

公園緑地の空間は、広い意味ではオープンスペースの一環として捉えられるが、これは静的な「緑」の空間と、動的な行為が可能な空間とに大別される。従っ

て、公園の整備という立場からすると、自然環境資産としての緑を重視すること、スポーツレクリエーション需要充足の場としての施設整備を重視することのどちらがフレキシブルかという問題に還元されるといえよう。

一般的に、新しいまちにおける若い世代を中心とした人々のスポーツレクリエーションに対する要求は極めて高い。しかし一方、現在の都市問題の根本が人々の環境に対する問題意識、即ち、生活環境を改善し、向上させようとするところにあることを考えれば、都市環境施設、特に自然環境資産としての公園緑地の「緑」に対する欲求は潜在的なものも含めれば、極めて高いものであると思われる。

(1)「緑」を中心とした公園緑地づくり

港北地区の現況は、人工的な二次林が主体であるが、それとても長い年月を経て創造された貴重な環境資産である。

港北地区のマスタープランを「緑」という視点から眺めたとき、「緑の環境を最大限に保存する都市づくり」の基本方針のもとに、土地区画整理事業というフレームの中で、単に公的な空間のみならず、集合住宅用地を中心とした宅地内においても、可能な限り緑を保存する努力をしていることは高く評価されよう。しかしながらこれらの「緑」をより詳細に検討してみると、それは質的にも又面積的にも、必ずしも十分であるとは言えない。又、宅地内の相当量の部分を占める民有地での人口定着が相当長期化することと、特に、独立住宅用地については十分な緑のスペースを確保できない現実を考え合わせるとき、公共空間における「緑」の位置づけは、より高いものとなろう。しかし、最も大切なことは、破壊された「緑」を元の姿に戻すことは極めてむずかしいということ再認識することである。即ち、「緑」を破壊して他の土地利用に転換することはそれを大多数の人が望めば、いざとなればいつでもできることであり、技術的にも比較的容易なことであるが、ひとたび破壊された緑は、決して原型には戻り得ないし、代りの緑が本当に緑らしくなるためには長い年月が必要である。

一般的に、どちらがよりフレキシビリティが高いかを論ずる場合には、その両者がお互いにその利用を変換しようとする時、どちらがより容易に変換できるかで判断される。公園緑地空間を「緑」と「スポーツレクリエーション充足の場」に分けて、お互いの土地利用の交換を考えたとき、どちらがフレキシビリティが高いかは明らかであろう。

又、港北地区のマスタープランは、より豊かな空間体系を目指して策定されており、単一の用途に限定されない種々の生活機能が複合化された空間を設定している。特に、老人や幼児の行為は、必ずしも面的に広い、アクティブな空間を必要とせず、むしろ身近に安全な場所があることが望ましい。この点では、住宅地内の区画道路及び歩専道の配置、そして散策の場としての公園緑地（特に緑道）は、これらの体力の弱い人々に対する配慮としても位置づけられていると考えることができる。

以上の検討を踏まえ、港北地区における公園緑地更にそれをとり巻く空間については、基本的に「緑」を中心とした整備を図ることを提言する。

(2)スポーツレクリエーションの充足

「緑」を中心とした公園緑地の整備に対しては、当然「スポーツレクリエーショ

ン需要をどう考えるのか」という疑問が出されよう。

確かに、幼児や児童の遊びに限らず、近年、テニス サッカー 野球等のスポーツに対する欲求は、ますます高まってきている。先に述べた「緑」を中心とする公園緑地づくりも、これらの欲求に対する充足の場を全く無視して掲げられた結論であるとすれば、或いは暴論であるという批判も避けられないであろう。

港北地区においては、その計画の当初から、全ての世代の人々の行為（活動）を考慮し、それらの行為が限られた空間の中で最も効果的に発揮できるプランのあり方を追求してきた。これがグリーンマトリックスと呼ぶ空間体系の当初の概念であり、結果的には、緑道を中心とした緑の軸、そして歩行者の機能空間としての歩行者専用道路のネットワークが位置づけられた。従って幼児における庭、プレイロットの遊びから、歩行者専用道路、広場、児童公園による児童の遊び、老人の散歩の場等は従来のまちの水準をはるかに上まわる空間が用意されているといえよう。又教育施設用地の一環としての集合運動場用地は、単に児童生徒の利用に限定されるものとしてではなく、一般住民に対する開放も考慮されており、これが実現すれば相当量のスポーツレクリエーション需要に対応が可能である。又緑道空間を散歩ということ自体、高密度な都市で生活をする人々にとってその年代を問わず貴重なレクリエーション活動であるといえる。

又、スポーツレクリエーションに対する要求の内容は様々であり、実際には施設を利用する人は限定されてしまう。利用しない人、その施設を要求しない人が多く出る。全ての需要に対応するには、多量の土地が必要であり、それを全て住民の負担となる公共施設として整備すべきかどうかは疑問であろう。

一方、当面長期にわたり、土地区画整理区域内には、空地が存在しており、テニス・水泳（スイミングクラブ）等の採算性の高いスポーツレクリエーションに対しては、地権者の生活対策という意味も含めその大部分を民間の供給エネルギーに期待してもよいであろう。

いずれにしても、スポーツレクリエーション需要充足の場は、これだけあればそれで十分というものではない。より大量のスポーツの場が本当に必要となった時にはこの港北第一地区と第二地区の中間に横たわる早濶川沿いの平坦地、（市街化調整区域）の活用が、考慮されるべきであるといえよう。

以上のことから、港北地区の公園緑地体系を、緑を中心として整備することが即座にスポーツレクリエーション需要を切り捨てることには、つながらないと考えられる。

3-3 「緑道」の整備方針

前節において、港北地区の公園緑地の整備については、基本的にまず、緑を重点とすることが確認された。

しかし現在、計画、配置されている各種のオープンスペースは、それぞれにある役割を担うことを意図されたものであった。（例えば、児童公園と総合公園は明らかに性格が異なるものとして、計画、配置が考えられてきていると思われる）従って、緑を中心に整備してゆくという基本方針の中にあっても、各オープンスペースそれぞれの具体的な整備方針、設計手法は、状況によって異なっ

たものになることは、言うまでもないであろう。

そこで本節では、港北地区のみどりの体系の中から、特にその軸である（従って、港北地区、公園緑地整備の中心課題となるであろう）「緑道」をとりだし、その整備方針について、より具体的な検討を加えておくこととする。

(1) 港北地区と緑道

今のところ、緑道には、様々な定義が与えられており、共通概念としてある「歩行者の為の、緑を含んだ道」以外は、さほど明快とはいえない。又、港北地区においては、必ずしも過去の定義にしばられて、その性格を狭く、規定してしまう必要もないであろう。「緑道」という概念の実体、内容は、地域の中の位置や状況に応じて、又まちの将来の姿（展望）に応じて、決定されてゆけばよいのである。ちなみに、緑道についての定義を若干、紹介する。

- ① 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
（建設省都市局長通達〔昭和51年10月21日〕及び都市局資料）
- ② 自動車交通を排除した「緑のみち」であって、次の3つに分類される。
 - (a) 近隣住区を相互に連絡するように系統的に配置されるもので、植樹帯、芝生地、花壇等の環境保全施設を有する都市スケールのもの（狭義の緑道）。
 - (b) 近隣住区内に系統的に配置されるもので、車道と完全に分離された街路樹を有する住区スケールの歩行者専用道路。
 - (c) 街路樹の緑地帯で、車道と完全に分離された都市スケールの「緑化街路」。
（昭和49年、都市公園問題研究会）
- ③ 歩行者空間が安全性の高いものとして確保されており、しかもある程度の自然的資質が何らかの形でそなわっており、快適なもので機能的には日常的な生活の場であったり、自然に接する機会を増大させたりする働きを果たしうるもので、多様性に富んだ空間構造をもつものである。
大きく分けると、界限緑道、住区緑道、自然散歩道の3つとなる。
（緑道計画策定のための基礎調査報告書 1975(財)都市計画協会）
- ④ 緑道とは、みどり豊かな安全、快適な線的施設であり、ここには歩行機能とそれに伴う多様な生活活動をも満し得る複合多目的施設である。
（東京緑道計画 1975）

先に第2章で述べたとおり、港北地区の「緑道」は、みどりの体系の中心となるもので、地区の大きな特徴の一つである。（一般に、土地区画整理事業の中でこうしたものを確保することは、極めて難しいと考えられる。）

平面的にみれば、全体のネットワークの軸として配置され、公園、学校等の施設がこの軸にぶらさがりながら形が計画されている。つまり、このことは、緑道を人間のまちにおける行動の軸として考えていることを示しているといえよう。しかし、将来のまちを考える時、この緑道を単に施設をつなぐ、即ち人間の行動、通行の用に供するものとして考えて良いであろうか。

緑道が港北地区の特徴であり、軸であるということを考えあわせて、その機能、

質等を検討しておかなければならない。又、港北地区の緑道は、その周辺の公園、集合住宅地等に多くの既存樹林を抱えて、存在しており、こういった樹林と一体になって、いわゆる「緑道空間」が構成されている。従って結局、緑道をどう考えてどの様に整備してゆくか、及び緑道空間をどう整備してゆくかが、港北地区全体の問題として非常に重要であると言わざるを得ないのである。

(2)機能と質と整備方法

緑道の機能に対する考え方は、極端に分けるとすると、次の2つになるであろう。

1つの考え方は緑道を主として、人間の行動に対する施設としてとらえる見方であり、もう1つは緑道を緑の環境づくりの主役として考え、行動の場としての機能は従としてみる考え方である。

又、質については、緑道の建設・整備の仕方と大きくかわりがあり、これも極端に言えば、一気に完成した施設として整備する方法と、将来の変化を含んで段階的に整備する方法の2つとなる。もちろん段階的に整備するとはいっても、その中には完成の姿を予想しつつ、労力・資金とあわせて段階的に施工を行う方法も含まれれば、将来、住民の要求に従って、その内容を決定することを前提に、基盤の整備から順次行ってゆくという方法も考えられる。

そして機能と質の間には、密接な関係があり、もし緑道の機能を「人間の行動を主とする場」とした場合は、かなりのところまで完成した施設としておくことが適当となろう。つまり実際には、資金にあわせて段階的施工をすることとなっても、それは止むを得ない事情によるもので、本来的ではないと考えられるのである。

又、逆に、もし樹林を主とした自然環境（緑の環境）の創出に重点をおいた場合には、緑の性格上、土木・建築の工事と異なり、その質を高める為に長時間を要するので、質を高める基盤を重点的に整備し（例えば、土壌の養成、植栽等）時間を経るに従って、自然に質が向上する様に計画すべきである。そして将来そうした施設（緑）より、運動等のための施設にすべきであると住民が判断したら、その時点で内容を変更すればよいであろう。

結局、機能的利便性と自然度は相反関係にあり、緑道整備の方法もその機能を決定することで、自ずと明らかになると考えられよう。

(3)緑道の整備方針

では、港北地区において緑道の機能をいかに考えるべきであろうか、いかに位置づけるべきであろうか。

まず、状況を整理してみよう。

- ①みどりの体系は港北地区の特徴であり、その中でも「緑道」は都市の骨格となる様に、計画、配置されている。
- ②緑道そのものは巾員10m～40mの造成地であり、現況樹林をかかえているわけではないが、その周辺には多くの樹林が保存され、一体となって緑道空間を構成する。
- ③宅地開発は結果として、存在していた緑を破壊してしまう。つまり港北地区において、緑は現状より大量に減少せざるを得ない。
- ④緑の育成には時間を要する。成木を導入して形を整える事は可能であるが、多額の資金や管理費が必要である。

- ⑤今後、港北地区の私有地に緑が植えられたとしても、総量としてはそう期待ができない。
- ⑥都市の中には、そぞろ歩き・かたらい・子守り・日なたぼっこ・思索等の為の空間が必要であるし、また、体力の弱い人・老人・子供等の為の空間は、公共的に用意すべきである。
- ⑦港北地区においてはアクティブなスペースをうけとめるものとして、集合運動場の一般開放や歩行者専用道路の活用が、充分考えられる。
- ⑧人口の定着には相当の時間がかかるとみられる。これは造成された平坦な土地が相当長期にわたり存在することを意味し、スポーツレクリエーション需要を吸収する場としての利用の可能性を示している。(土地所有者である農家の生活対策上も、考えうる手法である。)
- ⑨港北ニュータウン区域全体からみると、早瀬川沿岸等、今後アクティブスペースが供給される可能性が残されている。
- ⑩運動スペースから樹林への転換は非常に難しいが、その逆は今までそうであった様に、比較的容易である。
- ⑪緑道を樹林中心とした場合、隣地あるいは附近住民との摩擦が生じる可能性があるが、それは問題の生じた時点で、まちを考える契機が生じたのだと積極的にとらえることもできる。
- ⑫スポーツレクリエーション需要は増加しているが、その内容は多様であり、すべての要求に対応するには多量の土地が必要とされる為、これを区画整理事業の中で全住民の負担、即ち公共施設として整備すべきかどうか、疑問がある。

以上の様な状況を総合して考えると、港北地区が都市として姿を現わした時、緑道（緑道空間）は、形の上でも（平面的、立体的に）、みどりの質の上でも、都市の軸となっていることが望ましいと思われる。つまり、港北地区の緑道（緑道空間）は、緑の環境（自然的環境）を形成することを主として、計画すべきであり、現在は、必要最小限の管理用空間、安全施設の部分を除いて、緑化をはかるべきである。ただし将来、自転車道や運動の場の要求が出されたとしても、そこで住民が選択できる余地は残しておかねばならない。即ち土地の基盤整備の上では、可能性が残る様に計画すべきである。

(4)水辺空間の創出

さて、この様に緑道（緑道空間）を、緑の環境づくりの主役として考えれば、今は豊かな緑をつくりだす為の基盤づくりが重要となる。計画者はできるだけ豊かな質の高い緑の空間を創造できるように、最大の努力をしなければならないのである。

そういった意味からすると、緑道の内部に「水」をとり込む意義は極めて高い。（現在、港北ニュータウンでは、図3-2のような、せせらぎの計画が考えられている。）「水」がとり込まれた時、緑は景観的にも機能的にも、その存在意義を大巾に拡大するものであり、又、そこに豊かな生物空間がはぐくまれる可能性が飛躍的に増大するのである。

子供達は「水」とたわむれ、散歩する人々は「水」の音の中で、より一層その静けさを感じるのであろう。又、ホタルをはじめとする昆虫・小鳥・小動物は

「水」を求めて集まってくるであろう。そして、こうした昆虫・小動物の生息は、狭い意味での「緑の環境づくり」である樹木（植物）の育成と相まって、より豊かなみどりの環境をもたらすこととなる。豊かなみどりの環境には「水」の存在が不可欠であるともいえよう。

計画者は今、土地の基盤整備を行う段階から「水」に配慮しておかねばならないのである。特に、水源の確保や水質の安全性については、充分なてだてが必要であるし、又、環境づくりの側面からしても、より自然的な、水辺空間創出の場を、あらかじめ考えておく必要があるだろう。

なお、港北地区の様な大規模なせせらぎ計画は、他に例をみない為、まず、可能な部分で、モデルスタディーを行い、今後の指針を得ることが必要であろう。

(5)緑道空間の展開

先に、第2章で述べたように、緑道を中心としたみどりの体系は、単に区画整理区域にとどまらず、ニュータウン全域、及びその周辺部へと展開してゆく思想を含んでいた。みどりの体系は、港北地区の中だけで完結するものではないのである。地区内の緑道を前述の様に整備してゆくとともに、今後、公共下水道敷、農業専用地区、鶴見川のサイクリングロード、地区西側にある10,000歩コース等と結びつけ、より広範に展開してゆくことが望まれる。緑道における自然環境づくりを、より広範に展開してゆく必要があるのである。

3-4 緑の整備手法



本節では、前節までの基本的な考え方、整備方針に基づいて、港北地区の公園緑地に整備さるべき緑の質は、いかにあるべきか、及び緑を保全・再生してゆく為に、どういった方法を考えるべきかについて、検討を加える。

(1)緑の質

港北地区の公園緑地は、緑を中心として基盤整備を行うべきであるが、その質は、いかにあるべきであろうか。

港北地区の現存植生である二次林を生かしつつ、常緑広葉樹林等、多様な空間の創出をはかるべきである。

港北地区の潜在自然植生は、シラカシ群集のような常緑樹林であるが、現在、最も多くみられるものは、クヌギーコナラ群集のような二次林である。

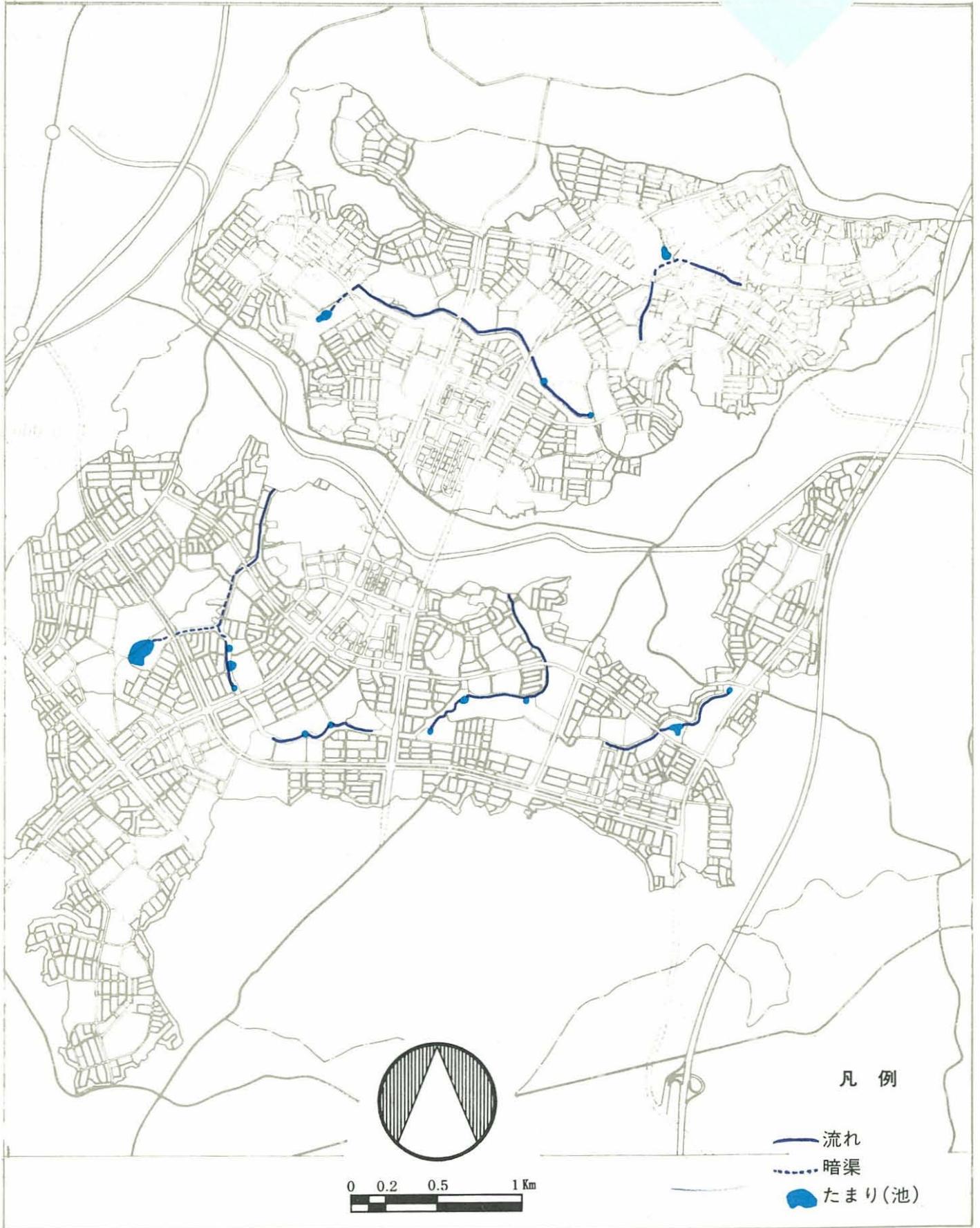
二次林の特性としては、次の様なことが考えられる。

- ・生態学的に、多様性を有している。
- ・人為的干渉に対する復元力が高い。
- ・四季の変化がある。
- ・相当期間、放置しても耐性がある。
- ・冬期、火災の危険性がある。
- ・冬期、緑のみずみずしさが無い。

また、逆に、常緑広葉林は、以下の様な特性を有する。

- ・冬期にもみずみずしい緑を保つ。
- ・防火上、その効果が期待できる。
- ・林内が暗くなる。

図3-2 せせらぎ計画配置図



- ・人間の侵入に弱い。
- ・群落をつくるのに時間がかかる。

この様に、それぞれ長所、欠点を有しているが緑の体系を都市の特徴として位置づけ、しかも今後、住民が守り育ててゆくことを考慮するなら、都市の多様性に対応した、柔軟な景観、緑の質を創出する必要がある。

従って、その中に多様な空間を創出することができる二次林を生かしながら周辺の土地利用状況、地形条件等に応じた樹種を選択すべきであるといえよう。

(例えば、北側から家屋に接する部分や、防災拠点となる場所の外縁部は、常緑広葉樹林で、防火帯をつくりあげる等、様々な手法が考えられよう。)

(2)緑の保全と再生

港北地区のみどりの体系は、単に公共的な空間にのみとどまるものではない為、緑の環境の保全・再生についても公共空間の緑と、民有地の緑を一体として考えてゆかねばならない。

- ・現況樹林の保全

造成計画、工事施工の際には現況樹林の保全等に細心の注意を配らねばならない。

現況樹林の保全については、マスタープラン策定当初から考慮され(図3-4、参照)、造成の手法も同時に検討されているが(下図参照)、今後、実際に工事を行うに際しても十分な注意が要求されよう。

図3-3 造成手法の一例

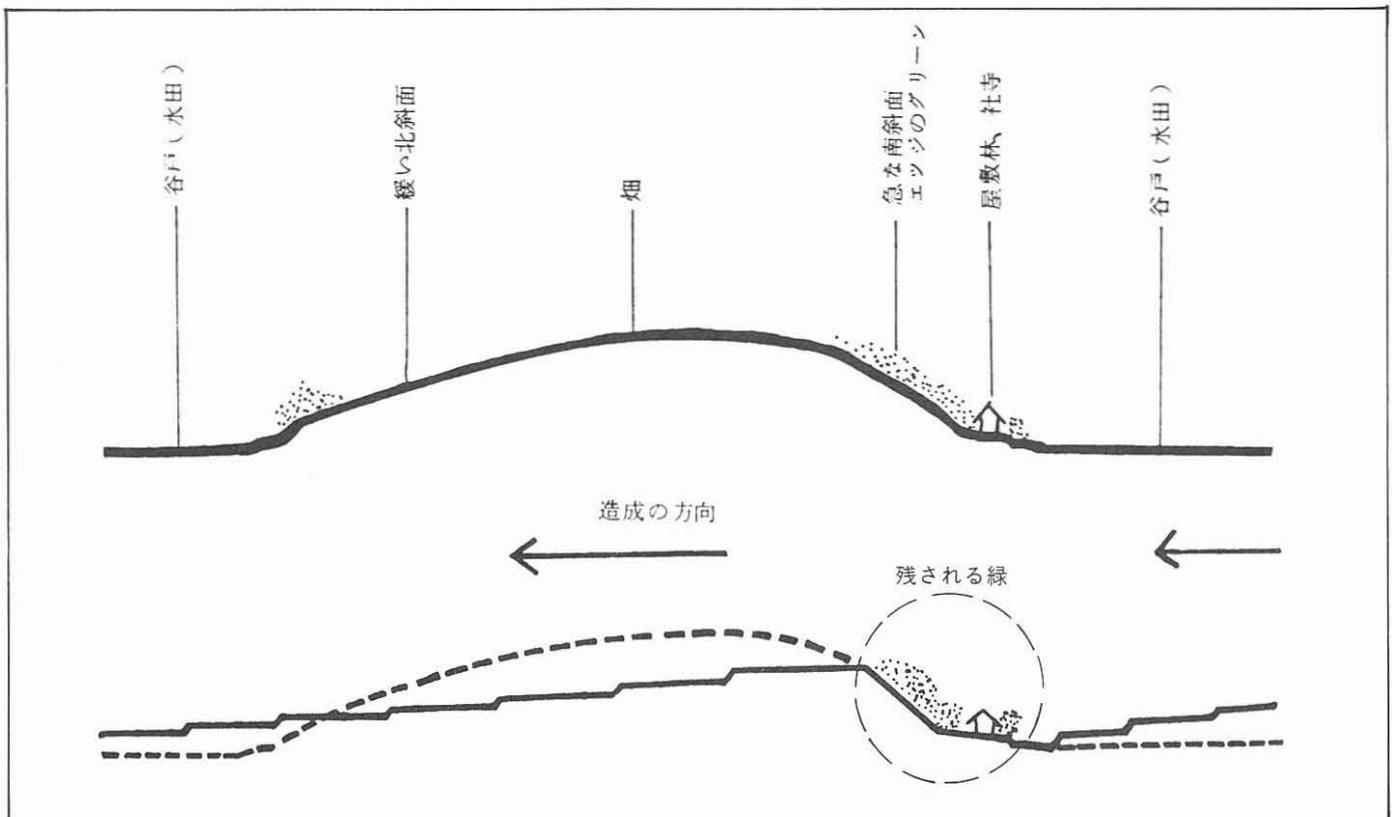
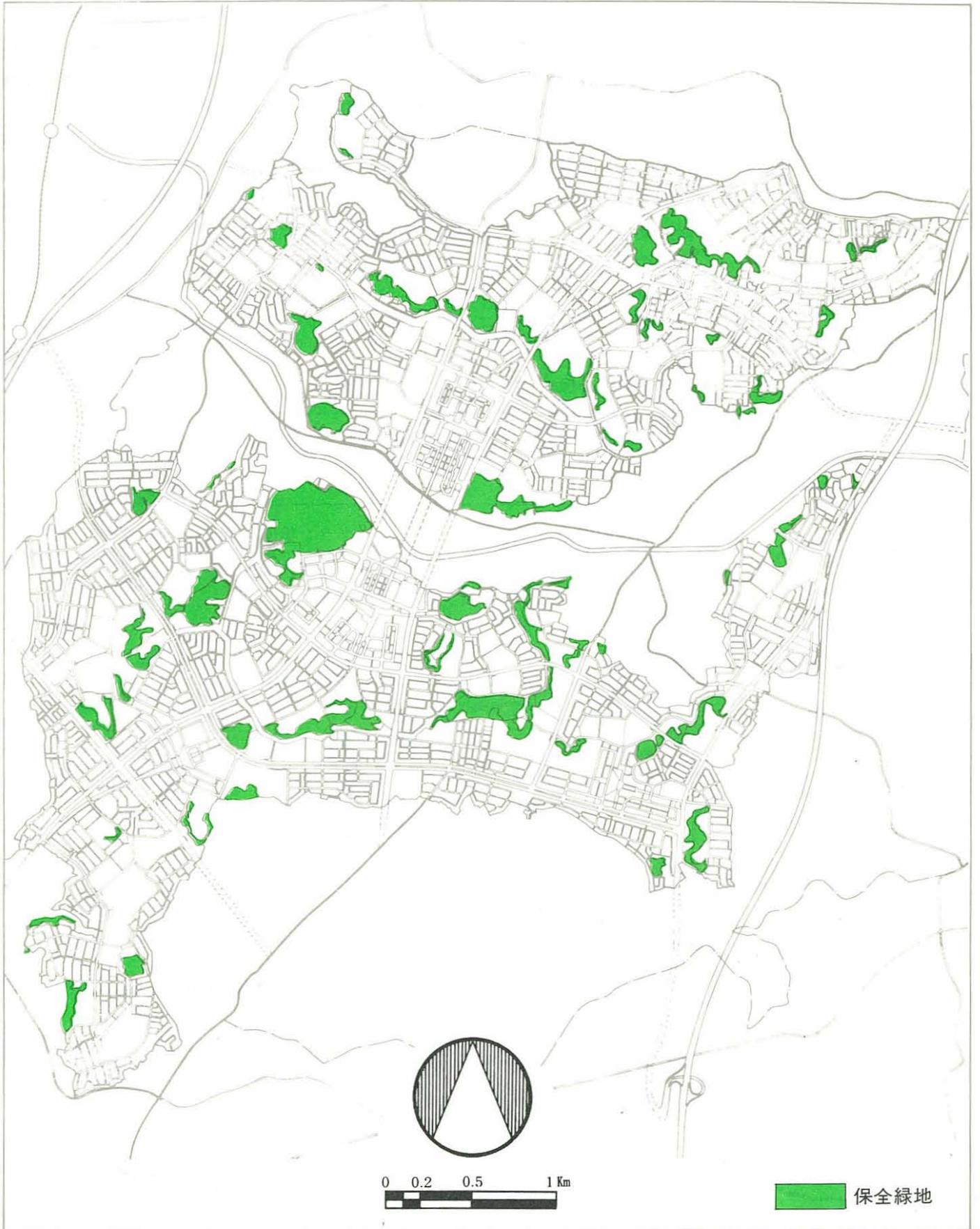


図 3 - 4 保全緑地分布図



また、緑を再生する手法として、地区内現存樹木を移植することが考えられるが、緑をより豊かな自然として維持してゆく為には、高木層から草木層に至る多層な植物群、及び多くの微生物、有機質を含んだ表土をも、その保全の対象とすべきであろう。今後より一層の検討が望まれる。

・公共的空間の緑

公共的空間の緑の保全、再生、管理については、積極的に市民の参加を得るべきである。また、都市公園法の兼用工作物制度等を活用して、緑をできるだけ一体的に管理することが望ましい。

緑の保全・再生・管理は、他の公共施設（例えば、道路・上下水道等）と比較すると、特別な技術を要するというものではない。従って市民が主体的に働きかける公共空間としては適しているといえよう。

実際、過去幾多の例があり、それぞれ、まちづくり・コミュニティの形成に役だっていると考えられ、^(注1) 港北地区でも様々な機会をとらえて、市民参加を図ってゆくべきであろうと思われる。^(注2)

なお、この緑については、単に公共施設としての公園緑地にのみとどまるものではない。従って都市公園法の兼用工作物制度等を積極的に活用して、一体的な空間として管理することが望まれる。

・民有地の緑

民有地内の緑については、補助制度、協定等を積極的に活用して創出すべきである。また、公共的空間にある緑と、相互に連係した管理システムがとれる部分は、できるだけ一体化すべきである。

民有地の緑の保全については、保存樹の指定（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）、風致地区指定（都市計画法）等が、制度上考えるが、その創出・拡大については、

- ・緑化協定
- ・建築協定
- ・壁面線指定による前庭の確保
- ・空閑地借上げによる公園化
- 生垣協定
- ・苗木の配布
- ・花壇、生垣コンクール

等々の手法が考えられよう。^(注3)

また 管理については、港北地区の保存樹林が集合住宅用地内、社寺等に、ひろく分布していることを考えれば、公共空間の緑と一体化したシステムとすべきであることが明らかであろう。

なお、具体的な手法については、第3章5節で、検討を加える。

(注1) 資料編 P. 71～P. 73
(注2) 具体的には次節、市民参加
P. 35～P. 39を参考とされたい。

(注3) 資料編IV章参照

(3)緑の整備プロセス

さて以上の様な検討を、事業の流れの中に位置づけて、今後具体的に整備を進める際、技術的に配慮すべき点を表にまとめると、以下のようになる。

表 3 - 2 緑の整備プロセス

整備段階	空間	現況地形保存地	造成地
基盤整備段階	現況整備	保存樹木の管理 二次林—下草刈、除草 枯損木の排除、薪炭材の保障 経営林 間伐 適正収穫 草地—除草、表土採取禁止 その他—防火、ゴミ捨て防止	
	造成	維持管理—現況管理、文化財包蔵地の保存 外圧対策—人、土木機械の進入禁止、土砂流入の防止	植栽基盤の整備（より自然な空間を目指して） ・表土確保(客土)←整地工事工程計画 ・斜面の措置→斜面緑化 盛土、切土に対する措置、自然ガケに対する措置 ・盲暗渠の設置 過湿地の除去 水源確保→池、せせらぎ
	基礎整備	維持整備—補植、間伐	・緑化 ・種をまく ・苗木を植える ・成木植栽(移植)
		・給排水処理 ・最少限の園路(管理用通路) 樹木の育成(立入禁止区域の設定) ・擁壁(スソドメ)	植栽計画 立地、機能、景観を考慮した樹種、密度、大きさの選択、組合せ
育成段階		樹木の育成・管理	
再構成段階		外的要因(プレッシャー)による利用の変換 緑→施設、緑→より豊かな緑	

なお、具体的には、各段階、各地区の状況に応じてより詳細なデータの収集、検討が今後必要となろう。

なお、資料編V章に下記項目を、整理することとする。

- ・港北の植生 ・誘導される植生タイプ
- ・緑の保全に対する工事上の注意点 ・造成後予想される立地
- ・表土保全の制度と取扱い ・植栽適性樹群
- ・各整備段階における緑の管理指針
- ・管理技術の確立のためのフローチャート

3-5 公園緑地と市民参加



まちは、その市民が主体であり、市民の主体的な空間へのかかわりあいの度合が、まちの豊さにつながっている。こうした意味において、港北地区の公園緑地を市民の参加の展開の場とするという基本的な考え方が前述された。ここでは、公園緑地の整備段階に対応する市民参加の形態を整理することとする。

(1)計画・設計・整備段階における市民参加

公園緑地が将来にわたって、市民自身の環境資産として意識されるよう、計画・設計・整備段階から市民参加を積極的に得るべきである。

計画・設計段階における市民参加の形態としては次のような種類が考えられる。

①アイデア参加

公園緑地に関するアイデアを広く市民から募り、それを計画・設計に反映させる方法である。

・東京都墨田区「東向島ふじ公園」

墨田区が市民にアイデアを募り、設計された公園である。公園は昭和52年4月に開園された。その後、このアイデア参加が契機となって、「公園緑地委員会」を発足させ、住民が管理にも参加している。

・多摩ニュータウン「私の考える公園のアイデア」

従来の「おしきせ」公園をやめて、ハーフメイドの公園をつくり、住民との話し合いの中で完成させていきたいという意図のもとに、小中学生を対象に「私の考える公園のアイデア」(絵と作文)を募集した。

②メニュー選択

行政・施行者が幾種類かの計画・設計案メニューを用意し、その中のひとつを、市民が、話し合い、または投票等によって選択する方式である。この場合、メニューが豊富であることが望まれる。設計案はコンペ方式で用意することも考えられる。

③市民組織による提案

何らかの市民組織によって、公園緑地の計画・設計案が提示され、それを行政、施行者が受けて整備する方式である。この市民組織には多様な形態が考えられる。

〔行政－住民の関連での分類〕

I) 行政イニシアチブ型－行政が組織を用意し、それに市民が参加する

〇〇審議会、〇〇委員会

II) 市民イニシアチブ型－市民が自発的に組織をつくり運営し、行政に提案する 〇〇奉仕団、〇〇を守る会

〔対象スケールによる分類〕

I) 行政区域全体を対象とする市民組織

〇〇市市民委員会

II) あるコミュニティ単位を対象とする市民組織

〇〇地区協議会、〇〇地区市民会議

III) ある特定施設を対象とする市民組織

〇〇公園を守る会

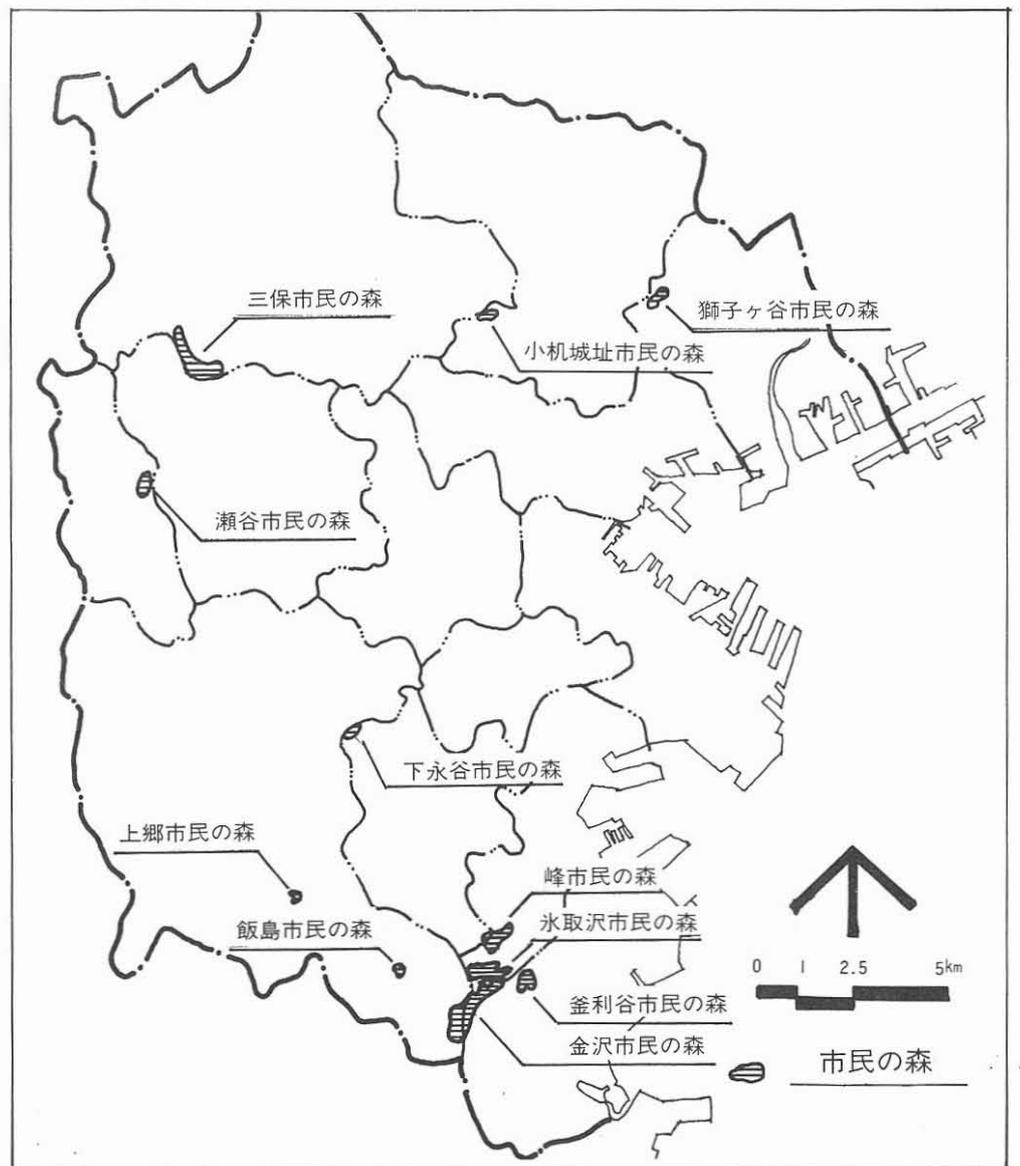
これらの分類は、いわば便宜的なものであって、現実の市民組織は、このように明確な形態をとってはいない。例えば行政イニシアチブ型から住民イニシアチブ型の間には様々な段階がありうるし、組織そのものが発展して行く例も多い。



・横浜市「市民の森」

市の要綱に基づいて実施されている。市民の土地（森）を、市民に開放してもらおう形で、市民に緑地が提供されており、管理も市民の手で行っている。原則として森の形態を変更せず、出来る限り自然の状態を保ちつつ、しかも、その森の現状、地域性に合わせて、整備している。当然、設計段階でも地主や管理団体が参加している。管理団体の主力となる人々は地域によって異なり、地主が主力となっているところ、老人クラブ、婦人団体が主力となっているところと様々である。市は、管理の技術的な部分を補い、必要経費を奨励金、管理委託料という形で支出し、側面から援助している。

図3-5 市民の森配置図



・武蔵野市「緑化市民委員会」

緑化市民委員会は6つの仕事をもっている。Ⅰ) 緑化の体制づくり、Ⅱ) 憲章や集会の開催などの市民参加による緑化の推進、Ⅲ) 玉川上水の遊歩道計画の提言、Ⅳ) 街路樹の植樹選定委員会の設置と検討、Ⅴ) 児童公園、ちびっこ広場などの遊び場に関する提言、Ⅵ) 農地の遊び場としての共有空間化など、公園緑化に限らず緑化全般について活動している。

次に、整備（施工）段階における市民参加の形態をみてみよう。整備段階ではかなりの技術力と資金力を要するため、市民参加の余地はあまりないように一般的に考えられている。又、市民に過大な負担を強いえないことが前提である。しかし、「自らが創った」と意識されるためには、この段階の市民参加を前向きに検討する必要がある。その参加の形態としては、

- ①公園緑地の一部をなす樹木等の市民による提供という形態
- ②公園緑地の施設設置、植樹等を市民の手で行う形態

などが考えられる。

・高蔵寺ニュータウン「ドングリ作戦」

町づくりの基本として、「里山の認識をし、伝承する」という、プロセスを通し、「考える市民」の運動をしている。自然林づくりを100年のタイムスケジュールで実施している。これらの運動の主役は小中学生、教師であり、P.T.A、自然友の会、老人クラブ等の広範な市民、県・市・公団・営林局等の公的機関が支援する形をとっている。具体的には、自分達で集めたドングリを播き、樹木の苗などを植えることを市民みずからが行い、良好な樹木とするため、山への人の出入りを禁止した。

港北地区の事業は長期事業であり、人口の定着もかなりの将来になることから、これらの例が、そのまま現段階であてはまる状況ではないが、人口の定着に応じた市民参加が得られるようなしくみを検討し、用意しておく必要がある。港北地区においては緑を基調とした公園緑地づくりを目指しており、そのためには現段階の植樹が重要な意味をもっている。この植樹についても、積極的に市民参加の場が用意されることが望まれる。例えば植樹を、現在の住民である地権者（将来のコミュニティの形成にも重要な役割を担うと思われる）が自らの手で行なうといったことも、参加の一形態として考えられる。このような実践を、現段階から試みることによって公園緑地は、真に市民自身の環境と意識されるに至ると思われる。

(2)公園緑地の管理と市民参加

公園緑地の管理には、多様な住民組織による多様な参加が得られるように努力すべきである。

一般に公共空間の管理問題を考えるとき、次の5つの問題を考えなければならない。(注1)

1. 認定・区域・帰属—まずその公共空間はどこに属するのか？
2. 清掃—誰が、どのような形で清掃するのか？

(注1)
岩崎駿介 都市住宅7712
「都市空間の管理責任」

3. 維持・管理—誰がどのような形でその公共空間の質を保とうとするか？
4. 管理瑕疵—管理の過失の責任は、誰がどの範囲まで負うのか？
5. 使用許可—その公共空間の利用の形態をどのように決めるか？

以上の5つの角度から公共空間の管理問題を考え、実際の設計にあたって、これらの問題を解決しながら、目的とする豊かな空間を創り出さねばならない。しかし現実には、都市化の進展にともなう地域コミュニティの崩壊、及び行政側の体制の完備を背景に、公共空間の管理は全面的に行政側に移行されてきた。その結果、管理の効率性が何にもまして優先するという事態を多く招いている。管理の効率性を優先した空間は、いわゆる「べからず管理」という形で、利用者によるその利用形態を限定して強い、設計の内容も貧しいものとなる。管理が設計の内容をきめ、設計の内容が参加意欲の減退を招いて、市民の責任と自覚を喚起できず、逆に管理問題をむずかしくするという悪循環を招いている。

港北地区の公園緑地においては、この悪循環を断ち切るべく、勇気ある設計方針をとるとともに、管理の段階でも住民参加を図るよう努力すべきである。公園緑地の管理への住民参加は、空間を提供する責任を軽くすること、又は管理費の節約を意味しているのではない。取るべき責任を明確にし、技術的及び資金的援助を惜しまない行政及び施行者の姿勢が当然の前提となる。同時に市民の側も、節度ある利用、自己で負うべき責任は自分で負う姿勢が要求される。コミュニティ施設の管理方式としては、次の5方式が存在するとされている。^(注2)

(注2)

自治省コミュニティ研究会
昭和48年6月「コミュニティ研
究会中間報告」

①公の施設として管理する方式

I) 市町村の直接管理+市民組織等の運営参加

II) 市民組織の長期利用

(制度上は市町村管理
実質上は市民管理)

III) 事実行為の委託管理

IV) 包括的委託管理—市民管理

②普通財産のまま管理する方式

V) 貸付による市民管理

これらの5つの方式は、I) から順を追って市民管理責任の度合いが強くなり、コミュニティ施設としての本来のあり方に接近するといわれている。

公園管理の管理方式についても、ほぼ、この5方式があてはまるが、公園のもっている施設としての特殊性、区画整理事業の性格(公園緑地は公共減歩によってうみだされる)などから、II) 及びV) の方式は取りにくいといえる。

I) の方式は、公園緑地を市町村が直接管理し、その管理運営に何らかの形で市民の参加を求める方式である。大規模な公園の場合や、市民組織が未成熟な段階で有効であろう。^(注3)

III) の方式は、公園緑地の管理にかかる事実行為(清掃、除草等)を委託契約により、市民組織に委ねる方式である。I) からIV) への過渡的な段階と言える。

IV) の方式は、公園緑地の管理運営のいっさいを包括的に市民組織に委託する方式である。ここでは包括的委託管理(もしくはそれに近い)例として、世田谷区「冒険遊び場」、宮崎市「後田川緑道」を紹介するが、港北地区の場合には、

(注3) 港北地区の場合には、例えば総合公園等が対象となる。

児童公園等が比較的この方式になじみやすい施設と考えられよう。(前述した横浜市「市民の森」も包括的委託管理例に近いものと考えられる。)

・世田谷区「冒険遊び場」

世田谷区から 土地を借用して「冒険遊び場」がつくられ、住民によって運営管理されている。周辺の住民によるボランティアな組織「遊ぼう会」が結成され、①遊び場の建設・運営・とりかたづけ、②周辺住民への広報活動として「かわら版」の発行、③カンパやバザーによる資金調達、④賠償責任保険、傷害保険への加入、⑤プレイリーダー(学生ボランティア)の常時配置(自由に鋸・ナイフ・火を使って遊べるように)⑥活動の記録、⑦アンケート調査の実施、等の活動が行われた。

・宮崎市「後田川緑道」

公共下水道整備の一環として、暗渠化した後田川を緑道として整備した。蚊・蠅の発生、悪臭から解放された周辺住民によって「後田川緑道を守る会」が結成された。この「守る会」は自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等が構成メンバーとなって、毎月定期的に緑道内の清掃、除草など手軽にできる作業を中心に、花壇づくりや施設の安全点検等の奉仕活動が行われている。さらに、附近住民による樹木の寄贈や、出生・結婚などの記念植樹も盛んに行われている。

以上の例にも見られるように、公園緑地には、住民が自らの環境と意識して、多様な組織による参加を可能にする素材としての特質がある。港北地区においても、町内会・団地自治会・各センター内の商店会・P.T.A・老人クラブ・共通の趣味を持ったサークルなど、多様な、また広範囲の住民組織が生まれると予想される。これらの住民組織が公園緑地の管理に多様な形態で参画することが望まれる。さらに、これらの組織を横につなぐ管理組合的な組織が生まれ、公園緑地の管理運営の一切を行政から委託されるという管理形態になることが理想的であろう。

なお、ここでは特に、小中学校の児童生徒と老人の参加が望まれる。小中学校の多くは、緑道沿いに配置されており、その緑道及び公園は、環境に対する関心を高める教育の場となり得る。また、老人の社会参加の場として公園緑地を位置づけることもできる。ひいては、公園緑地空間が、老人と子供が出合い、作業を通して「知恵」を与え、受けとる場として、また、「ふるさと」を世代から世代へと伝えていく場として機能することも期待されよう。

第4章 各種構成要素の整備方針



第4章 各種構成要素の整備方針

本章では、これまで述べてきた港北地区公園緑地体系の整備に対する、基本的な検討結果をふまえ、個々の構成要素について、その整備方針、及び利用者(市民)とのかかわりについて考えることとする。

都市においては、自然環境の場と、人間活動の場(ここでは静的な利用ではなく、動的な利用の場をさす)、が求められている。港北ニュータウンにおけるグリーンマトリックスシステムは、限定された空間(量)の中で、自然的環境の保全・創造と、住民の多様な活動の場を、より効果的に、また、より質的に豊かにしようとして考えられた。しかし、自然的環境の場と、人間の活動の場とは、必ずしも共存するものではない。自然的環境の場と、人間の活動の場として利用しようとすることは、結局、自然(緑)を破壊することに連なるものであり、この両者と限られた同一の空間の中に求めることは難しい。

港北地区の公園緑地空間は、基本的に、自然環境の場、つまり緑として優先的に、保全・創造すべきであるとした。特に緑道(緑道空間)は、これまでのまちづくりに例を見ない大規模なものであり、それ故、この港北ニュータウンの骨格になるものと認識し、より豊かなまちを創造するために、樹林地を中心とした「緑」主体の整備を図るべきであると考えた。——(第3章参照)

しかし、港北地区の個々の公園緑地施設、更には様々なオープン施設について考えてみたとき、基調は緑としても、その全ての空間を樹林中心の施設として整備することはできない。それは、各々の施設が現時点において、どのような状況(配置、現模、造成条件)におかれているか、また、その施設が本来的に、或いは必然的にどのような機能を担うべきか、を考えれば、自ずと緑を基調とした整備のなかにも、軽重の差がでてくると思われるからである。

また、公共の空間という事に注目すれば、それを、緑を主体として整備することは、市民参加を誘導し易いようにできるだけフレキシブルに考えると同時に、自然環境資産として、それが都市スケールにおいて求められるからであり、量的にも、また、質的にも一定水準以上のもの(あるまとまったもの)が必要である。この意味から考えてみると、保存しうる現況の地形、樹林のウエイトは最も高いと判断される。

上記事項に留意し、計画配置された個々の構成要素について、公園緑地を主体として検討してみる。

公園緑地の整備方針

緑道は、主として現況の谷部に位置し、総延長は30kmにも及ぶ。緑道と称するものは、これまで各地で相当数計画・建設されているが、これ程大規模な都市スケールのものは他に例がない。この緑道は、それ自体には既存樹林を有しない造成された盛土面が主体であるが、周囲には相当量の既存の緑が保全されており、これらの空間も含めた一体的なグリーンベルトとして、港北ニュータウンの骨格とすべきである。基本的には、既存樹林を活かしつつ常緑広葉樹林を中心とし、立地特性、隣接地との関係、景観的な配慮等から、多様性を付加す

る必要がある。(歴史的遺産である金石文の計画配置等も考慮されるべきであろう)

港北ニュータウンの緑道がいわば新しい概念に基づいて設定された空間であるのに対し、児童公園から総合公園に至る公園施設は、従来の公園計画にみられる利用圏域の考え方から配置されていると考えられる。

児童公園は、各住区内に均等に配置されているが、規模は比較的小さい。この事は、明らかに、幼児の遊び、利用のし易さに重点をおいたものであると考えられる。既存の樹林はほとんどなく、幼児の遊びが他の空間、(歩専道等)で可能であるとしても、安全な遊び場としてある程度まとまった空間は都市において絶対に必要であり、これに最適な空間としては、児童公園以外に考えられない。従って児童公園については、緑の環境づくりは従とし、児童の利用し易い遊び場とすべきである。

総合公園は、タウンセンターに隣接してほぼニュータウンの中央部に位置し、比較的規模も大きい。一般的には、総合公園という名称は、自然公園と運動公園両方の機能を併せ持つものであろうが、本地区では次のような状況が考慮する必要がある。つまり第一に面積約18haのうち大半を占める樹林、または竹林は、造成上これを残すことが可能であり、まさに都市スケールにおいて、まとまりをもった樹林地として残し得る空間としては、港北ニュータウン最大のものである。第二に、運動公園として整備するには、極めて大規模な造成工事が必要である。第三に、スポーツレクリエーション充足の場は他にも考えられる以上より、ここでは、現存の植生、地形を生かし、より質の高い緑の環境づくりを目指し、緑としての多様な景観の創出を考えるべきである。但し、横浜市における副都心を目指すタウンセンターに近接することから、多量の人のにじみ出しが予測され、これらの人の多様な活動を吸収する手だて(例えば広場等)は、当然配慮されねばならない。

いずれにしても、残り得る最大の環境資産を、現時点で破壊してまで、スポーツ施設(ある限定された時間についていえば、他の人の利用を排除するという意味において特定数の人が利用する施設)を設ける必然性は認められないといえよう。

近隣公園及び地区公園は、児童公園と総合公園との中間的施設として位置づけられる。それぞれほぼ中学校区と駅勢圏スケールに対応しており、一応利用圏域は想定されているといえよう。しかしながら個々には造成条件は異なり、緑の環境を守るという理念を貫くことが必要であると共に、埋蔵文化財の包蔵地として、現況保存しなければならない区域も多い。また、スポーツレクリエーション需要はほぼ同一の利用圏域と想定される。集合運動場(教育施設用地)が準備されていることから、近隣・地区公園の整備の方針は、基本的に既存の樹林を保全し、緑の環境の場とすることが望ましい。個々については、その地形条件、周辺の施設との相互関係等から整備内容を決定すべきである。

いずれにしても、公園施設については、タウンセンター内に立地する都市緑地を除いては、それを自然環境の場とするかあるいは、人間の活動の場とするかを考えた時、児童公園・近隣公園・地区公園・総合公園の順で、相対的に環境のウエイトを高くすべきであると考えられる。

水辺空間創出の場

先に述べたとおり、広い意味で緑の環境をより豊かにするためには、水辺空間をつくることが重要である。基本的には、可能な限り港北ニュータウンに水辺の空間を創造する努力をしなければならないが、緑をより豊かにするという観点を重視する以上、それは出来るだけ自然的なものであることが望まれる。従って、水辺空間は造成後も、地形が現況（現在）の水の流れ、たまりに近い場を選定すべきであり、公園緑地施設の中では、緑道内、及びそれに連続する地区公園・近隣公園、又は既存の流れや溜池の部分で、自然的、一体的な環境の場となるところについて、積極的に整備（しかもできるだけ自然に）を図るべきである。

緑道空間を構成する オープンスペースの整備

港北ニュータウンの中で、既存の樹林地を保存できる区域は、公園及び集合住宅用地内が大半である。特に集合住宅用地内の斜面緑地は、港北ニュータウンの緑道空間を構成する重要な要素であり、単にその用地(所有者)の利用ということ以上に、都市スケールにおける緑として位置づけられていると考えるべきである。従ってこの空間は、屋敷林、社寺林等、いわばふるさとの緑としても適切な保全、管理が第一に望まれる。また緑道と連続する各種の施設については、本来のその施設の機能を充たすことはもちろんであるが、その機能を充足する範囲の中で、できる限り緑化を図ることが大切であろう。まちが、全体として、より豊かな環境の場となることは、結果的に個々の施設(土地)更にはそれにかかわる人々に対する評価を、より高いものとするであろう。

〔集合運動場の整備〕

港北地区において、教育施設用地の一環として計画されている集合運動場用地は、極めて注目される。これは中学校区、つまり二小学校、一中学校に対応して、緑道沿い域いは歩専用道沿いに配置されており、児童・生徒の活動の場を主たる目的としている。しかしこの用地は、当初から考えられていたように、学校の休日の時には、一般市民の利用が図られるべきであり、小学校用地、中学校用地と一線を画すエリアで約2 haの面積があることから、相当量の、主として青少年層のスポーツレクリエーション需要を充たすことが可能である。また、公共の公園施設内では、実質的に運動場という形で、広い空間を整備するのは難しいことから、この空間は、まずスポーツレクリエーションの場として、効果的な整備が図られることを期待したい。その整備内容は、児童・生徒の利用とともに、一般市民の利用としてふさわしいあり方が実現されるべきであり、今後十分な検討が望まれる。

各種施設と市民とのかかわり

すべて都市施設は、市民とのかかわりのなかで、まちの中に位置づけられている。まちづくりにおいては、市民のあらゆる行為を予測して、空間を設定しているが、その様々な利用は、いわば与えられた空間の中で、行なわれるわけであり、これから市民とのかかわり(市民参加)が発生する。より豊かなまちを作り上げるためには、基本的に広い意味での市民の参加が図られ易い空間を用意する必要があり、その場として公園緑地等のオープンスペースが最もふさわし

いものであると考えた。——（第3章参照）

しかし、個々の施設が、その機能、質を異にするとすれば、自ずとそれら市民とのかかわりは異なると推察される。

たとえば、児童公園・歩専道のように、利用圏或いは利用者が限定され、従って市民に密着した親しみ易い施設は、特別な技術的部分を除けば、市民自らが計画・建設することも可能であり、愛護会等による積極的な住民管理が可能である。また、近隣公園から地区公園、更には総合公園、緑道といったより広域的になる施設については、必ずしも近傍の人々に限定されない施設となり、特定の人々の管理とすることは難しい。それを特に緑の整備という観点で考えれば、初期の段階における植栽基盤の整備・緑化・管理育成等の、比較的専門的技術の要素が必要となるからであり、部分的には、老人クラブの参加、ボランティアの参加がなり得るが、一般的に具体的な管理は難しいので、原則的に公共の管理とし、それぞれの状況、内容に応じ、市民の参加を誘導すべきであろう。しかしこれらの施設と市民とのかかわりの中で重要なことは、自然に親しみ、緑の環境を創造してゆくことにより、自然への理解を深め、自己の利用の限界、そして利用者の責任（全てを管理者に帰するのではない）を体得することであると考えられる。

以下、各種構成要素について、その概略を整理することとする。

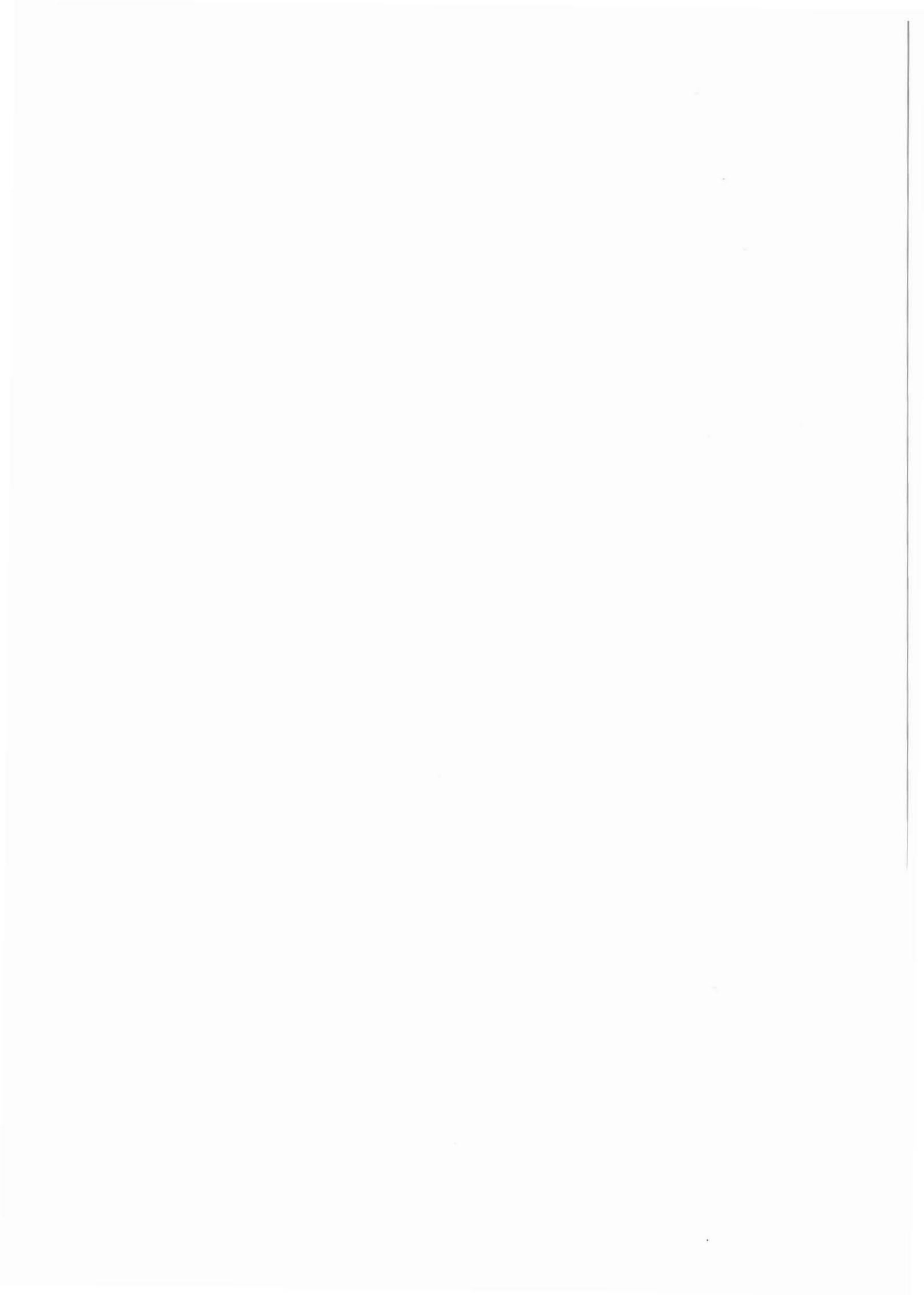
表4-1 各種施設と整備の方向

※活=アクティブな活動の場、環=自然環境としての緑

			規模、特徴	利用圏	利用の方向	整備の方針	市民との関わり	
港北ニュータウン区域内	公園施設地区等	児童公園	約1,200㎡～2,500㎡	狭 ↑ ↓ 広	児童中心の利用	活 ↑ ↓ 環	安全な遊び場として、利用し易いものとする	コミュニティスケールの施設であり、児童を対象とした身近な施設として、愛護会等で参加を強める。
		近隣公園	約2ha				・活動も自然の中で行えるものを中心にする	自然の中での活動の場として、自然に親しみ、自然を育てることに対する理解を含める。
		地区公園	4.5ha～7.8ha 4～5万人対応				より自然的にする	
		総合公園	18.1ha 30万人対応 タウンセンターに近接		タウンセンターからの人の流れ 広範な人の利用（散策）		・広域対象で面積も比較的大きいので、既存林を生かした環境づくりと共に、多様性をもたせる ・タウンセンターとの一体化を図る	基本的には公共管理とし、状況に応じ市民の参画を導入する。
	緑道	延長 第1地区 約5.3km 第2地区 約9.2km 幅員10m～40m	中～広	近くの人から広範な人までの利用 週末、四季の散策	環	・緑道自体は大半が造成盛土面であり、周囲の既存林等とマッチした樹林主体の、緑の環境創を軸とし、アクティブな活動の場としては重点をおかない。又、景観的多様性を付加する。 ・宅地への直接的アクセスは考えない。 ・1地区と2地区を結ぶルートの整備が望まれる。	・基本的には、市民全体の為の環境保全の場とし、造園的管理を避ける。 ・自然を創り育てる管理が住民の協力のもとに行なわれることが望ましい。 (樹林育成の為の人の進入禁止区域の設定等)	

	都市緑地	2,500㎡～ 4,600㎡ タウンセンター内	広	買物客の利用 休息、催し物	活	・タウンセンター内の 施設として、デザイ ンの的に考えてよい。	タウンセンター全体のアー バニティーを高める施設で あり、商店会等の自発的な 管理運営が望まれる。
	(歩 専道 小広場)	延長 第1地区 24.3km 第2地区 27.7km 幅員3m～12m (21m)	狭	通勤、通学、買 物のルート 幼児の遊び場と なり得る	活	・基本的には歩行者の 通行のための施設で あり、機能的に整備 すべきであるが、セ ンター用地内等につ いてはデザイン的に 考えるべきである。	住民管理が必要である
公益 施設	集合運動場	2ha/1ヶ所 中学校区対応	中	児童、生徒の利用 一般市民の開放 をすべきである (スポーツレク リレーション)	活>環	・運動場としての機能 がはたせることを中 心とするか周辺部(特 に緑道沿い)はでき るだけ緑地的にする。	住民利用については全て住 民の管理、運営とすべきで ある。
	(学校用地)	小1.2ha/1ヶ所 中2.0ha/1ヶ所 高約3.0ha/1ヶ所	中	児童・生徒の 利用	活>環	周辺部はできるだけ緑 化する。	
	文化財	埋蔵文化財包蔵地 " 約4ha 茅ヶ崎城址 約2.3ha	広	ふるさとの景観	環	現況地形、樹木の保存	人の進入禁止区域の設定と 共に、タウンセンター近く 市民が親しめる場とする ことも必要であろう。
	寺社	寺社林、墓地 保存寺院10ヶ所 移設" 2ヶ所	/	ふるさとの景観	環	寺社林の特徴が生きる よう配慮する。	
そ の 他	集合農地	農業緑地指定	/	農用地としての 利用	/		農地の側から、積極的に環 境生産物(近郊野菜等)の供 給が期待される。又、子供 農園等も考えられる。
	(集合住宅用地)	第1地区 約56ha 第2地区 約90ha	狭	景観としての斜 面緑地	活<環	・現況保存緑地の保全。 ・特に緑道に接する部 分は、緑道空間を構 成する重要な要素で あり、旧屋敷林の保 全、更にはより農か な緑とすることを心 掛けねばならない。 ・旧家の屋敷林の保存 につとめる。 個人宅地の緑化を推 進する。	緑を残す又は創る目的を理 解し、管理すること、が望ま れる。なお、技術的及び制 造的な公共の援助手段が望 まれよう。
	(一般宅地等)		狭		活<環		必要に応じ、緑化協定等が 望まれる。
そ の 他	農業専用地区	土地改良事業 約230ha	/		環	環境、生産物の提供を主として、部分的に活動の場 を導入する。	
	その他 市街化調整地域	早淵川周辺等	/		活<環	早淵川沿岸の利用等将来の問題として考える。	

今後の課題



今後の課題

本報告は、港北地区の公園緑地体系の整備について、これを主として、コミュニティ形成という立場から論じてきた。それは、港北地区における公園緑地体系としての空間が、将来のより豊かなまちを旨とするためのコミュニティ形成の場として最もふさわしい空間であると確信したからに他ならない。

結論的には、コミュニティ形成の場としての公園緑地体系の空間を「緑」を中心に考えるべきであるとし、これにより港北地区の公園緑地体系の整備の基本的な方向を探るという点においては、一応の目標は達せられたといえよう。

しかしながら、事業実施上必要な個々の具体的、且つ現実的な問題点が残されている。その問題点としては次のような事項が考えられる。

1. 緑の保存、再生の技術的手法の確立

公園緑地の各部分について、事業の時間的な流れに沿った緑の保存、再生のプログラムの検討、緑の質の組織的整備のあり方、及びそれを裏付ける技術的手法(管理技術、表土保全技術等)などの検討を必要とする。

2. 管理体制等の整備

「緑」を中心とした場合、その管理体制、整備の財源的裏付け等のソフトな面からの検討を必要とする。

3. 市民参加の誘導

公園緑地体系の各要素に対応した市民参加の形態、またその契機をどのようにつくっていくかという問題を含めた時間的プログラムの検討を必要とする。

これらの問題は、いわば今後の課題として将来に委ねざるを得ないが、それを行政側でつめるか、或いは開発者が引き続き検討するかは別として、いずれにしても本研究の理念を事業に反映させるために、これに続く何らかの手だては必要であろう。

本報告は、「まちづくりの主体は住民である」という原点を確認しつつも、あるいはその主体である住民の意識の外で議論してきたかもしれない。今後、本報告を契機とし、港北ニュータウンの旨とする「市民参加のまちづくり」がより発展することを念願するものである。

資 料 編

I 港北ニュータウンの現況 50

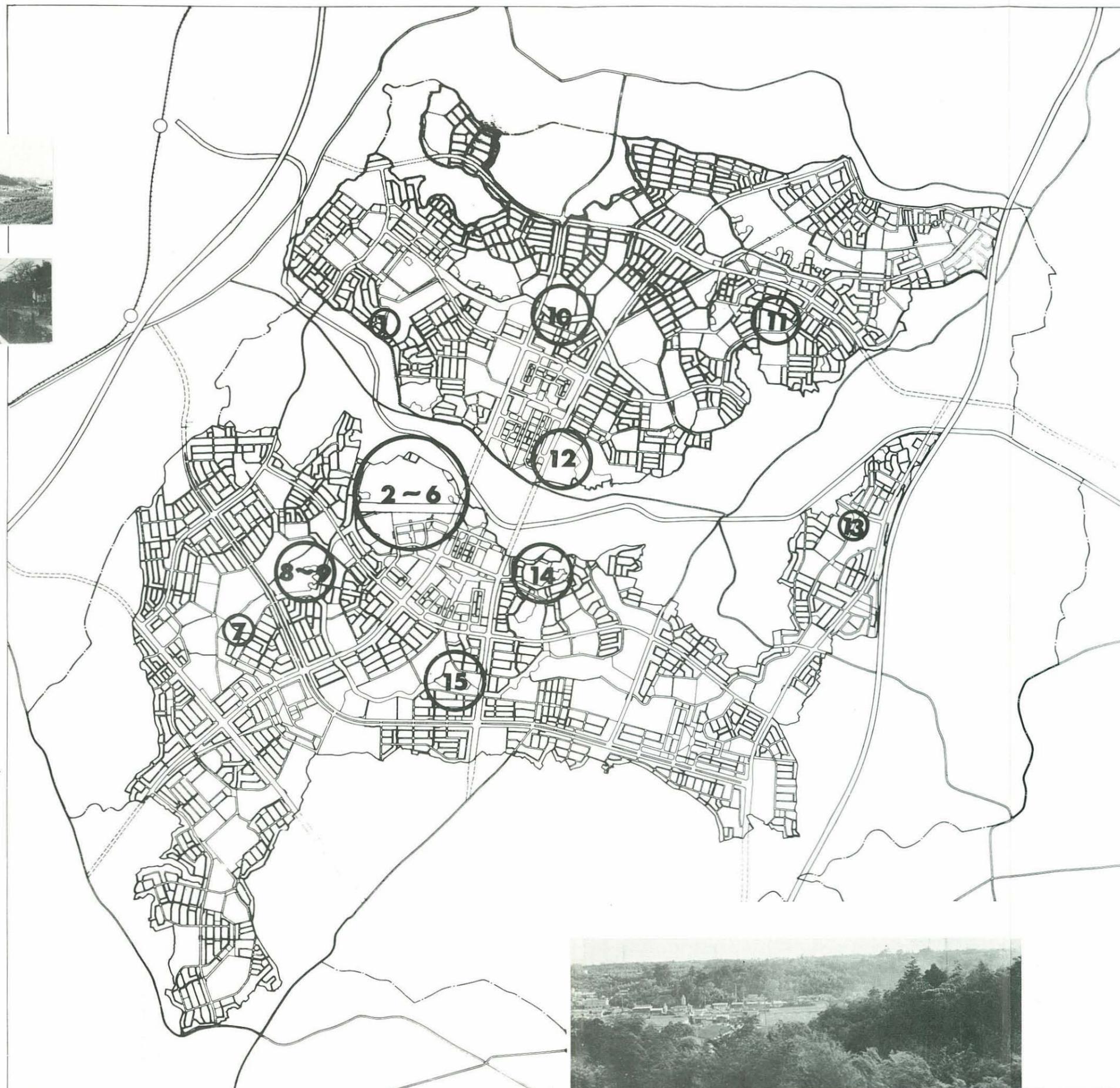
II ニュータウン計画におけるオープンスペースの事例 56

III 緑道の概念と事例 62

IV 公園緑地と住民参加の事例 70

V 緑の保全整備の手法——技術的側面—— 110

VI 緑の保全整備の手法——制度的側面—— 132



0 0.2 0.5 1 Km



10



11



12



13



14



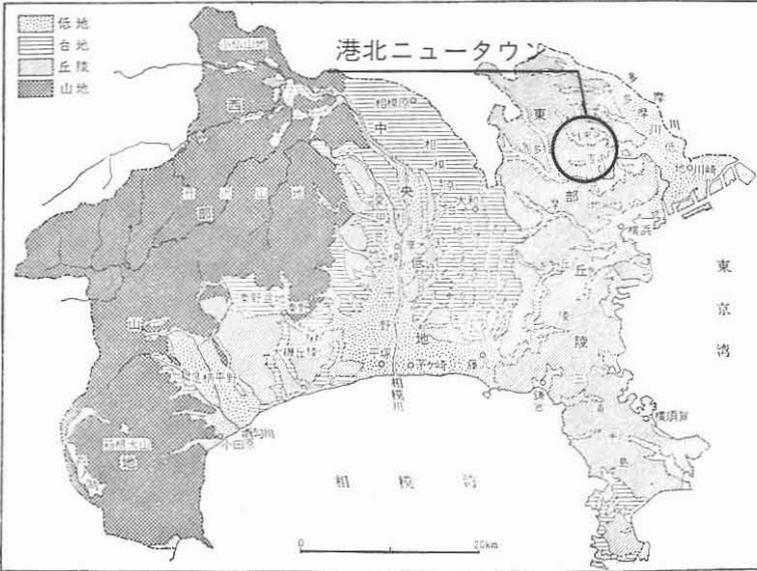
15

港北ニュータウンの現況

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 1. 地 形 | 2. 地質と土壌 | 3. 気 象 | |
| 4. 現存植生 | 5. 人 口 | 6. 土地利用 | 7. 遺跡分布 |

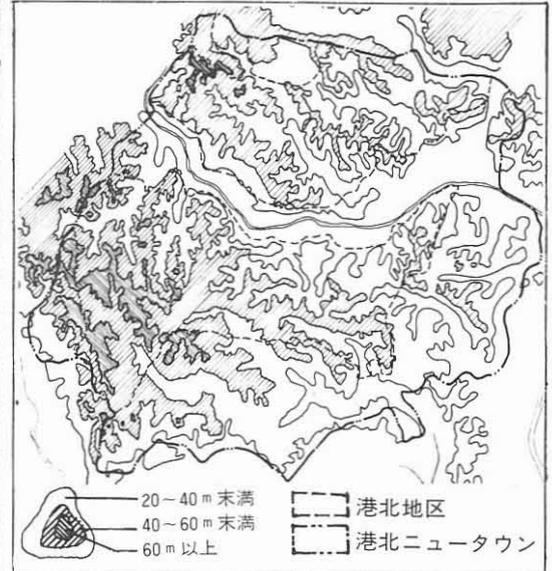
1. 地形

図 I-1 地形分類図上における港北ニュータウンの位置



資料：日本地誌 8、神奈川県・千葉県、1967 鈴木・町田著 二宮書店

図 I-2 港北ニュータウン内の地形概況



資料：5万分の1地形図より作成

2. 地質と土壌

図 I-3 港北の地形と地層*

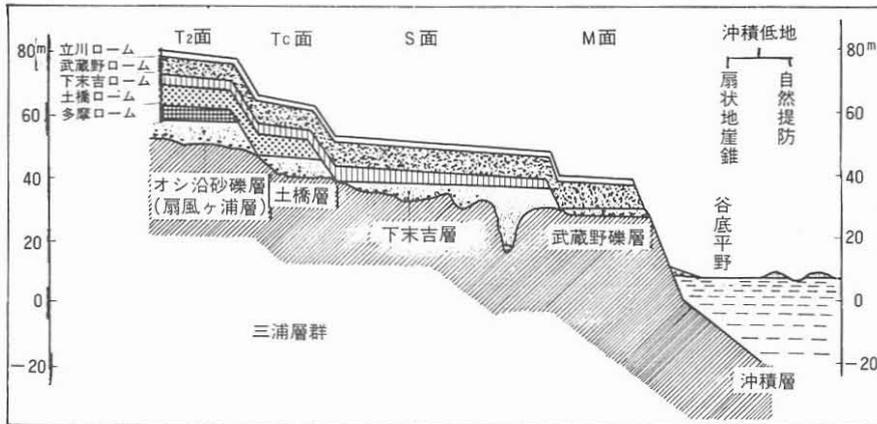


図 I-5 港北の土壌**



図 I-4 港北の主要な表土 (国際土性表の規準)



港北の表土の土性は、その大半が一般に黒ボクと呼ばれる植壤土で構成されている。土色は主に5~10YR、土壤硬度20 μ m以下、通気性は0.2 kg l cm^2 で良好、PHは4.75~6で弱酸性を示している。***

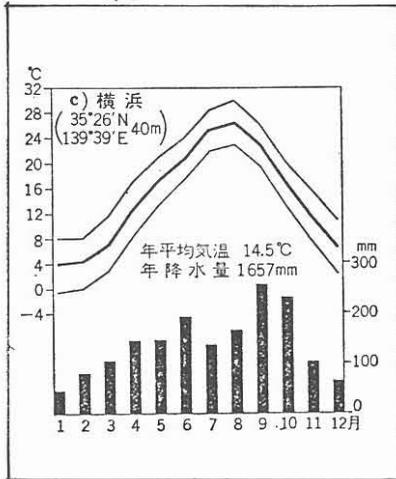
凡例

- 砂丘未熟土
- 乾性褐色森林土
- 黒ボク土
- 淡色黒ボク土
- 多湿黒ボク土
- 褐色低地土
- 粗粒灰色低地土
- 灰色低地土
- 粗粒グライ土
- グライ土
- 泥炭土

*宮脇昭ら (1968)：「港北ニュータウンの自然および立地条件に関する基礎調査」、横浜市計画局・日本住宅公団
 **経済企画庁国土調査課編 (1969)：土地分類図 大蔵省印刷局
 ***港北地区既存樹林地等の保全管理技術調査報告書 (1976)：日本住宅公団港北開発事務所

3. 気象

図 I - 6 気温と降水量の年変化



(吉野正敏原図*)

* 青野・尾留川編(1967): 日本地誌8—千葉県
神奈川県、二宮書店。
** 宮脇昭編著(1976): 神奈川県の潜在自然植生、
神奈川県教育委員会。

図 I - 7 - (1) 風向頻度 (単位; 回/月)

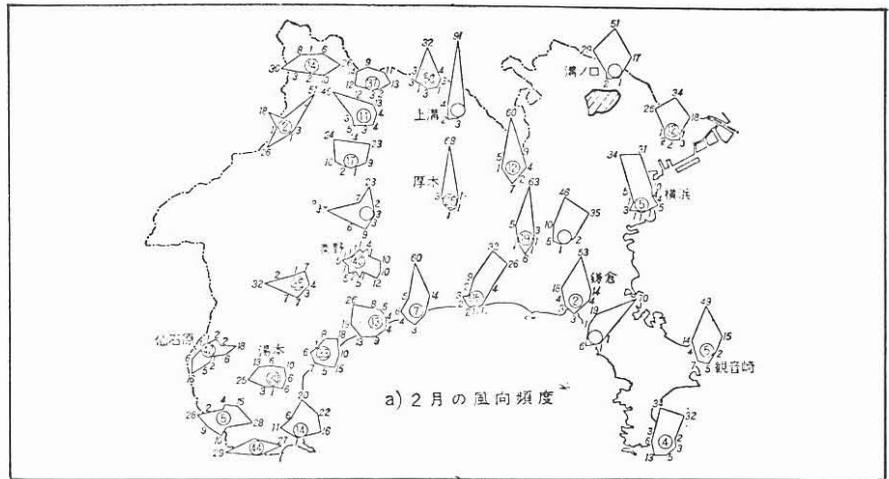


図 I - 7 - (2) (単位; 回/月)

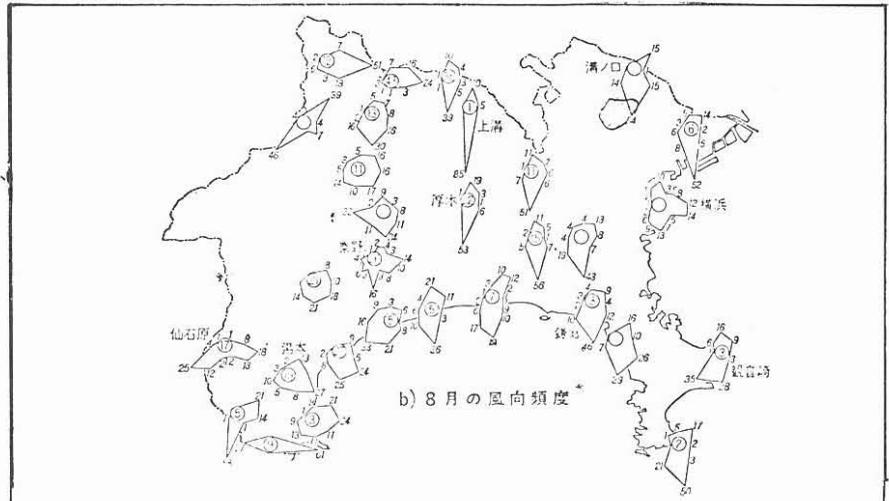


図 I - 8 平均気温・降水量分布**

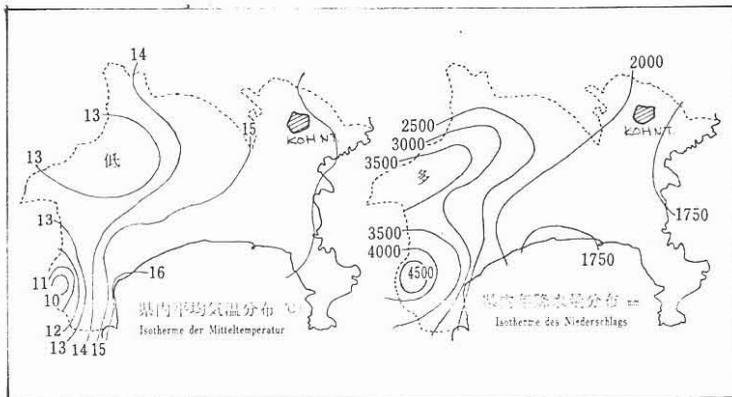
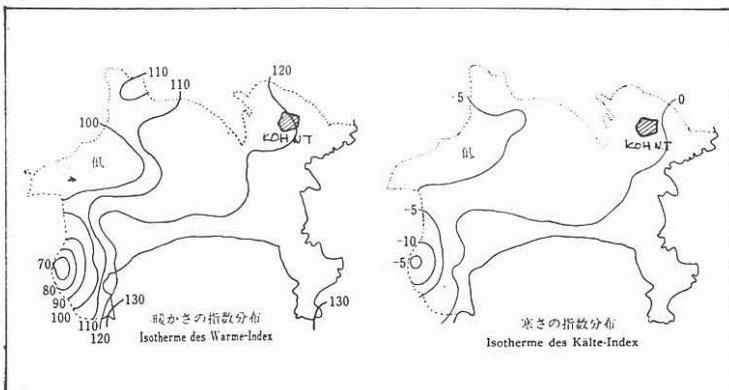


図 I - 9 温量指数分布図



●暖かきの指数 (温量指数)

気温と植物の生育域を計るひとつの指数で
月平均気温が5°Cを越す各月の平均気温を、
 $t_1 \cdot t_2 \dots$ としたとき、温量指数Wは、次式
で求められる。

$$W = (t_1 - 5) + (t_2 - 5) + (t_3 - \dots)$$

●寒さの指数

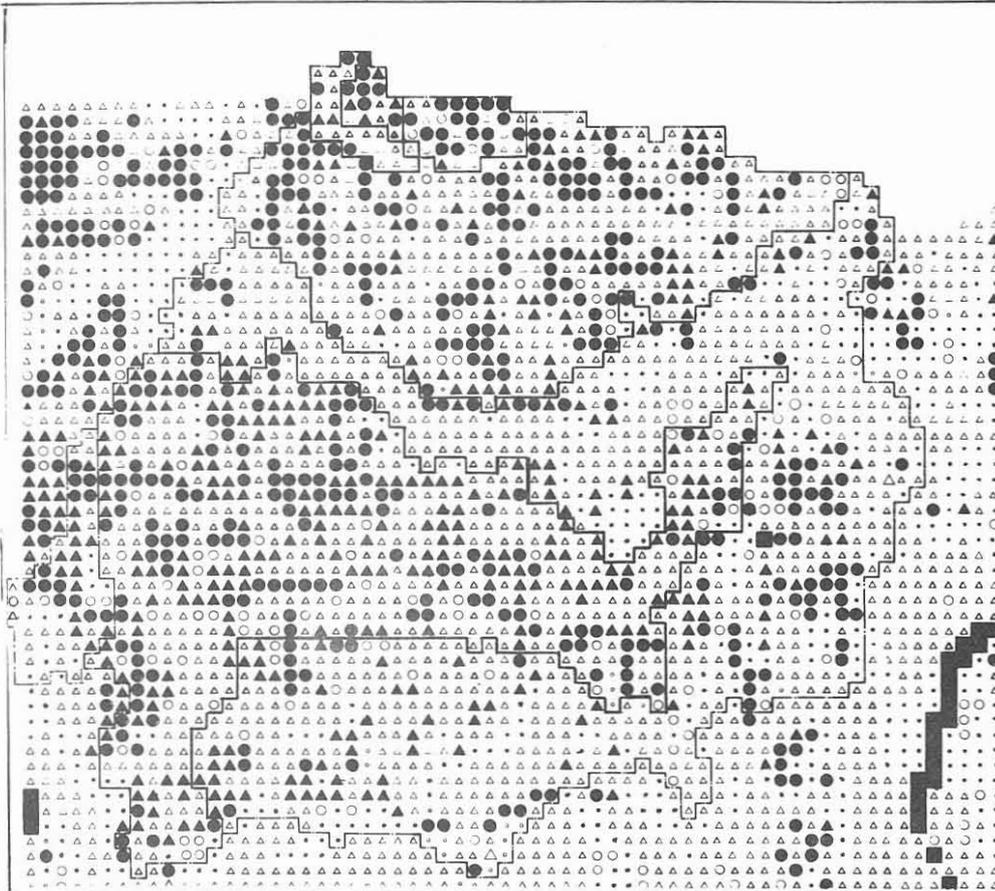
温量指数に対して寒さの指数Cは、月平均
気温が5°C以下の各月の平均気温を $t_1 \cdot t_2$
としたとき

$$C = (5 - t_1) + (5 - t_2) + (t_3 - \dots)$$

4. 現存植生

港北地区現存植生図から港北地区自然度図を作製した。図上に、100m×100mのメッシュを配し、各メッシュ内で優占している植生型の自然度をもって、そのメッシュを代表させた。

図 I-10 自然度メッシュ (現存植生)



- 凡例
- V 自然植生
 - IV₁ 二次林
 - ▲ IV₂ 植林・果樹園など
 - III 二次草地
 - △ II 耕作地
 - I 市街地・住宅地
 - ニュータウン区域
 - 港北地区
 - S 1/50,000

表 I-1 各自然度の占有概要

自然度	概要	占有面積率 (%)
V	自然植生	0.0
IV ₁	二次林	17.4
IV ₂	植林・果樹園など	15.8
III	二次草地	5.1
II	耕作地	51.3
I	市街地・住宅地	10.4
合計		100.0

原資料：港北ニュータウンの自然および立地条件に関する基礎調査、昭和43年、横浜市計画局、日本住宅公団付図「港北地区現存植生図1/10,000」より作成

自然度図から算定された、各自然度のニュータウン地域内における占有状況の概要を示す。

5. 人口

港北ニュータウン地域周辺は、図 I-11 にみられるように、近年市街化の進行している地域である。また、地域内人口は表 I-2 に示す通りであり、主に、早瀬川流域沿いと各谷戸部分に人口が分布している。

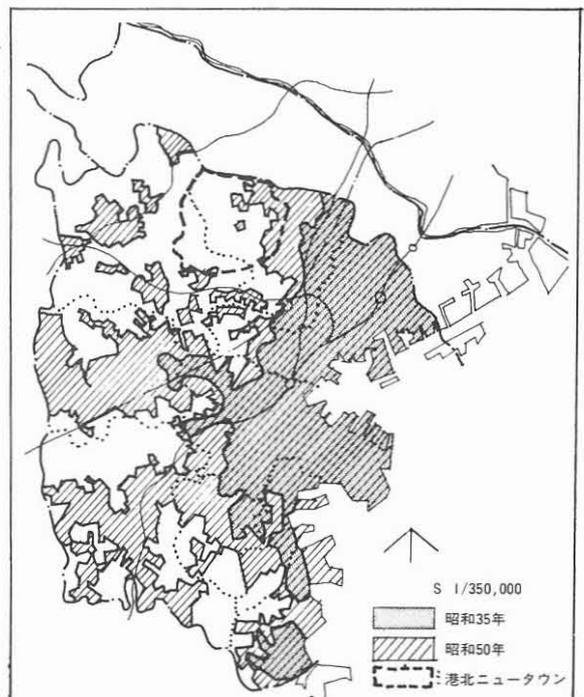
表 I-2 人口 (昭和49年)

地区名	人口(人)
港北地区	11,000
既開発地区	7,000
農業専用地区	1,000
その他の地区	30,000
計	49,000

資料：港北ニュータウンパンフレット日本住宅公団、1974

図 I-11 横浜市 D1D 地区変遷 (昭和35年-50年)

資料：昭和35年、50年国勢調査



6. 土地利用

表 I - 3 土地利用現況

区 分	計 画 地 域		開 発 地 域		農 業 専 用 地 域		そ の 他 地 域	
山林・原野	943 ^{ha}	37%	747 ^{ha}	54%	70 ^{ha}	31%	126 ^{ha}	14%
畑・水田	1,287	51	566	41	120	52	601	65
宅地・その他	300	12	70	5	40	17	190	21
計	2,530	100	1,383	100	230	100	917	100

資料：港北ニュータウン基本計画(案) 昭和48年 横浜市

7. 遺跡分布

図 I - 12 遺跡分布



資料：神奈川県土地利用規制図 1976年版

昭和45年に行なわれた「港北ニュータウン地域内文化財調査—横浜市埋蔵文化財調査委員会」の予備調査において、港北ニュータウン地域の貴跡数は約519カ所（港北地区219カ所、地区外300カ所）である。それによると、各埋蔵文化財の時代は、主に縄文時代のものが圧倒的に多く、全体の7割を占めている。規模は、1,000～2,000㎡前後のものが多く、数千㎡程のものは、10カ所近くである。また内陸部には数百㎡以下の小規模な遺跡が目立っている。内容としては、当地域の遺跡の多くは、一般的な意味での集落址であり、他には、遺物包含地、炉穴、土壇あるいは、塚・横穴などが相当数である。

凡 例

- 埋蔵文化財
- ▨ 茅ガ崎城址※
- 港北ニュータウン
- 港北地区

S 1 / 50,000

※茅ガ崎城址は、縄文時代中期の遺跡散布地であるが、この遺跡をのせる台地全体が、中世末期に城として利用されたところである。

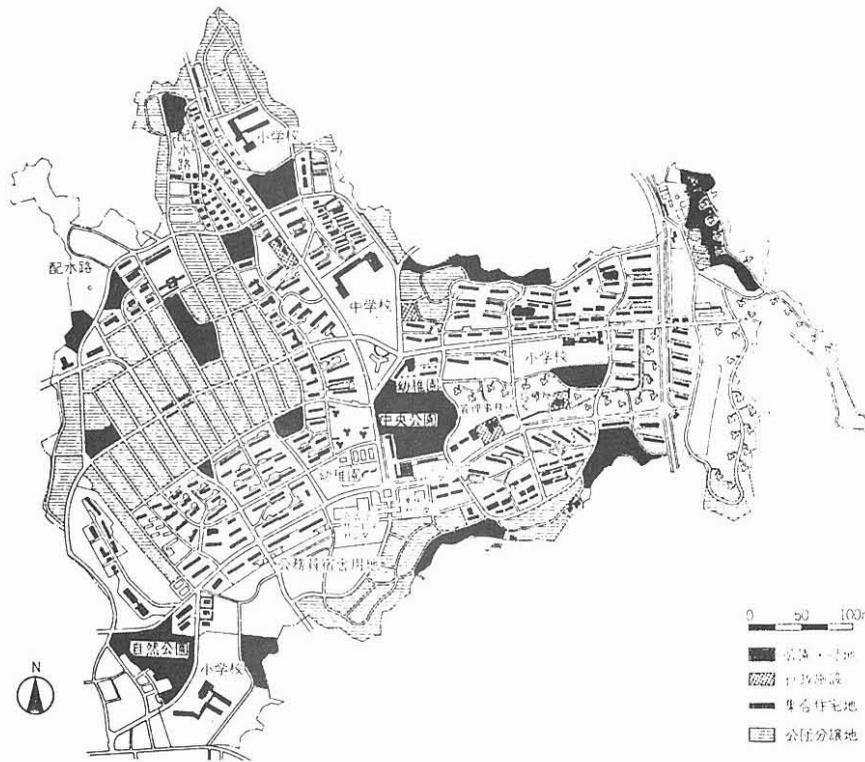
ニュータウン計画における オープンスペースの事例

●オープンスペース体系のパターン類型

〔パターン類型〕	〔内 容〕	〔事 例〕
オープンスペース体系 ↳ 拠点型 ↳ 環状型 ↳ 網状型 ↳ その他	均質分散型 → 小規模開発に多くみられ同規模公園が分散配置されている。	小規模開発地
	段階的分散型 → 中規模以上の開発地に多くみられる。公園は段階構成をし、分散配置されている。	香里、滝山団地 千里ニュータウン
	集中型 → 間引き造成などによって大規模に残された緑地を中心に、公園、施設などを集め、拠点をつくる方式。	高蔵寺ニュータウン
	環状型 → イギリスの田園都市にみられる。外周部に都市規模を規定する環状グリーンベルトがとられている。また、内部にも環状の緑地が配されている。	カンバーノルド
	網状型 → 緑道や緑地などが網目状に配置されそして諸施設と連係し、利用者が自由に系統の選択ができるよう構成されている。	泉北ニュータウン (港北ニュータウン)
	その他 → ・自然緑地等において、部分的に開発したもの ・その他	タビオラ 多摩ニュータウン

●段階的分散型（その1）●

香里土地区画整理事業



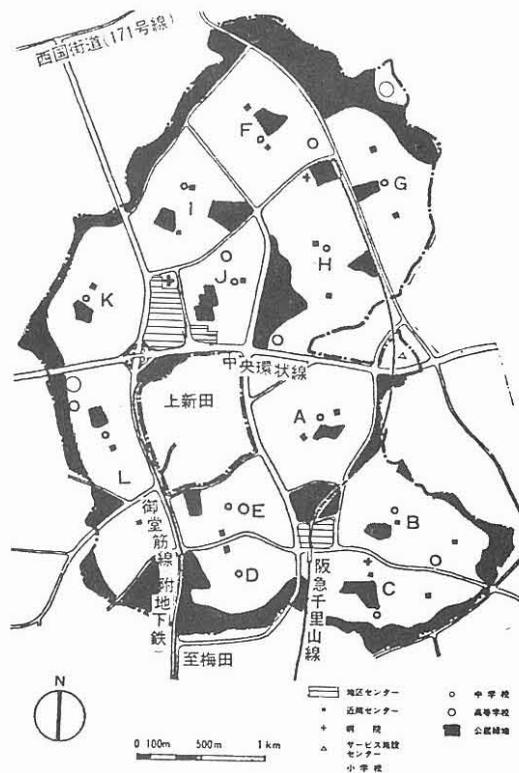
計画年次 1950年
実施年次 1952年
計画主体 住宅公団
面積 155 ha
計画人口 2.58万人
公園緑地率 5%

●オープンスペース体系

緑地 }
風致公園 } 児童公園-プレイロット
近隣公園 }
26,000人相当 3,000人相当 550人相当

●段階的分散型（その2）●

千里ニュータウン



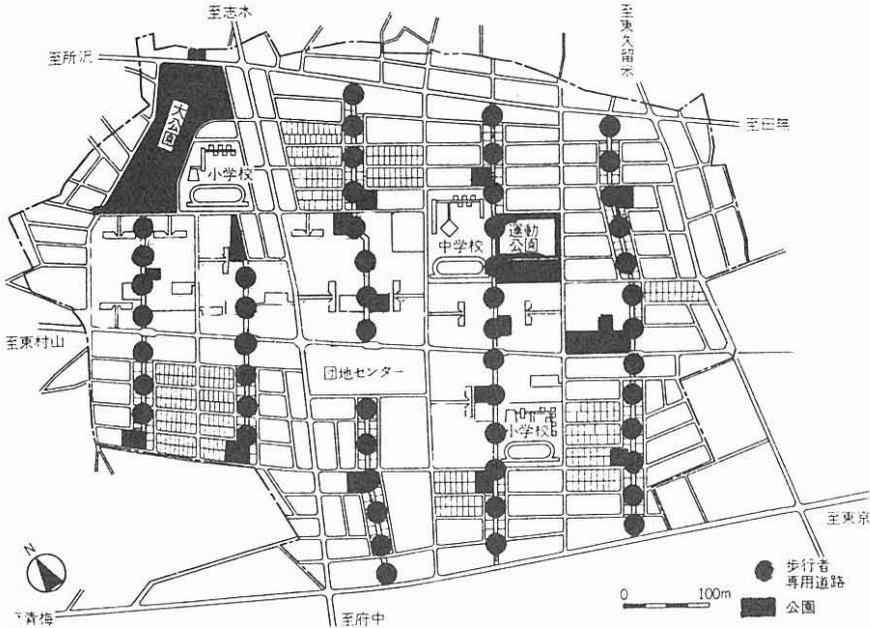
計画年次 1961年
実施年次 1961年
計画主体 大阪府企業局
面積 1150 ha
計画人口 15万人
公園緑地率 24%

●公園

自然公園58.0ha、スポーツ公園27.5ha、
中央公園16.9ha、地区公園6ヵ所、
11.0ha、近隣公園40ヵ所、2.5ha、児童
公園120ヵ所、0.5ha、幼児公園0.05ha、
公園面積6.3㎡/人

●段階的分散型（その3）●

久留米土地区画整理事業（滝山団地）



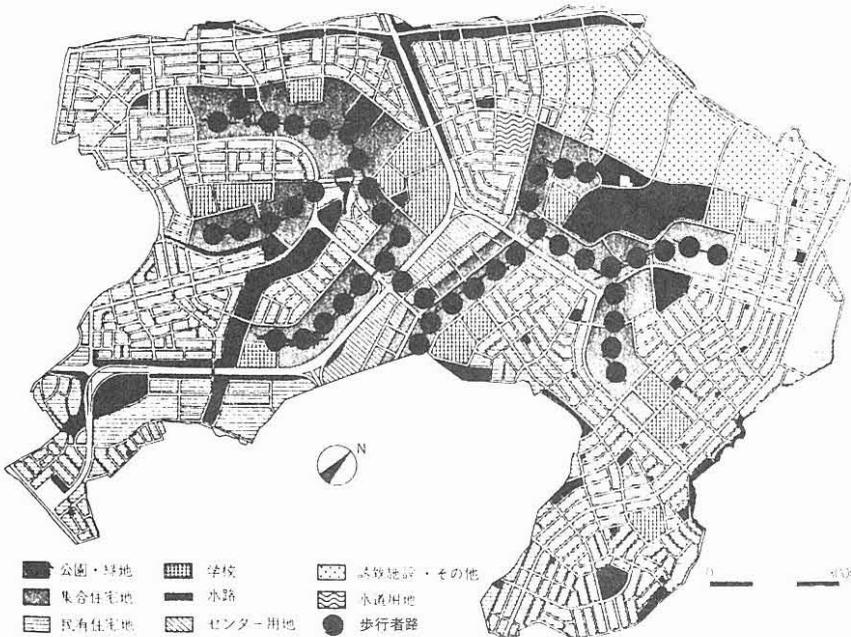
計画年次 1960年
 実施年次 1966年
 計画主体 住宅公団
 面積 156 ha
 計画人口 2.5万人
 公園緑地率 8.8%

●オープンスペース体系

近隣公園「児童公園」
 }-{} }-プレイロット
 緑地「歩行者専用道路」
 12,500人相当 4,000人相当 500人相当

●集中型●

高蔵寺ニュータウン



計画年次 1961年
 実施年次 1964年
 計画主体 住宅公団
 面積 850 ha ※1
 計画人口 10万人 ※2
 公園緑地率 21.1%
 (緑地オープンスペース84 ha
 9.9%含む)

●公園

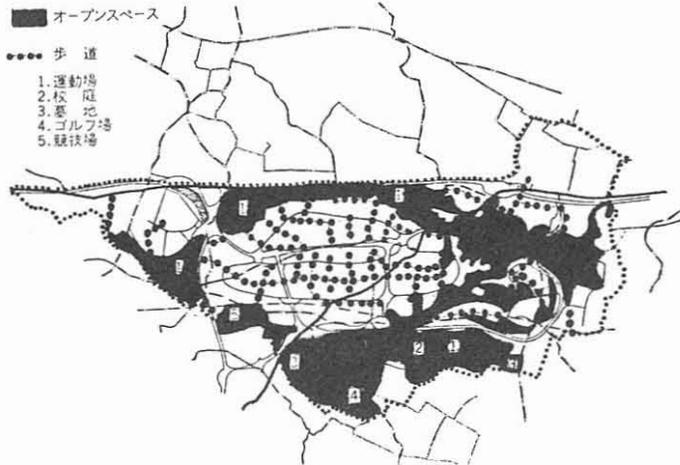
幼児公園 (300~600㎡)	200カ所	12ha
児童 "	(0.3~0.5 ha)	40 15
近隣 "	(2 ha)	6 12
自然 "		4 54
緑地オープンスペース		84

※1 区画整理区域 702 ha

※2 区画整理区域内 8.1万人

●網状型●

ガンバーノルド (イギリス)



計画年次 1956年
 実施年次 1961年
 計画主体
 ガンバーノルド開発公社
 面積 1,680 ha
 計画人口 7万人
 オープンスペース率 33%
 (ゴルフコース、山林を除く)

●公園
 都市の周辺部にクリケット場、サッカー場、ホッケー場、テニスコート、ゴルフコース等がある。
 都市に近接してヨット場、スキー場、水泳場、釣場等がある。

●環状型●

泉北ニュータウン

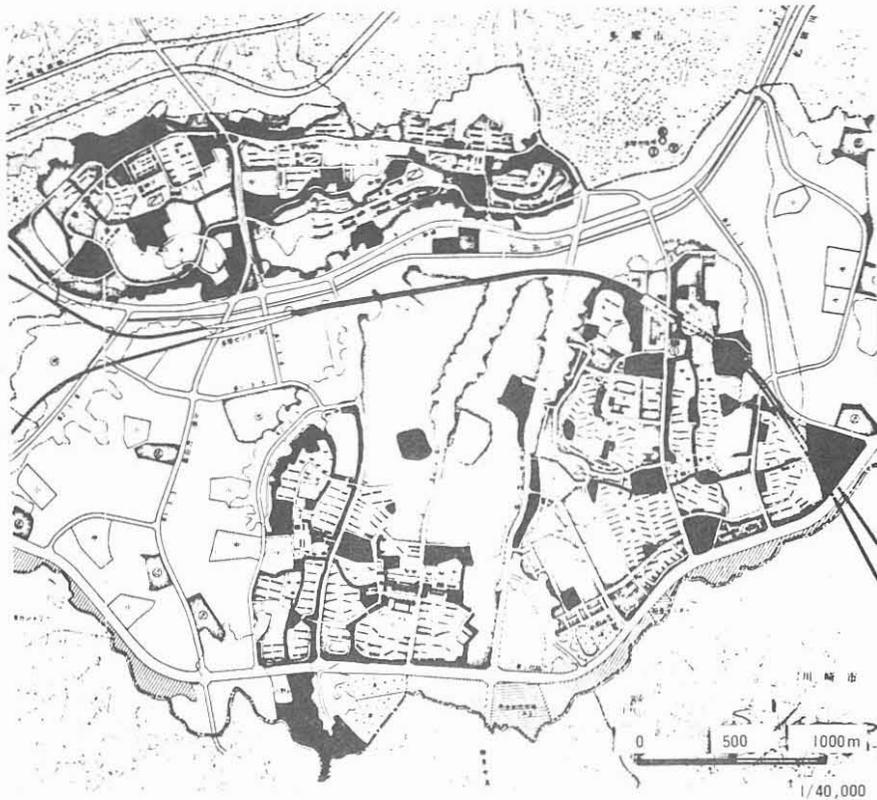


計画年次 1964年
 実施年次 1964年
 計画主体 大阪府企業局
 面積 1,520 ha
 計画人口 18.8万人
 公園緑地率 22%

●公園
 大公園1、近隣公園17、その他児童公園、プレイロット
 地区内には遺跡が多いが、必要なものはなるべく公園緑地内に保存する。

●その他●

多摩ニュータウン



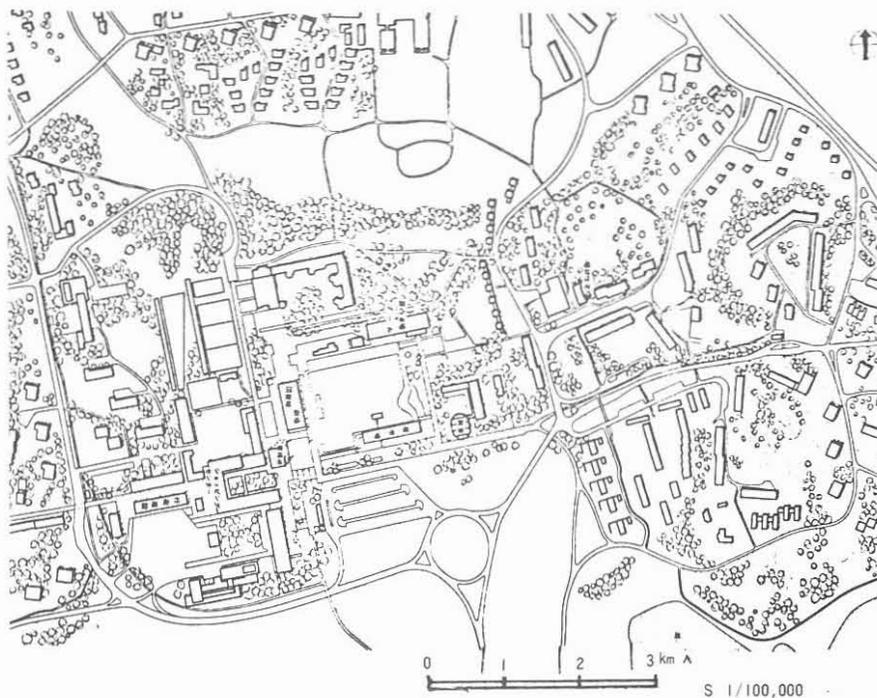
計画年次 1963年
 実施年次 1966年
 計画主体 住宅公団、東京都、都住宅公社
 面積 3,000 ha
 計画人口 30万人
 公園緑地率 11%
 (水路用地含む)

●公園

地区公園：3カ所、10～25 ha / 1カ所、
 近隣公園：1～2カ所 / 住区、2～7 ha
 / 1カ所、児童公園：2カ所 / 住区、0.25
 ha / 1カ所、プレイロット：100～200戸
 / 1カ所、300㎡ / 1カ所、周辺緑地：周
 辺に100ha (スプロール化防止)

●その他●

タピオラ (フィンランド)



計画年次 1951年
 実施年次 住宅建設財団
 計画主体 面積 270 ha
 計画人口 1.6万人
 公園緑地率 54%

ニュータウン構成は、グリーンベルトに
 より3つの近隣住区に分けられている。
 地形特性を十分考慮し、又、自然破壊を
 極力おさえるよう住戸建設に際し、樹木
 の伐採を極力避けている。

緑道の概念と事例

1 緑道の概念の整理

- a 都市公園法上の緑道の設計指針
- b 都市公園問題研究会の考え方
- c 緑道計画策定のための基礎調査報告書の考え方
- d 東京緑道計画（自動車道連絡協議会設置運営にともなう）の考え方

2 緑道計画の事例

- a 団地計画の一環として整備
- b 既成市街地内での整備
- c 新規の単独公園整備

1 緑道の概念の整理

a 都市公園法上の緑道の設計指針

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を

相互に結ぶよう配置するものとする。

昭和51年10月21日建設省都市局長通達

「都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について」
及び 建設省都市局資料

b 都市公園問題研究会の考え方

「急激なモータリゼーションの進捗は、従来の多目的空間としての“みち”から、歩行者や児童等を締め出し、交通事故や排気ガス、騒音等により、市民の生活環境を著しく悪化させている。

建設省が昭和43年に実施したパーソントリップ調査の結果によれば、人の動きの半分は徒歩で占められるが、令後はこれらの歩行者の安全確保と沿道の生活環境の保全という観点から、街路行政を大きく展開させていく必要がある。このためには、道路は車を通すためのものという従来の通念から脱皮して、特に街路については、歩行者道、自転車道のほか、緑とスペースをとり入れた緑地広場等をあわせて配置するよう必要な制度化を行なうことにより、沿道の私的空間との一体的な構成をはかる必要がある。また上記の措置とあわせて、市街地内に配置されている、各種の都市公園や幼稚園、小、中学校、ショッピングセンター等のコミュニティー施設を有

機的に連絡するための公園緑地のネットワークを確立し、自動車交通を排除した“緑のみち”すなわち緑道を系統的に整備して、歩行者の安全確保と生活環境の保全に努めるべきである。」とし緑道を次のように分類した。

- (1)近隣住区を相互に連絡するように系統的に配置される、植樹帯、芝生地、花壇等の環境保全施設を有する都市スケールの狭義の緑道。
- (2)近隣住区内に系統的に配置される車道と完全に分離された街路樹を有する住区スケールの歩行者専用道路。
- (3)街路樹の緑地帯で車道と完全に分離された都市スケールの「緑化街路」(仮称)というべき緑道。

(都市公園整備5ヶ年整備の基礎となった)
都市と公園緑地

——人間回復への道

昭和49年9月 財団法人都市センター

c 緑道計画策定のための基礎調査報告書の考え方

「緑道とは、歩行者空間が安全性の高いものとして確保されており、しかもある程度の自然的資質が何らかの形でそなわっており快適なもので、機能的には、日常的生活の場であったり、自然に接する機会を増大させたり働きを果たしうるもので、多様性に富んだ空間構造をもつものである」として次のように分類してある。

- (1)界限緑道——一般にショッピングモール、買い物公園的なもの
 - (2)住民緑道——ほぼb-(2)と同様
 - (3)自然散策道——郊外自然地向のアプローチとしての緑道
- この分類を表II-1に示す。

緑道計画策定のための基礎調査報告書
1975・3 財団法人 都市計画協会

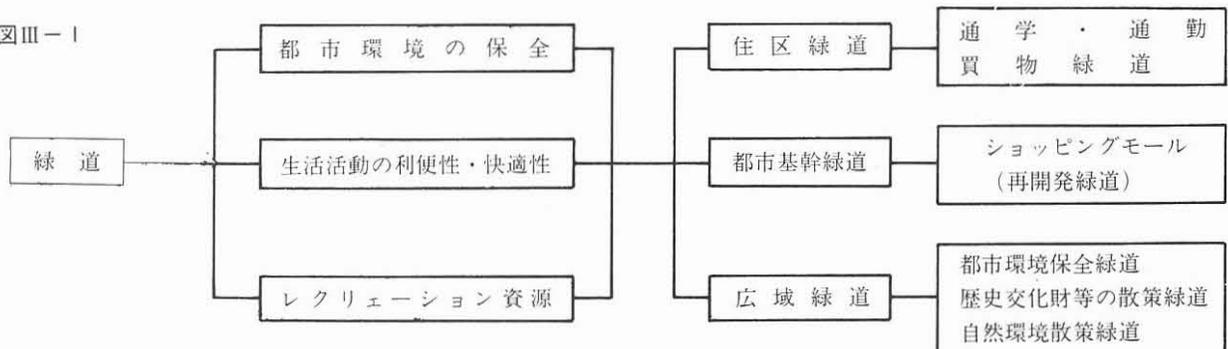
d 東京緑道計画(自転車道連絡協議会設置運営にともなう)の考え方

「緑道とは、みどり豊かな安全、快適な線的空間であり、ここには、歩行者機能とそれに伴う多様な生活活動をも満たし得る複合多目的施設である」

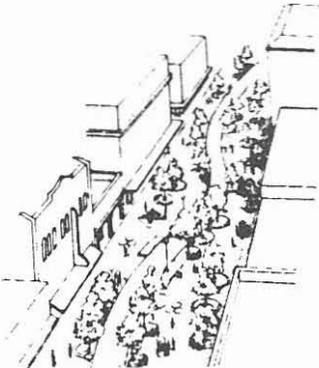
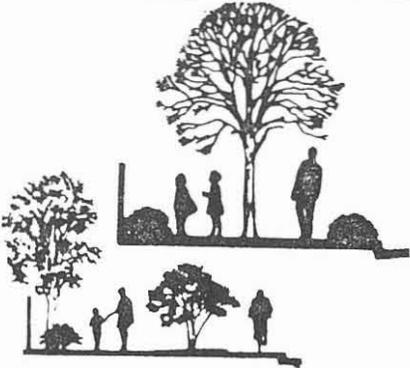
(「みどり」とは、必ずしも植物のみを指すものではなく、大気、水、土壌等の自然的資源を総称するものである。)とし、次のように分類している。

都建設局公園緑地部 昭和50年7月 都市公園57号
(自転車連絡協議会—都が緑道を整備するための
国及び関係区市町で構成する連絡協議会)

図III-1



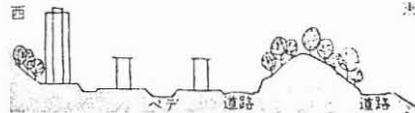
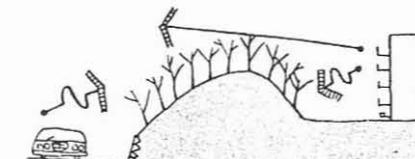
表II-1 緑道の分類例

	界 限 緑 道	住 区 緑 道	自 然 散 策 緑 道
土 地 柄	具体的には 商店街・魅力ある建物が多い／コーヒESHOP／フルーツ・パーラー／ブティック／画廊／デパート／レストラン／居酒屋／映画館／プレイセンター	静かな所 樹林、生垣のある住宅地 公園（児童公園、近隣公園） 学校の近く	林地／河岸／湖岸／湖・水田／原っぱ
	用途地域・地区 商業地域 娯楽レクリエーション地区 特別業務地区	第一種住居専用地域／第二種住居専用地域／住居地域／近隣商業地域／準工業地域	風致地区／風致保安林／都市計画法による生産緑地地区／都市緑地保全法による緑地保全地区／自然環境保全地区／自然公園地区／近郊緑地保全区域
利用のされ方	利用の種類 人が多く集まる／買物を楽しむ／待合せ／ファッションを楽しむ／休む／たむろする／何かをアピールする	散策／通学・通勤／買物／家から友だちの所へ行く／主婦たちの立話／夕涼み／公園などのレクリエーション施設を結ぶ／子供の遊び／自転車	静かな林での散策、植物採集、昆虫採集／河岸、湖岸での遊び／魚とり／石投げ／ハイキング／ピクニック／サイクリング／身体トレーニング
	季節的利用 季節的利用	春 → 花 夏 → 緑陰 秋 → 紅葉 冬 → 日だまり	春 → 新緑・花 夏 → 水遊び・魚・花 秋 → 果実・紅葉 冬 → 枯葉
	時間的利用 時間的利用	毎日の利用 朝：通勤、通学 昼：子供の遊び、主婦の立話 夕：帰宅、夕涼み	週末利用
計画の原単位	買物をしながらぶらつく距離 新宿-新宿通り800m前後 渋谷-道玄坂オリンピック通り700m前後 銀座-銀座通り1,000m前後	100m～200m-遊び場までの距離／200m～400m-幼稚園の徒歩圏／300m～500m-購買徒歩圏／500m～600m-子供の生活圏(学校区)／800m-日常行動で苦にしない距離	歩行速度 観察路 2 km/h 普通 4 km/h 歩行時間 4～5時間
アメニティの質	自然的： 青い空／緑の樹木(緑陰・花・新緑)／青い水(噴水・池)／真赤な太陽 人工的： 道路付帯施設／モール構成施設／ペープメント 音楽、安全	街路樹 生垣 庭の樹木 四季の花 車からの安全-騒音	緑：樹木・花・草に親しむ 昆虫：生物の観察 鳥：鳥の美しいなき声 魚：のんびりとつりを楽しむ 水：人類の羊水 風：快い新鮮な空気／空：夢を託す 自然風景：写生／安全：安心
デザインメント	プレイスカulptチャー／芝生／噴水／池／シェルター／水飲場／街路灯／樹木／花／プラントボックス／ベンチ／くず入れ／方向表示板／キオスク／テレフォンボックス／パーゴラ／シェルター／排水施設／車止め／アーケード	樹木／花／車止め／プラントボックス／芝生／ベンチ／排水施設／交通標識／テレフォンボックス／街路灯／プレイスカulptチャー／キオスク(案内板)	自然・樹木・草花・野鳥etc 案内板 山などの遠景(ランドマークとして) 休憩施設
2・3のスケッチ			
計画事例	フレズノモール／フルトンストリートモール／ニコレットモール／旭川モール	ラドバーン計画における歩道／多摩ニュータウン内歩行者専用道路／千里ニュータウン内歩行者専用道路	玉川上水緑道

2 緑道計画の事例

事例として収集したものを、以下のようにまとめた。

- a 団地計画の一環としての整備 ————— 日野市 百草団地
 春日部市 武里団地
 大阪府 千里ニュータウン
 奈良市 平城ニュータウン
- b 既成市街地内での整備
 ・交通施設(道路・鉄道)の廃止による緑道整備 ————— 新宿区 新宿遊歩道公園
 ・河川の暗渠化又は側道の利用による緑道整備 ————— 大阪市 楠根川跡緑陰歩道
 江戸川区 古川親水緑道
 武蔵野市 玉川上水緑道
- c 新規の単独公園整備 ————— 福井市 西部緑道公園

地区名	百草団地	事業主体	住宅公団	完成年度	1969	備考	団地計画の一環																					
位置	東京都日野市三沢、多摩市和田		資料	ランドスケープ 21.1977 都市計画研究所ランドスケープ出版会																								
<p>当団地は多摩丘陵の一角に位置し、隣接する高幡台団地と一体として計画した。斜め造成に対応した住棟の開発および急斜面における建物の安定性の確保につとめた。住区、プロムナード、公園等の有機的つながりを考慮した。</p> <p>●敷地断面模式図</p>  <p>●既存樹林に対する基本的なアプローチ 現況地形に沿った造成、配置計画のもとで、造成不可能な部分、または造成しなくても残せる部分が既存林として残った。したがって、</p> <p>①外周崖地(不利用地)の既存林は、管理の手も入れず、人の立入も禁止している。(崖上部には既存のケモノ道があり、眺望が良いので、ケモノ道への通路、階段を設け、行き来できるようにしている。)</p> <p>②センター脇の既存林は公団として利用するが、近接住棟へのプライバシーを考慮し、積極的な利用は控えた。</p> <p>●既存樹林の現況</p> <p>①植生 団地外縁部の斜面と、内部の小山に残された既存林である。アカマツ、コナラ、エゴノキ、クリなどの混交林で構成されている。 出現樹種——アカマツ、コナラ、シイノキ、エゴノキ、ヒサカキ、サクラ、クリ</p> <p>林床植生——アズマネザサ、コナラ、ススキ、ヒサカキ、サルトリイバラ、クロモジ、ヤブコウジ、モミジイチゴ</p> <p>②利用形態 団地外縁部は利用はされていない、団地内部の既存林内には園路、展望台などが設置されており、若干利用が見られる。</p> <p>③管理状況 団地外縁部の既存林は管理されていない。内部の既存林は年1回程度の下草刈がされている。</p> <p>●周辺環境 谷すじの斜面に現況樹木が残っているほかは、ほとんどが宅地化している。</p> <p>●既存林の景観 団地内部で幹線道路脇に残った小さな山にある既存林で幹線道路と住棟との緩衝帯となっている。樹高はあまり高くないが樹木密度は高いので、落</p> <p>●生育状況 宅地造成などによる影響も見られず、普通の生育をしている。 新植樹の生育はあまりよくない。</p> <p>●土壌状況 土壌硬度——林内 0.1~0.3kg/cm 踏圧はあまりない。 落葉の収集・下草刈などされているが、落葉、腐植土共に厚く残っている。</p> <p>●樹林構成 コナラ林</p> <p>●出現樹種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植木名</th> <th>本数</th> <th>樹高(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アカマツ</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>シイノキ</td> <td>2</td> <td>3, 2</td> </tr> <tr> <td>ヒサカキ</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>コナラ</td> <td>23</td> <td>9-2本, 7-2本, 6-1本, 5-6本, 4-2本, 3-6本, 2-4本</td> </tr> <tr> <td>エゴノキ</td> <td>4</td> <td>3, 6, 2, 8</td> </tr> <tr> <td>サクラ</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>●林床植生 ススキ、アズマネザサ、モミジイチゴ、サルトリイバラ、クロモジ、ヤブコウジ、ヒサカキ、コナラ</p> <p>園路から上部はあまり密度は高くないがほぼ全面アズマネザサに覆われている。(下草刈がされたばかりであった。)</p> <p>園路から下部も全面アズマネザサによって覆われているが、下草刈はされておらず、林縁部は植物の種類も豊富であった。</p> <p>葉時期には樹林の外側が透けて見えているが、夏季は葉が繁ってほとんど見えなくなる。</p>  <p>林内には園路と展望台があり、ベンチが設置されている。(3.9m²)</p>								植木名	本数	樹高(m)	アカマツ	1	6	シイノキ	2	3, 2	ヒサカキ	1	4	コナラ	23	9-2本, 7-2本, 6-1本, 5-6本, 4-2本, 3-6本, 2-4本	エゴノキ	4	3, 6, 2, 8	サクラ	1	8
植木名	本数	樹高(m)																										
アカマツ	1	6																										
シイノキ	2	3, 2																										
ヒサカキ	1	4																										
コナラ	23	9-2本, 7-2本, 6-1本, 5-6本, 4-2本, 3-6本, 2-4本																										
エゴノキ	4	3, 6, 2, 8																										
サクラ	1	8																										

地区名	武里団地	事業主体	住宅公団	完成年度	1967	備考	団地計画の一環
位置	埼玉県春日部市大宇大畑、大枝、大場			資料	緑道計画策定のための基礎調査報告書 1975.3 都市計画協会 ランドスケープ I.1970.8 都市計画研究所・ランドスケープ協会 都市空間の計画技法 昭和49年8月 彰国社編		

この団地の規模は、596,668㎡、うち公園緑地は76,000㎡で、幹線道路が南北に横断している。空間構成は都市的な雰囲気を強調して、立体的で楽しいものにするという空間の多層利用をめざした中心地区と、都市的に囲まれ、ペープされている空間である分枝中心地区と、そして、遊び場群と結びつけて計画され一般の棟間の空間とハッキリ区別されたペデストリアン・ウェイの3つに区別される。また、道路計画は外アプローチ型とし、歩車分離の原則を貫いている。その為に歩道を歩いた方が

目的地に近くなるように建物配置を考慮したり、主要な交通機関であるセンターでのバストップと施設とのスムーズな関連を心がけたり、ベビーカー、etcの利用の為に適所にスロープを計画するなど、歩行者を主体とした計画がなされている。加えて、平坦な団地に対して、センターは立体的な計画として、店舗と公共施設を2、1階に、各々明確に分けながらも双方の機能がスムーズに全うされるよう、アクセントをつけながらも連続されるという考慮もなされている。



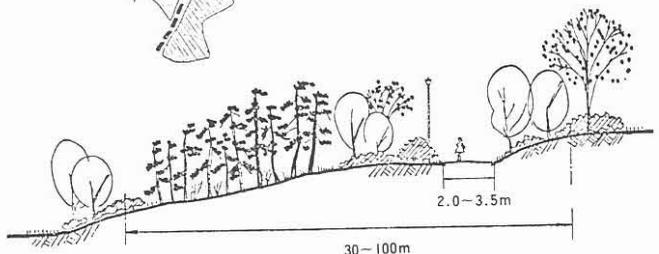
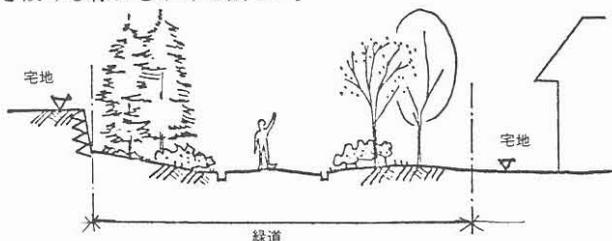
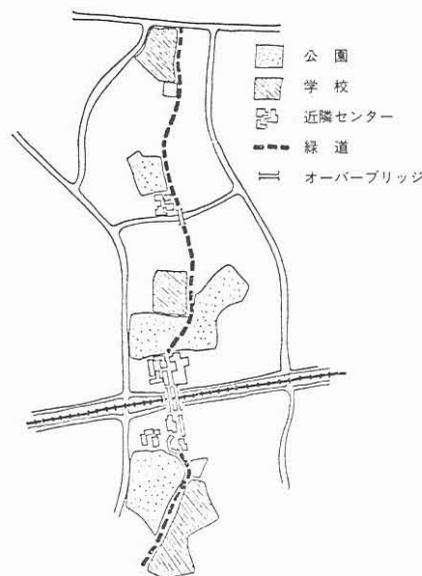
地区名	千里ニュータウン	事業主体	大阪府（企業局）	完成年度	1971	備考	団地計画の一環
位置	大阪府大阪市・吹田市・豊中市			資料	公園緑地 1974 Vol. 34-3 日本公園緑地協会		

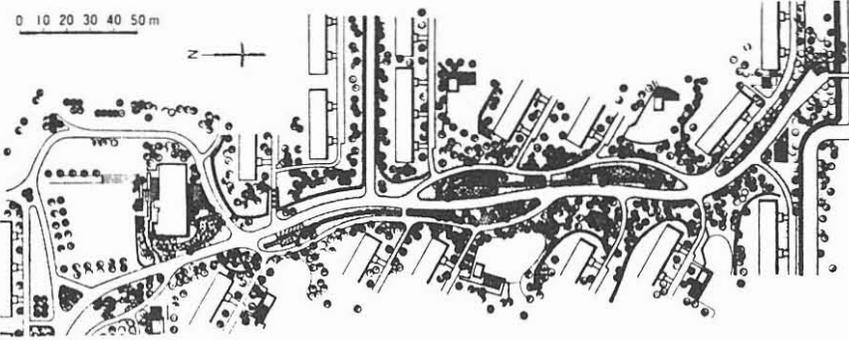
●緑道のルート

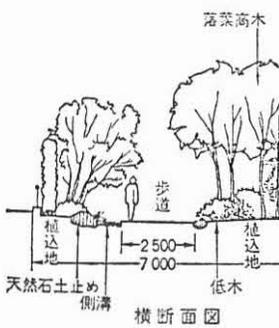
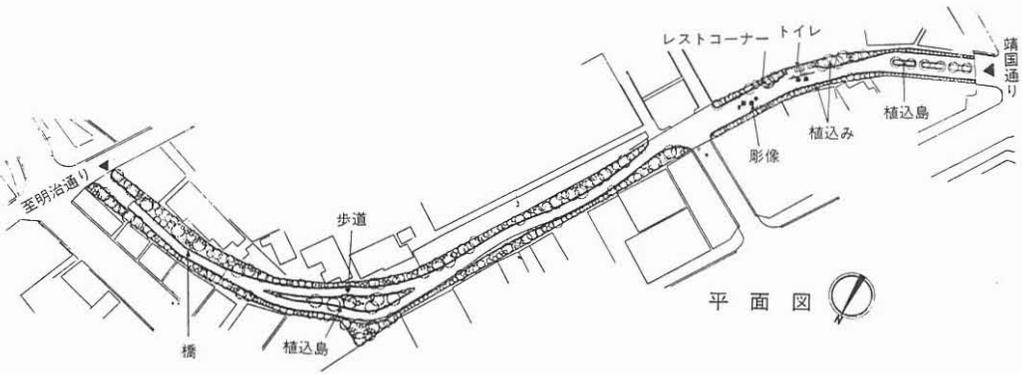
市街区域内を縦断的に、あるいは横断的に、その利用者の安全性及び快適性を保障するよう、緑道系統がしばしば一般道路により中断されぬよう、一貫性をもたせる事が大切である。そのためには、出来る限り立体交差とすべきであるが中高層のアパート群よりの進入路までは不可能である。これらについては車止めも設置し車は完全にシャットアウトする配慮が必要である。少なくとも住宅と学校、もしくは駅を結ぶための緑道であれば安全性を計画の基本としたい。住宅より目的地までの徒歩距離は一般道路より短距離が望ましく、徒歩行動圏（利用単位表）は500m位が適当で最高1,000m程度に押えたい。

●緑道の幅

遊歩路より独立住宅地内に見通し、高層共同住宅に対する威圧感を避けるためにも最低10m以上の緑道スペースが必要である。遮断緑地的な見地からすれば30m~100mは必要と考えられるが、現実的にはそれだけの幅は取れず、部分的にその様な広場を設ける様に心がけて欲しい。



地区名	平城ニュータウン	事業主体	日本住宅公団	完成年度	1974	備考	・団地計画の一環
位置	奈良市 京都府木津町・精華町			資料	ランドスケープ 15 1975.1 都市計画研究所 ランドスケープ出版会		
<p>平城ニュータウン緑道——奈良市・面積15,000㎡・設計者：井上卓之+井上造園設計事務所／従来のニュータウンのイメージを打開するという主旨に応えたのが、水と自然木の使用である。水は、小川の流れ→水辺の休憩所→石のころがる河原へと発展し、緑道という従来の団地の名目的な空間からの基本的離脱として歓迎された。</p>							
							

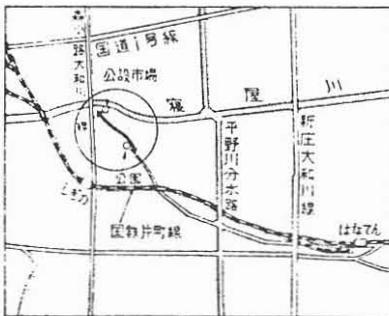
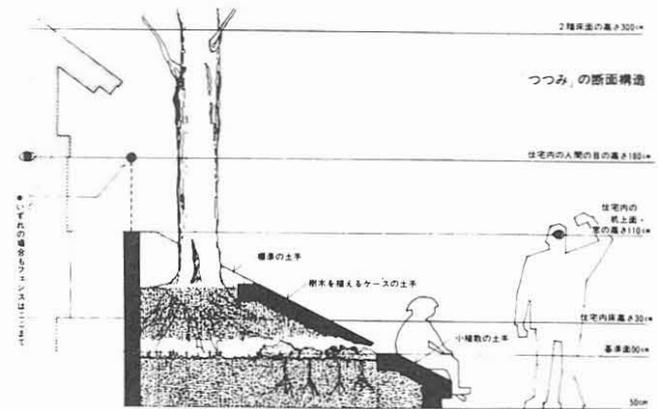
地区名	新宿遊歩道公園 (四季の路)	事業主体	新宿区	完成年度	1974	備考	・既成の市街地内整備
位置	東京都新宿区歌舞伎町～三光町			資料	新宿遊歩道公園四季の道(パンフ) 新宿区 現代の公園 伊藤邦衛著 建築資料研究社 道路緑化の設計施工 昭和52 山海堂		
<p>新宿遊歩道公園用地は、都電13番線の専用軌道敷であり、都電の廃止に伴い、新宿区が東京都より譲与を受けた、平均幅員8.9m延長260m、面積2,311㎡でS字型に蛇行した地形である。新宿駅より東へ約200m、歌舞伎町から三光町に位置し、両側を繁華な飲食街に挟まれ周辺には区役所、都市銀行、百貨店、駐車場などが密集した都心の繁華街である。</p> <p>住民の福祉、環境整備の一環として失われつつある都心に緑の回復と住民が安心して憩える場を提供するために、ビルの谷間に緑豊かな遊歩道をつくり、武蔵野の面影をしのぼせる緑を再現し、自動車をシャットアウトした憩いの散歩道とした。</p> <p>また、震災、火災等を考慮し地下式貯水槽2基も併せて設置した。</p>							
							

地区名	楠根川跡緑陰歩道	事業主体	大阪市（土木局 土木部道路建設課）	完成年度	1973	備考	・既成の市街地内整備
位置	大阪府大阪市城東区	資料	都市の歩行者空間 1972 大阪市 建築文化 76-5 彰国社 道路建設 1973 304号				

楠根川下水管布設の埋立跡に造られた歩道であるが、両端に、市場、公園という2つの重要な公共施設が隣接しており、周辺地区は密集低層住宅地で、公共的なオープンスペースがない。このことは、住宅地が緑陰歩道建設に有利かつ重要な条件を備えていると言え、これらの条件から、計画に当たって次の点を考慮し①歩行車道に都市的尺度を導入する。②日本的造園技法の開発③川の象徴保存。そして空間構成は3つのブロックに分けて考えた。①ショッピングテラス②緑のプロムナード（緑の広場、プロムナード）③子供の遊び場、である。

“ショッピング・テラス”は公共市場およびこれに接する緑陰歩道部分であり、自然にあふれるというよりもむしろ都市的なイメージが優先する。“子供の遊び場”は既存の児童公園およびこれに接する緑陰歩道部分でいり一体として近隣の子供達の遊びの中心に再編する。“ショッピングテラス”“子供達の遊び場”を結ぶ空間は“緑のプロムナード”とし、散歩道的なイメージとする。

つつみの断面構造



計画地の現況

楠根川跡緑陰歩道



地区名	古川親水緑道	事業主体	江戸川区	完成年度	1974.3	備考	・既成の市街地内整備 ・緑道+水流
位置	東京都江戸川区	資料	古川親水公園（バンフ）江戸川区 道路緑化の設計施工 昭和52 山海堂				

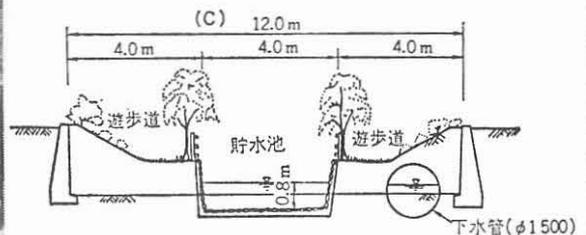
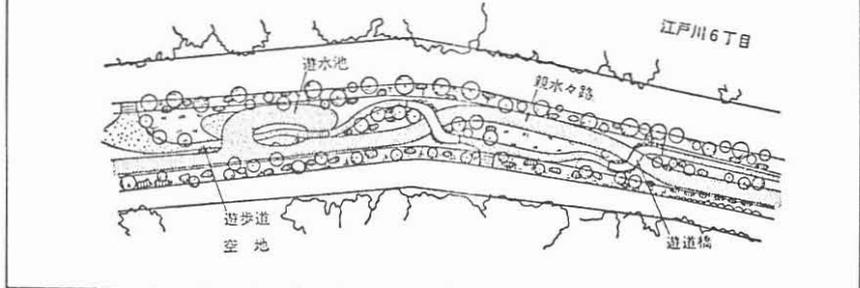
在来河川を整備して親水機能を持たせた水流と緑道の計画

親水計画の発想

この川も都市環境の整備による下水道が完備すると、やがて不要になってしまいます。このような川は、どこでも埋め立てて道路にしてしまうのが通例ですが、それではあまりにも潤いのない町になってしまいます。

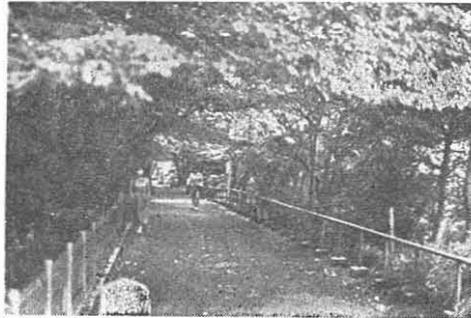
水と深いかわりをもって生活してきた江戸川区としては、ここに失われた自然を取り戻し、水と親しめるいこいの場を残せないものかと考えました。これを水と緑の親水計画といいます。

古川親水河川平面図（一部）



地区名	玉川上水緑道	事業主体	東京都	完成年度	1975	備考	・昭和50年度末に690m完成 ・既成の市街地内整備 ・緑道+水流
位置	武蔵野市	資料	市報むさしのNo.733 51.3.31. 武蔵野市 道路緑化の設計施工 昭和52 山海堂				

玉川上水は武蔵野市民にとっては大切な緑と水のオアシスであり、歴史的遺産としても重要な位置を占めており、当緑道は江戸時代からの上水路に沿って残された自然を生かした緑道で、自然散策緑道の代表的ものといえる。



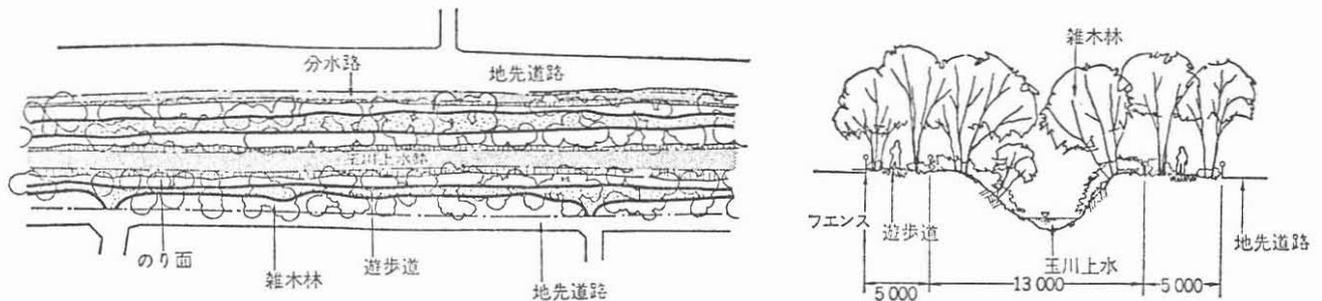
●緑道の整備経緯

武蔵野市では、この玉川上水を緑のネットワークの主幹の一つとして計画に組み入れ、土手敷を利用して、緑豊かな遊歩道を建設してもらうように東京都に要請した。その結果、東京都において、昭和48・9年度には、桜橋から下流を約700m遊歩道にした。

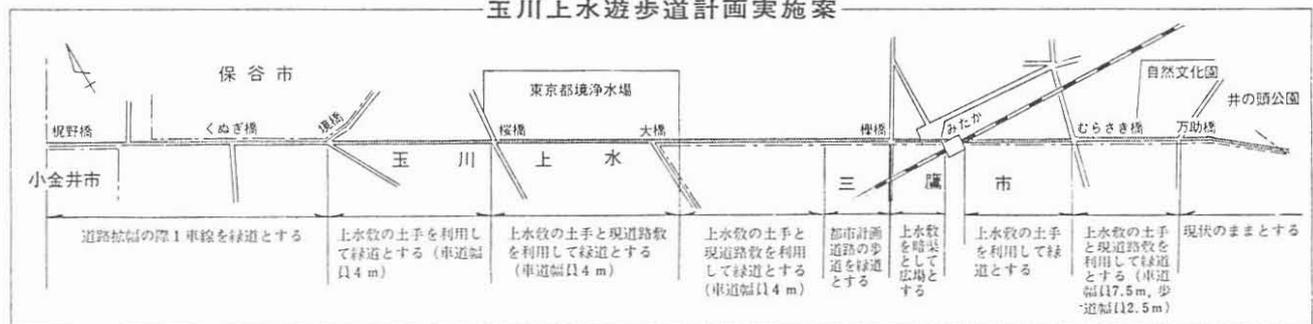
この遊歩道ができたことによって、今迄は車におびやかされながら歩いていたものが、遊歩道を歩くことができるようになった。

また、途中の「みどり橋」で市立の本村公園と接続し、また将来はこの遊歩道から、グリーンパーク線跡地を利用して建設が計画されている遊歩道にも接続することになっている。

更にこの遊歩道は、昭和51年度には桜橋から上流に向かって約500m施工し、将来は既設の遊歩道と同じようなスタイルで、東西に延長されてゆく予定である。



玉川上水遊歩道計画実施案

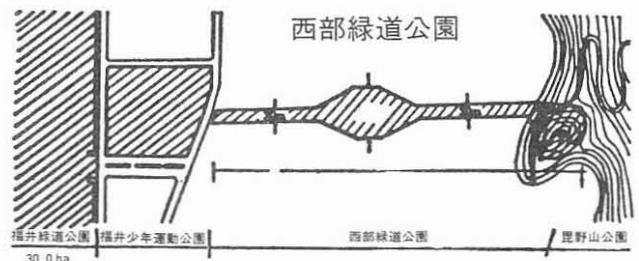


地区名	西部緑道公園	事業主体	福井市 (都市計画課)	完成年度	1969	備考	公園整備 (新規)
位置	福井県福井市	資料	公園緑地 1972 Vol. 31-3-4 日本公園緑地協会				

福井少年運動公園と足羽山公園を結びつける為、計画された長さ571m、幅30m~96mの公園で、現在のところ都市公園法による特殊公園として位置づけすることが考えられている。形状は、中央部で車道が地下をくぐり、福井少年運動公園との取り付け部分では跨道橋を用い立体交差で歩車分離が行なわれている。

車道が地下を通過する中央部は長さ約200m、幅員96mのふくらみとなって、修景上利用 (休憩) 上この公園の中心となっている。長さ約180m、幅員30mの両端部は、中心に幅10m、両側に幅5mの植樹帯を作りその間に幅5mの散策路2本が通っている。

福井少年運動公園西部緑道公園取り付け部分



緑道公園带状部分断面図



公園緑地と住民参加の事例

1. 住民参加の考え方とその諸形態

- (1) 住民参加の考え方の例
- (2) 行政主導型の事例
- (3) 住民イニシアチブ型の事例

2. みどりと住民参加

- (1) みどりを町づくりの軸とした住民参加
- (2) 緑地・都市公園づくりに係わる住民参加
- (3) 自然保全の視点で公園緑地を考えた住民参加
- (4) 協定及びその他

3. 公園緑地の維持管理、運営管理に関する住民参加

4. 住民参加に伴う問題点の事例

1. 住民参加の考え方とその諸形態

(1) 住民参加の考え方の例

a. 「住民参加は、……代表制民主主義の一つの型である首長＝議会型がわが国の画一的制度としてきめられていることによる硬直化に対して、必要に応じて、その自治体に適応した補完を可能にする弾力的な方式なのである」

＊住民参加の実践＊－「住民参加と自治行政」 佐藤竺

b. 「住民参加ということは、これまで単なる行政の客体(クライアント)でしかなかった住民が行政の決定や執行過程に何らかの影響力を行使することである」

＊住民参加と行政＊－「住民参加と地方公務員」河村十寸穂

c. 「住民参加の本質は、意思決定への参加にあるといえる。……住民を意思決定過程に参画させるべきものは、政策形成段階と行政執行段階中、(1)地域社会に大きな影響を及ぼすような計画(都市計画・区画整理事業計画等)、(2)地域社会に大きな影響を及ぼすような事業(国や他の地方公共団体、公社、公団が実施する事業と私人や私企業が実施する事業に対する許認可等の関与の双方をふくむ)などについての具体的意思決定が考えられる」

同上－「住民参加と行政の対応」加藤富子

d. 参加——参加とは政策や提案形成に参画する行為である。疑う余地なく地方計画庁による情報の提供や情報に対する批判の機会の提供は、参加過程の大部分であるが、それはすべてではない。参加とは、議論とともに行動も含んでおり、計画策定過程を通じて、住民が積極的な役割を担うことができる場合にはじめて十分な参加といえるであろう。この概念には限界がある。ひとつは、計画案を用意する責任の所在であるが、それは地方計画庁が受け持つべきものである。もうひとつは、計画の完了——提案や決定を法令化すること——は、専門的技術という高い水準を要する課題であり、地方計画庁の専門家に受け持つてもらわなければならないことである。

住民——住民とは、たんにコミュニティという点から組織化されたグループの中の人びととは理解していない。コミュニティとは、制限なくすべての個人と団体によって構成された集合体であると考えている。

広報——広報とは、住民に役立つ情報を意味している。基本的には、この情報とは事実であったり、主張であったり、説明であるかもしれない。広報それ自体は参加でないが、参加への基本的な第一歩である。

住民参加と都市計画—イギリスのスケフイント報告—
1975年3月、横浜市企画調整局、都市科学研究室

(2) 行政主導型の事例—自治体の長期構想、特定プロジェクト、課題に対し、行政による提案→主導によるもの

●武蔵野方式——市民委員会(類似例 旭川市、神戸市等)

誕生 <市民参加の武蔵野方式>で名高い武蔵野市市民委員会は、昭和45年～46年の長期計画策定作業に伴って生まれた。策定過程における<策定市民会議>をうけて、その実施の過程で<市民委員会>を基軸にすえ市民参加が進められるようになった。また同時にこの委員会は、市民参加による計画策定を日常化するための方式でもある。

組織 各層(市内在住)よりなる代表により組織され、一委員会での定員は12名である。市長の任命によって決められる。

役割 市民を委員とする市民委員会は、①自主的な計画づくり、政策提言 ②市民会議の開催、多彩多様な市民の声の吸収、を主たる役割としている。

活動 現在長期計画の旧課題に即して、7つの市民委員会が活動している。

①市民センター建設市民委員会 S 46.8.2 発足 市民センターを市民施設としてどう構想するかでスタートし、<市民センター建設計画市民会議>は、市民のさまざまな層からの参加方式を巡っての模索を中心に討議され、センター建設に対しての<意見書>を提出している。

②健康市民委員会 S 47.8.1 発足

<健康で明るい市民生活の保障>をはかる目的で設置、<健康の開発、健康の増進、健康の保持>といった分類で、健康であるためのシステムづくりを追求している。

③コミュニティ市民委員会 S 48.2.15 発足

都市化の成熟した地域問題としてコミュニティづくりをめざし、長期計画にかかげた<市民施設ネットワーク計画>の具体化として発足。検討課題は、1多様な市民施設はコミュニティセンター方式か散在方式か、2各層の市民施設に集約し、要望について、各コミュニティ予想地区への配分、管理運営への参加方式、3既存の市民施設の管理、運営方法、その使用効率、4<武蔵野コミュニティ構想>にそっての用地の確保、地域市民会議の発足の促進等の検討をしている。

④清掃対策市民委員会 S 48.3.28 発足 在学学生、清掃職員、消費者団体の代表で委員を構成、ゴミ問題について協議している。

⑤市民文化会議 S 48.9.14 発足

1 自然に親しむ市民 2 科学性に富む市民 3 芸術性豊かな市民 4 国際性豊かな市民

な市民といった理念にもとづき、市民の文化活動のシステムづくりを検討。

⑥広報市民委員会 S 49.10.24 発足 市の情報活動についての方策を検討、市民活動を主体とした市政の広報のあり方を追求。

(注) ⑦緑化市民委員会については後述

2-(1)-② 参照

資料：都市住宅 75-12

(3) 住民イニシアティブ型の事例—住民側が組織した形態を自治体が協調したもの

●沼津方式—ゴミニティ

(類似例 横須賀ゴミ対策市民委員会、町田市、武蔵野市)

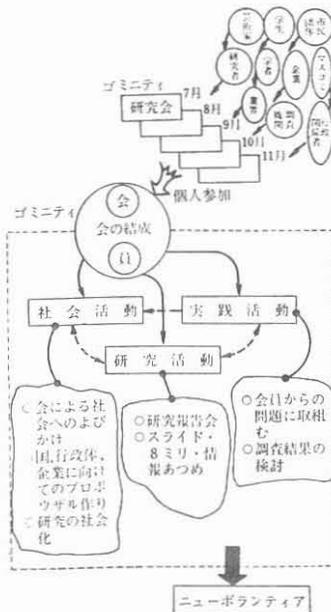
誕生 現場で働く清掃労働者の体験とくふうから創案。実験地区での住民との話し合いを重ねて昭和50年4月より実施。
活動 金属類とガラス類を他の不燃物・危険物とは別途収集。収集回数月1回、ある大きさの区域ごとにステーションを指定し、世帯から廃品を持ち寄る。当番の主婦が種類別に整理する。市の収集車が市の作業場に搬入し、分別、プレスし、回収業者に売る。代金は、その量に応じて町会や婦人会に還元する。すなわち市の収集方式を資源回収型に切り換え、回収を市の清掃事業で行ない、ゴミを巡るフェイス・トゥ・フェイスの関係をつくっている。

(参考)

<ゴミニティ>の構築へ

沼津ではゴミをとおして新しいコミュニティならぬ<ゴミニティ>が築かれようとしている。資源として利用可能な物は回収し、資源問題に対処するために自分たちのやれることはやっている、こうしてみんなと力を合わせてやっているという充実感、社会的事業への参加感が住民や清掃職員の心をとらえている。そこではまさに住民と自治体職員の相互信頼と協力に立った<住民自治>の生きた姿の一面が見られるのである。(略)

これらのまちづくり、生活の条件づくりというのは、高度経済成長下のように立派な建物とか行政サイドからの反対給付の増大本位に求めるのではなく、一方では社会的富の配分の公正化をよりきびしく求めつつも、他方では資源や環境の許容限度のもとで、いかにしたらもろもろの存在物に潜在する可能性を引き出し拡大することができるのか、いかにしたら物的な豊かさだけが尺度でない生活の条件を築いていくことができるか、という方向に向かわねばならないだろう。沼津方式はこの点でひとつの示唆を我々に与えている。 寄本勝美/早大助教授 (首都圏総合計画研究所月報7507号より) ゴミニティ活動の進め方(ジュリスト7504より)



●目黒区東山方式—住区住民会議 (類似例 目黒区、中野区等)

誕生 目黒区における1小学校区(住区)2中学校区(地区)をもとにした生活圏域整備計画の<モデル住区>として昭和49年5月に発足した。目黒区の行なうコミュニティづくりを住民の立場から実現を追求している。

組織 従来の町内会、自治会を再編成する形で地域の住民組織が結果して構成。

役割 目黒区と協議しつつ次の事業を行なっている。1 地域に必要な施設その他環境を整えること 2 子供や老人、婦人その他いろいろな目的をもつ組織をつくること 3 調査や広報(なお主要経費は区が負担している)。

活動 生活環境調査の実施 広報活動、研修会、施設計画に関する検討など。

(参考) 住区の標準規模 人口8000~20000人、小学校600~1000人、クラス18~24学級、標準半径500m、最大1500m、幹線街路を住区内から除く。

2. みどりと住民参加

(1) みどりを町づくりの軸とした住民参加

ここでは、町全体が単位となる緑化を図ることを目的とし、その実践活動として住民参加を行っている事例についてみる。

都市名	名称	集約組織	参加主体	備考	事例
釧路市	緑いっぱい市民運動	緑いっぱい市民運動世話人会	個人、町内会、市民団体、企業、学校、商店会等	昭和44年発足	①
帯広市	帯広を緑と花で美しくする運動	帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会	市民事務局を市庁内に設置	昭和37年発足 「帯広の森」建設の為の植樹祭	—
仙台市	健康都市宣言	健康都市建設推進本部	市民事務局を市庁内に設置	昭和38年発足 花いっぱい運動、市民1人1本植樹運動、苗木の配布	—
武蔵野市	緑の市民憲章	緑化市民委員会	市長任命による12人の委員による構成	昭和46年発足 「緑の市民憲章」「緑と花の市民集会」「緑の日」施策 —緑をまもる、ふやす、そだてる—	②
杉並区	みどりの条例	緑化推進委員会	区民	昭和48年発足	③
金沢市	緑を育て金沢を美しくする運動	緑を育て金沢を美しくする会	市民と各種団体	昭和50年発足	④
岡山市	緑と花のまちづくり運動		町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会、各種団体等	昭和47年発足	⑤

① 釧路市

— 緑いっぱい市民運動 —

資料

「緑いっぱい市民運動」昭和52年度事業報告及び昭和53年度事業計画書
釧路市「緑いっぱい市民運動」世話人会
公園緑地 1976 Vol.37-1 日本公園緑地協会

□ 概要

緑いっぱい市民運動世話人は「私達の住むこの釧路を、緑いっぱい、花いっぱいの潤いのある街にしよう。時間のかかる根気のいる、そして情熱を必要とするこの運動を通じて5年後、10年後、さらに100年後の釧路の街を緑豊かな、すばらしい住みよい街にしよう。」をスローガンに昭和46年に発足した。

以来、春秋2回の市民植樹祭を始め、樹木のあっせん、各種団体による森の造成、市民の花(キンレンカ)の普及、チューリップ運動等各種の事業(別表)が市民の手により企画され実施されている。

近年、この緑化運動に青年層の参加が目立っている。青年商工会議所の運動として「市民緑の日」を制定、街路樹や公園の樹木の追肥、支柱の整備等を行っていたが、さらにこの輪が広がり、「ふるさと会議」が結成され、樹木の手入れは勿論、街の清掃運動にまで発展している。

なお以下に、これまでの事業実績の概要と昭和53年度の事業計画を示す。

昭和53年度事業計画

1. 努力目標

まちに、学園に、家庭に花と緑を育くみ愛する郷土、わたしたちのまち釧路

を人間性豊かな美しいまちに創りあげるためみんなで力をあわせ努力しましょう。

2. 実践活動(重点事業)

(1) 緑いっぱい事業

ア) 市民大植樹祭(市民の森造成)
春と秋、市民参加によって市民の森の造成拡大を行う。

イ) 学校緑いっぱい(緑化モデル学校)
小中校2校を緑化モデル学校に指定、次代の若人に緑化の思想普及を図る。今年度指定校 駒場小学校、北中学校

ウ) 地域、家庭緑化の推進
緑化木の斡旋を通じ地域や家庭の緑化推進を図る。

エ) 協賛緑化の推進
奉仕団体、事業所、商社等の協力を得、市民の森の充実拡大を図る。

(2) 花いっぱい事業

ア) 「市民の花」のモデル植栽
栄町公園通り、栄町公園、河川公園、鶴ヶ岱公園、ヌサマイ公園等に市民の森「キンレンカ」を植栽普及につとめるとともに、特色あるまちづくりを行う。

イ) 「花の道」づくり
商店街、商工会議所等の協力を得て

メインストリートの歩道を花で埋めて、ひろば的要素を加味する。
今年より、北大通り商店街が1本化して実施する。

ウ) 「チューリップ運動」の推進
鶴ヶ岱公園をメインパークに主要公園、職場、学校施設、家庭にチューリップをいっぱい咲かそうとする運動で、今年も継続して行う。

エ) 花壇コンクールの実施(第20回)
花いっぱい運動の日頃の努力の成果を表彰し、花いっぱい運動の促進助長を図る。

オ) 協賛事業
奉仕団体、町内会、老人クラブ、愛好者等による地域公園花壇の充実を図る。

(3) 啓蒙事業

ア) 「園芸まつり」の実施
緑化木の斡旋及園芸指導を行い、緑化思想の普及に努める。

イ) 「市民みどりの日」の促進
市民の森、街路樹をはじめ、公園緑地、学校緑地の愛護撫育を行い、広く市民にみどりの価値感を啓蒙する。

(4) その他

発足10周年(S55年)記念事業の計画策定

② 武蔵野市 緑化市民委員会と緑の市民憲章

資料
 ジュリスト「現代都市と自治」No.1'75.4
 ジュリスト「開発と保全」No.4'76.7 | 都市住宅'75.12
 「緑」の促進・育成のあらし、1977.2 武蔵野市 緑と花の課
 まちに緑を'76 S51.3 武蔵野市市民部 緑と花の課
 武蔵野市民緑の憲章 S51.3 武蔵野市市民部 緑と花の課
 緑の特集 市報むさしの S53.3.28 No.796 武蔵野市

□ 緑化市民委員会の概要(役割とその活動)

緑化市民委員会は、市内在住の代表により組織され、市長任命による2年任期の12人で構成される。

昭和46年9月1日に発足し、現在第4期に移行している。緑化市民委員会では「緑をつくる、緑をふやす、緑をそだてる」などの項目による活動プログラム^{※1}をたて、実現可能なものから事業化するよう要望している。

第1期から3期を通じて、緑化市民委員会が具体的に検討提言あるいは要望した主なものは次の通りである。

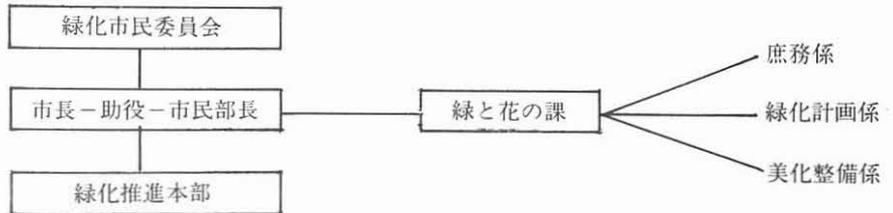
- (1) 緑化を担当する部門として緑と花の課、庁内の連絡調整機関として緑化推進本部、の設置など、緑化推進の体制づくりや機構づくりに関すること。

- (2) 「武蔵野市民緑の憲章」の制定に関与し、それに関連した市民集会の開催、「緑の日」の制定などに関すること。
- (3) 玉川上水、千川上水等の遊歩道計画に関すること。
- (4) 街路樹、グリーンベルトの設置方針に

関すること。
 (5) 遊び場の増設など「緑のネットワーク計画」の「点」の具体化に関すること。などについて検討し、市長や都知事、また必要に応じて関係機関に対して提言や要望をおこなった。

※1 78ページ参照

□ 組織



□ 活動内容

① 「武蔵野市民緑の憲章」の制定

武蔵野市民緑の憲章

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。私たち武蔵野市民は、この市民による自治という基本理念にたち、「平和な緑と教育」のふるさと武蔵野市をつつていくために、市民緑の憲章を定める。

緑は、太陽が照りかがやき、豊かな水と土に恵まれたところに、のびのびと生育するものであり、私たち市民の生活環境水準をしめす的確な指標である。

人間と自然との調和のないところに、あかぬ市民生活、ことに児童の健康、老人のやすらぎはありえない。だが、今日緑はうしなわれ、公害とあいまって、私たち市民の生命の危機すらまねくにいたっている。

緑の回復は、武蔵野市民の基本的課題となっている。私たち武蔵野市民は、ただかつての武蔵野の郷愁にひたることなく、ふるき武蔵野の緑をまもり、今日ある緑をそだて、新しい武蔵野の緑をつくりだしていくことを決意し、ここに市民ならびに市政の目標を明らかにする。

私たち武蔵野市民は

1. すべての緑はみんなの財産として、大切にす。緑は、個人の庭先のものであれ、公園・街路のものであれ、ひとしく市民すべてが共通に享受するものと考えて大切にす。
2. 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。緑の生育には長い歳月がかかることを考え、緑の保全とともに増植を積極的におこない、これを次代の市民に継承す。

3. 自発的に緑化運動を推進す。市民の努力と創意をあつめ、多様なかたちで自発的な緑化運動をくりひろげる。
4. 市の緑化計画と、その実現に参加す。市政に緑化の計画的推進をもとめ、計画とその実現に参加す。

武蔵野市は

1. 緑化計画を定め、推進体制を確立す。市民参加のもとに長期・短期の緑化計画を定め、これを実現するための強力かつ総合的な行政体制を確立す。
2. 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。緑のネットワークの充実を計画的に推進し、市民による緑化に先導的役割をはたす。
3. 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。武蔵野市が所有・管理するすべての施設の緑化を、市民に率先して計画的に推進す。
4. 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。武蔵野市内に学校・集合住宅・商店・工場などを建設管理する者にたいして、この市民緑の憲章にもとづく緑化推進の協力をもとめる。
5. 近隣の自治体と協力してひろく緑化をすすめる。武蔵野市民の自発的な緑化運動を基礎として、近隣自治体等の協力のもとに、広域的展望をもった緑化政策を推進す。

② 「緑の日」の制定

毎年4月第3木曜日は「武蔵野市緑の日」でこの日に前後して色々な「緑の行事」がおこなわれる。例えば、玉川上水や千川上水を市民が自ら清掃するとか、子供会では自分達の遊び場を清掃し草花や樹木苗を植えるとか、地区の造園組合が植木市を催すなどである。

市では、これらの行事に、必要に応じて共催で参加し、資材の提供とか機動力の提供、場所の提供などをおこなっている。

③ 玉川上水の遊歩道計画(Ⅲ章 P69参照)

④ 道路の緑化

街路樹とグリーンベルトによる道路の緑化は、「緑のネットワーク計画」*2の「緑」を構成する施設として整備が進められている。

⑤ 公園整備

(1) 中央公園計画

「武蔵野市長期計画」と「緑化市民委員会活動プログラム」には、「緑のネットワーク計画」の「面」を構成する拠点として、市管陸上競技場、野球場、その他の運動施設と、その周辺(約10.7ヘクタール)を整備し、中央公園とすること、および、それに隣接するアメリカ軍施設跡地(約10ヘクタール)を公園化することが計画されている。

後者については、都立「武蔵野中央公園」として東京都により新設されることになり、現在、用地の整備がすすめられている。

(2) その他の市立公園・児童遊園

市内には、幼児・児童を対象とした児童

遊園が20ヵ所あり、(13,488㎡)・(S48.3.31現在)児童課で管理されていた。

昭和47年に緑と花の課が新設されてからは、「武蔵野市長期計画」および「緑化市民委員会活動プログラム」にもとづいて、「緑のネットワーク計画」の「点」として、公園・児童遊園の管理が緑と花の課に移り(S48.4.1以降)その後は、「緑の施設」として新設・整備が積極的にすすめられ、毎年数ヵ所の施設が増加している。

ことに、昭和48年には、緑化市民委員会からの提言を受けて「遊び場整備・倍増3ヵ年計画」が策定され、現在その計画にしたがって、子どもの遊び場として、公園・児童遊園の充実がはかられている。

又、遊び場新設整備に関する計画の一環

として、市が管理する公園、児童遊園のほか、地域住民の自主的な遊び場開発を促すことを目的として「武蔵野市ちびっこ広場補助要綱」にもとづき、市に登録された民間遊び場に対して、設置・維持・管理に関する経費の一部を補助している。

現在登録されている遊び場は9カ所、

2,298㎡となっています。なお、ちびっこ広場は、かつて市立の遊び場が不足していた時代に、その代替性をもって、設置されたもので、内容も貧弱なものが多かったが、その後、市立の遊び場数が増大するにしたがって、次第に補完的な役割に性格をかえてきた。

***2 緑のネットワーク計画**

当計画は「市営スポーツ施設を中心とした中央公園の整備」・「玉川上水緑の遊歩道化」・「アメリカ軍施設跡地の公園化」などを織り込んでいる。これら計画の推進は、市民参加によっておこなわれるようになっている。

□ 実績

緑化市民委員会と市が、憲章に従って行った主な緑化の推進状況(昭和51年3月現在)は次のとおりである。

- (1) 玉川上水べりの緑の遊歩道が一部完成した。
- (2) 街路のグリーンベルトづくりが約50%完了した。
- (3) 緑の並木道にあった舗装を剥離して

砂利道にした。

- (4) 4車線計画道路を1車線分けずり、その部分と歩道をあわせて緑の遊歩道とした。
- (5) 各家庭が「一家庭一本植樹」をめざし、2年間で延べ13,500本の苗木を庭に植えた。
- (6) 市と市民と総ぐるみで玉川上水や千

川上水の川ざらいをおこない約50トンのゴミを搬出した。

また、緑化市民委員会が第1期から第3期まで(昭和46年から52年)に行った提言や要望のうち主なものと、それらの処理状況を下に示す。

緑化市民委員会の提言 要望と処理状況(概要)

都立武蔵野中央公園

年月日	提言・要望要旨	処理状況
46-10-5	緑のネットワーク計画の一環として米軍施設跡地を公園にするよう計画する	都立公園とする計画を決定
49-9-18	米軍施設跡地の公園化(再要望)	都が用地確保済
52-6-11	①自然と触れあう憩いの場、都市災害の避難地としての役割を果たす ②人工的施設のない市民の森の広場とする ③空間構成は散歩道、草原、森林、池、薬山等が望ましい。 ④工事前の暫定的、部分的開放を検討する。 ⑤治安施設の設置、安全確保と風紀の維持等の対策は万全を期す。 ⑥災害については広い地区で総合的対策を立案する。	都に要望書を提出し、④については現在実施中である。

遊び場・公園計画

年月日	提言・要望要旨	処理状況
46-12-3	緑化実施3ヵ年計画(案)について	計画を基本方針に植木
47-6-20	緑化実施計画案(第2次修正について)・緑のネットワーク計画実現と緑化の方針	実施可能なものから順次実施する
48-7-4	市有地等緑化3ヵ年計画策定について	要望より実施
48-7-10	遊び場整備増設緊急3ヵ年計画策定について	遊び場整備増設3ヵ年計画を策定、要望の表現化
49-2-25	遊び場整備増設緊急3ヵ年計画について	市緑化委員会に見解発表
52-1-11	第2次遊び場公園等整備3ヵ年計画策定について	緑化推進本部会議を開催し、理解可能から着手する

各駅周辺および都市計画道路の緑化

年月日	提言・要望要旨	処理状況
47-3-18	道路建設と緑のネットワーク計画との関連	要望にそって努力中
48-6-13	2・3・5号線道路執行計画変更問題について	検討中
48-6-13	ケヤキ横付けの道路計画に伴う緑化問題について	要望にそって解決済
50-12-26	東武北1駅前広場整備について	要望にそって解決済
50-12-26	地方道第7号線にグリーンベルトの設置を	一部実施

庁舎改築にともなう跡地利用

年月日	提言・要望要旨	処理状況
46-11-5	①庁舎跡地を緑のネットワーク計画に組み込むこと ②水道部事務用土地の緑化と市民開放の検討	①問題点を整理検討する ②大野田公園として開放

学校緑化計画

年月日	提言・要望要旨	処理状況
50-2-4	1)各校緑化は次の6原則で行う。情報提供、学校自治、計画性、集中投資、責任明確化、自主管理 2)この6原則がすみやかに実施できる措置	市職責と各校緑化の責任を明記、緑と花の課と緊密な連絡をとる

玉川上水

●玉川上水について

年月日	提言・要望要旨	処理状況
46-10-5	①玉川上水緑道の性格づけ ②地域環境向上をうながすような計画とする ③緑道には地域の特色を生かしたデザインを考慮する。 ④デザインにあたっては、原型を保存する。 ⑤周辺地域市民の要望を結果し具体案をつくる。 ⑥都や関連市と接触し、市への考え方を生かす。	この提言にそって、具体的に都と協議し、設計、施工については東京都が実施している。
49-7-17	①玉川上水を歴史環境、保全地域に指定することについて地元町村と協議を行うこと ②境浄水場から玉川上水への日々の放水量を明示した月間統計表を定期的に市に提供する	①未指定 ②未提供

●玉川上水の緑道化について(要望)

48-8-29	実施案、行案案の2段階とし、行案案の実現をふまえた実施設計の実現にとりくむ	おむね提言に従って実施に移している
48-12-14	実施計画の最終決定および施工は、市ならびに緑化市民委員会の緊密な連絡協議のもとにするよう都に要請された。	今後その方向ですめていく。

●玉川上水放水中止問題について(意見・要望)

49-6-11	玉川上水の水漏れは自然環境破壊等があるのを考慮し、慎重審議することを期する。	毎日1000トンの放水量を確保し、現在実施中である。
---------	--	----------------------------

緑の空間確保に関する条例制定

●緑の市民空間、制度促進について(要望)

年月日	提言・要望要旨	処理状況
52-8-1	①遊び場、公園等の設置や学校緑化等の条例化 ②駅前広場、大型街建設時における緑化義務 ③遊び場、公園等の管理運営基準の作成	今後の検討課題である

●緑の環境の確保と整備に関する条例の制定促進について(提言)

51-6-23	条例は早急にかつ総合的に制定すること	今後の検討課題である
---------	--------------------	------------

●集合住宅等規制条例の制定について(提言)

51-11-20	①市開発により提供された空間の50%以上を覆植するよう、高木を植栽し、遊び場にする ②敷地周囲の植栽緑化について検討 ③道路から建物への出入りは、最小限にとどめ、見おろしを安全にする ④条例等、作成過程で緑化市民委員会と協議 ⑤既存施設に緑化を推進すること	市開発についての条例化について研究中等である
----------	--	------------------------

千川上水

●千川上水について(要望)

年月日	提言・要望要旨	処理状況
48-8-29	千川上水の管理を完全にし、必要に応じて、上水の管理者を都から市へ移管することを検討された。	技術的に困難である。
49-7-17	千川上水の結露部分の閉塞の具体的着工計画を明示する	開渠に向けて市と具体的に協議開始

●千川上水緑道計画について(提言)

50-6-9	都の道路拡幅工事に伴う土手敷等の緑道化は、遊歩道方式を延長するよう都に推進してもらいたい。	毎年継続的に都に要望している。
--------	---	-----------------

●千川上水の環境整備について(提言と要望)

51-11-10	水辺緑地としての憩いの場と防災防犯用水としての性格を備えた上水とする必要がある。	東京都の関係部局に要望している。
----------	--	------------------

ここに掲げたのは、緑化市民委員会が第1期から第3期まで(昭和46年~52年)に行った提言や要望のうち主なものと、それらの処理状況です。これにより緑化、市民委員会の活動の一端がわかりたいと思います。

緑化市民委員会は、これらの提言のほかにも、毎年4月に行われる「緑の週間」の行事や、玉川上水・千川上水の清掃など主体的な活動を行っています。また、提言や要望の中でも、紙面の都合で掲載できなかったものも多数あります。

武蔵野市緑センサス報告書

年月日	提言・要望要旨	処理状況
48-4-3	①「みどりセンサス」の定期的実施 ②地域特性に応じた生活環境改善の資料 ③地下水の保全対策。ことに雨水排水の調査研究 ④「自然に近い植生群落」を選定・分析の手裏書 ⑤「報告書」の刊行 ⑥地域地区指定の再検討 ⑦「緑地の特性による区分」の活用 ⑧「自然に近い植生群落」の抽出・調査、保護樹木の選定、保全対策の検討、指定緑地の制度化 ⑨緑小路等の選定	①原則として5年周期 ②地域生活環境指標に ③舗装剥離で透水を実施 ④未実施(学校、寺社等)の樹木調査は実施済 ⑤実施済 ⑥未実施 ⑦製作している ⑧9ヵ後の制度を並行して検討

駐車場の緑化問題

年月日	提言・要望要旨	処理状況
52-8-29	①駐車場を公園や遊戯所に利用することを考えること ②1により廃止できないときは周囲の緑化を進めること ③今後は極力新設させないこと。やむを得ず駐車場を設置するときは、緑化を義務づけること ④駐車場の設置・管理等について制度化する	関係部課で協議し検討すること

お問い合わせは緑と花の課へ

表1 緑化市民委員会活動プログラム (昭和47年度～昭和50年度)

大分類	小分類	昭和47年度前期	昭和47年度後期	昭和48年度前期	昭和48年度後期	昭和49年度	昭和50年度	
I 緑 を つ く る	1. 中央公園(陸上競技場)	公園化・管轄部局の決定	実施計画	造園(※)	完成			
	2. 中央公園(総合運動場)			市民センター建設構想との関連で検討				
	3. 中央公園C.(アメリカンスクール)	アメリカ軍施設返還運動						
	4. A地区(宿舍)公園化	アメリカ軍施設返還運動						
	5. B地区(消防署)公園化	アメリカ軍施設返還運動						
	6. 本村公園(仮称)	実施設計	設計(※)一部造園開始(子)	完成				
	7. 野田記念公園(仮称)	公園化決定		実施設計・造園(※)	完成			
	8. 古瀬公園(仮称)	公園化決定		実施設計・造園(※)	完成			
	9. もみじ山公園(仮称)		使用計画決定	実施設計	造園(※)完成			
	10. 大野田公園(仮称)			使用計画決定	実施設計・造園(※)	完成		
	11. 桜堤公園(仮称)			使用計画決定	実施設計	造園(※)完成		
	12. 北町公園(仮称)			使用計画決定	実施設計	造園(※)完成		
	13. 本町西公園(仮称)				使用計画決定	造園(※)	完成	
	14. 中町公園(仮称)					使用計画決定	完成	
	15. チビッコ広場	所管部局の決定	整備3ヵ年計画の策定	実施(※)				完成・増補
	16. 児童遊園	所管部局の決定	整備3ヵ年計画の策定	実施(※)				完成・増補
	17. 老人いこいの広場	完成(6月)						増補
	18. 一坪公園		適地調査・募集(※)	実施(※)				
	19. グリーン道路(市指定)			調査(※)		実施(※)		
	20. 玉川上水遊歩道	管轄部局の決定	実施設計で都と協議	(都施工)		完成		
	21. 中央道路緑化	都との協議による実施設計	実施(子)		完成			
	22. グリーンパーク遊歩道	国鉄との協議			公園計画決定(※)		完成	
	23. 千川遊歩道	一部完成(都施工)	組織工事・市による川渡り、魚放流(※)					完成
	24. 仙川遊歩道				調査(※)	計画決定	実施設計	
	25. 境浄水場北側遊歩道	市と都の協議による計画決定	市と都の協議による実施設計	(都施工)	完成			
	26. 築山造成		適地調査					
	27. 市民の森造成		適地調査					
	28. 学校緑化		教育委との協議・整備5ヵ年計画策定	実施(教育委)(※)				
	29. 街路樹整備		街路樹調査(子)	整備3ヵ年計画策定・実施(※)				
	30. 苗木畑の設置	用地確保済(5月)調査・設計	造成(子)補充					
	31. 市民の木選定	選定委発足(5月)(子)	候補選定					
	32. 市民の花選定		市民に委託・選定(※)					
	33. 誕生の木	実施中(46年度より)						
	34. 結婚の木							
	35. 植木市開催		業者と協議・市民大会日に開催(※)	実施研究		実施		
	36. 鳥の巣箱運動							
	37. 家庭緑化運動			調査・計画(※)				
	38. 市指定緑地決定			家庭緑化委編成策定(※)				
	39. 緑化モデル地区選定			調査・決定・増補(※)				
	40. 市保有地緑化計画		調査・市保有地緑化3ヵ年計画・決定	実施(※)				
	41. 官公庁、事務所、団地の緑化			要請開始				
II 緑 を ま も る	1. 土地利用計画の整備	地域・地区指定で都計審と協議			条例化検討			
	2. 建築基準の研究							
	3. 伐採規制の研究		検討					
	4. 緑の銀行の研究		苗木畑計画との関連で検討		実施検討			
	5. 農地保全	農業委員会との協議			方針の明確化			
	6. 緑の管理(防虫、散水)	アメリカシロヒトリの駆除(子)その他						
	7. 公害、自動車対策		自動車規制などの研究					
III 緑 を そ だ て る	1. 緑化市民憲章の制定	原案作成	議会決定・市民大会(子)					
	2. 緑と花の推進行事			推進行事(※)				
	3. 緑化市民運動との連携							
	4. 緑化推進本部		新設					
	5. 緑と花の課	新設(4月)緑の機動隊発足(4月)	拡充(スタッフ・緑の機動隊)(※)					
	6. 庁内研修の拡充							
	7. 公園条例		本村公園の設置にともない検討	条例化				
	8. 緑化市民基金		研究(緑のバジもよくむ)	実現				
	9. 紙水運動		研究		実現			
	10. 緑化市民教育		緑化パンフレット(子)社会教育講座(※)					
	11. 緑化学校教育		教育委との協議					
	12. 緑化推薦図書選定			選定(※)	補充			
	13. 緑と花の映画製作			企画	製作(※)	公開		
	14. 市報特集号発行		10月・2月発行(子)					
15. 市報緑のコーナー設置	設置(5月)							
16. 緑のネットワーク表示板		市内3ヵ所(子)						
17. 緑のサービスセンター	設置(5月)		拡充(移動・出張相談)					
18. 緑の市民コンクール		企画						
19. 緑地愛称募集		企画						
20. 庁内資料・図書整備		子算化(※)						
21. 樹木台帳		実施(子)						
22. 航空写真	実施(子)	完了ならびに部分拡大写真(※)						
23. 緑のネットワーク立体模型			作成(※)					
24. 公共用地などの実態調査	実施	完了						
25. 道路デザインの研究								
26. ベンチ、フェンスの研究			モデルの選定					
27. 緑化長期計画の策定					長期計画のローリングに			
28. 緑化用地計画の策定		策定			組入れ			

表2 緑化市民委員会活動プログラム(昭和51年度～昭和56年度)

大分類	中分類	小分類	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	備考		
I	(1) 緑の核づくり	1. 中央市民公園地区	公園化の方向で検討		実施計画	計画	完成		陸上競技場・総合運動場地区 アメリカンスクール跡地		
		2. 市市民の森の造成	要請・調査		実施設計・造園開始		完成		緑町公園浄化槽跡地		
		3. 緑町公園(仮称)	造園開始		完成				都立公園決定(50.2.28告示)		
		4. 都立武蔵野中央公園	公園造成促進の要望	基本計画で都と協議	(都施工)			完成	都立公園と中央市民公園を結ぶ		
		5. 市民公園地区の遊歩道指定	調査	指定							
		6. 吉祥寺駅周辺	調査	基本計画		一部実施				緑の広場・商店街緑地帯の造成	
		7. 三鷹駅北口周辺	調査	一市と都の協議による実施設計・一部実施				完成		緑の広場・玉川上水の視点整備	
		8. 武蔵野駅周辺	調査	基本計画・一部実施						買物公園・緑空間の充ち	
		9. 市庁舎跡地の公園化		公園化で検討・計画の推進							
	(2) 緑のネットワークづくり	1. 五日市街道	都に要望	実施の促進				完成		歩道拡幅・緑化整備	
		2. 水道道路	実施中(46年度より)		完成					街路樹・グリーンモール	
		3. 中央通り	要請							50年度末1010m完成	
		4. 公園通り								街路樹・グリーンモール	
		5. 玉川上水遊歩道	実施中(48年度より)	工事ならびに管理権移管の促進						50年度末690m完成	
		6. 千川上水遊歩道	実施中(47年度より)							遊歩道の延長・50年度末380m完成	
		7. 仙川用水環境整備		調査		実施				クリーンリバーサイド作成	
		8. 砂川用水遊歩道	設計・一部施工					完成			
		9. 野田記念公園	完成								
		10. 古瀬公園	完成								
11. 本町(仮設)児童遊園	完成・恒久化の検討										
12. 本村公園	完成・管理方式の検討										
13. もみじ山公園	" "										
14. 大野田公園	" "										
15. 桜坂公園	" "										
16. 老人いこいの広場	" "										
17. 関前公園と八幡町公園(仮称)	調査・基本計画					完成		グリーンパーク線跡地			
18. 仮設遊び場	管理方式の検討							50年度末、青葉公園ほか84ヵ所 用地の確保促進			
19. 遊び場整備増設計画(第2次)	計画の策定	着手									
II	(1) コミュニティ緑化	1. 学校緑化・校庭開放	促進							50年度末緑化16校・開放19校	
		2. 市保有地の緑化		緑化にむけての再検討							
		3. 一坪公園		適地調査・募集							50年度末5ヶ所
		4. 緑小路の指定	指定方式の検討								
		5. 官公庁・事務所等の緑化	要請・指定方式の検討								
		6. 遊休土地の緑化推進	調査・募集								駐車場・空地などの再利用
		7. 農地の保全	実施中(武蔵野市緑地確保のための農地保全条例 昭和49年3月条例第6号)								50年度末13ヵ所1万6159㎡ 周辺の緑化も考える
		8. 苗木畑	実施中	樹草の種類別検討							
		9. 住宅・マンション・団地の緑化	緑化の要請・義務づけ								
		10. 企業緑化	" "								
		11. 子ども農園	適地調査・募集								
	12. 個人庭園しらべ			実施						緑センサスとあわせて検討	
	13. 配布樹木の追跡調査				調査・実施					ブロック塀・万代塚等の緑化	
	14. 四隣緑化										
(2) 街路環境の整備	1. 街路樹・グリーンモール	実施中	樹種の再検討							武蔵野方式の確立	
	2. 街路デザイン			基本方針づくり		モデル決定				" "	
	3. ベンチ・フェンス			" "						" "	
4. ストリート・ファニチュア										武蔵野基準の作成	
5. 広告・看板・住居表示板					規制と管理の研究					" "	
6. 審美基準					調査・研究					" "	
7. 街路名称(愛称づくり)	失われていく愛称の調査							決定			
8. 透水舗装	検討			実施							
9. 遊び場遊道の拡充	実施中	市と賛同と協議								50年度末66ヵ所	
III	(1) 緑体制の確立	1. 緑の空間確保に関する条例	草案	決定						施設等設置基準の検討	
		2. 緑の用地計画の策定	調査	策定							
		3. 市指定緑地の選定		調査		選定					
		4. 緑化モデル地区の選定		適地調査・募集							
		5. 樹木・樹林の保存対策		調査・募集							
		6. 緑の銀行						調査		実施	緑化基金・献木とあわせて研究
		7. 公害・自動車対策									
		8. 市民環境部(仮称)の新設			新設						生活環境行政の整備・拡充
		9. ネットワーク表示板の改訂	実施中								毎年追加訂正記入
		10. 緑のサービスセンターの設置	緑の相談室開設中							実施	
		11. 災害避難対策								調査・研究・要項の作成	
	12. 緑しらべ・台帳づくり	実施中			再調査					緑センサスとあわせて検討	
	13. 緑センサス				実施					航空写真を含む	
	14. 緑関係用地の実態調査				調査					公共用地その他緑化可能地の抽出	
(2) 緑文化を育てる	1. 市民の木・市民の花	調査		決定						市民緑の憲章制定5周年記念行事	
	2. 市の木・市の花	" "		" "						" "	
	3. 誕生の木・冠婚の木	実施中								植える場所と樹種の研究	
4. 緑と花の市民市			検討		実施					鳥の巣箱等	
5. 植物害虫駆除対策	実施中			再検討							
6. 家庭緑化推進	実施中				再検討						
7. 市民緑の憲章の普及	実施中									普及版の作成の検討	
8. 緑と花の推進行事	実施中									市民緑の週間など	
9. 各種関連運動団体との提携	実施中									内容の再検討と充実化	
10. 緑と環境の映画製作	準備			完成							
11. 市報特集号の発行	実施中									毎年1回発行	
12. 市報に緑のコーナー常設	再検討			実施							
13. 緑の市民コンクール	実施中			再検討						発展	
14. 緑地の愛称					企画						
15. グリーンマップの作成	調査			作成				再検討	作成		
16. 緑の前説本の作成				準備		小学校用発行	中学校用発行				
17. 緑関係機関の選定整備				準備	開設					市立図書館に緑コーナー設置	
18. 遠い村・近い村との提携				" "	提携					緑豊かな自然環境に親しむ生活	

④ 金沢市
緑を育て金沢を美しくする

資料	緑を育て金沢を美しくする運動－昭和52年度事業報告書－ 緑を育て金沢を美しくする会 緑を育て金沢を美しくする会総会（資料） 昭和52年度 金沢市緑化推進要綱 昭和49年7月 金沢市
----	---

□ 概要

昭和49年6月、金沢市定例第2回議会において「緑の都市宣言」*1が採択されたものを契機として、この宣言を受けた金沢市は、緑化推進要綱を策定し、緑と花のまちづくりを提唱した。

この間、失われゆく金沢の自然を守り、清潔で美しい町づくりを進め、森の都金沢の名に恥じないようにしようとの市民各層の気運が急速に高まり、市民の参加なくして、緑と花のまちづくりはあり得ないとの観点から、同年11月、10有余年にわたり美化運動を展開し、幾多の輝しい業績を挙げた「金沢を美しくする運動推進協議会」が発展的に解散し、装いも新たに「緑を育て金沢を美しくする会」が設立された。

この会は、市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみで緑と花のまちづくりにつとめるとともに、公德心を涵養して、金沢を清潔で美しいまちにする運動を推進することを目的とする。」と定めている。

□ 組織

当会は、会の趣旨に賛同する市民、および各種団体をもって組織する。

- 構成—社会文化団体（52団体）
- 経済団体（32団体）
- 農林業団体（8団体）
- 労働団体（2団体）
- 宗教団体（3団体）
- 建設建築設計団体（7団体）
- 学校教育団体（5団体）
- 報道機関（11団体）
- 計 120団体

□ 活動内容—昭和52年度実施事業—

緑は、すべての生命の根源であるとの認識にたち、失われゆく緑を守り、育て、さらにつくりだすとともに、清潔で美しいまちづくり運動を推進することにより、市民ひとりひとりの緑化、美化意識の高揚をはかっていく。

◇ 運動目標

1. 緑を守り、育て、つくりだす運動
 - (1) 家庭、事業所等で積極的に植樹をすすめましょう。
 - (2) 愛木運動（切らない、病害虫・公害から木を守る）を展開しましょう。
 - (3) 花づくり、花壇づくりをすすめましょう。
2. 町をきれいにする運動
 - (1) 道路、河川敷、海岸、用水、排水溝等をきれいにしましょう。
 - (2) ごみの集日の時間、場所を守り、町にごみが残らないように心がけましょう。
 - (3) 建築廃材、古タイヤの不法な取り扱いはやめましょう。
3. 美的情操と公德心を高める運動
 - (1) 犬の飼主に、犬の糞の始末を呼びかけましょう。
 - (2) 街頭でのタバコの吸い捨てはやめましょう。

- (3) 公園、公共広場等の施設、遊具を大切にしましょう。
- (4) 行楽地でのごみは、持ち帰るよう習慣づけましょう。
4. 生活を明るくする運動
 - (1) 窓辺に花をかざり、心も町も美しく生活に潤いを持ちましょう。
 - (2) 大気汚染、騒音、水質汚濁等の公害防止に努め、明るく住みよい環境をつくりましょう。

◇ 事業内容

1. 地域組織の育成と強化
 - (1) 推進員（各町会1名）の委嘱および推進員手帳の交付
 - (2) 指導員（各校下等1名）の委嘱および研修会の開催ならびに腕章の貸与
 - (3) 緑化・美化運動および実践活動功勞者の表彰
2. 広報活動
 - (1) 「緑化・美化のあゆみ」の発行
 - (2) 「緑美会だより」（市町会連合会、健康を守る市民の会との合同機関紙）の発行
 - (3) 「犬の糞は飼主が始末……」の立看板作成
 - (4) 緑の写生大会および写真コンクール

- の開催
- (5) 緑を育て金沢を美しくする会「シンボルマーク」の募集
3. 緑化運動と事業の推進
 - (1) 緑と花の出張相談の開催
 - (2) 緑化パトロールの実施
 - (3) 「緑と花の家」の設置
 - (4) 親子で緑に親しむ会の開催
 - (5) 種子、球根の町会等への贈呈
 - (6) モデル地区の指定と助長
 - (7) 古木・名木等の調査
 - (8) 園芸教室の開催
4. 美化運動と事業の推進
 - (1) モデル地区の活動助成（約10地区）
 - (2) 美化奉仕活動の実施と助長
 - (3) 美化パトロールの実施
 - (4) クリーンキャンペーンの実施
 - (5) 研修活動の実施
5. 施設整備事業
 - (1) 街頭くずかごの設置
 - (2) バス停等における街頭タバコ吸いガラ入の設置と補修
6. 企画連絡調整などの会議
 - (1) 総会の開催
 - (2) 運営委員会、専門委員会の開催
 - (3) 緑化部会、美化部会の開催

*1 緑の都市宣言

緑の都市宣言

緑は、すべての生命の根源であり、自然の健やかな脈搏そのものである。

人類の生存と繁栄のために、失われゆく緑を回復し、保全し、発展させ、かけがえない自然を守り続けたいと願う。

この願いをこめて

私たちすべての市民は、うるわしい自然を今に伝える、誇り高き“森の都”金沢を永遠の緑のまちにすることを宣言する。

昭和49年金沢市定例第2回議会
(昭和49年6月12日)
議 決

⑤岡山市

緑と花のまちづくり（グリーン作戦）

資
料

緑と花のまち推進概要 S52. 8 岡山市建設局 緑と花課

□ 概要

岡山市は、市政推進の柱として、昭和38年から「緑と花、光と水のまちづくり」を掲げ緑化の推進をはかっている。特に、昭和49年に、建設省の緑化モデル都市（全国6都市）に指定されており、また、昭和47年度から、グリーン作戦の名のもとに、街並みのなかの緑の回復に取り組んでいる。例えば、公園緑地の整備（昭和65年を目標に24㎡/人にする）、街路緑化とその整備、公共施設等の緑化、民間緑化指導、緑と花の街路づくりなどを行っている。

この中より具体的活動事例として「緑と花のまちづくり市民運動」を以下に掲げる。

□ 活動内容

緑と花のまちづくり市民運動

緑と花のまちづくりは、「行政の力のみによってなしうるものでなく、市と市民が一体となって取り組んで始めて効果的な推進がはかれるものである。」として、各種市民団体の協力を得て次のような緑化普及活動を展開している。

(1) 春の花いっぱい運動月間

昭和49年度から4月を中心に「春の花いっぱい運動月間」として花にちなんだ諸行事を集中的に実施している。

(2) 秋の緑化月間

昭和47年度から10月を「緑化月間」と定め、緑化関係諸行事、事業を計画し、緑と花のまちづくり運動のテーマを掲げ、その目標に向かって効果を期することとしている。

- テーマ
- △「みんなでつくろう緑のまちに」
 - △「守ろう育てようまちの緑を」
 - △「庭に窓べに1人1本50万本の緑を」

(3) 春の「みどりの月間」

毎年3月20日から4月19日までの間を全

国的に展開される国土緑化運動の一環として「みどりの月間」と定め、岡山県緑化推進委員会のもとに、各種の月間行事を展開している。

(4) 市民団体による森づくり

市内の公園を市民団体の森として指定し、毎年継続して計画的に緑の公園づくりが進められている。

(5) 緑と花のまちづくり運動

街路、公園、緑地、児童遊園地その他公共的な場を緑と花でいっぱいにしてという運動の推進を町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会、各種団体、事業所等に呼びかけている。

(例)

○街路フラワーポット、花壇の花をみんなですり育てる運動

（ももぞの学園委託生産草花を提供）

○下石神井、国富線＝出石学区、深抵学区、内山下学区の沿線各町内会、婦人会及び事業所（金融機関、バス会社、駐車場、ガソリンスタンド、物品販売業その他）

○東、西警察署＝各派出所、駐在所

○公園、緑地、児童遊園地の花壇、フラワーポットの花をすり育てる運動

（ももぞの学園委託生産草花提供）

○緑化推進団体

○緑と光のまち岡山推進協力会

各町内会を通じて委嘱し、苗木あっせんその他緑化推進に協力

○岡山連合婦人会

会員の募金により緑化による環境整備に協力するとともに緑と花のまちづくり推進に関する各種行事に参加、奉仕活動

○岡山商工会議所都市美化委員会
商工会議所の事業活動を通じて都市緑化を推進

○御野青年グリーンサークル
青年の集りとして、緑のまちづくりに協力し公園清掃施肥さらに緑化推進に関する各種行事への参加、奉仕活動、行事主催

○伊島学区フラワーサークル
街路樹木の清掃、除草及び草花植栽を定期的実施

○ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所その他緑豊かな環境づくりに協力するとともに、各種の行事に参加、奉仕活動、行事主催

○馬屋上小学校緑の少年団
少年団活動として緑の愛護運動及び各種行事への参加、奉仕活動

(参考)

○公園愛護組織として、次のものがある。
（担当公園課）

○公園愛護委員会（昭和49年度末33団体）
1団体当り年額10,000円交付（別にクラブ員中から専従員を指定し月額1,800円支給）

(6) 記念植樹

ア 結婚、誕生記念植樹

イ その他

全額本人負担

ウ 市民記念植樹

(7) 寄附、寄贈

各種団体、事業所、個人等から緑と花のまちづくりに協力して緑と花の寄贈が数多くよせられている。

(2) 緑地、都市公園づくりに係わる住民参加

単独の公園、緑地に住民参加として係わった事例についてみる。

	施設名称等	都市名	参加形態	備考	資料
緑地	市民公園制度	神戸市	神寺埴内等民有地を公園として利用する市は施設の費用補助をする。	管理：市民	①
	市民の森	横浜市	山林所有者と市との10年間の使用契約。	管理：市民の森愛護会	②
都市公園	グリーン・コミュニティ	(宮崎県)	近隣の1ha以上の地区内において、住民が所有または管理する土地を緑地として計画し県の補助により造成する。	管理：市民	③
都市公園	ドングリ作戦	春日井市	高蔵寺ニュータウン居住者によるニュータウン内の里山的な公園にドングリの種を播き、さらに補植を行うことにより、緑を増す努力をしている。		④
	東向島ふじ公園	墨田区	市民による工場跡地の区への買収要求、区は市民のアイディアをとり入れ設計。	施設の維持管理：市民	⑤

① 神戸市
市民公園制度

資料

“ひろば” S 52.7 大阪建築士会
都市公園 No.60 1970.3 東京都公園協会

□ 概要

市民公園制度は、昭和50年4月制定された条例であり、神戸市における都市公園法に基づく都市公園以外の都市空間を市民公園として広く市民の利用に供する制度である。

市民公園は民有地をその所有者等の同意を得て、市民が公園として設置し、管理してゆくもので、市はそれに要する施設や管理者用等を助成するにとどめている。すなわち、市民公園制度は公園利用者である市民自らの手による自治公園制度であり、市民自らの責務として設置される公園である。昭和53年3月現在で29ヵ所設置済である。

□ 実績事例

一事例として“奥西谷市民公園なかよし広場”を上げる。

当、市民公園は、北区有野町にあり、規模約403㎡である。構想時期と構想者は昭和51年6月で大池自治会である。参加者数は233世帯である。公園設計は、自治会であり市土木部公園課が協力し、行った。公園完成は昭和52年2月である。

管理運営の主体は奥西谷市民公園管理会で行っている。

市民公園への助成金と助成施設

(助成金の単位 千円)

種別 面積 (㎡)	市民公園					
	直接利用		間接利用			助成施設
	助成金	助成施設	助成金			
			点状緑地	沿道緑地	景観緑地	
20~50	30	① ベンチ、車止、 低鉄棒、樹木、 花だん	5	5		① 標識
50~100			10	10		
100~300	50	② ①と フランク すべり台		15	15	①と 市が必要と認めたとき ② 樹木
300~500				25	25	
500~1,000				35	35	
1,000~2,000	70	③ ①と②と 市が必要と認めたとき 休憩所 照明灯 など		42	42	
2,000~3,000				55	55	
3,000~5,000				65	65	
5,000~7,000				75	75	
7,000~10,000	100			87	87	
10,000~15,000				100	100	
15,000以上						

神戸市市民公園条例抜粋

(目的)

第1条 この条例は、市民公園並びに緑化の推進及び緑の保全に関し必要な事項を定めることにより、都市における空間の公的利用の増進及び都市における環境の良好な形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(市民公園の設置)

第11条 市民又は土地等の所有者等は、次の各号に掲げる利用形態に応じ、当該各号に掲げる土地等に係る都市空間を、市長の認定を受けて市民公園として設置することができる。

- (1) 直接利用 社寺境内地、遊休地、ビル前庭、屋外運動施設その他これらに類する土地等
- (2) 間接利用 市街地又はその周辺区域における土地等で、次に掲げるものその他これらに類する土地等
 - ア 点状緑地 樹木等が少なくとも1本又は数本存在し、周囲の風致美観の向上に役立つ小面積の土地等
 - イ 沿道緑地 樹木等が道路沿線の庭園樹、いげき等として連続し、周囲の風致美観の向上に役立つ相当区間の土地等
 - ウ 景観緑地 樹木等がその大部分を覆い、周囲の風致美観の向上に役立つ相当面積の土地等

(市民主体の管理運営)

第14条 市民は、主体的な行動と相互の積極的な協力により市民公園が発展するものであることを自覚し、市民公園の管理運営に自主的に参加するよう努めるものとする。

(市民公園管理者の活動)

第16条 市民公園管理者は、市民公園を市民の利用に資するよう適切に管理運営するものとする。

(市民公園の助成)

第18条 市長は、第13条第1項の規定により認定を行ったときは、市民公園設置者、市民公園管理者又は土地等の所有者等に対し、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる助成を行うものとする。

(1) 次に掲げる施設の貸与又は供与

- ア ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設
 - イ ベンチ、休憩所その他の休息施設
 - ウ 樹木、草花その他の緑化施設
 - エ 栽培用器具その他の貸与用施設
 - オ さく、標識その他の安全施設
 - カ その他市民公園の利用に必要な施設
- (2) 前号に掲げる施設の設置に要する費用の助成
 - (3) 市民公園の管理運営に要する費用の助成
 - (4) 市民公園の設置及び管理運営に係る技術的援助
 - (5) 土地等の維持管理に関する費用の助成
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める助成

同条例施行規則抜粋

第1条 条例第13条第1項第2号の規定で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用期間が、直接利用にあつては3年以上、間接利用にあつては5年以上であること。
- (2) 利用区域が、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる面積又は長さであること。
 - ア 直接利用 20平方メートル以上
 - イ 間接利用
 - ウ 点状緑地 100平方メートル未満
 - ウイ 沿道緑地 100メートル以上
 - ウエ 景観緑地 100平方メートル以上
- (3) 利用者を不当に制限するものでないこと。
- (4) 利用上安全であること。
- (5) 適正な管理運営が期待できるものであること。
- (6) 公益上その他支障がないこと。

② 横浜市
市民の森

資
料

横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱
市民の森—横浜市、市民の森愛護会

□ 概要

市民の森は、市内の緑を守り育てるとともに、市民の憩いの場とするため、市の緑地保存事業の一環として、山林所有者の協力により、市との10年間の使用契約に基づいて、簡易な整備（散歩道、休憩場など必要最低限の施設）をしたものである。又、市民の森の管理は、地元の市民の森愛護会が行っており、散歩道、広場等の清掃、草刈り等を維持管理している。このように一貫して住民参加方式に支えられている。管理は地元市民の森愛護会に委託する。所有者には奨励金（固定資産税+都市計画税相当額+樹木損傷額）を交付する。

□ 実績

現在、市民の森は、11地区* 209.4ha指定で、開設は10地区 125.6haである。

* 金沢市民の森(83.8haである。)が現在整備中

□ 横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱

第4章 市民の森設置事業

(目的)

第20条 市民の森設置事業は、条例第6条の規定に基づき、保存すべき緑地を市民の森として指定し、設置することにより、民有緑地の保存と、市民の憩いの場を提供することを目的とする。

(指定基準等)

第21条 市民の森は、主として樹木によって形成されている、おおむね5ヘクタール以上の土地で、市民の憩いの場として、使用するに適合していると認められる一定の区域とする。

(指定)

第22条 市長は、緑地等の所有者の申請に基づき、前条の基準に適合すると認められるときは、当該所有者と使用契約を締結し、市民の森として指定するものとする。

※表の中の(市)は市街化区域、(調)は調整区域に設置されていることをあらわす。

	開設	所在地	面積 (標高)	管理団体	愛護会設立 年・月・日	愛護会構成人員
飯島市民の森	昭和47年 4月5日	戸塚区 飯島町 (市)	5.5ヘクタール (20m~50m)	飯島市民の森愛護会 会長 川井和吉 戸塚区飯島町2459 ☎891-0081	S47.3	地権者5名外 町内婦人団体、青少年指導員 青年会、P.T.A、消防団
上郷市民の森	昭和47年 4月10日	戸塚区 上郷町 (市)	4.6ヘクタール (20m~90m)	上郷市民の森愛護会 会長 森不二夫 戸塚区上郷町1112-9 ☎898-0416	S47.3	地権者6名外 町内会、婦人会、青少年指導員
下永谷市民の森	昭和47年 4月15日	港南区 下永谷町 (市)	6.0ヘクタール (20m~50m)	下永谷市民の森愛護会 会長 福本延 港南区下永谷町1996 ☎822-6863	S47.3	地権者9名外 自治会
三保市民の森	昭和47年 11月4日	緑区 三保町 (調)	37.3ヘクタール (30m~90m)	三保市民の森愛護会 会長 矢島誠治 緑区三保町814 ☎931-3249	S47.8.27	地権者23名外 4自治会、婦人部、老人クラブ、消防団
釜利谷市民の森	昭和48年 11月7日	金沢区 釜利谷町 (調)	13.0ヘクタール (20m~110m)	釜利谷市民の森愛護会 会長 石井昇三 金沢区釜利谷町3605 ☎781-5006	S48.9.12	地権者10名 町内会、老人クラブ、婦人部、 子供会
峰市民の森	昭和49年 10月8日	磯子区 峰町 (調)	8.0ヘクタール (50m~70m)	峰市民の森愛護会 会長 荻部守一 磯子区峰町602 ☎771-7486	S49.8.24	地権者12名外 町内会、農業委員会
獅子ヶ谷市民の森	昭和50年 4月26日	鶴見区 獅子ヶ谷町 (調)	12.5ヘクタール (10m~40m)	獅子ヶ谷市民の森愛護会 会長 昼間正男 鶴見区獅子ヶ谷町716 ☎572-0123	S50.2.3	地権者33名外 消防団、町内会、婦人部、 生産班
瀬谷市民の森	昭和51年 4月24日	瀬谷区 瀬谷町 (調)	10.2ヘクタール	瀬谷市民の森愛護会 会長 橋田鋭郎 瀬谷区瀬谷町4192 ☎301-1306	S50.11.28	地権者23名外 自治会、青少年団体、青少年指 導員、防犯協会、消防団、老人 クラブ、婦人団体、P.T.A
氷取沢市民の森	昭和52年 4月12日	磯子区 氷取沢町 (調)	23.7ヘクタール (30m~150m)	氷取沢市民の森愛護会 会長 金子健治 磯子区氷取沢町472 ☎771-3798	S51.12.10	地権者32名外 町内会、婦人部、消防団
小机城址市民の森	昭和52年 10月1日	港北区 小机町 (市)	4.8ヘクタール (10m~40m)	小机城址市民の森愛護会 会長 野口博 港北区小机町945 ☎471-8671	S52.8.20	地権者21名外 2町内会、婦人会、青年部、 子供会、消防団、連町会

2. 前項の使用契約及び指定の期間は、10年以上とする。
3. 第1項の申請をする場合の申請の様式は、第7号様式とする。
4. 第1項の使用契約をする場合の契約書の様式は、第8号様式とする。

(指定の告示等)

第23条 市長は、前条の規定により市民の森の指定をしたときは、その旨を告示し、かつ、当該所有者に通知するものとする。

(設置等)

第24条 市長は、第23条の規定により市民の森の指定をしたときは、市民の利用に供するため、植生及び景観をそこなわないよう散歩道、休憩場所等必要最少限の施設の整備を行ない市民の森を設置するものとする。

2. 前項により市民の森を設置したときは、当該区域内に市民の森である旨を表示した標識を設置するものとする。

(管理委託)

第25条 市長は、市民の森の管理について、適当と認める地域団体等と委託契約を締結し、その管理を委託するものとする。

2. 市民の森の管理を受託した地域団体は、善良な管理者の注意をもって、その管理にあたるものとする。

3. 第1項の委託契約をする場合の契約書の様式は、第9号様式とする。

(協議)

第26条 市民の森内の土地所有者は、当該土地の所有権を移転し、又は当該土地に使用及び収益を目的とする権利を設定しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2. 前項の協議は、第10号様式によってしなければならない。

(指定の解除等)

第27条 市長は、前条の協議により、やむを得ないと認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、市民の森の指定及び市民の森使用契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

(助成等)

第28条 市長は、市民の森内の土地所有者に対し、毎年度、予算の範囲内において、市民の森奨励金(固定資産税及び都市計画税の課税相当額並びに使用による樹木等の損害額を勘案して算定した額)を交付するものとする。

2. 市長は、市民の森の管理を受託した地域団体等に対し、毎年度予算の範囲内において、当該委託契約に基づき管理委託料を支払うものとする。

市民の森としての特徴	管理上の特徴
農家住宅をとり囲んだ馬蹄型の裏山を利用しており、白旗神社を頂上にかかえた鎮守の森でもある。周囲は宅地開発されており、住宅地の中心に残された貴重な緑である。近隣公園的な要素を有する。利用形態は児童公園的な活用がされている。	管理は森に隣接する農家が行っている。農家の背山を利用しているため、管理の目が行き届き、管理の形態は児童公園の地元管理と良く似ている。 管理者は子供を育しみ、愛情をもった運営をしてくれている。
大規模開発の中にポツと残された小高い丘で周辺住民のための地域の森として位置づいている。公園にたとえれば、近隣公園的な要素を有している。	管理の主体は地権者を中心とした愛護会であるが、地域の青少年指導員がボーイスカウトを指導して地域活動として、愛護会を積極的にバックアップしている。
大規模開発地と既存農家集落の間に位置した可愛らしい森である。隣接する農家の生産活動と酪農の放牧場等があるので、社会教育の場として利用されている。稲荷の森を利用している。	管理主体は愛護会であるが、主として地権者のうちで、隣接している農家の労力でまかなわれている。そのほか、自治会が、管理の一部を手助けしている。
調整区域内の大規模な森林地帯の中心に設置されており、自然教育の場として利用されている。主に植物が豊富にあるので、植物園的な利用を主体に整備を行っている。	地元地権者が主体となって管理をしているが、日常の簡易な事項は老人会が積極的に労力提供を行っている。防災には消防団が協力し、更に蝮の血精を地元病院に常備し咬害に備えている。
近郊緑地特別保全地区に接した眺望の良い森で、二次林の山であるため非常に明るい開放的な所である。鎌倉へ通づるハイキングコース沿いに設置してあり広域的な利用がはかれる。	主として、地元地権者である農家が作業を行なっている。 サポートとして、子供会、婦人会がある。
大規模開発地に隣接した鎮守の森を中心として設置されている。上郷や下永谷市民の森と性格は一致している。鎌倉へのハイキングコースの連絡も出来る利用率の高い森である。	地元地権者が管理。 賛助として地元農業団体がある。
土地改良区を抱えこんだ形の森で、農業生産活動を見ながら利用出来る森である。 既成市街地に周囲を囲まれた打ち抜きの調整区域であるため、周辺住民の憩いの場としてのプライオリティーは高い。	地権者のほか、町内会、消防団、農協婦人部生産班が管理を行っている。 青少年の指導、防犯対策も行っている地域と密着した管理体制を有している。
調整区域内の平地林を利用しており、隣接に、高等学校、中学校があり、教育活動の中で市民の森を利用している。 規模としては、地区公園のレベルである。	全 上 愛護会長は農業委員長が行っている。(地権者)
近郊緑地特別保全地区とオーバーラップした大規模な森で、釜利谷市民の森と隣接しておりハイキングコースを利用して鎌倉への道も連絡しているので、広域的な利用がはかれる。	管理の主体は、地元地権者であるが、作業の殆んどは、農協婦人部が主として行っている。 防災活動は消防団がこれに当たっている。 愛護会長は町内会長であり、農業委員でもある。
中世の城郭跡を利用しており、市民の森にすることで文化財の保存をも兼ねている。土塁、空堀、曲等中世城郭の構造がそのまま残されているので、これらを破壊しないように整備を施している特異な森である。	管理は、地元地権者のほか、二つの町内会、婦人会、農協青年部、子供会、消防団が協力しており地域の森としての愛着とともに城山の保存をはかるために積極的に活動をしている。

③ 宮崎県

近隣共同緑地計画(グリーン・コミュニティー)

資料

近隣共同緑地計画の手びき S 48.11 宮崎県

□ 概要

優れた自然環境を創出するために「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」を制定した。その一環として地域住民が一体となって緑地の確保を推進し、「みんなの森」などを創り出し、これを将来の県民に引き継いでいくことを目的とした「近隣共同緑地計画」(グリーンコミュニティー)制度を県の施策とした。

□ 近隣共同緑地計画書にもりこむ内容

(1) 計画面積を考える

一つの計画区域を1万平方メートル以上としたのは市街地でおおむね30世帯が住居している地域を考えたもので、農村地域などでは世帯数が少ないこともあるが、最低の計画面積が1万平方メートルということで、できるだけ多くの人たちがこの計画に参加して広い面積でこの計画を実施していくとするものである。

(2) 計画区域で何をするか、その区域のみんなで考える

計画区域の緑化をどのようにしていけばよいかについて、その計画区域に住むみんなが次のことについて考え、話し合う。

ア 計画の名称をどうするか。

イ 計画区域の自然環境の現状はどうだろうか

ウ どのような方法で緑地の確保をはかっていくか…例えば

- 空地を利用する方法はないか
- 公民館とか公園、広場などを中心に考えたかどうかなど

エ どのような樹木を何本ぐらい植えたらいいか

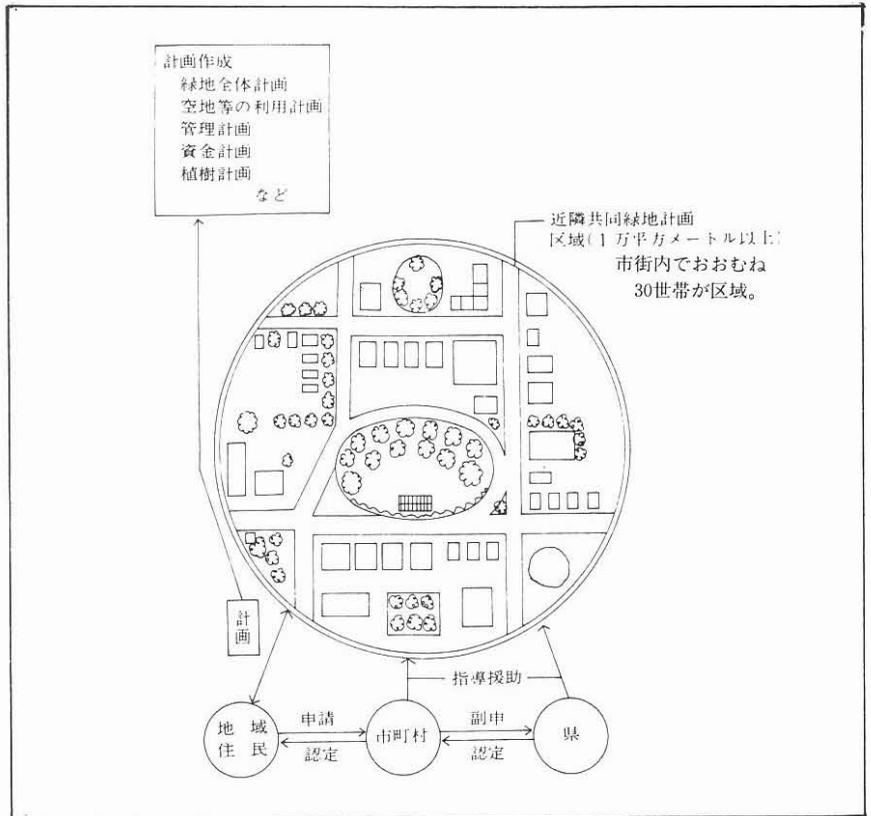
オ どのような方法で植えて、それをどうして管理していくか

カ 計画をすすめていくために資金はどうするか

(3) このようにしてみんなで考えたものを近隣共同緑地計画としてまとめる。

□ 設置箇所

22ヵ所 都城市、延岡市に多く設置されている。(昭和53年3月現在)



□ グリーン・コミュニティーの条件抜粋

1. 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例抜粋

昭和48年3月26日
宮崎県条例 第14号

(近隣共同緑地計画)

第18条 住民は、規則で定める面積以上の区域を定め、その区域内の所有し、又は管理する土地について、共同して、植樹等の緑地の造成に関する計画(以下「近隣共同緑地計画」という。)を作成して、知事に提出しその認定を受けることができる。

2 知事は、前項の近隣共同緑地計画がこの条例の目的に適合し、かつ、その目的となっている土地の利用を不当に制限するものでないときは、当該近隣共同緑地計画を認定し、その旨を公表しなければならない。

3 近隣共同緑地計画を作成した住民は、当該近隣共同緑地計画の定めるところに従って、緑地の造成を図らなければならない。

4 知事は、近隣共同緑地計画に定めるところに従って緑地の造成を図る住民に対して、技術的指導その他必要な措置をとらなければならない。

5 市町村は、近隣共同緑地計画に定めるところに従って緑地の造成を図る住民に対して、技術的指導その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

6 第1項及び第2項の規定は、近隣共同緑地計画の廃止及び変更について準用する。

2. 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則抜粋

昭和48年9月25日
宮崎県規則 第48号

(近隣共同緑地計画の面積)

第6条 条例第18条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(近隣共同緑地計画の認定の申請)

第7条 条例第18条第1項の近隣共同緑地計画の認定の申請は、別記様式第1号による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 近隣共同緑地計画書
- (2) 計画区域内の土地の所有者又は管理者その他計画区域内に住所を有する者の同意書
- (3) 附近の状況を明らかにした縮尺3千分の1以上の地形図及び天然色写真

2 前項の規定は、近隣共同緑地計画の廃止及び変更について準用する。

3. 近隣共同緑地計画事業県費貸付金貸付要綱

近隣共同緑地計画事業県費貸付金貸付要綱をここに公表する。
昭和48年11月9日

宮崎県知事 黒木 博

宮崎県告示第1166号

近隣共同緑地計画事業県費貸付金貸付要綱

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例(昭和48年宮崎県条例第14号。以下「条例」という。)第18条の規定により近隣共同緑地計画を作成し、知事の認定を受けた住民(以下「近隣共同緑地計画作成者」という。)が実施する植樹等による緑地の造成事業の円滑化を図るため、予算で定めるところにより、近隣共同緑地計画作成者に対し、近隣共同緑地計画事業県費貸付金(以下「貸付金」という。)を貸し付けるものとし、その貸付けについては、この告示に定めるところによる。

(貸付対象経費及び貸付金額)

第2条 貸付金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 近隣共同緑地計画区域内の植樹のために必要な樹木の購入に要する経費
- (2) その他近隣共同緑地計画に基づく緑地の整備に要する経費

2 貸付金の金額は、三百万円以内とする

(貸付金の利率、償還方法等)

第3条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、5年とする。

2 貸付金の償還方法は、貸付金の貸付契約に定めるところによる。

(貸付けの申請等)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする近隣共同緑地計画作成者は、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則(昭和48年宮崎県規則第48号)第7条の近隣共同緑地計画認定申請書に貸付申請書を添えて申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による貸付申請があった場合において、貸付金の貸付けを適当と認めるときは、その旨を当該近隣共同緑地計画作成者に通知するとともに、近隣共同緑地計画作成者と貸付金貸付契約を締結するものとする。

3 近隣共同緑地計画作成者は、前項の規定による貸付金貸付契約を締結したときは、貸付金貸付請求書により知事に貸付金の交付を請求しなければならない。

(貸付金の返還)

第5条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、償還金の支払いを怠ったとき、又は貸付金の貸付契約の条項に違反したときは、貸付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第6条 この告示の規定により知事に提出する書類の部数は、正副各一通とする。

(附則)

この告示は、昭和48年度の予算に係る近隣共同緑地計画事業県費貸付金から適用する。

④ 高蔵寺ニュータウン ドングリ作戦

資料

シュリエスト増刊総合特集No.9 '77.12 "全国のまちづくり集覧"

□ 概要

町づくりの基本として、市民が考え、発言してゆくことがあるとの認識に立ち「住みよい地域生活を考える会」が発足し、それは婦人学級を中心とした「考える市民」の運動へ展開した。

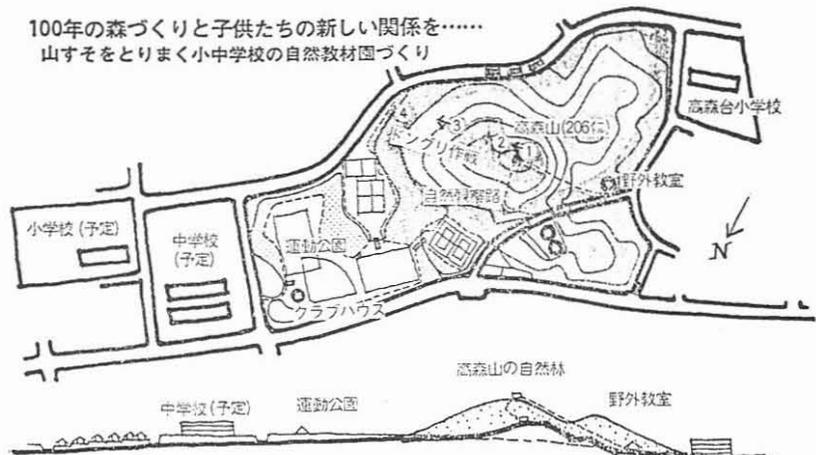
具体的運動の一例として、地区内の高森山にドングリ作戦を展開し100年のタイムスケジュールで、自然林づくりを実施している。ドングリ作戦の主役はこの町の6つの小中学校の子供達と先生であり、それに対しPTA、子供会、自然友の会、老人クラブ、市民有志と県・市・公団・営林局が支援をしている。

運動は昭和47年から始まり、自分達で集めたドングリを播き、ヤシヤブシを植え、シラカシの苗を補植し基盤をつくり、その後を専門家に任せる形をとっている。そして高森山は自然の復元を図るため、利用を禁じ山を閉じる形で熟成されようとしている。

□ 規模

面積16.7ヘクタール(総合公園)

100年の森づくりと子供たちの新しい関係を……
山すそをとりまく小中学校の自然教材園づくり



⑤ 墨田区
東向島ふじ公園

資
料
庭 77-6

□概要

町内に住民参加のできる、みんなの広場を作ろうという住民側の希望から生まれた公園である。工場移転跡地を区に買収してもらい公園の設計に際しては区側が広く住民のアイデアを募集しその意見を充分とり入れた設計がなされ昭和52年4月開園した。開園に伴い、区と住民が共同作業により、この公園を守り育てていこうという結束のもとに、「東向島ふじ公園維持委員会」が発足した。委員会の構成は、町会役員15人、母親15人、小学5年生12人の計42人である。委員会の仕事は、公園の清掃、樹木の水やり、雑草の除去、公園利用指導等である。一方区では、便所の清掃、ゴミ収集、樹林の管理を行い、委員会と連絡を密にしている。

□規模

公園配置図と施設内容

敷地面積 923.19㎡ (約280坪)

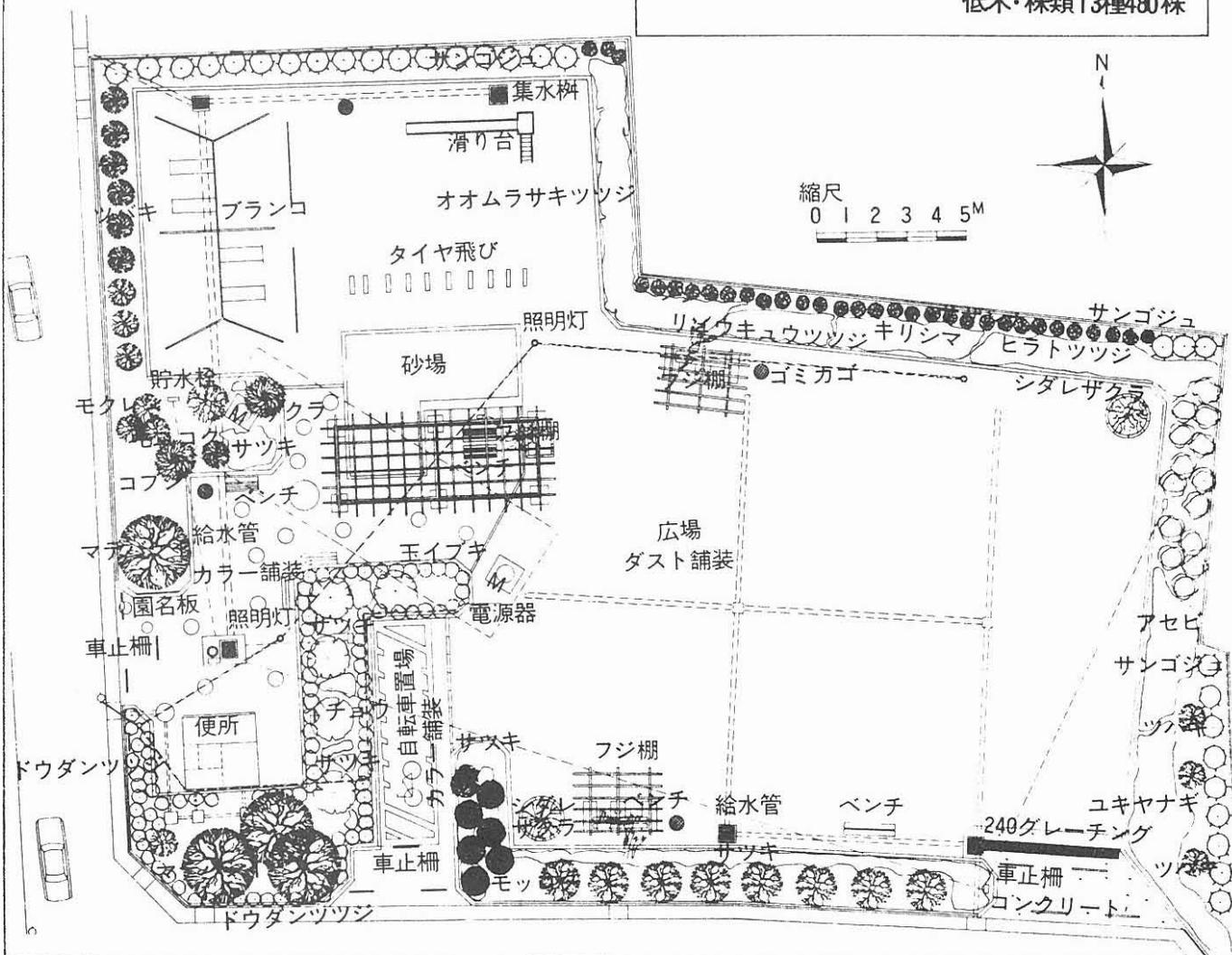
広場面積 400㎡ (43%)
植栽面積 229㎡ (25%)
遊具面積 150㎡ (16%)
その他施設面積 144.19㎡ (16%)

用地買収費 130,122,000円

工事費 16,845,000円
工事費内訳 造成工事費 11,295,000円
貯水槽設置費 5,550,000円

主要施設

砂場	1基	滑り台(単走型)	1基
藤棚	3基	ブランコ(4連式)	1基
ベンチ	7基	タイヤ飛び(10コ)	1基
自転車置場	27.3㎡	くずかご	5基
便所	1基	照明灯	3基
水飲み	1基	カラー舗装	75.6㎡
電気差込器	1基	植栽 中高木	13種107本
		低木・株類	13種480株



(3) 自然保全の視点で公園緑地を考えた住民参加

大阪市
「中津自然森林公園計画」

資料

わたしたちの森をつくろう！—中津自然森林公園計画—パンフレット
1976.5 中津コーポ・高速道路に反対する会

□概要

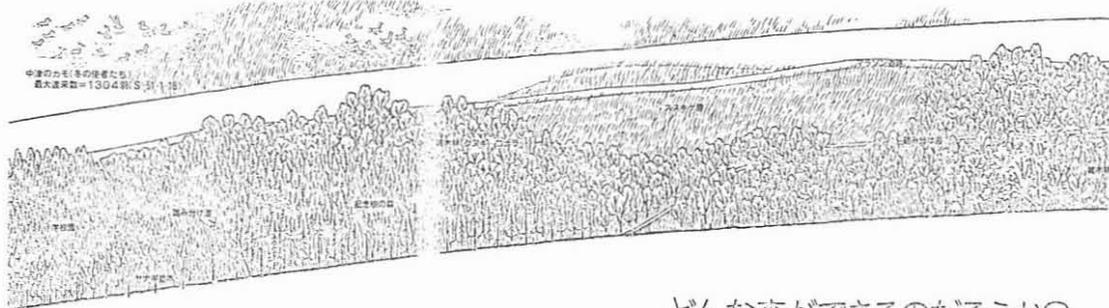
中津川運河は、淀川の左岸堤防下を淀川に沿って、毛馬から淀川区・福島区を通り、正蓮寺川に注ぐ巾10m程度の運河である。この運河は数年前に埋め立てられ、阪神高速道路公団が、この上に高速道路の建設を計画した。この計画は、中津コーポの住民を主体とした反対運動に会い、計画の進行を中断した形になっている。中津コーポ・高速道路に反対する会では、この運河跡地に、淀川の淀川敷の自然と一体となった「自然森林公園計画」を提唱し、高速道路反対運動から一步進めた、生活環境の向上へと運動を展開している。

計画地域は、高速道路大阪・高槻線建設予

定地の全域、長さ約6km、幅25.5mの空間であるが、第一期造成は中津地区（阪急電鉄十三鉄橋—新御堂筋間の中津リバーサイドコーポ北面一帯）である。なお同地区は旧中津運河を工業用水路確保のため大阪市と水源開発公団が埋立てたところで、土地は、大阪市（46%）と、水源開発公団（54%）の共有所有地である。

「中津自然森林公園計画」は都市公園としては初めて、自然の法則に従って自然林の形成を目指すもので、これまでのいわゆる「緑化事業」と異なる点は、人が手をかす雑木林にしろ、できるだけ無理なく自然林の様相に移行するように計画されることである。だから目的ははっきりと定めてはいるけれども、その移行・変化・進展は自然のみが知っているものであり、したがってこの計画には「完成予想図」は存在しない。

同計画書より



「森をつくる」ということは……

★大阪に自然を呼び戻す

壮大な実験を！

自然とは、緑の植物、鳥や獣や昆虫、そして無数の土の中の生き物たちが、お互いに関連して生きている一つの生命体なのです！これを生態系と呼びます。この生きた自然には環境を調節し、安定させる能力があります。

でも、私たちの身のまわりには人工的な環境や緑地は、土が死んでおり、このような能力もなく、二セモノの自然ではありません。人工的な環境にこそ、本物の自然が必要なのです！私たちは今こそ、都市の中に生きた自然を回復するためには、どうしたらよいのか？という子供たちの未来にまでがわかる壮大な実験にとりかかろうではありませんか？

★子供たちの成長に、

自然は欠かすことができません！

子供たちの大事な遊び場＝自然な空間と時間。そして好奇心の溢れる自然。無限の可能性と創造性を秘めている自然。自然は約束だけのものではありません。そこには心ときめく発見があり、冒険があり、友情がある……量が人間性を育くむ自然……成長期の子供たちにとって、自然とのふれあいは欠かすことができません。ましてや、その自然と共に成長するということが……考えるだけでも素晴らしいことではありませんか？



★1人あたり0.05本…？

そうです……これは、実は大阪市民ひとりあたりの木の数なのです！

昭和56年の市内の緑の面積は2.16万(438.4ha)でした。そして、ごく普通の苗木1本が半径3mの木ががをつくるとして計算しますと、実に19人の人が1本の木の下に入らばならないことになるのです。

それにひきかえ市内の車の数は60万台(昭和47年)、4人に1台の割合なのです。木々の数より車の数が多い……！これが大阪市の自然の実体なのです。



★生きた公害教育と

新しい文化の創造！

私たちの手で森をつくる楽しみの中から、自然の仕組みの素晴らしさを知り、生命の尊厳や自然を守ることの大切さを学び自然の中で人間らしいに生きていくべきかを学べる……これこそが、豊かな生活環境を造る道であり、今日の公害社会を根本的に問い直す、生きた公害教育ではないでしょうか？

そして、森の成長が私たちの成長と一体となったとき、それは新しい文化の結晶に他ならないのです！

どんな森ができるのだろうか？

植生(そこに生えている植物の全体のようす)には、人手の及ぶ割合によって、様々な段階があります。そこで、私たちの森づくりも、手入れや楽しみ方の程度によって、いろんな段階のものを考えています。

今の大阪には、昔ながらの人手の入らない自然植生はほとんど残っていませんが、それは雑木林(シイ、カツバチなど)と冬でも落葉せず、葉が深い緑でツヤがある樹で構成されると呼ばれ、自然のままではその還元までに100年以上もかかります。

そこで、当園は10～15年計画で、成長が早く私たちと一緒に育つ「地木材」の育成を目標とします。

そして、園内にはケヤキ、クス、ムウ、エノキなどの大木からなる平樹林や、雑木林の育成をめざしたいと思えます。

(4) 協定およびその他

当項目では、協定などにより街区・地区の緑化及び良好な環境を保持する例についてみる。

① 緑化協定

緑化協定は、都市緑化保全法に規定されており、住民の積極的な参加によって都市計画区域内における都市の緑の回復を一団的に図る制度である。樹木等の種類や植栽の場所、垣や柵の構造などについて協定することができる。

この協定で定める事項として次のものである。

- イ) 緑化協定の名称
- ロ) 緑化協定の区域
- ハ) 緑化に関する事項
 - 樹木等の種類
 - 植栽の場所
 - 垣又は柵の構造
 - その他（植栽の量、維持管理等に関すること）
- ニ) 緑化協定の有効期間
- ホ) 違反者に対するとりきめ。

緑化協定は土地所有者等「土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権者、又は賃借権を有する者。」の全員の合意により締結さ

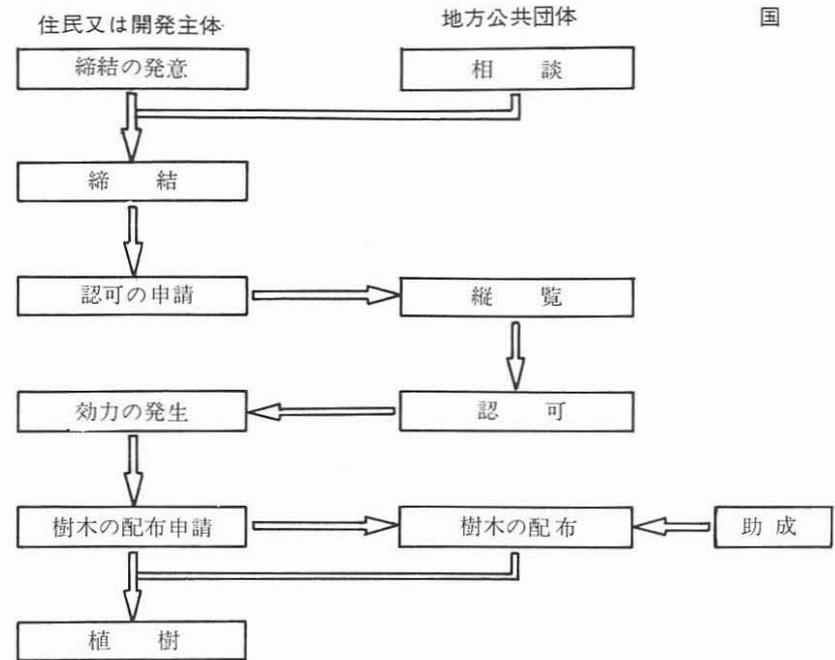
れるが、分譲予定地などで土地所有者等が1人しかいない場合であっても緑化協定を設定することができる。（これは1人協定と通称されているが、分譲などによって土地所有者等が2人以

上にならないと効力が発生しないことになっている。）

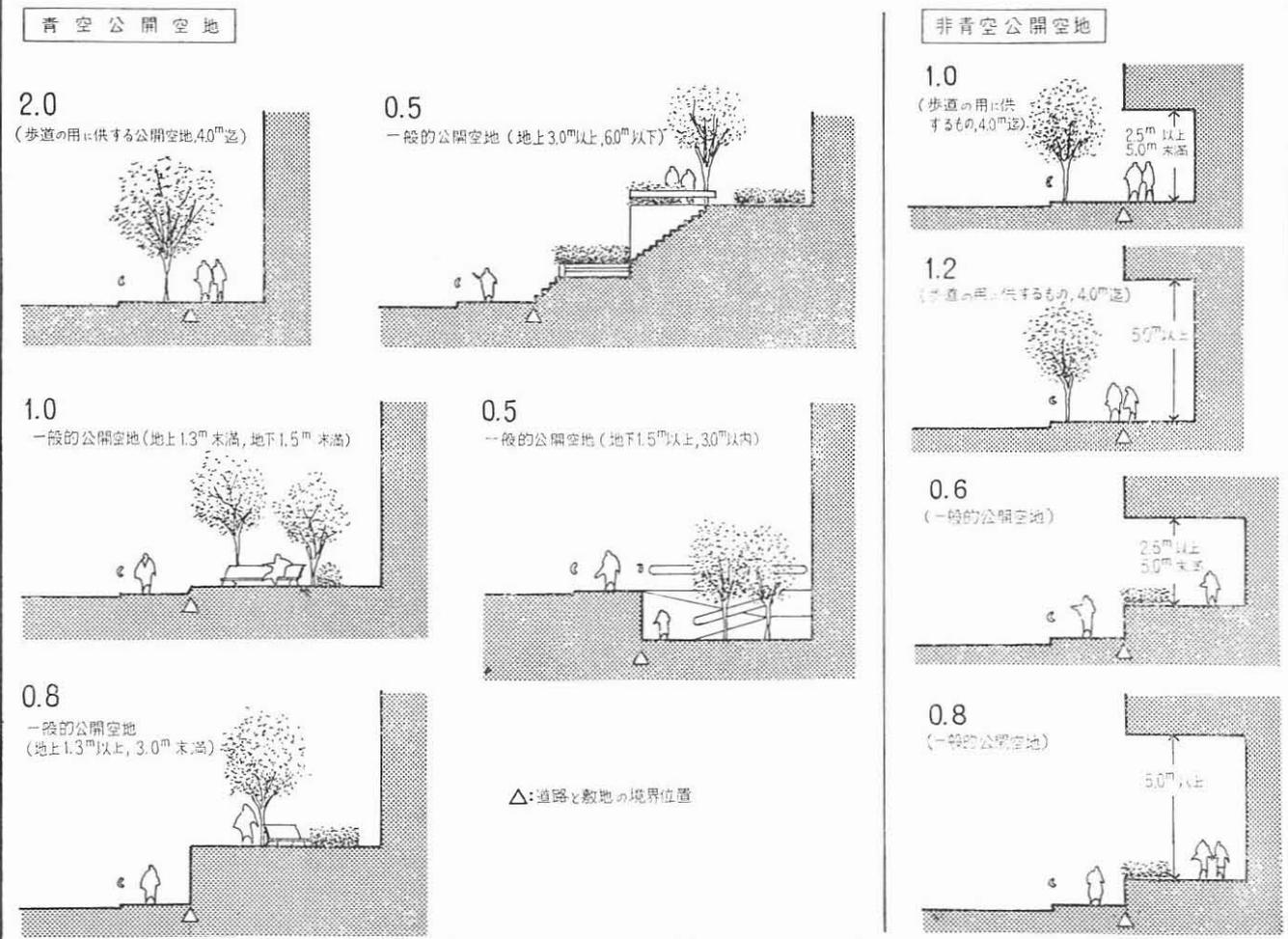
緑化協定は、建築協定に準じ市町村長の認可、縦覧、公告等の手続きを要する。

〔例〕杉並区和泉4丁目

○ 緑化協定のしくみ



公開空地の諸例（数字は公開空地の有効係数を示す。）



② 建築協定

建築協定は、建築基準法に想定されており、一定区域内の街区・地区の環境を維持増進するのに、土地の所有者および借地権者がその区域内の建築物の敷地、位置構造、意匠などについて定めた基準である。協定は全員の合意により作成し、特定行政庁の認可を要する。

協定は、住宅地、商業地、工業地関係などがあり、最近急増しているのは住宅地におけるもので、特に新規宅地開発地での協定付分譲に伴うものである。

なお、緑化協定を建築協定とあわせて締結することなど他制度との併用活用できる。

〔例〕横浜市

③ 市街地環境設計制度

この制度は、建築基準法第52条（延べ面積の敷地面積に対する割合）第3項、第55条（第一種住居専用地域内における高さの限度）及び56条（斜線制限）第3項に規定されている「政令で定める空地を有する場合の緩和規定」にもとづく政令及び「総合設計制度」に関する建設省通達を根拠とし、横浜市が昭和48年12月に定めたもので、公共の利用に供するオープンスペース（公開空地）を確保する場合には、建築物の容積率、斜線制限、高さ制限についてボーナスを与えようというものである。

公開空地は、歩道、ピロティ、緑地、広場などのスペースで一定の基準に該当する

ものがカウントされてその確保する量によってボーナスの基準が定められている。基本的な公開空地の条件は、

I 歩行者が通常自由に通行または利用できるものとする。ただし、通常自動車が入出する敷地内通路や駐車場などは除く。

II 原則として、終日一般に開放できるもの。

III 道路、通路または歩行の用に供する公開空地に面する部分に原則として塀もしくはこれらに類する遮蔽物を設けてはならない。

〔例〕横浜市

① 都市緑地保全法に基づく緑化協定例（杉並区の場合）

東京都杉並区和泉四丁目神田川沿い緑化協定

（目的）

第一条 この協定は、豊かな緑のなかに良好な生活環境を確保するため、都市緑地保全法（以下「法」という。）第14条第1項の規定により、区域内の土地所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）が全員の合意により当該土地の区域における緑化に関する協定（以下「協定」という。）に締結するため法第14条第2項に規定する事項、その他必要な事項を定める事を目的とする。

（協定の名称）

第二条 この協定は、東京都杉並区和泉四丁目神田川沿い緑化協定と称する。

（協定の区域）

第三条 この協定の区域は、東京都杉並区和泉四丁目178番36から東京都杉並区和泉四丁目780番10までを含む東京都市計画事業杉並南部和泉四丁目地区土地区画整理事業施行区域とする。（別添図面参照）

（樹木等の種類、樹木等を植栽する場所、かき又はさくの構造等緑化に関する事項）

第四条 法第14条第2項による区域内における緑化に関する事項は、別紙緑化基準書によるものとする。

（協定の有効期間）

第五条 この協定の有効期間は20年間とする。

（協定の継承）

第六条 この協定は、認可、公告（以下「公告」という。）のあった後において当該協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（協定運営委員会）

第七条 この協定を運営するため緑化推進委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、土地所有者等の互選による委員7名以内をもって構成する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第八条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、協定運営のため事務を総理し、協定における土地所有者等を代表する。

(副委員長及び会計)

第九条 委員会に副委員長1名、会計1名を置く。

- 2 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

(違反者の措置)

第十条 委員長は、第四条の規定に違反した者のあった場合、委員会の決定に基づき、違反者に対して義務の履行又は原状回復等を請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合においては、違反者はこれに従わなければならない。委員長は、請求に応じない場合は違約金を徴収し、これを協定の義務履行又は原状回復に充てるものとする。

(協 議)

第十一条 この協定は、法に定めるものの他に解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、杉並区長（以下「区長」という。）の指導と助言を受けながらその都度委員会で協議するものとする。

(補 則)

第十二条 この協定に規定するもののほか、協定並びに委員会の運用に必要な事項は協定者が協議して別に定める。

附 則

1. この協定は、区長の公告のあった日から効力を発するものとする。
2. この協定の締結を証するため本書5通を作成し記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

上記条項により、東京都杉並区和泉四丁目神田川沿い緑化協定を締結します。

昭和51年2月23日

東京都杉並区和泉二丁目22番30号

梅 田 晃 司

東京都杉並区和泉四丁目18番1号

小 沢 錠 太 郎

東京都杉並区和泉四丁目18番1号

小 沢 俊 晴

東京都杉並区和泉四丁目12番13号

杉 本 一 雄

東京都新宿区新宿三丁目32番2号

株式会社 大成ランド

代表取締役 中村賢司

緑 化 基 準 書

1. 協定区域の緑化面積

協定区域総面積の30%以上の面積。

2. 樹木等を植栽する場所

1) 東京都杉並区和泉四丁目221番5～東京都杉並区和泉四丁目218番の神田川東岸自転車道に沿う2メートルの幅をもつ帯状の土地、及び東京都杉並区和泉四丁目215番～東京都杉並区和泉四丁目211番の神田川東岸自転車道に沿う3メートルの幅をもつ帯状の土地。(以下「植樹帯緑地」という。) (別添図面参照)

2) 協定区域における宅地面積の23%の緑被を確保する土地(以下「宅地内緑地」という。)で中庭等をもっぱら特定の者の鑑賞等の用に供するものでない場所。

3. 造成期限

1) 植樹帯緑地の造成期限は、この協定の公告のあった日から二年以内とする。

2) 宅地内緑地については、当該土地における建物又は工作物の建設が完了後一年以内とする。

4. 樹木の種類と修景

1) 樹木等の種類は、杉並区の風土に適しており、かつ植栽によって地域の住民等に危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。但し、樹木等には樹木及び草花、芝生等も含まれる。

2) 協定区域内の緑化に当っては、協定区域全体の調和に充分配慮し、樹木等の種類及び生けがきの造成など修景について、区域を一团としてバランスの取れたものとしなければならない。

5. かき又はさくの構造

1) かき又はさくの構造は、本協定区域内の土地等の相互間の開放性を著しくさまたげるものであってはならない。

2) 公団住宅となる部分の土地は、規則としてかきを設けることなく開放性を確保する。かきを設ける必要のある場合は、生けがきとする。

3) 種々の所有者に区分される土地については、生けがきをもってかきとしなければならない。

6. 樹木等の維持管理

協定区域内の土地所有者等は、協定の定めるところにより緑化を行ない、当該協定の達せられるようその樹木等の維持管理に務めなければならない。

7. その他緑化に関する事項

1) 区域内の2メートル以上の幅をもつ歩道は、街路樹を植栽するものとする。

2) 宅地内緑地の緑化面積の算定は下記のとおりとする。

ア) 帯状及び集団として植生を確保する場合は、その植栽面積とする。

イ) 生けがきは、幅60センチメートルとみなして、その延長で面積を算定する。

ウ) その他新たに植栽する場合は、高木1本低木2本の植栽を4平方メートルの緑地とみなしてその面積等算定する。

〇〇〇〇〇〇〇〇 建築協定書

（目 的）

第1条 この協定は、本協定地区内における建築物の敷地、構造、用途及び形態を協定し、住宅地としての環境を高度に維持、増進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

（名 称）

第3条 この協定は、〇〇〇〇〇〇 建築協定と称する。

（協定の締結）

第4条 この協定は、第5条に定める区域内の土地の所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下単に「権利者」という。）全員の合意により締結する。

（協定の変更及び廃止）

第5条 この協定にかゝる協定区域建築物に関する基準有効期間、および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。また、この協定を廃止しようとする場合は、協定者過半数の合意によらなければならない。

（協定区域）

第6条 この協定の区域はつきのとおりとする。

横浜市〇〇区〇〇町〇番地 から〇番地まで、〇番地から
〇番地までおよび〇番地から〇番地まで。

（建築物の制限）

第7条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、構造、用途及び形態は、
つきの各号に定める基準によらなければならない。

一（別添）

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から10年とする。ただし有効期間内に犯した違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有する。

(協定の効力)

第9条 この建築協定は、市長の認可公告のあった日以後において、当該建築協定区域の権利者となった者に対してもその効力があるものとする。

(違反者の措置)

第10条 第7条の規定に違反した者のあった場合、第12条に定める委員長は委員会の決定に基づき、当該権利者に対して工事施行停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合においては、当該権利者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行、または当該権利者の費用をもって第三者にこれを行なわせることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は当該権利者の負担とする。

(役員)

第12条 この協定を運営するため、委員会を設置する。

2. 委員会は、次の役員で構成する。

委員長	1名
副委員長	〇名
委員	〇名
会計	1名

3. 委員は、協定者の互選とする。
4. 委員長は、委員の互選とし協定運営のための事務を総理し、協定者を代表する。
5. 副委員長および会計は委員の中から委員長が委嘱する。
6. 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
7. 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は○年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2. 委員は再任されることができる。

(補 則)

第14条 前2条に規定するほか、委員会の組織、運営議決の方法等に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

第15条 この協定は、市長の認可公告のあった日から効力を発する。

2. この協定書は、これを3部作成し、2部を市長に提出し、1部は協定者が保管する。市長の認可があった後、市長に提出した2部のうち1部を委員長が保管する。
3. この協定施行の際、既に建築済または工事中の建築物で、万一この協定に適合しない場合は当該建築物に対しては、この協定の当該規定は適用しない。
ただし、この協定施行後に増築、改築、移転する場合は、当該部分に対してこの協定の当該規定を適用する。

上記建築協定の締結に同意します。

昭和 年 月 日

所有土地の表示

横浜市 区

番の

宅地

平方メートル

土地所有者

番地



(別添) 第7条

- (1) 建築物の用途は、一戸建個人専用住宅及び医院併用住宅とする。
- (2) 階数は地階を除き2以下とする。
- (3) 地盤面から最高の高さは8.0m 軒の高さは6.5mをそれぞれ越えてはならない。
- (4) 建築物の建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ $3/10$ 以下、 $4/10$ 以下とする。
- (5) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は1.5m以上、道路境界線までの距離は3.0m以上とする。
- (6) 敷地の分割、統合はできないものとする。
- (7) 住宅に設備する便所は水洗式とする。

③ 横浜市市街地環境設計制度の事例（52年度内に許可されたもの）

案 件	所 在 地	緩和内容
市 民 住 宅	金沢区富岡町埋立1号地	高 さ
公務員住宅（大蔵省）	金沢区富岡町2504番	高 さ
寺 院 本 堂	金沢区柴町214番	高 さ
関東学院教室棟・図書館	金沢区六浦町4834番	高 さ
店 舗 及 び 共 同 住	中区石川町1丁目3番	高 容 積
店舗ビル（再開発ビル）	西区南幸町1丁目9, 10, 13, 14番、他	高 さ
郵便貯金会館	中区山本町16, 17-1	高 さ
公 団 住 宅	保土谷区岩井町123-2	高 容 積
公 団 住 宅	金沢区並木町2丁目2号地北3ブロック	高 さ
事 務 所 ビ ル	中区日本大通り58-1	高 容 積

3. 公園緑地の維持管理、運営管理に関する住民参加

	都 市 名	施 設	管理に係わる主体	備 考	資 料
維 持 管 理	浜 松 市	「公 園 緑 地」	市内公園4ブロックにわけて、公園管理員をおいて巡回し指導を行っている。		①
		牛 山 公 園	イ山会（老人会）、三美会（老人グループ）による毎朝の清掃奉仕		
		野 口 公 園	成人学校受講者による樹木剪定、芝刈り、枝打ち等		
		四 ッ 池 公 園	公園周辺の自治会住民による清掃、除草、樹木補植		
		「児 童 公 園」	児童公園愛護会による清掃除草		
	墨 田 区	墨田川緑道公園	企業による植樹、管理		②
	宮 崎 市	後田川緑道公園	後田川緑道を守る会による清掃、除草、花壇づくり		③
	唐 津 市	虹 の 松 原	老人会、青年団等による管理		④
飯 田 市	リンゴ並木	飯田市東中学校の生徒		⑤	
運 営 管 理	神 奈 川 県	保土ヶ谷公園	公園管理者が主催した、婦人バレーボール教室、婦人健康体操教室、少年少女健康体操教室		⑥
		三 ッ 池 公 園	公園管理者と公園協会共催、スケッチ大会、凧あげ大会、婦人バレーボール大会と親子体力競べ	公園協会 (財)神奈川県公園協会	
		保土ヶ谷公園	公園協会が主催公園野外講座「花木の育て方」		
	東 京 都	「児 童 公 園」	公園児童指導（利用方法、遊び）		⑦
	世田ヶ谷区	冒険遊び場	「遊ぼう会」による利用指導と、プレイリーダーの設置等		⑧

① 浜松市

資
料

公園緑地 1976 VOL37-1 日本公園緑地協会

□概要

公園の緑地の整備が進むにつれて問題になってくるのが適切な維持管理である。従来直営管理、失業対策事業の利用等により公園緑地の維持管理を行ってきたが、公園整備の進捗の早さにとっても間に合わず、昭和48年4月には、財団法人浜松市公園緑地協会を設立して一部の維持管理を委託し、又児童公園については愛護会を結成していただき、清掃除草を依頼している。(表参照)

昭和50年7月には公園管理事務所を設置し、市内の公園緑地を4ブロックに分けてそれぞれのブロックに専任の公園管理員をおき、常時巡回し、直営管理、委託管理の監督、現場指示、児童公園愛護会の指導及び小補修等を行い公園緑地の適切な維持管理を進めている(昭和51年度公園緑地等の管理について参照)。

なお公園管理事務所では、有料公園施設の貸出し、占有許可、使用料の徴収等を行っている。

□住民参加による維持管理例

イ山会、三美会

毎日曜朝6時前、市の中心にある牛山公園にどこからともなく手に掃除道具を持って参集して来る老人会の一団がある。

NHKの6時のラジオ体操を全員で行った後牛山公園の清掃が始まる。

この老人会が「イ山会」と称する団体である。

旧制松松高等工業学校の高柳博士が日本

で最初にブラウン管に映像を出された「イ」の字を頭に「イ山会」の名がつけられたと

きいている。総勢35名が体力の維持を兼ねて公園の清掃に励んでおられるのである。

又この一団とは別に、3人の御年寄りが「三美会」をつくり、毎日早朝にやはり牛山公園の清掃を行っている。

これらの方々の奉仕活動のおかげで、牛山公園はいつも美しく整備され、市民の憩いの場として利用されている。

庭の会

この団体は、教育委員会が主催する成人学校「わが家の庭造り」受講者で組織され、現在会員46名が実技の研修を兼ね毎月1回市内野口公園に参集、講師を中心にして松の緑摘み、除草剤散布、芝刈り、樹木の剪定、枝打ち等造園業者の行う管理業務を行っている。

四ッ池を住みよくする会

四ッ池公園の中に市街地には珍しく静寂な池と松林等におおわれた部分があり、四季折々にわたって市民に利用されているが、この公園の周囲の住民約30人が自治会長を中心として四ッ池を住みよくする会をつくり、常時公園の清掃除草の他、樹木(苗木)の補植、危険箇所の見視等を行っている。その他の奉仕団体

財団法人浜松市公園緑地協会の下部組織として昭和48年6月各種協力団体により浜松市緑化推進本部を設け、毎年4月及び10

月を「花と緑の月間」に指定し各種緑化行事を行っている。

この期間公園緑地を美しくする運動を展開し、周辺住民による清掃奉仕が行われているが、特に団体として、浜松商工会議所、中部電力株式会社が佐鳴湖公園内にある郷土の森の清掃除草を行っている。

その他、浜松市建設業協会が会員200名程を動員し、機動力を使って市内大公園の除草、広場、園路等の手入れを行っている。

□児童公園愛護会の事例

児童公園愛護会の活動

今まで述べてきたものはすべて近隣公園以上の活動であるが、児童公園については別に児童公園愛護会を組織している。

この児童公園愛護会は、その児童公園が存在する地区の児童を主体とし、児童の情操教育の場を兼ねて、大体月1回位児童公園の清掃除草を行っている。

現在41団体が約174,400平方メートルの児童公園で奉仕活動を行い、市はこれらの活動に対して僅かではあるが平方メートル当たり16円の謝礼をしている。

児童公園愛護会の活動は地区により異なり、熱心な地区は月間3~4回活動し、何時も美しい公園の中で多くの子供達が遊びに興じており、樹木の枯損、盗難等の被害も少なくなっている。

今後この児童公園愛護会に、出来れば児童の遊びの指導員の配置を考えている。

昭和51年度公園緑地等管理について

※印は施設管理委託(地方自治法244条の2第3項によるもの) △印は料金徴収業務委託(地方自治法施行令158条第1項によるもの) いずれも委託先は財団法人浜松市公園緑地協会とする。

	近隣公園以上	主 な 施 設	管理・徴収業務委託先(協会の別)	愛護活動による児童公園ほか	その他委託業務
東 部	※船越	児童プール、野球場1面ほか	委 託	安松第1 安松第2 安松第3 本郷第1 本郷第2 本郷第3 頭陀寺第1 頭陀寺第2	公園便所清掃 し尿浄化槽消毒 清掃
	※安間川	ソフトボール場1面ほか	"	将監第1 将監第2 佐藤第1	公園便所し尿 集火災報知機保 守点検
	※相生	児童プール、交通教育施設、ローラースケート場 児童ソフトボール場1面ほか	"	植松第1 植松第2 植松第3 植松第4	公園内ゴミ運搬 処理
	※天龍川	野球場10面ほか △公園緑地6面 天竜川東名南4面	"		運動施設維持 整備
西 部	※佐鳴湖	しょうぶ池・休憩所・さん橋 郷土の森・沈床花壇・駐車場ほか	"	西伊場第1 西伊場第2 西伊場第3 西平第1 西平第2 御前谷 三謡 旭ヶ丘 伊場台 鷺江 弥生団地 湖東東 湖東西	公園薬品除草 受電設備保守 点検
	※中田島	△児童プール・駐車場・ 自由広場ほか	"	佐鳴団地 弥生ヶ丘、長坂緑地 根上り松、鴨江山、森田	
	伊場遺跡	駐車場	"		
南 部	浜松城	※庭球場 △城 駐車場	直 営	遠州浜第1 遠州浜第2 遠州浜第3 遠州浜第4 大蒲 新幹線前噴水	
	牛山	市花市木園、広場	"	宮前 揚子 本町 砂丘 海老塚	
	五社		委 託	南ポン馬西 遠州浜緑地、松城緑地、鹿谷	
	新川緑地		"		
北 部	江之島	野球場2、球技場1、駐車場	"	野口 八幡 八柱 積志 住吉 小豆餅 上新屋第1 上新屋第2 上西第1 上西第2 西塚第1 丸塚 楠葉ヶ森 楠葉ヶ森東	
	※和地山	野球場3、球技場1、排球場8 集会所1、駐車場、児童プールほか	"	上島 豊隆 住吉墓園 泉	
	◎四ッ池	野球場2、陸上競技場1、自由広場1 駐車場、池、日本庭園ほか	直 営		
	有玉緑地	ソフトボール場、池ほか	委 託		

◎公園管理事務所設置公園

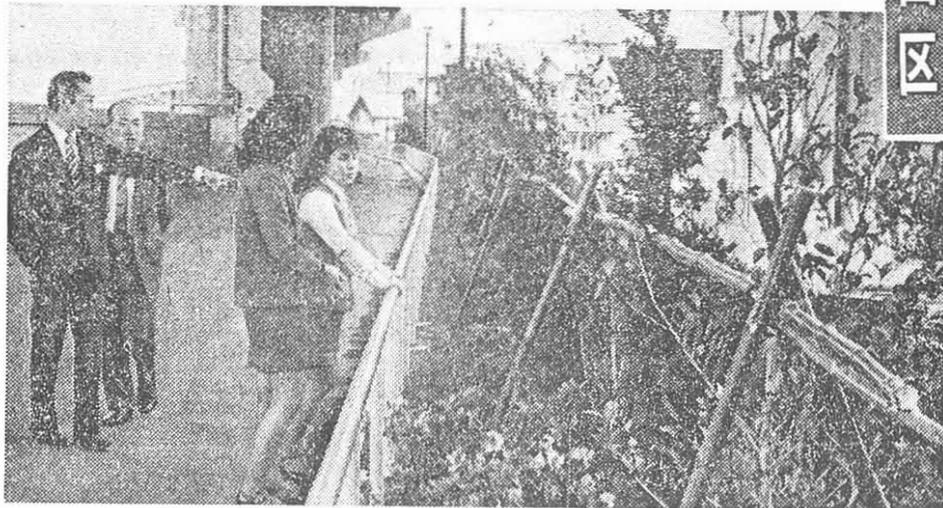
□愛護会 結成済み 57

② 墨田区

企業負担による公園緑化(緑化協定)

墨田区

公園緑化まかせて



「丈夫に育てばいいが」サツキ、スギなどが植えられた隅田川緑道公園。墨田区横網一丁目。

企業が費用出し管理

ライオン油脂 きょうろ区と協定

「当社には敷地がないので、区立公園の緑化を引き受けます」墨田区と同区横網一丁目、ライオン油脂会社(小若安社長)は八日、同区役所で緑化協定を結ぶ。会社の費用で同区に隣接する区立公園を緑化し、その後も会社が植木を永久に管理して育てるという「区費ゼロ」のユニークな緑化協定だ。

「住民懐柔がねらい」の声も

同区がまとめた緑の現況調査によると、樹木数はこれまで調査をした他区にくらべ最低で、生育良好な樹木もわずか五・八%しかない。「このままでは、灰色の町になってしまう」と、同区はあせり、緑の保全に懸命に取り組んでいる。

えがね返って来た。区は「それなら、会社の近くにある完成したばかりの区立隅田川緑道公園を緑化してくれませんか」と、要請した。同社もこの話に乗り気で、三回の話し合いで順調にまとまったという。

昨年、二回にわたって山田前区長の「ツルの一声」で、同区の課長クラス職員全員(約五十人)が、区内の従業員百人以上の工場をひとつひとつ丹念に回り、実態調査と緑化推進を呼びかけた。その際、ライオン油脂から「緑化したい気持ちはあるが、なにせ緑化する土地がありません」という答

同社が緑化した隅田川緑道公園は川ぞいにあり、昨年十二月に完成した。四月二十九日から同公園の六百二十平方メートル、長さ百五十メートルにオトメツバキ、サザナカ、サツキなど五種類あわせて三百三十二本を植え、土盛りしただけの土手の斜面には、ツタもはわせ、五月二日に植樹を終えた。同社によるこの費用五十万円。高速道路

る場合も多かった。「これまでの緑化協定は、区があまりにも世話を焼かずすぎた感だ。やはり、植

□概要

墨田区と同区横網一丁目、ライオン油脂会社の間で、緑化協定が結ばれた。それはライオン油脂に隣接し、高速道路の下に設置された、区立隅田川緑道公園を企業負担によって緑化し、その後も永久管理して育てるという「区費ゼロ」による緑化事業に対する協定である。なお規模は620㎡長さ150mである。

③ 宮崎市
後田川緑道

資
料

公園緑地 1977 VOL38-2 日本公園緑地協会

□概要

観光都市である宮崎市は、それにふさわしい町づくりのため、「街に緑を」—みんなでつくろうふるさとづくり—をテーマに市民と共に取り組んでいる。その1例として後田川緑道がある。これは、公共下水道整備の一環として後田川を暗渠化し、昭和50年度から、自然環境を回想し、「市民の憩いの場」あるいは「緑のよみがえる後田川」としての緑道整備を行っている。その内容は、延長2.1km、面積2.9ha、平均巾員13.6mを総事業費約2.5億円で昭和54年度までの5ヵ年計画で施行するものである。

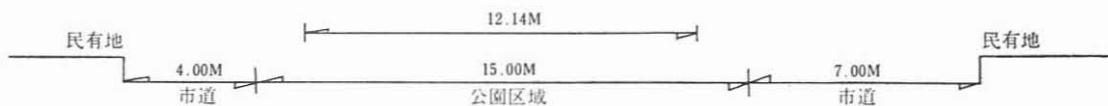
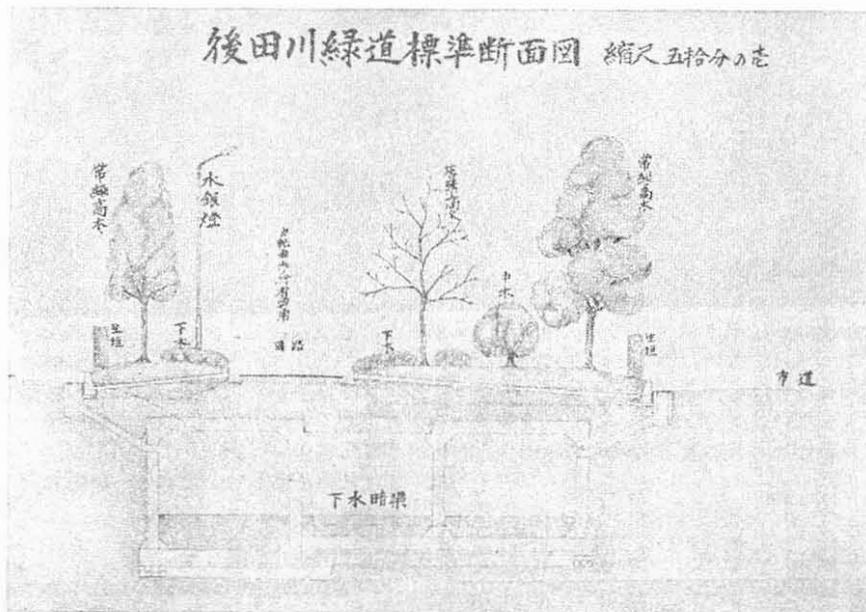
さらに、これに伴い、管理面では「後田川緑道公園を守る会」が発足し、管理を行っている。

□後田川緑道公園を守る会

日ごろの悩みであった蚊・蠅の発生、悪臭から開放されると地区住民の緑道に対する感謝と愛護の気持が高まり、家庭の庭の延長として、また、憩いの場としてその必要性を強く感じ、積極的な盛り上がりの中で区会を中心とした緑道公園を守る会が結成された。

この後田川緑道を守る会は、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会並びに隣接中学校の生徒、先生といった方々が構成メンバーとなって、毎月定期的に緑道内の清掃、除草など手軽にできる作業を中心に、花壇づくりや施設の安全点検等の奉仕活動が行われています。さらに、付近住民による樹木の寄贈や、出生、結婚などの記念植樹も盛んに行われている。

後田川緑道標準断面図



◆ 下水道と公園，2つの機能をもつ ◆

④ 唐津市
—虹の松原—

資
料

虹の松原保護対策協議会総会（昭和53年度） —唐津市資料—
公園緑地 1977 VOL38-2 日本公園緑地協会

□概要

唐津市では、市総合開発計画に基づき「七つの森」*1の重点整備を実施している。

この事業の一環として、虹の松原の環境保全事業「虹の松原保護対策」が国県市等の各関係機関及び老人会、青年団などの協力により推薦されている。

昭和53年度計画案*2によると主な活動は、「虹の松原保護対策」、「広報利用による保護活動」、「清掃美化の促進」、「野鳥の保護育成」である。

□虹の松原維持管理

昭和52年度における維持管理の事業内訳は次の通りである。

- 1) 草刈 年2回・人夫雇用 45人 150千円
・青年団委託 50~70人 100千円
別途、営林署年2回実施
(道路沿線間10~20m、延長5km)
- 2) 清掃 年12回
・青年団3回 151人(延) 300千円
・老人会6回 270人(延) 108(べん当代)
・人夫雇用3回 30人 60
別途、奉仕 4回 1000人(延)
- 3) 野鳥育成巣箱作成
市内3中学校に依頼 150個(材料費補助)
- 4) その他
標示板 3基
規制看板 3基
ちり籠 6個

*1 「七つの森」構想

- (1) 本市の中央を貫流する松浦川下流部に沿って緑地を整備し市民の散策憩いの場とする「河畔の森」とする。 —整備中
- (2) 白砂の東の浜海岸に存在する長さ5km、幅1km、樹齢400年黒松の「虹の松原」を「自然の森」とする。 —完成
- (3) 臨海工業地区の公害防止と自然環境の整備を兼ねた緑地帯、ヨットハーバー等を一体化した「レジャーの森」とする。 —計画中
- (4) 市民の体力増強と青少年の健全な育成をするためのスポーツ公園即ち「体育の森」とする。 —完成

- (5) 「唐津」その名の示す如く大陸文化渡来の地にふさわしく、古墳群を中心とした「古代の森」。 —計画中
- (6) 唐津湾に突出した大島半島の山頂の自然森林を中心とする「市民の森」とする。 —完成
- (7) リアス式海岸と海底を対象に暖寒流合流の影響で形成された海中生物群を生かした海中公園を「海の森」とする。 —完成

※2

昭和53年度事業計画(案)

1 虹の松原保護対策

(1) 樹木の松くい虫被害防除対策

虹の松原の松くい虫による立枯れ防止対策については、毎年国及び各関係機関の協力による航空防除が実施され最大の効果をあげ、被害も激減していますが、周辺地区の被害は増大の一途をたどっている現状からも防止する必要があり、今後も運動を進め保護育成の万全を図りたい。

2 広報利用による保護活動

- (1) 標柱、標示板による道徳啓蒙
- (2) 広報利用による観光道徳の普及徹底
- (3) 標柱等による火災予防の周知

3 清掃美化の促進

- (1) 各種団体への清掃協力依頼
- (2) 道路沿線の草刈り実施
- (3) 人夫等雇用による清掃実施
- (4) 駐車場等のクズ籠設置

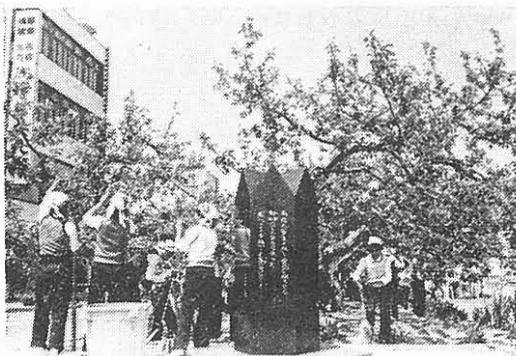
4 野鳥の保護育成

- (1) 関係中学校への巣箱作成依頼と思想の啓蒙
- (2) 巣箱設置

⑤ 飯田市
リング並木

資
料

環境文化 No.29 '77-AUG (財)環境文化研究所
飯田市東中学校資料



□概要

市の中心部にあるリング並木は延長400mにおよぶという。昭和22年4月20日、飯田のまちは大火で焼けたが、2日後の22日には飯田市立東中学校学友会でリング並木建設の討議が始まった。しかしそれが正式に承認されるまでには4年の歳月を要している。28年11月、東中全校生徒によって植樹がはじめられた。47本植えたがそのうち7本は枯れたという。翌春東中学友会に緑化部が誕生した。そして翌春、はじめて49個の実を見たときの少年たちの気持はどうだったろう。自然落下や盗難でその秋の収穫はわずか5個だったが、新聞はそれを伝え、全国から激励文が寄せられた。2年目の収穫は約500個になり、それは福祉施設等に贈られ、以後慣例となる。

翌々31年より市教委、市農業振興課、園芸協組等の応援も寄せられるようになり、39年からは「飯田東中学校りんご並木後援会」もでき年間10万円の管理費が東中へ贈られるようになった。こうして43年秋には9,000個の収穫をみた。

□活動実績

昭和52年度 リンゴ並木事業報告 S53.3.15

飯田東中学校緑化部

飯田東中学リンゴ並木後援会

1. 主な並木手入れ内容およびリンゴ並木に関する行事

- 4. 第1回並木手入れ 2年部員による作業(3年修学旅行中)
- 4.26 (2 " 実務訓練(全員による歩行順路、土おこし、石ひろい)
- (3 " 花だんづくり、鶏ふん10袋施肥
雨のため第3日にまとめておこなう
- 24 「夢と希望の像」除幕式・3年全緑化部員、プラスバンド部員が参加
- 4.30 第4回並木手入れ(種まき・マリーゴールド、草とり、路上清掃)
- 5.7 5 " (水やり、石ひろい、清掃)
- 6 " (摘果作業)
- 5.18 TBSテレビ「おはよう7:00」で全国に放送される
- 5.17~26 並木愛護旬間(並木学習会、資料をクラスごとにつくり読みあわせる学級協議会、並木日より校内放送等)
- 5.21 第7回並木手入れ(摘果作業)
- 5.28 8 " (摘果、草とり)
- 6.4 9 " (摘果、草とり)
- 6.6 日本テレビ「飯田のりんご並木」放送
- 6.10 第10回並木手入れ(草取り、清掃)
- 6.18 11 " (草取り、花だん・マリーゴールド移植)
- 6.25 12 " (草取り、花だんの散水、路上清掃)
- 7.2 13 " "
- 7.9 14 " "
- 7.16 15 " "
- 7.20 リンゴ並木 樹相診断
中央農協(田内さん)市役所(大平)普及所(三村)各技師、学校(北城・鈴木)参加
- 7.23 16回並木手入れ(草取り、撤水、清掃)
- 7:30 17 " "
- 8.7 18回 } 夏休み作業 9:30~10:00
- 8.14 19回 } 日曜日に実施(除草、散水、清掃)
- 8.20 20回並木手入れ
- 8.27 21 " "
- 9.3 22 " 旭収穫
- 9.10 23 " "
- 9.17 24 " "
- 9.24 25 " テリシヤス、紅玉の収穫
- 26 } 発送リンゴの荷作り作業
- 27 }
- 10.1 この頃までに、部員が分担して、外部へ発送を完了
第26回並木手入れ上半期最後の作業、除草、清掃
- 10.4 部会、上半期最後の部会に、飯田祭りに、りんごがかじられたことについて話しあう。作業態度にも問題がなかったかと反省する。
- 10.15 第27回並木手入れ(草取り、清掃)
- 10.22 " "
- 10.29 " "
- 11.5 第28回並木手入れ 国光の収穫
○日経映画社で「リンゴを味わう日」と題して、環境教育映画の撮影

- 11.12 第29回並木手入れ、今年度収穫完了
約一万二千個収穫 最高の収穫
- 11.1~20 落ち葉集め 全員二袋
- 11.14~17 りんご展示会
- 11.15 りんごを味わう日(第二回)
- 11.19 第30回並木作業
- 12.1 31 31" 土作り全員作業、全校による作業
- 12.1 32 " フラン病のための薬一斉塗布
- 12.17 38
- 2.22 並木せんてい作業 専門技師による 学校より教頭北原参加
- 39回 並木作業 せんていのかたづけ
- 3.11 43回 最終作業
- 3. 44回 3年生による奉仕作業

2. 52年度のリンゴの収穫

1. 収穫数 合計 12,390個

○国光	8,242個	○王鈴	418個
○祝	789 "	○ふじ	243 "
○スターキング	293 "	○旭	708 "
○デリシヤス	841 "	○紅玉	756 "

2. 職員生徒への配布

生徒1人当り	8個
部員試食1人当り	5個
職員試食 "	5個

3. 外部への発送

○川路老人ホーム	200個	○農協振興会	10個
○風越寮	300 "	○市総務部長	10 "
○長姫保養園	300 "	○NHK	10 "
○飯田拘置所	100 "	○SBC	10 "
○松島元校長先生	15 "	○NBS	10 "
○神波 "	15 "	○信毎	10 "
○福与 "	15 "	○中日	10 "
○倉田 "	15 "	○朝日	10 "
○ロータリークラブ	20 "	○南信州	10 "
○ライオンズクラブ	20 "	○信州日報	10 "
○飯田市長	10 "	○秀文社	10 "
○ " 助役	10 "	○新保氏	20 "
○ " 教育長	10 "	○由井氏	20 "
○ " 教育委員会	20 "	○ビンゴナミ氏	500 "
○市農政課	10 "	○並木通りの方々	150 "
○ " 警察署	10 "	○観光資源財団	10 "
○ " 並木後援会	10 "		

4. その他

○くずりんごを飯田動物園へ	20箱
○廃棄	5箱

□概要

神奈川県では、昭和50年4月業務開始した財団法人神奈川県公園協会の協力を受けて、各種の園内催物を開始したのであるが、何分発足初年度であり、試行の域を出ないくらいもあって、種々反省すべきことも多かったが、中でも、事前のPR方法については、十分な期間と、広報媒体の選択を適切に行う必要を痛感した。

以下、それらの大要を紹介するが、行事の主催者が、①公園管理者が単独のもの、②公園管理者と公園協会が共催したもの、③公園協会が単独のもの、の3例がある。また、他の団体の行事に後援、協賛したものとして3件がある。

□活動事例（昭和50年度）

① 公園管理者が主催者となったもの

県立保土ヶ谷公園体育館における3種の教室が開催された。

1) 婦人バレーボール教室

一般家庭婦人を対象に、週1回（毎週火曜日）2時間の9人制バレーボール教室である。

2) 婦人健康体操教室

開催日が毎週木曜日であるほかは婦人バレーボール教室と同様である。教室で習得した技術や知識を家庭内や身近な人々にも広めるよう特に指導している。

3) 少年少女健康体操教室

この教室は小学校4年生から6年生までの男女学童で、運動機能が平均より若干下廻る者に対して、平均レベルまで引き上げることが目標として開かれるもので、所謂英才教育的なものではない。この教室は、ある程度長期間続けなければ効果が期待できないので、20週を1コースとして、年2コース開いている。

以上体育館での各行事は昭和50年度は参加費を徴収していないが、今年度からは1人1,000円を徴収することとなった。

② 公園管理者と公園協会が共催したもの

1) スケッチ大会

5月25日、県立三ツ池公園で“新緑の公園をスケッチする会”と題して一般を対象にスケッチ大会を行った。今回はスケッチの指導者も用意せず、また作品の審査も行わず、要するに、絵の上手下手は別として、新緑の公園を絵にしてみるとところに意義を認めたものである。

用意した300枚の画用紙が足りない位であった。このほか貸出用画板200枚とコンテを若干用意した。参加者全員の絵は三ツ池公園の正門や横浜駅西口の県政総合センターの展示コーナーに展示した。なお、作品提出者には記念として、公園苗圃で育成したサツキ、ツツジ、アジサイいずれかの苗1本を進呈し喜ばれた。

11月3日、県立観音崎公園でもスケッチ大会を開催したが、晴天の割には気温が低く、絶好のスケッチ日和と言えず参加者も130名ほどであった。前回の反省から、画用紙、画板のほか筆記用具として、クレヨン、クレパスを某画材会社の好意により200組ほどを用意して貸出しを行った。ここでは作品提出者にはチューリップ、ヒヤシンスの秋植球根を進呈し、作品は県政総合センターや園内の博物館のロビーに展示した。

2) 凧あげ大会

2月1日、県立辻堂海浜公園の芝生大広場で行われた凧あげ大会は予想以上の参加があり、約2,500名の参加を見た。午前10時受付開始で主催者が用意した600の和凧はすぐに配付済み（無償）となり、朝日新聞社から寄贈を受けた通称グニャグニャ凧500枚もすぐになくなる盛況であった。一般参加者の凧あげに先立って、「日本の凧の会」と「相州茅ヶ崎将棋凧保存会」の皆様が珍しい凧や大きな凧をあげて下さり、会の雰囲気は盛り上がった。今回は凧づくりの審査や凧あげの技術の審査は行わず、寒風に負けずに元気に野外で凧あげを楽しむことに主眼を置いたものである。

3) 婦人バレーボール大会と親子体力競べ

3月28日、県立保土ヶ谷公園体育館開館一周年記念行事として行われたこの催しは、この体育館での婦人バレーボール教室修了者を主体とした6千

ームの参加を得てトーナメント方式で優勝を競い合った。レフェリー、ジャッジ、記録等会の進行は参加者が交代でこれに当たさせた。参加者全員に記念のタオルと、チームにはバレーボール1個を贈り、優勝チームにはトロフィーに優勝を刻んで体育館に保存することとした。

これに引続き、自由参加による親子体力測定を行った。題して親子体力くらべである。測定種目は成年は反復横とび、垂直とび、ジグザグドリブル、握力、急歩の5種目、未成年者は握力、急歩はやらずに、背筋力、立位体前屈、伏臥上体そらしの計6種目である。チェックカードを手にして、親子で体力を比較して子供の成長を喜ぶほほえましい光景が見られた。

③ 公園協会が主催したもの

3月7日、県立保土ヶ谷公園で第1回公園野外講座「花木の育て方」が開かれた。講師は神奈川県植木生産連合会副会長の井上孝太郎氏。

植物見本園の休憩所に集合してもらい、講師の作った手引きにより原則的な事項の説明があり、続いて見本園内を移動しながら実物に鋏を入れたりしながら解説や質疑応答がくりかえされた。初めての試みで参加者は約60名であったが、このような形式の行事は60名が限度のようである。強風下でもあったので、約1時間野外解説を行い、会議室に場所を変えて更に1時間質問に答えた。講座終了後、参加者にはアメリカツバキの苗を記念に進呈した。この行事の事前のPRは新聞紙上で行ったが、予め参加人員を把握するためと、参加記念品目あての方を防ぐ上から予め電話での申込みを受けた。

以上園内行事の概要を紹介したが、公園利用の増進と利用マナーの向上、ひいては快適な公園づくりのため、今後ともできるだけこのような催物を企画してゆきたいと考えている。

⑦ 東京都 公園児童指導

資
料

公園緑地 1976 VOL37-1 日本公園緑地協会

□概要（公園子供大会）

都における公園児童指導の歴史は、大正14年に始まる古い歴史を持っており、その指導目的の要約は、次の通りである。そして今も同様の目的をかかげている。

- ① 来園児童の遊びの指導
- ② 公園の利用促進
- ③ 公園愛護心の涵養
- ④ 公園行政のPR

□昭和50年度公園児童指導の実績

①「みどりの公園子どもまつり」

新緑の候、若葉の下で土の匂いをかきながら遊びを楽しむシリーズ。

- 昭和50年4月6日～6月8日
- 開催公園及回数 19公園、19回
- 参加者数 16,780人
- プログラム
- 1) 大波小波
- 2) ゴンスケドン
- 3) パネルゲーム
- 4) 宝おくり
- 5) ぬいぐるみ人形劇「桃太郎」

②「都立公園サマー子どもクラブ」

夏休み中の緑蔭子ども会としてのシリーズ

- 昭和50年7月21日～8月30日
- 開催公園及び回数 16公園、20回
- 参加者数 4,505人
- プログラム
- 1) 絵ばなし「広場の鐘」
- 2) 指人形劇「七匹の仔山羊」
- 3) ボールロデオ
- 4) バラバラパネル
- 5) 学年別グループあそび

③「都立公園レクリエーション子ども大会」

スポーツの秋にふさわしい動きまわるゲームを中心にした運動会的シリーズ。

- 開催公園及び開催回数 16公園、16回
- 参加人数 6,530人
- プログラム
- 1) つなとり
- 2) 三匹の仔豚
- 3) ジャンボサッカー
- 4) 大綱ひき

④「新春公園たこあげ、はねつき大会」

- 1) たこあげ大会
- 1月6日～1月15日
- 開催公園及び回数 3公園、3回
- 参加人数 7,300人
- 2) はねつき大会
- 1月7日～1月18日
- 開催公園及び回数 3公園、3回
- 参加者数 520人

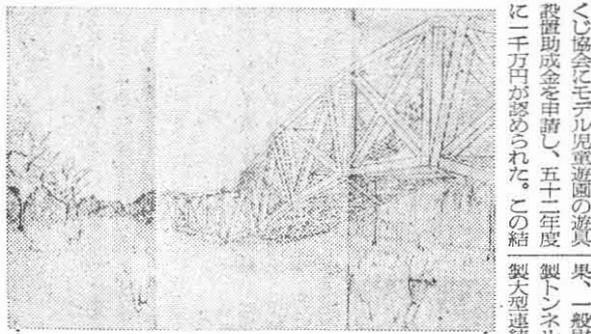
公園の遊具建設もめる

反対派 騒がしい、環境破壊

賛成派 騒ぐのは当然、夢を

八王子の住宅地

八王子市めじろ台一、四丁目の住宅地に隣接している公園に木製大型連続遊具(一種のアスレチック遊具)建設が計画されたが、その工事が、地元の人たちの反対で暗礁に乗り上げている。八王子市が日本宝くじ協会の助成金を基に計画したもので、一月十日地元で工事説明会を開いたところ、出席者から「待った」がかかった。その理由として「子どもが大勢集まり、静かな生活環境が壊される」などが挙げられたという。同市公園課は「子どもたちが遊ぶと思っ



賛否両論的の遊具図

くじ協会にモデル児童遊園の遊具設置助成金を申請し、五十年度製トネルやネット渡りなどの木製大型連続遊具の建設を計画し、同宝くじ協会が示した立地条件に合う同市めじろ台一丁目の「万葉公園」が選ばれた。昨年十二月、工事契約も終わった。計画によると、この施設は広さ約一万九千平方メートルの公園の良さがなくなる。新しい施設を使えない小さな子どもの遊び場が少なくなるなどを挙げて、同公園の近くの主婦、

井戸川知子さん(四)は「この施設は生活環境を乱すことになるので困ります。ホコリも心配です。いまある自然の破壊にもなる」と反対している。このほか、めじろ台一、四丁目の親でつづついている「めじろ台子ども育成会」のある母親(四)は「この遊具はいわば大きなおもちゃです。いまの子どもの遊具を壊すのは、自然の破壊を少なくして、自然のままにしておいた方が

いいと主張する。一方、賛成の声も聞かれる。めじろ台一丁目内会の竹川弘調会長は「子どもたちに夢をさせるためには、大人は少しがまんすべきです」。同町内会では、現在七百十世帯の全部でアンケート用紙を配り、竹川会長は、このアンケートがまとまった段階で全体の意見をまとめる予定だ。

果、一般財源五百万円を加え、木一層四方の木製のわくが延べ七十五層楼。地表からわくの底辺までの高さは、一番高い所で約一・二層。わくの中に網を張りたり、わくの間をロープウェイで結ぶなどの工夫もされ「全国で初めての遊具だ」という。同公園課は「幼稚園児でも遊べて、ほとんど危険性はない」として準備を進めてきた。ところが、地元から思わぬ反対の声が上がった。めじろ台四丁目内会の関根通伸会長は「子どもが大勢集まると、子どもの声、自転車、車などで静かな生活環境が壊される。自然を生かした現在の公園の良さがなくなる。新しい施設を使えない小さな子どもの遊び場が少なくなるなどを挙げて、同公園の近くの主婦、

井戸川知子さん(四)は「この施設は生活環境を乱すことになるので困ります。ホコリも心配です。いまある自然の破壊にもなる」と反対している。このほか、めじろ台一、四丁目の親でつづついている「めじろ台子ども育成会」のある母親(四)は「この遊具はいわば大きなおもちゃです。いまの子どもの遊具を壊すのは、自然の破壊を少なくして、自然のままにしておいた方が

いいと主張する。一方、賛成の声も聞かれる。めじろ台一丁目内会の竹川弘調会長は「子どもたちに夢をさせるためには、大人は少しがまんすべきです」。同町内会では、現在七百十世帯の全部でアンケート用紙を配り、竹川会長は、このアンケートがまとまった段階で全体の意見をまとめる予定だ。

十年ほど前から万葉公園のすぐ西隣に住んでいる同市散田町、無職小原尚さん(六)も賛成派の一人だ。「子どもたちの喜びと、年寄りの不快を天びんにかければ、わかるでしょう。子どもたちが遊ぶやかなのは当たり前で、子どもが集まると困るっていうのは、住民エゴってやつじゃないか。どうして迷惑なのかわかりませんねえ」。こうした賛否の中、同市公園課は「いつまでもこのままにしておけない。十日ごろまでに結論を出したいが……」と、苦しい立場に立たされている。

子ども会活動のハイキングで児童が水死したのは指導者の過失によるものだ、として付き添いの母親の一人が津区検から過失致死罪で起訴された。このほど津簡裁で初公判が行われたが、この種の事件でボランティアである指導者が刑事責任を問われるのは、全国で

刑事責任問われるボランティア

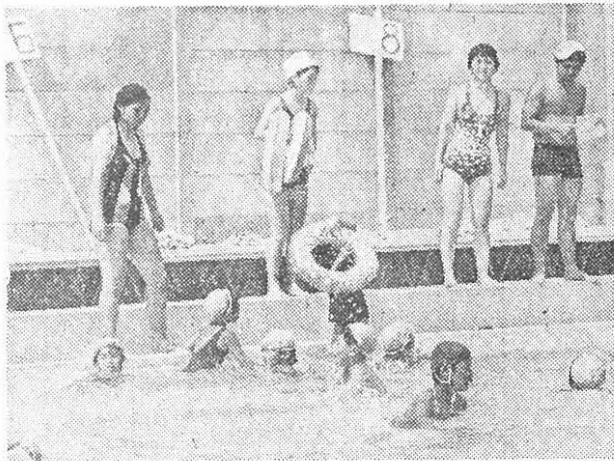
53.3.18 朝日新聞 児童の水死事件裁判

育成会員十人とともに、子ども会員三十人を連れて三重県安曇郡芸濃町市場の安濃川へハイキングに行った。政ごう炊さんの後、子どもに川遊びをさせたが、その川遊び中に、津市河辺町、会社員久保治さんの長男及行君(当時九つ、安東小三年)が、指定区域から出て、約十五段下流の岩から深みに滑り落ち水死した。起訴状では、田村さんは「十分は監視をつくす注意義務を怠った」としている。区検では、育成会が前もって下見した指定場所に木陰がなかったため、当日約四十段下流に場所を変え、近くに深みがあったのに子どもに徹底しなかった、などから過失致死罪が成立するとみているわけだが、起訴に踏み切った大きなポイントとして「事故後、被害者側に十分な賠償措置がとられて

起訴されたのは津市河辺町、三重県職員田村マサ子さん(三)。田村さんは保護の資格があり、津市安東地区の四ツ葉子ども会育成会(親の会)から頼まれて、指導者になった。五十二年八月一日、津署が田村さんら四人を書類送

善意の陰に落とし穴

害保険からの三百万円と、津市子ども会連合会の子もたが小遣いから出した見舞金五十五万円、起訴するかどうかの判断がむすびついたのではないかとみている。こうした事態の進展に驚いた井ノ口さんは「道義的な責任はもちろん痛感している。しかし、善意のボランティア個人が刑事責任を問われるのは酷。これでは、事故を恐れて育成者や指導者のなり手がなくなってしまう」と、今月初めから県下の子も会を通じて、情状酌量を求める署名活動を始めた。



子どもたちの臨海学校などには、ボランティアはつきものだが……(昨夏、千葉県保田の朝日臨海学園で)

事故防止に専門家の参加を

刑事責任はともかく、この種の事故には当然賠償が問題となるので、全国子ども会連合会では都道府県や大都市単位で安全会の共済制度を設けている。子ども会活動によるけがには各地の安全会から見舞金を出し、中央からは後遺症には四万五千円から百一十万円、死亡には百万円を出す仕組み。いま全国の約六割、四百七十五万人が入っている。死亡は五十二年、五十二年とも十三件ずつあった。

また、ボランティアの人たちが人強という。田村さんが、もしこの保険にはいってれば、対人事故として最高一千万円まで支払いが受けられたわけだ。一方、今度のケースで改めて、事故防止の徹底がクローズアップされた。活動の充実が叫ばれる一方で、内容の伴わない子ども会も多い。決まったリーダーがいなくても、六年生の親が自動的に育成者にさせられる。いきおい、大勢の子もを不慣れた親が見なければならぬ。そこには事故の落とし穴もある。そこで、少年少女組織を育てる要知センターの事務局長加藤俊二

も初のケース。遊び場が少なく仲間づくりがむずかしい今の子どもたちにとって、子ども会は大切な組織だが、指導者や育成者はほとんど親の牽任に頼っているのが現状。それだけに関係者のシヨックは大きい。事件の波紋を追ってみると――



家庭

検した。区検では田村さんらと被害者側との話し合いを待っていたが、示談がまとまらないため、昨年九月から事情聴取を始め、十二月末に田村さん一人を起訴した。金銭的な補償の面では、すでに権の乱用と主張し、免訴の申し立てをしている」という。また、起

活動中にけがをしたり、第三者の身体や財産に損害を与えた場合に賠償金を支払うという「ボランティア保険」が、昨年四月から全国社会福祉協議会が中心になって発

子ども、計画の段階から学年の違う五、六人を一班とする班編成に、班の話し合いや全体の会議で、日程ややりたい遊びなどを話し合わせるというものだ。

緑の保全整備の手法 —技術的側面—

1 港北の緑の生態的な位置づけ

- (1) 港北の植生
- (2) 緑の生態的取扱い方式によって導かれる植生タイプ

2 緑の保全

3 緑の再生

- (1) 植栽の方法
- (2) 立地の造成
- (3) 表土の保全と復元
- (4) 植栽学的に見た植栽適性樹群
- (5) 現存樹木の再利用

4 緑の管理

- (1) 緑の保全のための主要な群落型における管理指針
- (2) 遷移に主体を置いた復元のための主要な群落型における管理指針
- (3) 造成後復元のための主要群落における管理指針
- (4) 管理技術の確立のためのフローチャート

1 港北の緑の生態的な位置づけ

(1) 港北の植生

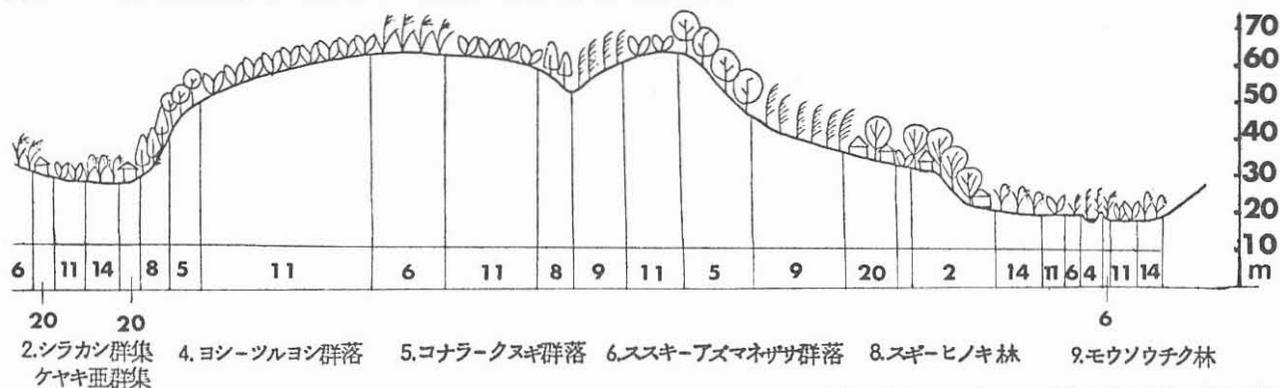
表V-1 港北で報告された現存植生

自然植生	1. シラカシ群集 2. 河辺草原 3. 屋敷林 (シラカシ・ケヤキなど)
代償植生	4. クヌギーコナラ群集 5. クロマツ林 6. アカマツ林 7. スギーヒノキ植林 8. モウソウ竹林 9. ヒメムカシヨモギー オオアレチノギク群落 カセクサーニワホコ リ群集 11. ウリカワーコナギ群集 (水田) 12. カラスビシャクーニシキソウ群集(畑) 13. 果樹園 14. 放棄畑雑草群落
その他	15. 宅地および宅地造成地

表V-2 港北で推定された潜在自然植生

シラカシ群集	モミ亜群集 典型亜群集 ケヤキ亜群集
クヌギーハンノキ群落	
ヨシーハンノキ群落	
冠水草原	

図V-1 植生断面模様図—現存植生 中央部 茅前町中村—南山田町

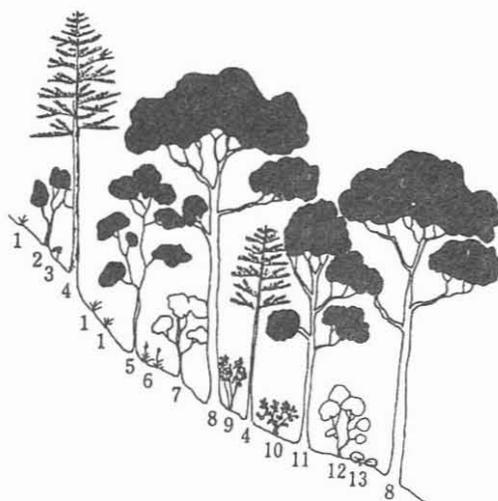


資料：港北ニュータウンの自然および立地に関する調査
1968 横浜市計画局・日本住宅公団

図V-2 港北で推定された潜在自然植生の相違

資料：神奈川県潜在自然植生 宮脇昭編著 1976 神奈川県教育委員会

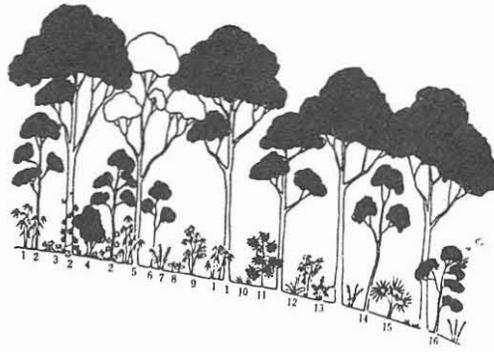
シラカシ群集、モミ亜群集



シラカシ群集、モミ亜群集断面模式
Vegetationsprofil des Quercetum myrsinaefoliae Subass. von Abies firma

- | | | | |
|-----------|-----------------------------|-----------|--|
| 1. ジャノヒゲ | <i>Ophiopogon japonicus</i> | 8. シラカシ | <i>Quercus myrsinaefolia</i> |
| 2. アオキ | <i>Aucuba japonica</i> | 9. ヒサカキ | <i>Eurya japonica</i> |
| 3. ヤブコウジ | <i>Ardisia japonica</i> | 10. ヤマツツジ | <i>Rhododendron kaempferi</i> |
| 4. モミ | <i>Abies firma</i> | 11. アラカン | <i>Quercus glauca</i> |
| 5. ウラジロガシ | <i>Quercus salicina</i> | 12. ネジキ | <i>Lyonia ovalifolia</i> |
| 6. ヒメカンスゲ | <i>Carex conica</i> | 13. カンアオイ | <i>Asarum kooyanum</i> var.
<i>nipponicum</i> |
| 7. ナツハゼ | <i>Vaccinium oldhamii</i> | | |

シラカン群集、典型亜群集

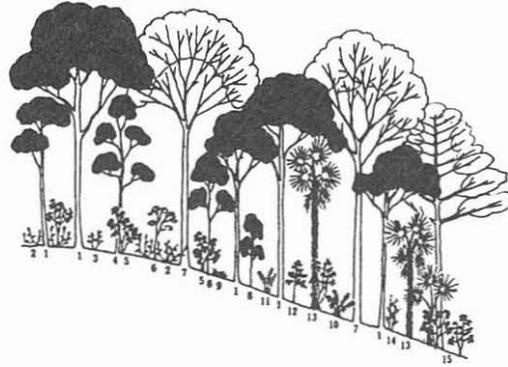


シラカン群集、典型亜群集断面模式

Vegetationsprofil des *Quercetum myrsinaefoliae*, Typische Subass.

1. アズマネザサ	<i>Arundinaria chino</i>	9. アオキ	<i>Aucuba japonica</i>
2. シラカン	<i>Quercus myrsinaefolia</i>	10. ジャノヒゲ	<i>Ophiopogon japonicus</i>
3. キツタ	<i>Hedera rhombea</i>	11. ヤツデ	<i>Fatsia japonica</i>
4. マサキ	<i>Euonymus japonicus</i>	12. ヤブラン	<i>Liriope platyphylla</i>
5. イヌシデ	<i>Carpinus tschonoskii</i>	13. ヤマイタチンダ	<i>Dryopteris bissetiana</i>
6. ネズミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i>	14. ウラジロガン	<i>Quercus salicina</i>
7. ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i>	15. シュロ	<i>Trachycarpus fortunei</i>
8. ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i>	16. ヤブツバキ	<i>Camellia japonica</i>

シラカン群集、ケヤキ亜群集

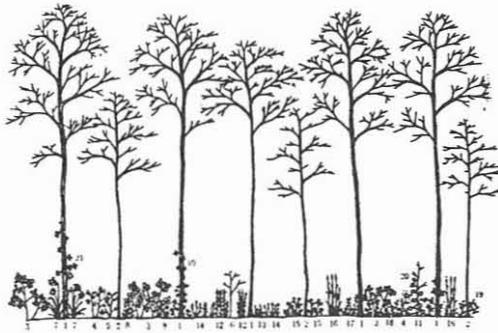


シラカン群集、ケヤキ亜群集断面模式

Vegetationsprofil des *Quercetum myrsinaefoliae*, Subass. von *Zelkova serrata*

1. シラカン	<i>Quercus myrsinaefolia</i>	8. タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>
2. コチヂミザサ	<i>Oplismenus undulatifolius</i> var. <i>japonicus</i>	9. ジャノヒゲ	<i>Ophiopogon japonicus</i>
3. ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i>	10. オクマワラビ	<i>Dryopteris uniformis</i>
4. シロダモ	<i>Neolitsea sericea</i>	11. ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i>
5. アオキ	<i>Aucuba japonica</i>	12. イヌガヤ	<i>Cephalotaxus harringtonia</i>
6. ハナイカダ	<i>Helwingia japonica</i>	13. シュロ	<i>Trachycarpus fortunei</i>
7. ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i>	14. ヤマホトトギス	<i>Tricyrtis macropoda</i>
		15. ミズキ	<i>Cornus controversa</i>

クヌギーハンノキ群集

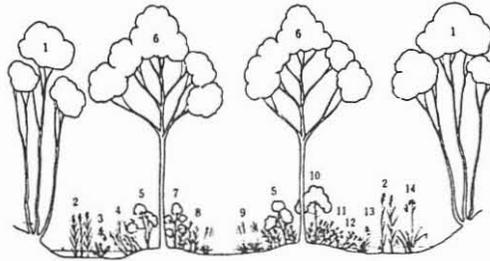


クヌギーハンノキ群落断面模式

Vegetationsprofil der *Quercus acutissima*-*Alnus japonica*-Gesellschaft

- | | | | |
|-----------|--|------------|------------------------------------|
| 1. ハンノキ | <i>Alnus japonica</i> | 11. エゴノキ | <i>Styrax japonica</i> |
| 2. クヌギ | <i>Quercus acutissima</i> | 12. チョウジソウ | <i>Amsonia elliptica</i> |
| 3. ゴマギ | <i>Viburnum sieboldii</i> | 13. コヤブラン | <i>Liriope spicata</i> |
| 4. イボタノキ | <i>Ligustrum japonicum</i> | 14. ヤガミスゲ | <i>Carex maackii</i> |
| 5. ノイバラ | <i>Rosa multiflora</i> | 15. セリ | <i>Oenanthe javanica</i> |
| 6. エノキ | <i>Celtis sinensis</i> var. <i>japonica</i> | 16. クサヨシ | <i>Phalaris arundinacea</i> |
| 7. ノカンゾウ | <i>Hemerocallis longituba</i> | 17. スイカズラ | <i>Lonicera japonica</i> |
| 8. コチヂミザサ | <i>Oplismenus undulatifolius</i>
var. <i>japonica</i> | 18. アマチャヅル | <i>Gynostemma pentaphyllum</i> |
| 9. ミゾソバ | <i>Polygonum thunbergii</i> | 19. ツユクサ | <i>Commelina communis</i> |
| 10. カナムグラ | <i>Humulus japonicus</i> | 20. カラスウリ | <i>Trichosanthes cucumeroides</i> |
| | | 21. ノブドウ | <i>Ampelopsis brevipedunculata</i> |

ヨシーハンノキ群集

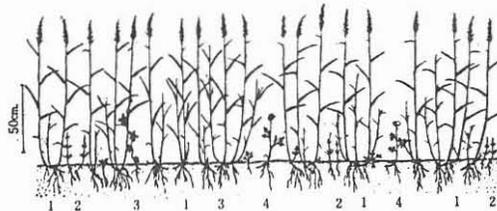


ハンノキ群落断面模式

Vegetationsprofil der *Alnus japonica*-Gesellschaft.

- | | | | |
|------------|-------------------------------|---------------|--|
| 1. コナラ | <i>Quercus serrata</i> | 8. シロバナサクラタデ | <i>Polygonum japonicum</i> |
| 2. ヨシ | <i>Phragmites communis</i> | 9. オニスゲ | <i>Carex dickinsii</i> |
| 3. ヘラオモダカ | <i>Alisma canaliculatum</i> | 10. ヤマコウバシ | <i>Lindera glauca</i> |
| 4. エナシヒゴクサ | <i>Carex aphanolepis</i> | 11. サヤスグサ | <i>Leersia sayanuka</i> |
| 5. イボタノキ | <i>Ligustrum obtusifolium</i> | 12. アキノウナギツカミ | <i>Polygonum sieboldii</i> |
| 6. ハンノキ | <i>Alnus japonica</i> | 13. スゲ属の一種 | <i>Carex</i> sp. |
| 7. ウメモドキ | <i>Ilex serrata</i> | 14. ノハナショウブ | <i>Iris ensata</i> var. <i>spontanea</i> |

河辺草原 (セリークサヨシ群集)



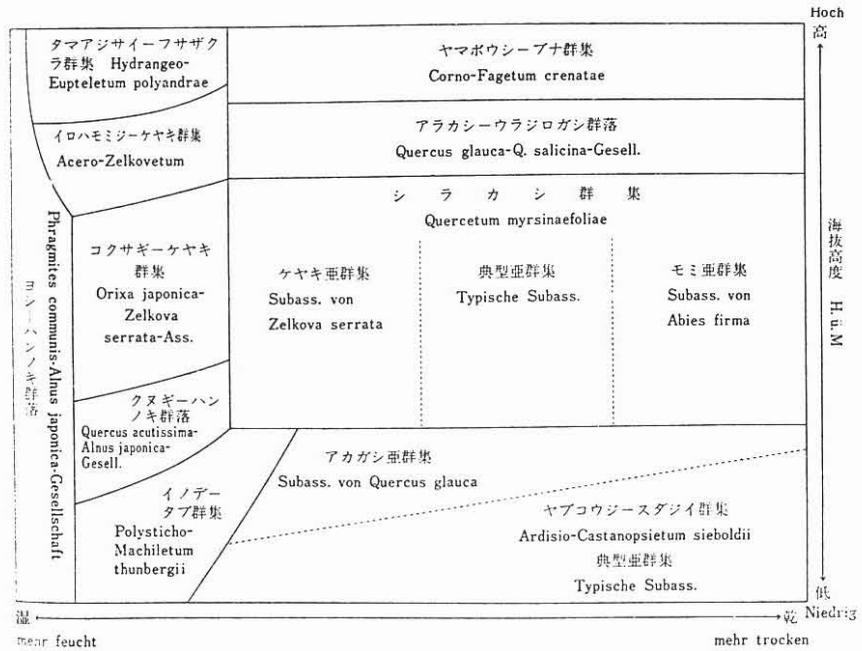
クサヨシ群集断面模式図

Vegetationsprofil des *Oenanthe-Phalaridetum arundinacea*.

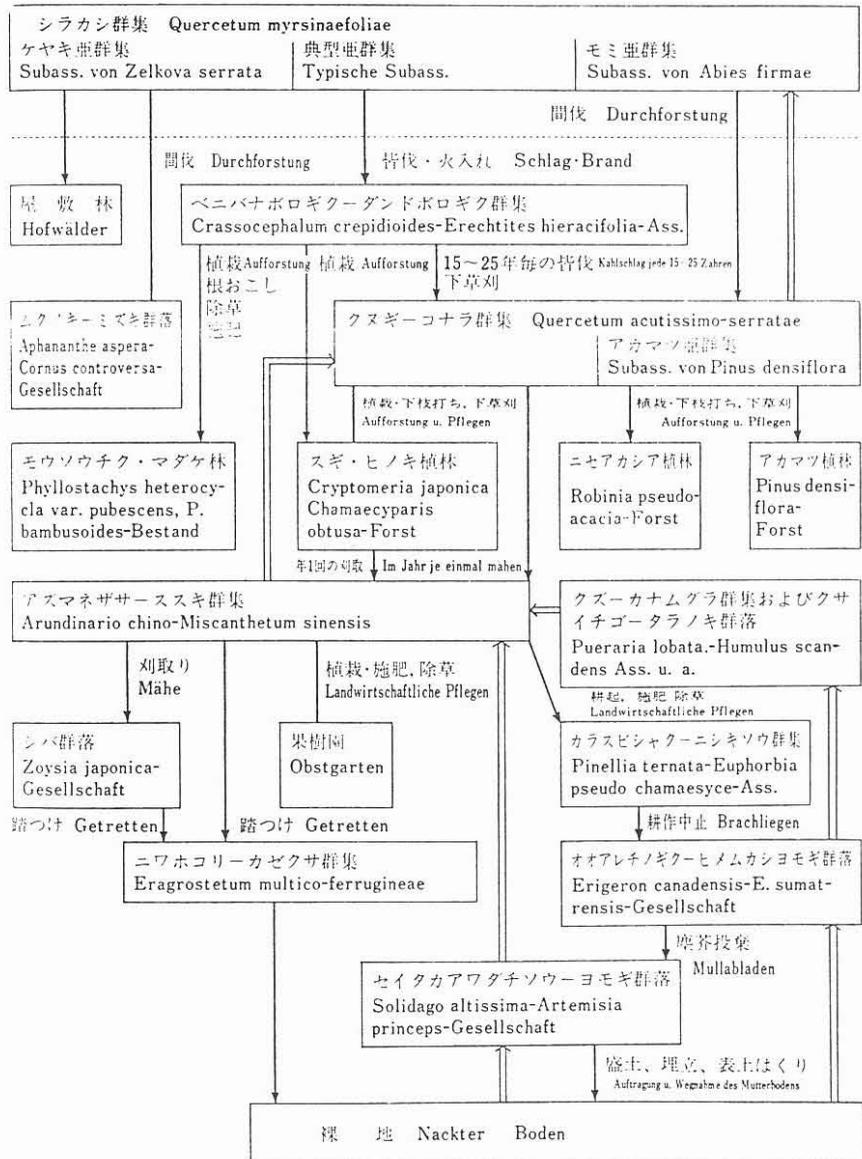
- | | | | |
|---------|--|----------|--------------------------|
| 1. クサヨシ | <i>Phalaris arundinacea</i> | 3. カナムグラ | <i>Humulus japonicus</i> |
| 2. スギナ | <i>Equisetum arvense</i> var. <i>boreale</i> | 4. セリ | <i>Oenanthe javanica</i> |

表V-3

シラカシ群集の隣接群落との関係模式

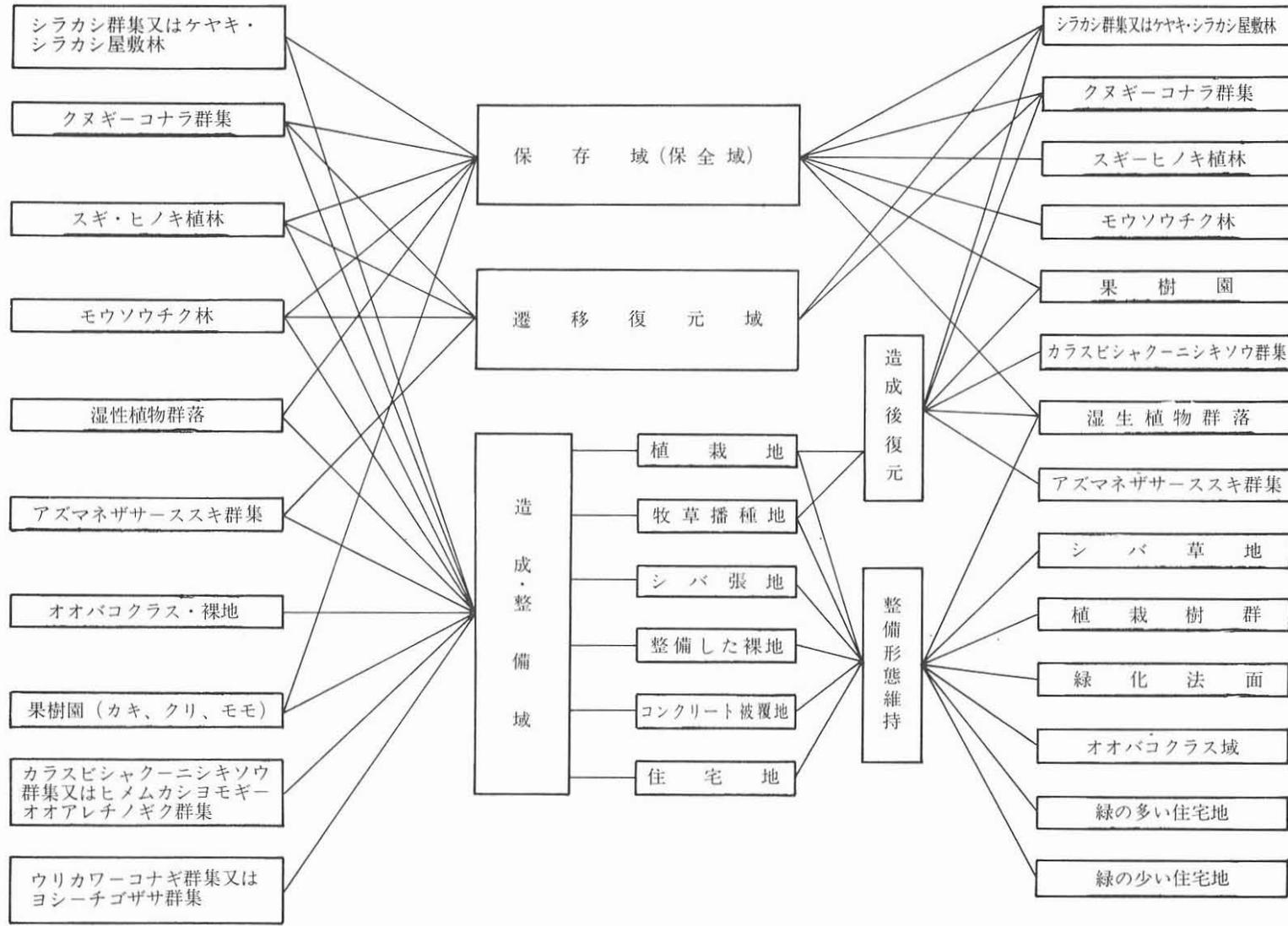


表V-4 シラカシ群集群落環



資料：神奈川県潜在自然植生 宮脇昭編著 1976 神奈川県教育委員会

図 V-3 変化のチャート



—現存植生—

—取扱いの方針—

—予想又は理想とされる植生—

(2) 緑の生態的取扱い方式によって導かれる植生タイプ

2. 緑の保全

現在、港北ニュータウンにおいて、現存緑地の保全が計画されている面積は下表の如くである。

表V-5 緑地保全の規模

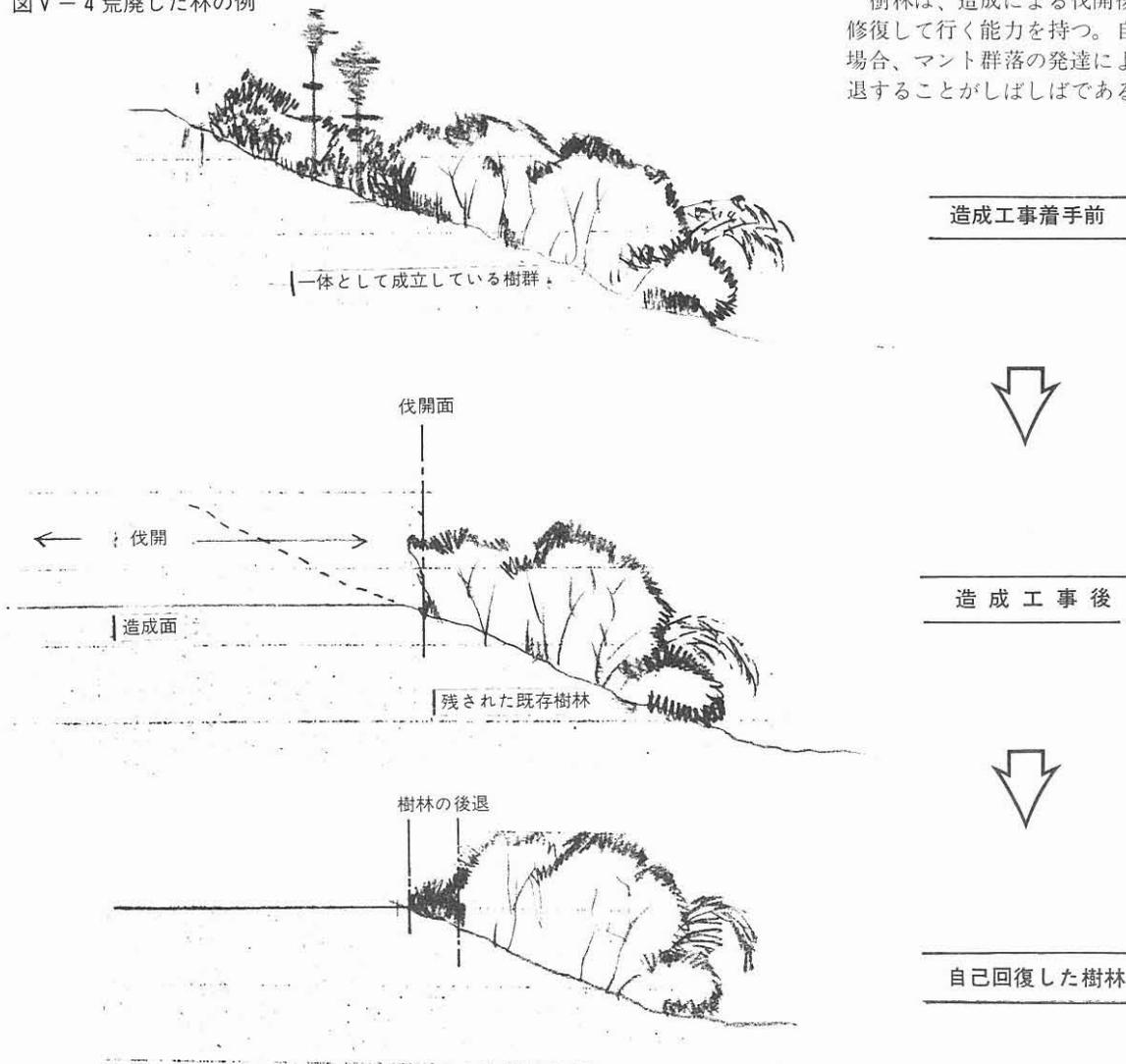
	公園・緑地			宅地		
	公園の面積 (ha)	保全緑地の面積 (ha)	対比率 (%)	宅地の面積 (ha)	保全緑地の面積 (ha)	対比率 (%)
第1地区	46.9	18.9	40	385.3	18.3	4.7
第2地区	71.4	32.6	46	530.7	33.6	6.3
合計	118.3	51.5	44	916.0	51.9	5.7

注：保全緑地には、樹林地の他、草地・畑等が含まれる。

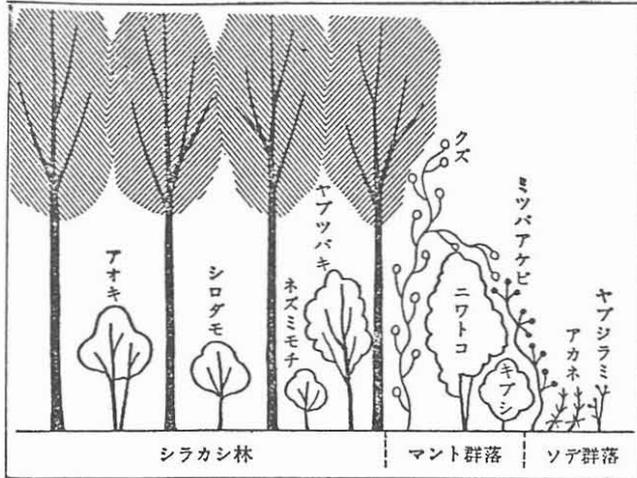
表V-6 造成工事によって起こり得る保全林の被害とその対策

加害の種類	被害	対策
水環境の変化	水脈の切断、給水域の変化	計画段階での配慮、補水や排水設備
林縁の伐開	林床の荒廃・林の後退	マント群落の植栽
土砂の流入	林床の荒廃	設計段階での配慮・防止設備
土砂塵の吹込み	林勢の衰弱	発生源の早期緑化、散水
計画以上の開伐	保全林面積の縮小	厳重な監視、工事者の自認
車輛などの踏込み	植物の衰退	規制の強化、緩衝帯の設置

図V-4 荒廃した林の例

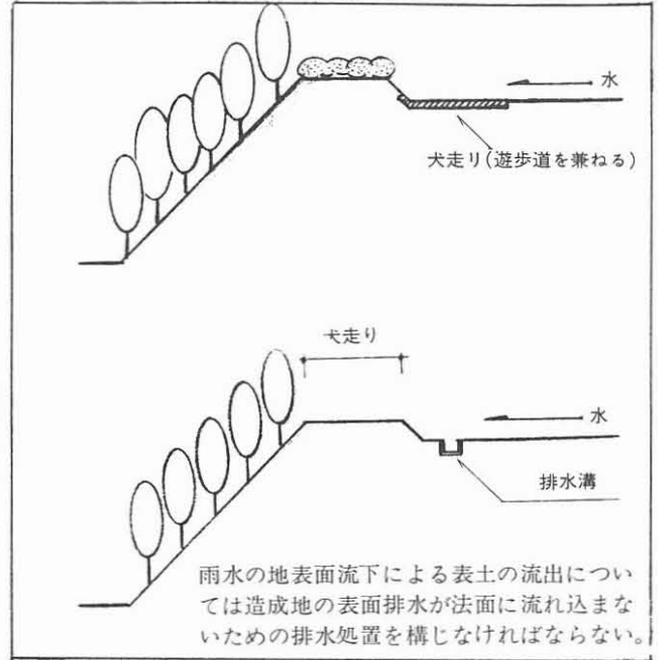


図V-5 林縁の構造



資料：宮脇 昭 1970 植物と人間 日本放送出版会

図V-6 港北で提起されている緑地保全のための1つの手法



資料：港北地区の緑化に関する調査および計画報告 1973

3. 緑の再生

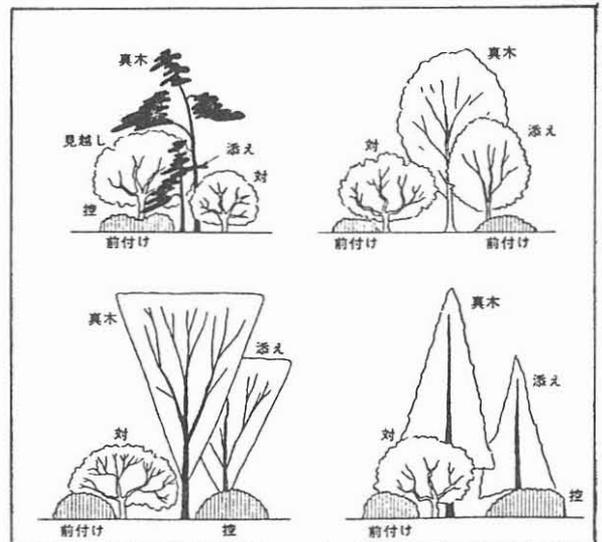
(1) 植栽の方法

「修景植栽＝視覚的効果を主目的としたもの

植栽の方法 ↓ 機能植栽＝利用目的に対応したもの

「生態的植栽＝植生側の持つ条件を尊重したもの

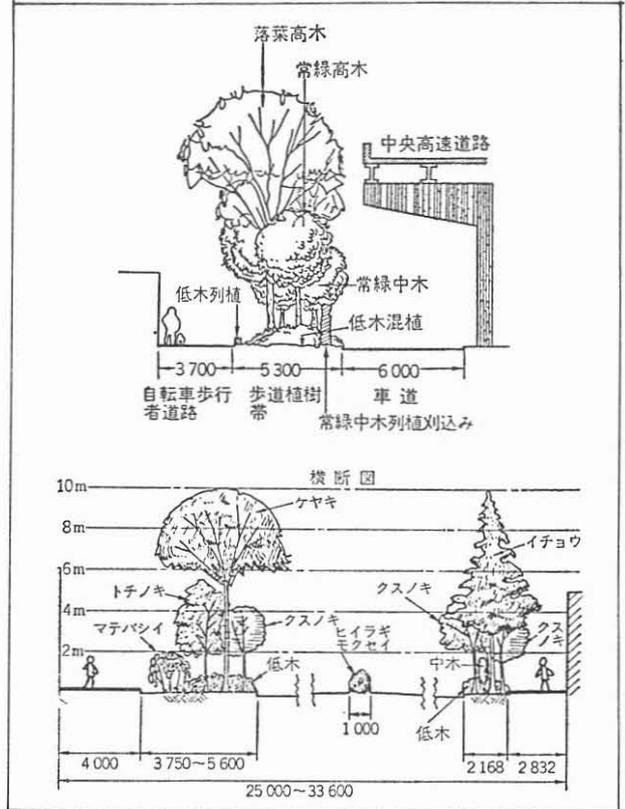
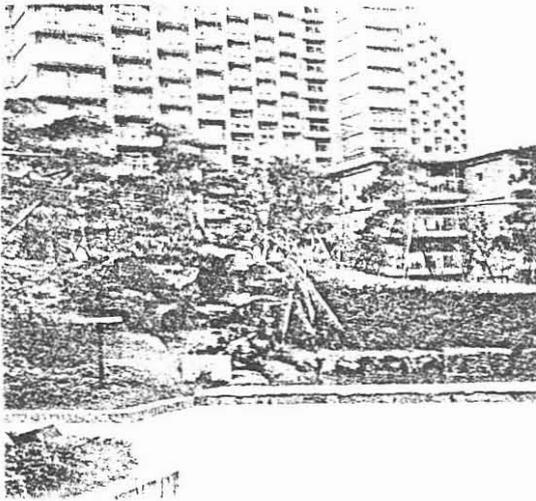
図V-7 修景植栽の例



古来からの造園技法も、生態的に無理のない手法が採られていた。

資料：建築設計資料集成(5) 日本建築学会編 1972 丸善

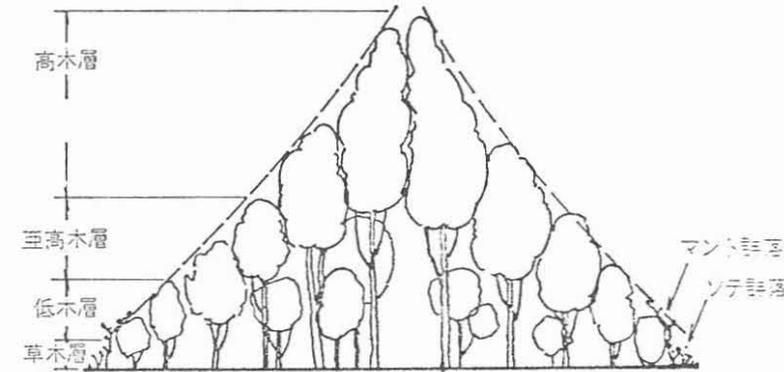
図 V - 8 機能植栽の例



街路樹すらも、生態的な植栽が試みられている。

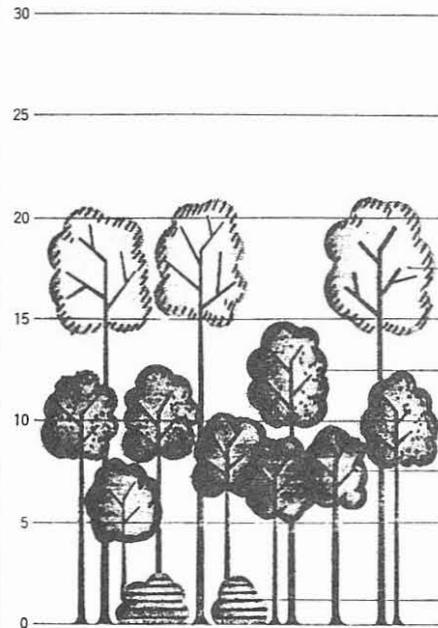
資料：道路緑化の設計・施工 川本昭雄ほか 1977 山海堂

図 V - 9 生態的植栽の例

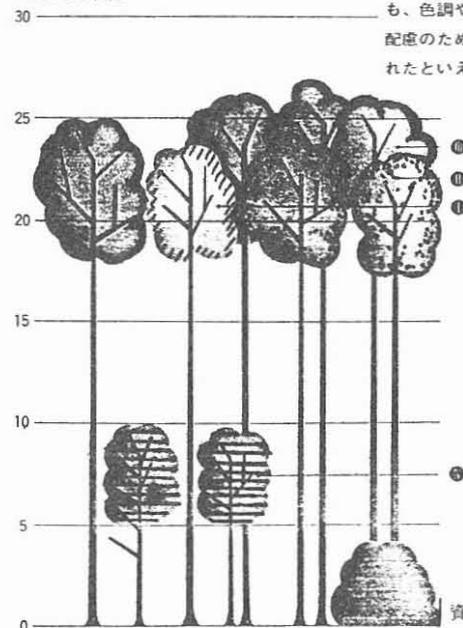


明治神宮の神苑における森林の造成にあたっては、植生推移の生態的考慮が払われ、その結果、自然推移による場合の1/2以下の期間で、今日の神社林が造成されたといえよう。造成竣工時には、神社林としてのイメージ創出と次期樹林の生育までの保護の役割を担うものとして、既存のモミ、スギ、アカマツおよび献木による各種の大形樹木がⅠ層にあてられた。Ⅱ層は、中堅的な密度を上層林冠にもたせるためクロマツを主とし、それにヒノキ、コウヤマキなどが植え込まれた。Ⅲ層には、ⅠⅡ層の庇護のもとにⅠ層の枯死する頃に(50-100年を想定)次代の風致樹・林冠樹として、準自然植生相を形成するような樹種、すなわちシイ、カシ、クスノキなどの常緑広葉樹と、郷土代償樹種としてのケヤキ、ナラ、クスノキなどが交ぜられた。さらに地表を被い、森林層を挿うためにサカキ、ヒサカキ、イマツゲ、サザンカなどが、Ⅳ層として小さなものまで植えられた。もちろんこういった配慮のために、ヤマザクラ、カエデ類、ケヤキなどの落葉樹も、色調や風致効果をあげるために併用された。こういった配慮のため、今日の状況に推移する期間は、きわめて短縮されたといえよう。

●造成当時



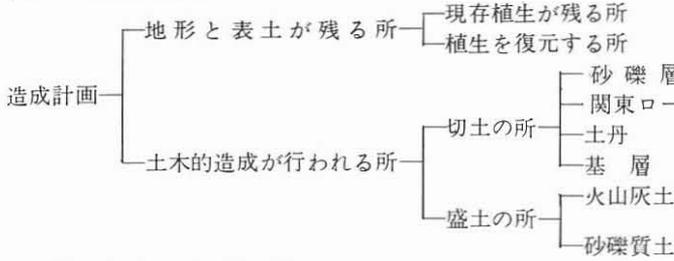
●現在(50年後)



資料：明治神宮の植栽例 URABAN KUBOTA 1971

(2) 立地の造成

表V-7 造成後予想される立地の状況



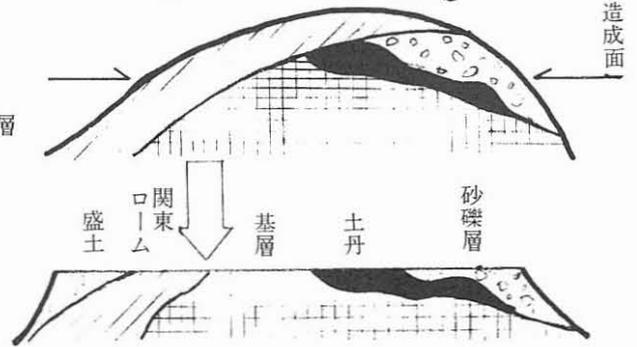
土地の造成は、しばしば法面で予期しない問題の発生を招く。

資料：土木工事ののり面保護工 新田伸三・小橋澄治 1976 鹿島出版会

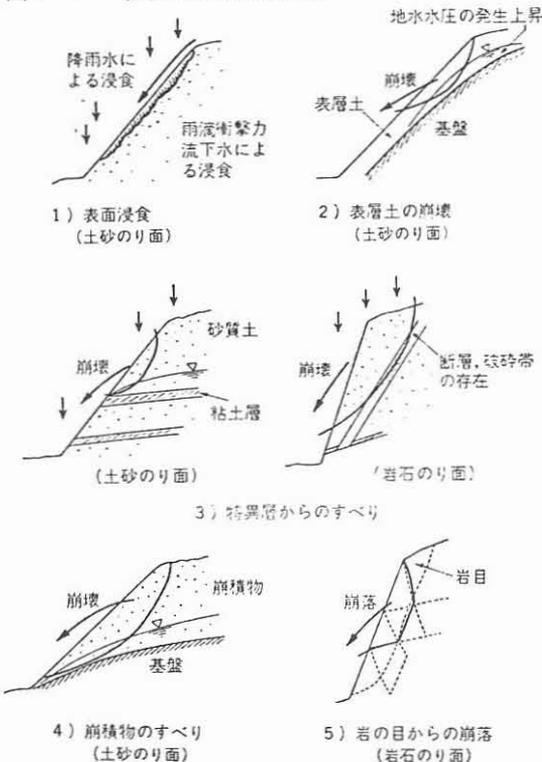
表V-8 法面保護工法の分類



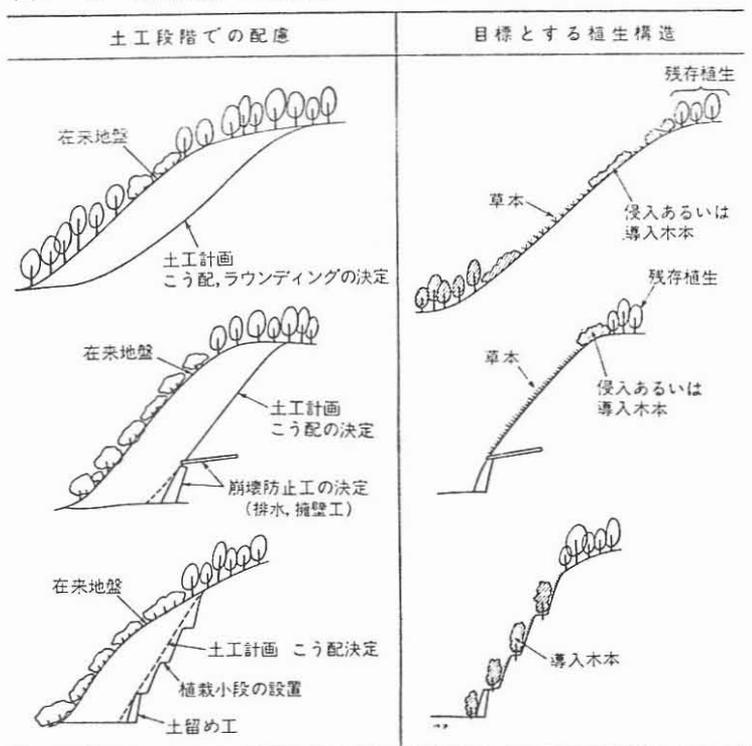
図V-10 造成による立地の変化の模式



図V-1 切取法面の崩壊形態



図V-12 法面保護工の計画と土工段階での配慮



(3) 表土の保全と復元

表土は、地上の植生と土壌中の諸生物たちとの共同作業によって、長期間をかけて作りあげてきた貴重な資産とも言えよう。植物は、土壌なしには生育すらおぼつかないものである。

図 V-13 森林土壌断面の模式図

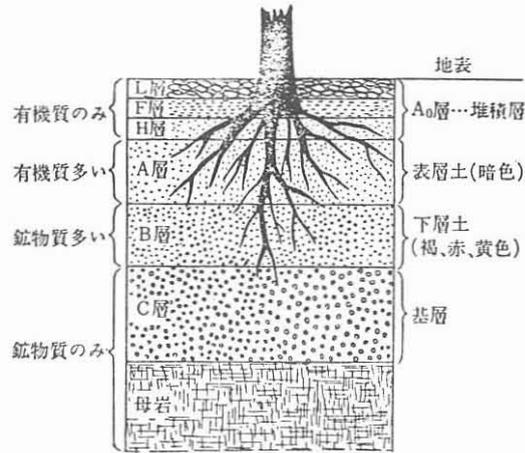


図 V-14 植生の遷移と土壌の形成

資料：森林への招待 高尾科学博物館編 1970

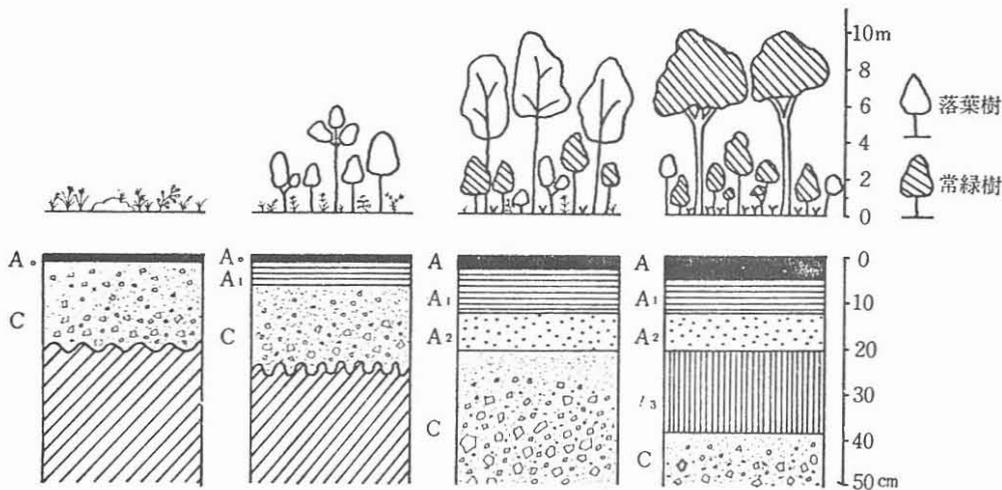
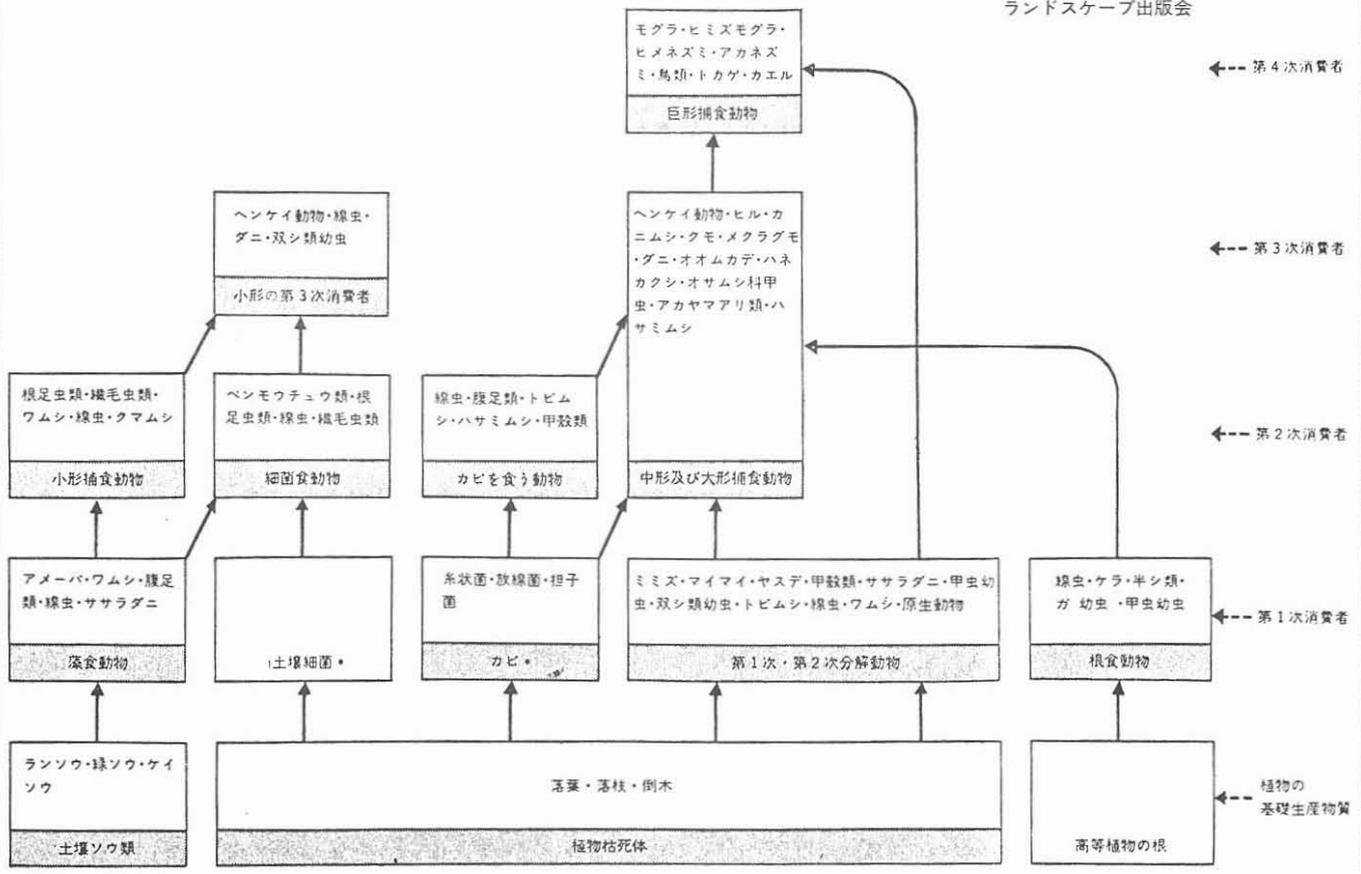


図 V-15 森林土壌動物群集のなかに見られる食物連鎖と栄養段階を示す模式図

資料：ランドスケープ④「土」都市計画研究所
ランドスケープ出版会



a. 表土の処理方法

ドイツにおける表層土の処理

ドイツでは、連邦建築法第39条によって、表土の処理方法が規定されている。すなわち地表土(Mutterboden)は、工事にさきだつてあらかじめ他の場所に保護され、工事完了後、再びその表土によって土地が被覆される。この表層土の処理方法は、ドイツ工業規格にさらに詳細に規定されている。地表土は、底辺3m以内、高さ1.3m以下の梯形にして、できるだけ日蔭地におき、マメ科植物を採種するか、落葉、芝生などで覆い乾燥をさける。このようにドイツでは、土壌の肥沃度を落さぬように細心の注意が払われている。(井手)

資料：URBAN KUBOTA 4 1971



ドイツの表層土処理



オランダの無施肥草地

—ドイツ規格 DIN.18320—

資料：日本住宅公団委託「宅地造成における
表土利用と土壌改良法の調査研究報告」
昭和50年7月(社)日本住宅地開発協会
より再構成

[DIN 18320 部分抄訳]

DIN18320:LANDSCAPE GARDENING WORK :LANDSCHAFTS-GÄRTNERISCH ARBEITEN

ドイツ連邦共和国のドイツ規格DIN.18320(1958)の部分抄訳を参考に示す。和訳はドイツ語原文からではなくDIN英語版によった。言語概念に違いもあり、苦しい翻訳となったため、この部分訳はあくまで参考にとどめ、正しくはドイツ語原文によっていただきたい。(翻訳 KKトデック)

3. 施工 (Construction)(Ausführung)

3.3 土壌の作業 (Soil Tillage)(Bodenarbeiten)

3.3.1 表土扱い (Topsoil Work)(Mutterbodenarbeiten)

3.3.1.1 表土の採取、再置 (Lifting and Laying Down of Topsoil)

(Mutterbodenabtrag und -auftrag)

表土の採取、再置作業は他の土工作業と分離して行うこと。

表土の採取はすべての構築物用地、切土地、盛土地でおこなうこと。又仕様書に述べられている範囲で、駐車場、資材置場、搬入搬出路からも採取すること。

表土の再置厚は工事仕様書に別の寸法が指定されていないならば、植物が生育することができ、かつ土地利用にかなったものであること。

普通斜面は表土を再置する前に、表面をラフに仕上げる。急斜面

に表土を再置するときは、滑動防止のため段切を行うこと。

表土は作業（特に機械作業）によってかき乱さないこと。

表土扱いは、土壤が過湿な状態、とりわけ大雨が継続している時では行わないこと。比較的かわいて軽くなった状態のときだけトラックブルドーザによって作業してよい。

表土再置に先立ち、固結した土壤はゆるめあげること。

表土は廃棄物が混入して劣化させてはならない。

たとえば、岩屑、金属、ガラス、こわれた瀬戸物、油、化学薬品、銹さい、灰、未分解の植物遺がいなどである。

3.3.1.2 表土の堆積 (Storage of topsoil)(Lagern von Mutterboden)

直接、再利用されない表土は堆積山一ヶ所につき、座巾最大3.0 m、最大高1.3 mに堆積すること。

堆積山の表面には軽微な溝掘をすること。

ただし、貯蔵量が大量の時は堆積山は巾広い座巾にしてよいが、堆積山の高さは1 mを超えてはならない。

堆積山は可能なかぎり建設作業の支障とならない場所におくこと。

表土は活性を保ち、害草を生やさぬこと。

堆積山は張り芝、落葉、いもの茎葉およびその類似植物またはえんどう(ちよう形の草花)でおおわれて、適切な水分が保たれていること。

3.3.1.3 表土表面の保護 (Protection of Topsoil Surface),

(Schutz von Mutterbodenflächen)

表土表面を乾燥、過湿、雨水による流失および雑草繁茂より保護しようとするならば、えんどう(ちよう形草花)かそれに類似したものを生やすべきである。

3.3.2 有機質土の処理 (Treatment of the Organic Soil), (Beha-

ndeln des belebten Bodens)

有機質土を苗木のために再利用する必要があるときは、表土扱い作業の後に、単独に採取、堆積、再置すること。

それらの作業は凝固(ケーキ状化)を防止するために豪雨時や土が過湿のときには行わないこと。

3.3.3 下層土の耕起 (Making the Subsoil Cultivable), (Kultur-
fähig machen den Rohbodens)

締め固った下層土を苗木のために使用する場合は、最低20cmかき起し表土と混合してその上に表土を再置すること。

工事仕様書に別の指定がないならば、その厚さは植物が生育できるものであること。

3.3.4 整形 (Ground Shaping), (Bodenmodellieren)

造成地盤は沈下が予想される所では仕様書の指示に従い余盛すること。表土再置前の最終的に整形された地盤のラフさ加減は計画地盤高より10cm以内であること。

表土は苗木植栽をする最上層を形づくる時のみ使用すること。

斜面は、仕様書に指定されていないければ、角部をラウンディングすること。

3.3.5 土壌耕起 (Soil Tillage)(Bodenbearbeiten)

土壌は仕様書に指定がないならば、植栽には40cm、芝付には25cm耕起すること。

耕起はトレンチャ、ディスクハロー、ホーおよびブラウによって行うこと。

土壌耕起は強雨時や過湿状態のときには行わないこと。

ガレキ、ガラス片、未分解の植物残ガイ、雑草根は取り除くこと。

3.3.6 土壌改良 (Soil Improvement) (Bodenverbessern)

植栽および芝付の地区は、仕様書に指定がなければ、100m²当り、少くとも1baleの十分に湿らせたビートと3Kgの混合肥料によって改良すること。

個々の表土利用ヶ所の事情によっては、鉍質肥料、有機質肥料、堆肥、粘性土、特殊土、石灰等を肥料として与えること。

3.3.7 堆肥の調合 (Preparation of Compost), (Kompostbereiten)

堆肥は雑草、ヒース、腐葉(3.2.2項参照)、植物遺ガイおよびその他の有機質材によって調合されたものである。病気にかかれた植物は使用してはならない。

仕様書に指定がないならば、原材料を20cmに堆積し、生石灰を4m²当たり1/2Kg散布しその後散水する。

堆肥山は密に固めた土でおおうこと。

堆肥山は常に乾燥しないようにし少くとも年に1回は反転させる。

堆肥は表土と同様に堆積させ管理するが、堆積地は表土と分離する。

b. 表土の取扱い

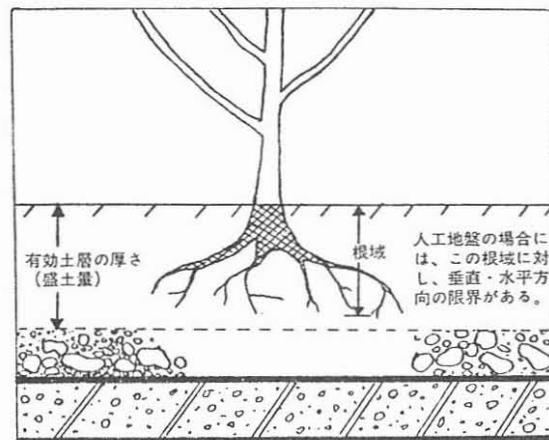
造成された土地への表土の復元は、より自然状態に近似した状態に復元されることが望ましい。

表V-9 直物に必要な表土の最小厚さ

種別	表土厚さ
高木類	90cm
低木類	60cm
芝草類	30cm

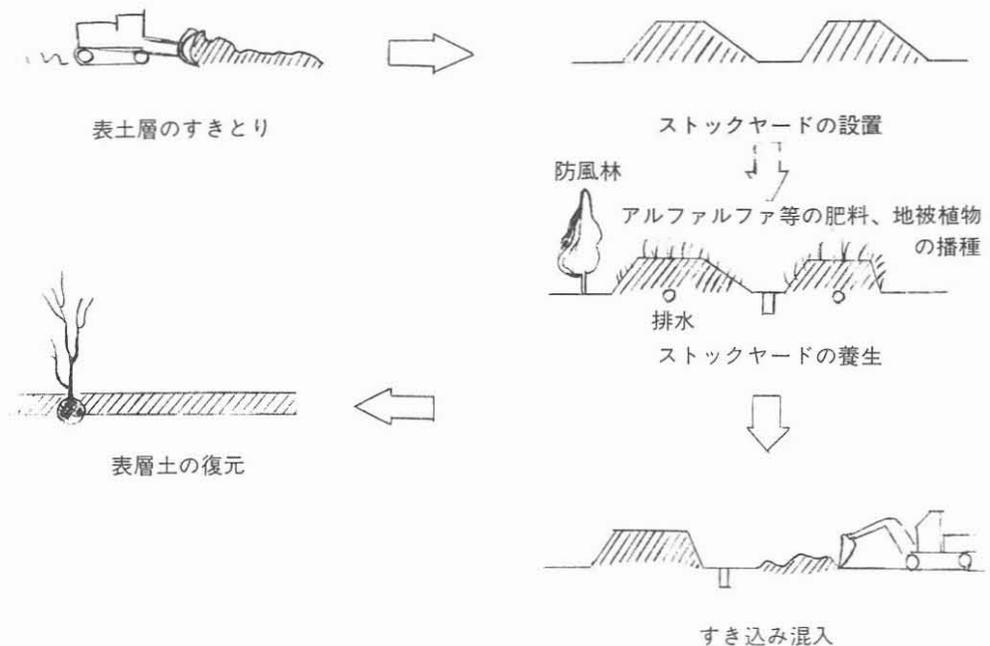
資料：緑地と環境緑化計画 緑地環境研究会編 1974

図V-16 有効土層の厚さと樹木の生長

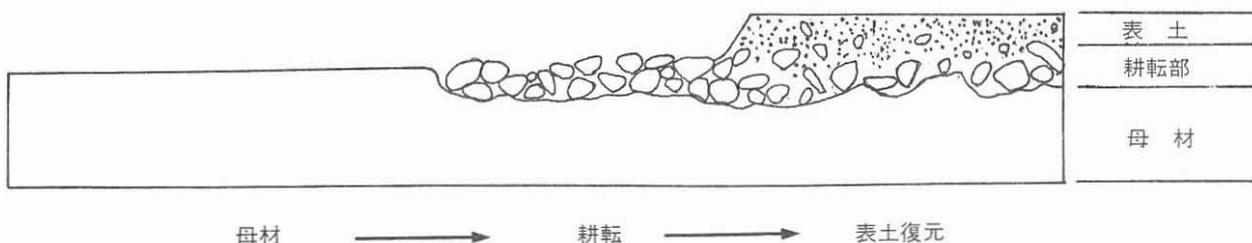


資料：緑地と環境緑化計画、緑地環境研究会編 1974

図V-17 表層土の保全と復元の方法



図V-18 表土復元の望ましい工法



c. 港北地区における表土保全の規模

① 表土量

港北地区全域の詳細な表土分布調査は、まだ行なわれていないが、一部のI区（面積74ha）で行なわれた表土分布調査及び、全地区を対象とした土質調査のデータ等を参考に推定すると、今後採取可能な表土は約300,000m³（地山土量）あるとされている。

一方表土を必要とする植栽地は、よ、
 $120\text{ha} \times \frac{1}{2} \times \frac{2}{3}$
 （公園面積）（造成面率）（植栽地率）
 =40ha 程度

と考えられるので、公園については必要な表土復元厚は確保できると考えられる。

資料：港北第二地区自然環境調査（その1）

昭和52年9月

② 表土の採取基準

採取の対象とする表土には、物理性、化学性、種々の要件が求められるが、現地での調査の簡便化をはかるために、腐植物の窒素供給能力、重機土工による物理性悪化の緩衝能力等に着目し、土壤に含まれる腐植量を基準にしている。①の表土量は腐植含量4%以上の表土で、傾斜15°以内の所にある表土量である。

表V-10 造成後出現が予想される土壤型と環境圧 単位：山中式硬度計（mm）

土質 土壤環境圧	表土		関東ローム		粘質	砂質土		土丹
	22以下	23以上	22以下	23以上	ローム	22以下	23以上	
有効土層厚不足	×	◎	×	◎	○	○	◎	◎
透水・通気性不良	×	◎	△	◎	◎	◎	○	◎
保水性不良	×	△	×	△	△	△	○	◎
植物養分不足	△	△	○	○	◎	◎	◎	◎
酸度不適	×	×	×	×	×	×	×	×
有害物の存在	×	×	×	×	×	×	×	◎

- ◎ 出現する可能性が非常に高い
- 出現する可能性が高い
- △ 出現する可能性がある
- ×

表V-11 土壤の類別と土壤改良工法

単位：山中式硬度計（mm）

土質 改良工法	表土		関東ローム		粘質	砂質土		土丹
	22以下	23以上	22以下	23以上	ローム	22以下	23以上	
深耕	×	◎	×	◎	◎	×	◎	◎
表土 30cm *1	×	◎	◎	—	—	—	—	—
基盤40cm+表土20cm 計60cm *2 を耕耘+表土30cm	×	—	—	◎	◎	—	—	—
関東ローム60cm+表土30cm *3	×	—	—	—	—	◎	◎	◎
担地に対する排水対策	○	○	○	○	○	×	○	○
施肥	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- *1 共地に対しては耕耘後表土10cm
- *2 共地に対しては耕耘後表土20cm
- *3 共地に対しては関東ローム20cm+表土20cm

- ◎ 必ず行なう必要がある
- 場合により行なう必要がある
- ×

表V-12 復元した表土に関する問題点と今後の課題

問題点	今後の課題
表土の移動と、その後の環境変化による土壤動物相の変化	土壤の保存方法の改良・生物肥料の導入など
表土の物理性の変化（通気性・透水性・保水性など）	砂礫の混合・土壤改良剤の採用
層序の形態的な変化	耕耘方法の採用・深耕機材の開発
埋蔵種子の一斉発芽による障害	表面のマルチング・除草・群落植栽
計画段階における地内への過剰な期待	適正植栽樹種の選定・多種構成による若木や幼樹の密植

(4) 植生学的に見た植栽適性樹群

植生の再生に当っては、造成された立地が造成前に比べて、生態的に全く異った環境になっていることを認識する必要がある。

図 V-19 造成斜面に予想される植栽適性樹群

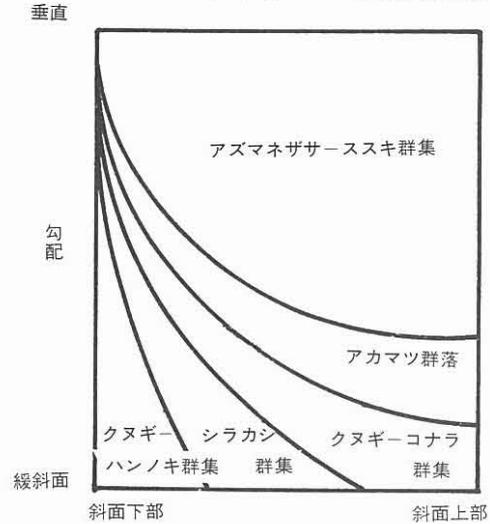


表 V-13 予想される適性樹群 (造成裸地)

		水環境 表層	過 温	湿	適 湿	乾
切 土	砂 礫 層	ヨシ群落		アズマネザサーススキ群集	クヌギ コナラ群集	アカマツ 群落
	ローム					
	土丹又は 基層					
盛 土	ローム	ヨシ群落			クヌギ-ハンノキ群落	アカマツ 群落
	砂 礫 土				クヌギ-コナラ群集	

(表土復元した造成地)

		水環境 表層	過 湿	湿	適 湿	乾
切 土	砂 礫 層	ヨシ群落		クヌギ-ハンノキ群落	シラカシ群集 ケヤキ亜群集	クヌギ-コナラ群集
	ローム				クヌギ-コナラ群集	
	土丹又は 基層				クヌギ-コナラ群集	
盛 土	ローム	クヌギ-ハンノキ群落		クヌギ-コナラ群集	クヌギ-コナラ群集	クヌギ-コナラ群集
	砂 礫 土			シラカシ群集 ケヤキ亜群集		

(下 表 参 照)

表 V-14 自然植生構成種群を主にした各潜在植生域の植栽適性一覧表

	シラカシ群集 モミ亜群集	シラカシ群集 典型亜群集	シラカシ群集 ケヤキ亜群集	クヌギ-ハンノキ群落 及びムクノキ-エノキ 群落	そ の 他
高 木	ウラジロガシ シラカシ アラカシ スダジイ	シラカシ アラカシ アダジイ クスノキ	シラカシ タブノキ クスノキ ケ ヤ キ ミ ズ キ イヌンデ	ムクノキ エノキ ヤマハンノキ クヌギ	
亜高木	マテバシイ ヤブニツケイ モチノキ ヒメユズリハ ヤブツバキ	マテバシイ モチノキ シロダモ ヤブニツケイ ヒメユズリハ ヤブツバキ	モチノキ シロダモ ヤブツバキ イロハモミジ	ムクノキ エノキ ヤマハンノキ クヌギ	
低 木	シ ユ ロ シ キ ミ ア セ ビ ヒイラギ サ カ キ ト ベ ラ マルバシャリンバイ ウバメガシ	ア オ キ ヒサカキ サザンカ クチナシ マンリヨウ ヒイラギ ナンテン ヤ ツ デ ネズミモチ	イヌガヤ チャノキ ア オ キ ナンテン	イ ボ タ メ ニシキギ ヤブデマリ ヤマブキ ニワトコ	ト ベ ラ マ サ キ シヤリンバイ ウバメガシ ヤシャブシ シバヤナギ マルバウツギ キツネヤナギ
草 本	ジャノヒゲ ヤブラン シユンラン カンスゲ ベニシダ キ ヅ タ テイカカズラ	オオバジャノヒゲ ヤブラン ヤブコウジ シユンラン ベニシダ キ ヅ タ イタビカズラ ツルマサキ	イ ノ デ オオバジャノ キ ヅ タ シユンラン リヨウメンダ ヤブソテツ オクマクラビ ジャノヒゲ	コブナグサ ヤブスゲ ミゾシダ マスカサ	

表 V-9 代償植生の構成種一覧表

	アカマツ群落	クヌギーコナラ群集	アズマネザサ ススキ群集	ヨシ群落
高木	アカマツ コナラ ヤマザクラ ヤマハンノキ	コナラ クヌギ シラカシ エノキ アカシデ エゴノキ		
亜高木	アラカシ リョウブ	ネムノキ クマシデ アラカシ		
低木	ヤマツツジ、イヌツゲ クロモジ ナツハゼ マルバアオダモ ネジキ ガマズミ ムラサキシキブ	ヤマツツジ コマユミ マユミ ゴンズイ ヒサカキ アオキ	ヌルデ クサギ ヤマグワ	イヌコリヤナギ
草本	オオバギボウシ アズマネザサ シュンラン ヒカゲスゲ	ナキリスゲ ジャノヒゲ アズマネザサ カマツカ チヂミザサ ノガリヤス クサボケ	アズマネザサ ススキ ノコンギク ヨモギ メドハギ トダシバ チガヤ、アオスゲ	ヨシ クサヨシ サヤヌカグサ セリ ミゾソバ

(5) 現存樹木の再利用—移植樹木の使われ方—

一般に流通している樹木と比較して、移植樹木は大径木が容易に得られる、市場にない郷土種が得られる等の特徴があげられる。これらの特徴を生かすための一般的な使われ方の他に、生態的植栽による樹林形成を目的として使われる場合が多い。下記にその例をあげる。

a 樹林形成用植栽の例

- 1) 上層木、下層木共移植樹木で構成、急速に樹林を復元する目的で行なわれる。
- 2) 緑道のエッジ部分に移植、初期の視覚的效果と、サンドイッチされた苗木の保護効果をねらって行なわれる。

図 V-20-(2) 樹林形成植栽

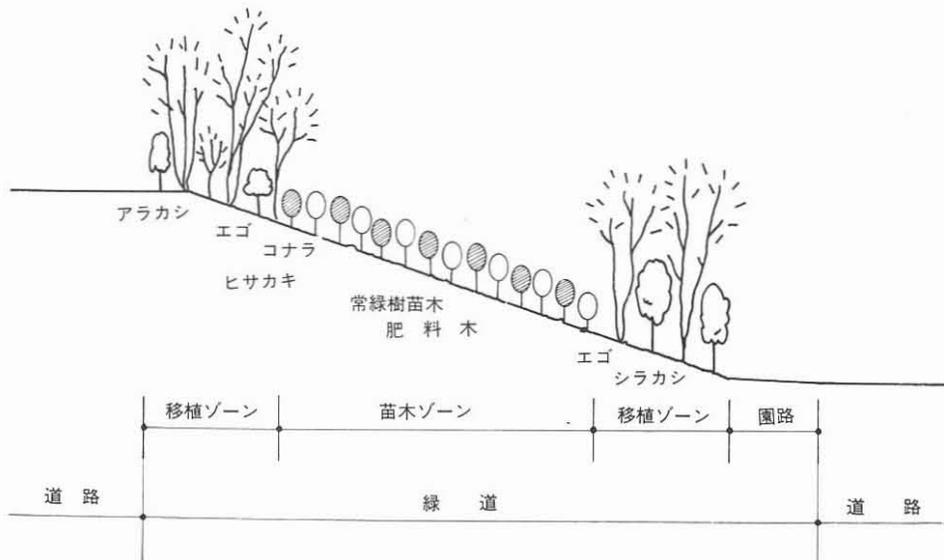
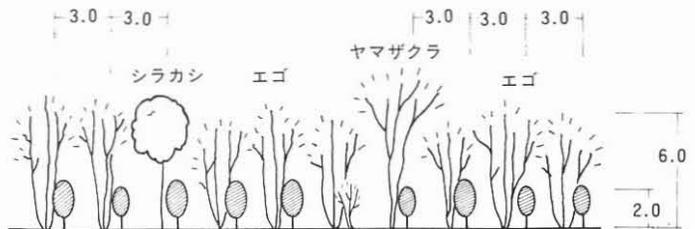


図 V-20-(1) 樹林形成植栽



b 港北地区の移植樹林の実績

表 V-16

樹種 樹高(m)	エ	ヤ	イ	ケ	エ	ム	ウ	イ	ミ	コ	ク	ア	ム	イ	ニ	ア	エン	カ	ム	ヤ	シ	ア	ヤ	ヒ	シ	
	ゴ	マ	ヌ	ヤ	ノ	ク	ワ	ヌ	ズ	ナ	マ	サ	ク	ロ	ガ	オ	コ	マ	マ	コ	ラ	ラ	ア	ブ	サ	シ
0~1.9																										133
2~2.9										2									1			2			131	97
3~3.9	3									8									1	1		26	3	7		49
4~4.9	24	2			1		1			11			1			1		2			37	8		4		92
5~5.9	65	1			1		1			4	2					2		1	1		26	10	1	1		116
6~6.9	140	8	2	5	3		1		1	4	1					1				22	6			1	195	
7~7.9	188	21	3	7	3				1	2	1					2				10	3				241	
8~8.9	115	24	10	2	7	6	5	2							1					8	1				181	
9~9.9	85	17	11	3	3	2	3	2	1		1	1				1	1			5					76	
10~10.9	7	10	5	5	3	2	1	1				1		1						4					40	
11~11.9	2	3	6	2	1	1														2					17	
12~12.9				4	1	1																			6	
13~13.9						1																			1	
	569	86	37	28	23	13	12	5	3	31	5	2	1	1	1	7	1	3	3	1	147	32	1	230	2	1,244 (本)

注：昭和53年3月までに仮植された樹木。この他に公園等に直接移植された樹木が約300本ある。

4. 緑の管理

(1) 緑の保全のための主要な群落型における管理指針

表 V-17

群 落 型		林 内 管 理	林 緑 管 理
シラカシ群集および、ケヤキ・シラカシ屋敷林	着工までの管理方法	人の侵入防止、放置	林縁植生の保育、ツル植物の刈取り
	計画・工事中の注意	人の侵入防止、空隙地への常緑樹の補植、土砂の流入防止	植生的な緩衝帯の形成、開析防止
	完成後の管理方法	人の侵入防止、監視	林縁植生の保育、ツル植物の刈取り
クヌギーコナラ群集	着工までの管理方法	2~3年に1度は下刈り。放置期間が長い場合、枯損木の排除。人の侵入制限、盗掘防止	除草（毎年）低木類の保育
	計画・工事中の注意	人の侵入防止、土砂の流入防止、衰弱木の間伐	林縁植生の復元
	完成後の管理方法	目標に合わせた下刈り。15~25年ごとの間伐常緑樹の保存。過度の踏圧防止、盗掘防止。病虫害の防除。	低木類の保育、ツル植物の除去

港北における二次林は、かつての農用林とは異なった目的をもつことになる。その結果、二次林の管理も目的に合わせておのずと異なったものになる。

表 V-18 利用目的に合わせた二次林の管理

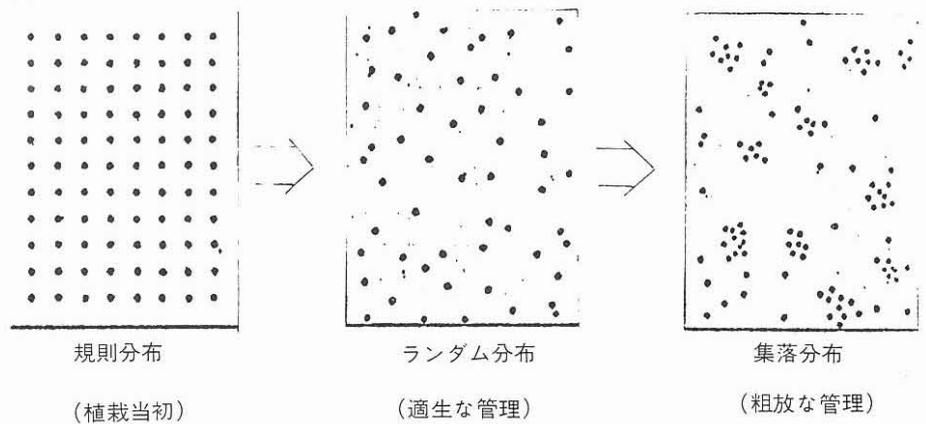
	主な利用目的	林床の管理手法
農用林	薪炭材の採取	定期的な皆伐
	堆肥材の採取	1~2年ごとの下刈り
環境保全林	地形の深持	放置、枯損木排除、人圧防止
	学習・散策	1~2年ごとの下刈り、定期的な間伐。その他の人圧防止
	防 火	常緑低木類の補植と撫育
	緑 陰	大巾な間伐。年数回の除草

表V-19

群落型		林内管理	林縁管理
スギ・ヒノキ植林	着工までの管理方法	数年に1度の除草、過度の踏入防止	林縁植生の保存、ツル植物の除去
	計画・工事中の注意	過度の踏圧防止、土砂の流入防止、枯損木や衰弱木の除去。	常緑若木による林縁植生の復元（スギやヒノキの若木を用いるのも良い）伐開防止
	完成後の管理方法	数年に1度の除草、稚樹の保護、枝打ち、過度の踏圧防止、枯損木や衰弱木の間伐、植物病虫害の防除	林縁の保育、伐開防止
モウソウチク林	着工までの管理方法	たけのこの適正収穫。盗掘の防止。	林縁の補修、ツル植物の除去
	計画・工事中の注意	枯損木の除去。空隙地への常緑樹による補植土砂流入防止。	生垣などによる林縁植生の形成、伐開防止、隣接施設への根茎侵入の防止
	完成後の管理方法	適正な収穫、枯損木の除去、数年に1度の耕起、過度の踏圧防止、盗掘防止、やせた立地における施肥。	ツル植物の除去・伐開防止、林縁の補修、除草、隣接施設への根茎侵入の防止

スギ・ヒノキ植林やモウソウチク林は、人為的な管理下で撫育され続けた植生である。そのために、こうした群落を保全し続けて行くためには、やはり同様の管理を行い続けることが不可欠である。

図V-20 竹林の変化



資料：植物生態・屋外観察の方法 沼田真 1966(改) 築地書館

表V-20 モウソウタケノコならびに地下茎の生長と年間の作業

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
旬	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
生長状態	地上部			若竹の生長								
	地下部	タケノコになる芽のふくらみ						茎				タケノコになる芽のふくらみ
管理	灌水 (旱天つづきのとき)			タケノコの掘取り収穫 視竹になるタケノコを立てる	若視竹のウラザリ (枝を14~15段残す)		除草・敷草、若竹に支柱(台風よけ)	灌水 (旱天つづきのとき) 若竹の幹に生えた年の年号をしるす				視竹の伐採 (5~6年生) 敷草 寄
施肥							←3~4割→ (新地下茎の伸長に効く)			2~1割 (養分の貯蔵)		2~1割 (タケノコの抽出しと増産に効く)
タケノコ畑の仕立て		←施 肥→					除草・敷草 施 肥	←地ごしらえ→				竹苗植付け 10アール当たり 30~50株; 元肥を与える
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ●施肥量は10アール当たり1,000キロの収穫目標に対して、肥料成分でチッソ20キロ、リンサン10キロ、カリ13キロ、ケイサン16キロの割合で、求めやすい肥料を使う。火山灰土やシラス土壌では、この割合よりもリンサンを少しふやす。 ●視竹の本数は10アール当たり100~300本、太いものは少なく細いものは多くする。幹の太さは日通り直径8~10センチ。更新は200本たて5年生化期とすると、毎年5年生竹を40本伐って新竹を40本たてる。 ●タケノコ畑の仕立て、若い地下茎(長さ50センチぐらい)のついた若い竹をえらび、枝を5~6段残して先を切る。 											

資料：竹の観賞と栽培 上田弘一郎 1976 北陸館

表V-21

群落型		林内管理	林縁管理
湿生植物群落	着工までの管理方法	ツル植物の除去	除草
	計画・工事中の注意	水資源確保、水脈の切断防止、土砂の流入防止・適正補植	好湿性低木の補植、地盤確保
	完成後の管理方法	水位の確保、土砂の流入防止、冬期除草、過肥沃化の防除	樹群の保育、雑草除去
アズマネザサーススキ群集、およびトダシバ群落		年1回、深秋～冬期に除草、過肥沃化の防止、過度の踏圧防止	
チガヤ群落		7月および9月の年2回除草、過度の肥沃化の防止、過度の踏圧防止、過度の乾燥化防止	
シバ草地		年3回刈取り位置の低い除草、一年生雑草の防除、過度の踏圧防止、表帯水面の除去	

(2) 遷移に主体を置いた復元のための主要な群落型における管理指針

表V-22

現存植生型	造成整備に際しての注意	施工後の管理	目標とする群落
クヌギーコナラ群集	枯損木の排除、衰弱木の間伐、常緑性若木の補植	常緑樹の保育、下草刈り、順次常緑広葉樹の若木による補植、人の侵入防止、監視、ツル植物の除去。	シラカシ群集
スギ・ヒノキ植林	本地域におけるこの群落は概してシラカシ群集型に適す。常緑広葉樹の保護、枯損木の除去、衰弱木の間伐、常緑広葉樹の若木による補植。	衰弱木の伐採、常緑広葉樹の補植、下草刈り、竹類の侵入防止、踏圧防止、監視。	シラカシ群集
モウソウチク林	本地域におけるこの群落は、概してシラカシ群集型に適す。枯損木の除去、衰弱木の間伐、常緑広葉樹の若木による補植	適切な補植による常緑広葉樹の暫増、人の侵入防止、監視。	シラカシ群集
ヒノキやモウソウチクの疎生した林	枯損木の除去、衰弱木の間伐、落葉広葉樹の保護 空隙地への落葉高木の補植	落葉広葉樹の保育、空隙部への高耐陰性落葉広葉樹の補植、20年程度に1度の間伐、下草刈り、ツル植物の除去、監視。	クヌギーコナラ群集

- 本指針には、なお未確定の部分があり、実験区の早急な設置を要すほか、造成整備後の継続的な管理目録の作製を要す。
○林縁部の管理は、保存の項に準ずる。

(3) 造成後復元のための主要群落における管理指針

表V-23

地盤整備に際しての注意	植栽に際しての注意	施工後の管理	目標とする群落
緩傾斜な地盤を造成し、表土を復元する。	常緑樹および肥料木として落葉樹を混植した若木による密植群落を形成	草本類およびツル植物の除去、踏圧防止、監視、枯損木の除去。	シラカシ群集
	落葉若木を主体とした密植群落の形成	草本類およびツル植物の除去、踏圧防止、監視、枯損木の除去、成林後の管理は保存の項に準ず。	クヌギーコナラ群集
	苗木の列植、ワラや枯草によるマルチ	初夏および秋期の除草、病害虫の防除、適切なる剪定、施肥。	果樹園
緩傾斜な地盤を造成し砂質土を混合した表土を復元する。	マルチ	リン酸肥料の施用、雑草防除、耕起など一連の農作業。	カラスビシャクーニシキソウ群集
造成法面。安息角による斜面造成。	リン酸肥料の施用、急速緑化、なお播種に際しては、在来種の移行ができるだけ速く行われるよう草種の選定に留意する。	年1回の秋期除草、木本類の保護	ススキーアズマネザサ群集

(4) 管理技術の確立のためのフローチャート

図 V-21



緑の保全整備の手法 —制度的側面—

1. 緑の保全と回復の体系（国レベル）

(1) 緑の保全

- a. 各種法令のまとめ
- b. みどりの保全が法律の目的に含まれているものの規定内容
- c. 緑地保全地区の指定現況
- d. 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区指定現況

(2) 緑の回復

- a. 都市公園の歴史的な変遷
- b. 緑の回復の施策体系
 - 都市緑化対策推進要綱
 - 緑のマスタープラン
 - 都市公園等整備五箇年計画

2. 緑の保全と回復の体系（自治体レベル）

(1) 東京都の場合

(2) 市レベルの場合

- 藤沢市の「緑豊かなまちづくり」の施策体系
- 横浜市の緑の保存及び緑化の施策体系

1. 緑の保全と回復の体系（国レベル）

a. 各種法令のまとめ

表VI-1 みどりの保全が法律の目的に含まれているもの

国土利用計画法（昭和49年法92号第9条第1項、第2項）に基づく土地利用基本計画の地域区分	基本となる法律	関連する法律	保全を行う地域地区	保全の対象
都市地域	・都市計画法（昭和43年法100号）	・首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法101号） ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法103号） ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法1号） ・都市緑地保全法（昭和48年法72号）	市街化区域 市街化調整区域 風致地区 美観地区 保全区域* 特別保全地区 保全区域* 特別保全地区 歴史的風土保存区域 特別保存地区 緑地保全地区	（計画的市街地）樹木、表土 風致 美観 樹林地、水辺地 樹林地（隣接する池沼を含む） 風致（歴史的風土）
農業地域	・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法53号）	・生産緑地法（昭和49年法68号） ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法142号）	第1種生産緑地地区 第2種生産緑地地区 都市計画区域	樹林地、草地、水辺地、岩石地（遮断、緩衝、避難地帯、伝統的、文化的意義、風致、景観） 農地 農地 樹木、樹木の集団
森林地域	・森林法（昭和26年法249号）	・農地法（昭和27年法229号）**	農業振興地域 農用地区域	農地、農用地
自然公園地域	・自然公園法（昭和32年法161号）		保安林指定区域 普通地域 特別地域 特別保護地区	農地、採算放牧地 樹林地 風致（自然の風景地）
自然保全地域	・自然環境保全法（昭和47年法85号）		自然環境保全地域 都道府県自然環境保全地域 特別地区 普通地区 原生自然環境保全地域 立入制限地区	森林、草原、海岸、湖沼、湿原、河川等 風致（原生の自然）

注：① *印、首都圏、近畿圏の保全区域は都市計画区域の内外を問わない。
② **印、農地法は農業地域の内外に及ぶ。

表VI-2 副次的にみどりの破壊を規制しているもの

法律名	規制が行われる区域
河川法（昭和39年法169号）	河川区域 河川保全区域
海岸法（昭和31年法101号）	海岸保全区域
砂防法（明治30年法29号）	砂防区域
地すべり等防止法（昭和33年法30号）	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法57号）	急傾斜地崩壊危険区域
宅地造成等規制法（昭和36年法191号）	宅地造成工事規制区域
屋外広告物法（昭和24年法189号）	都道府県条例で定める区域（市、特別区人口5,000人以上の市街的町村）
文化財保護法（昭和25年法214号）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法137号）	
採石法（昭和25年法291号）	
砂利採取法（昭和43年法74号）	

資料：土木学会誌 1974-9月号

b. みどりの保全が法律の目的に含まれているものの規定内容(1)

表VI-3

法令名	地域地区等の指定	適 要	保 全 の 内 容
都市計画法	市街化区域 市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> すでに市街地を形成している区域及び概収10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 市街化を抑制すべき区域 	法33条において開発許可の条件として樹木の保全、表土の保全が義務付けられている。 (計画的市街地)
	美 観 地 区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の美観（都市の特性に応じ建築物の配置、構造、意匠等が市街地における道路、公園等と調和と均齊のとれた形態、意匠を保っていること等）を維持するために定める地区。 	美観
	風 致 地 区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 季節に応ずる各種の風景地。 2. 公園、社寺苑、水辺、林間、その他の公開憩楽地。 3. 史的または郷土的意義のある土地。 4. 樹木の富める土地。 5. 眺望池 6. 以上の付近で風致維持上必要な地帯。 	段階規制（第1種～4種） 高度制限 8～15m 建ぺい率20～40% 壁面後退 3～1mの範囲内で調和したデザイン
首都圏近郊緑地保全法	近 郊 緑 地 保 全 区 域	近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつこれを保全することによってえられる既存都市区域、および、その近郊の地域の住居の健全な心身の保持増進または、これらの地域における公害、もしくは災害の防止上の効果の著しい土地の区域。	行為制限（届出）
	近 郊 緑 地 特 別 保 全 地 区	近郊緑地保全区域内で次の条件に該当する土地の区域を都市計画により定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 地形、交通網、開発状況等に照らし、無秩序な市街地化のおそれが特に大であること。 2. 既存都市区域および近郊の地域住宅の健全な心身の保持および増進、またはこれらの地域における、公害もしくは、災害の防止の効果が著しいこと。 	行為の禁止
都市緑地保全法	緑地保全地区	「樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはそれらに類する土地」で「良好な自然的環境を形成しているもの」で次に該当する土地。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 遮断、緩衝、避難地として適当な地区。 2. 社寺、遺跡、伝承等と一体となって、地域の伝統的文化的意義を有する地区。 3. 風致または景観がすぐれている地区。 	行為制限（許可）
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保 存 樹 木 保 存 樹 林	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さ1.5 mにおいて、幹周囲1.5 m以上の樹木。 2. 高さ15 m以上の樹木。 3. 株立ち樹木の場合、高さ3 m以上の樹木。 4. はん登性樹木の場合、枝葉面積30㎡以上のいずれか。 集団の樹容が美観上とくにすぐれていて <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積が500㎡以上の樹木。 2. 生垣の場合、長さ30 m以上の樹木。 	所有者および市民の保存義務

みどりの保全が法律の目的に含まれているものの規定内容(2)

表VI-4

法令名	地域地区等の指定	適 要	保 全 の 内 容
生産緑地法		<p>第1種生産緑地 「市街化区域内で法による都市基盤整備の行なわれていない区域の農地」で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生活環境の確保に相当の効果があるもの。 2.公共施設等の敷地の用に供するに相当であるもの。 3.おおむね1ha以上 4.農林業の継続が用水等からみて可能であるもの。 <p>第2種生産緑地 「法による基盤整備の行なわれた区域内の農地」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.0.2ha以上。 2.10年間で失効。 	営農義務
自然環境保全法	<p>自然環境保全地域</p> <p>野生動植物保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.高山性または亜高山性植生が相当部分を占める森林または草原の原の区域でさ 標高800m以上 2.すぐれた自然林が相当部分を占める森林の区域でかつ100ha以上 3.地形もしくは地質が特異であり、また特異な天然現象が生じている区域でかつ10ha以上。 4.そこに生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でかつ10ha以上。 5.上記で海域。 6.野生動植物生息地および樹令高くかつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域で自然環境の状態が1～5に相当しかつ10ha以上におよぶ区域。 	行為制限（許可および届出）
自然公園法	<p>特 別 地 域</p> <p>普 通 地 域</p>	<p>景観のすぐれた地域または利用上重要な地域で景観または風致維持の必要な地域</p> <p>国立公園および国定公園の区域で特別区域、特別保護地区、海中公園地区に含まれない区域。</p>	行為制限（許可）
農業振興地域の整備に関する法律	農 用 地 区 域	<ol style="list-style-type: none"> 1.耕作、養畜のための採算 家畜放牧に供される土地。 2.1以外で木竹生育と共に耕作、養畜のため、採算、家畜放牧に供される土地。 3.以上のため土地保全利用上必要施設に供される土地。 4.用地規模20ha以上で高性能機械化営農が可能かあるいは整備開発によってこのような条件を備えうる土地（例外：都市計画法、離島振興法、山村振興法適用市町では10ha以上） 5.国・県直轄補助による基盤整備事業の完了、実施中計画地区。 6.4、5と一体的な保全、整備、開発が必要な土地。 7.林業経営に支障なく、採算、放牧地として利用する必要な土地。 8.4～7の保全、整備、利用上の必要施設用地で当該地に接するもの。 	
森 林 法		<p>風致、保健その他の9種の目的での指定によって、公益たる受益の対象があり、これに対して特定森林の施業制限によってえられる保安効果を及ぼす必要のある場合。</p>	行為制限（許可）

c. 緑地保全地区の指定現況

表VI-5

(昭和52年3月31日現在)

都道府県名	都市名	地区名	面積 (ha)	指定年月日	備考
群馬県	高崎市	八幡	2.6	51. 4. 30	
		少	3.7	"	
		慈	2.0	"	
		護	5.3	"	
		お	0.4	"	
		七	1.0	"	
群馬県	伊勢崎市	富	1.7	"	
		茂	12.0	51. 8. 17	
埼玉県	新座市	平林寺	58.4	45. 10. 13	近郊緑地特別保全地区
千葉県	千葉市	東行	61.3	42. 3. 25	近郊緑地特別保全地区
		千葉	83.0	45. 8. 28	"
東京都	台東区	上代	6.5	51. 7. 13	
		和	69.9	"	
		々々	2.9	51. 12. 24	
神奈川県	横須賀市	武山	34.5	42. 3. 29	近郊緑地特別保全地区
		笠	160.0	47. 11. 27	
		・大楠	49.5	47. 11. 27	
		模ヶ	73.0	48. 9. 14	
		相三	33.2	42. 3. 29	
		久円	1.1	51. 10. 1	
神奈川県	横浜	海	100.0	44. 5. 13	近郊緑地特別保全地区
岐阜県	土岐市	仲森	1.6	51. 3. 26	
岐阜県	瑞浪市	竜吟	40.2	52. 3. 26	
兵庫県	神戸市	摩	99.3	43. 3. 23	近郊緑地特別保全地区
		西	21.0	"	
		東	157.0	"	
		高	68.0	"	
		取	248.7	"	
福岡県	北九州市	八幡	1.7	49. 8. 20	
		八幡	0.2	"	
		幡	0.8	"	
		光	1.3	"	
		所	1.5	50. 3. 8	
		官	1.0	"	
		志	37.0	"	
		跡	4.4	"	
		城	1.6	"	
		木	3.8	50. 2. 27	
		岳	4.9	"	
		椎	2.6	"	
		崎	2.5	"	
		崎	5.8	"	
		吉	6.4	50. 2. 27	
		松	2.9	51. 3. 11	
		山	9.3	50. 2. 27	
		丘	0.5	"	
		町	0.6	"	
		本	0.4	"	
		田	0.8	51. 3. 11	
		所	6.0	"	
		端	0.8	"	
		岡	0.5	"	
		野	0.3	"	
		神	0.6	"	
		東	0.4	"	
		南	2.1	"	
		西	0.6	"	
		久	0.7	"	
目	0.7	"			
原	0.8	"			
山	2.0	"			
盛	0.4	"			
山	2.5	"			
鼻	1.2	52. 3. 15			
坂	0.6	"			
西	0.7	"			
川	0.8	"			
北海道	札幌市	東	0.3	49. 3. 7	
		月	3.6	51. 3. 1	
		ヶ	0.9	"	
		神	1.2	51. 12. 21	
		富	0.5	"	
全国計	21 都市	69 地区	1,506.7		

d. 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区指定現況

表VI-6

(昭和52年3月31日現在)

都道府県名	都 市 名	近 郊 緑 地 保 全 区 域			近 郊 緑 地 特 別 保 全 地 区		
		区 域 名	面 積 (ha)	指定年月日	地 区 名	面 積 (ha)	指定年月日
(首都圏)							
茨城県	竜ヶ崎市, 牛久町, 藤代町	牛久沼	452	44. 3. 28			
"	水海道市, 岩井市	菅生沼	376	48. 6. 20			
埼玉県	所沢市, 人間市	狭山	882	42. 2. 16			
"	上志市, 大宮市, 浦和市, 戸田市, 川越市, 桶川市, 和光市, 朝霞市, 志木市, 富士見市, 川島町	荒川	3,304	"			
"	川口市	安行	580	"			
"	新座市	平林寺	68	44. 3. 28	平林寺	58.4	45. 10. 13
"	人間市	入間	398	"			
千葉県	千葉市	東千葉	734	42. 2. 16	東千葉	61.3	42. 3. 25
"	市川市	行徳	83	45. 5. 25	行徳	83.0	45. 8. 28
"	君津市	君津	635	48. 6. 20			
東京都	八王子市, 日野市	多摩丘陵北部	264	42. 2. 16			
"	八王子市	滝山	488	"			
"	東村山市, 東大和市, 武蔵村山市, 瑞穂町	狭山	725	"			
神奈川県	横須賀市	武山	327	"	武山	34.5	42. 3. 29
"	横須賀市, 葉山町	衣笠, 大楠山	958	"	衣笠, 大楠山	160.0	47. 11. 17
"	逗子市, 葉山町	逗子, 葉山	1,087	"	三ヶ岡	49.5	47. 11. 17
"	相模原市	相模原	540	46. 4. 30	相模原	33.2	42. 3. 29
"	鎌倉市	円海山, 北鎌倉	243	44. 3. 28			
"	三浦市	鎌崎, 岩堂山	618	46. 4. 30			
"	横浜市	円海山, 北鎌倉	719	44. 3. 28	円海山	73.0	48. 9. 14
首都圏計	36 都市	18 区域	13,585		8 地区	652.9	
(近畿圏)							
京都府	宇治市, 城陽市, 長岡京市, 大山崎町	京都	3,537	44. 4. 11			
大阪府	池田市, 高槻市, 茨木市, 箕面市, 能勢町, 島本町, 豊能町	北摂連山	7,685 1,716 326	43. 2. 13 44. 4. 11 47. 7. 3			
"	八尾市, 河内長野市, 東大阪市, 大東市, 和泉市, 柏原市, 羽曳野市, 交野市, 四條畷市, 太子町, 河南町, 千早赤坂村	金剛生駒	10,425 791	43. 2. 23 44. 4. 11			
"	岸和田市, 貝塚市, 泉佐野市, 河内長野 市, 和泉市, 泉南市, 熊取町, 阪南町	和泉, 葛城	12,714 △125	43. 2. 23 47. 7. 3			
兵庫県	西宮市, 宝塚市, 川西市, 三田市, 猪名川町	北摂連山	9,969	46. 4. 30			
"	西宮市, 芦屋市, 宝塚市	六甲	3,170 785	43. 2. 23 46. 4. 30			
奈良県	五条市, 御所市, 生駒市, 平群町, 三郷町, 新住町, 当麻町, 香芝町	金剛生駒	4,506	43. 2. 23			
"	奈良市, 大和郡山市, 生駒市, 斑鳩町	矢田斑鳩	880	"			
和歌山県	和歌山市, 橋本市, 打田町, 粉河町, 那賀町, かつらぎ市, 高野口町, 岩出町	和泉葛城	11,076	"			
京都府	京都市	京都	3,333	44. 4. 11			
兵庫県	神戸市	北摂連山	1,382	46. 4. 30			
"	"	六甲	7,970 1,090	43. 2. 23 46. 4. 30	摩耶 西須摩 東須摩 高取 諏訪山	99.3 21.0 157.0 68.0 248.7	43. 3. 23 " " " "
近畿圏計	57 都市	6 区域	81,230		5 地区	594.0	
全国計	93 都市	24 区域	94,815		13 地区	1,246.9	

公園緑地関係資料集

(2) 緑の回復

a. 都市公園の歴史的な変遷

表VI-7 都市公園の歴史的流れ

現在の都市公園は、昭和47年、都市公園等整備緊急措置法に基づく、都市公園等整備五ヶ年計画（第1次、昭和47年以降5ヶ年、第2次、昭和51年度～55年度）の段階である。

明治6年 (1873)	太政官布告第16号が布達され、上野、芝、浅草、住吉、浜寺、船島等の名公園が開設された。
明治22年	東京市区改正設計公園大小49ヶ所、面積330ha(100万坪)が議定され、坂本町公園が同事業による最初の公園として誕生した。
明治24年	中ノ島公園が開設された。
明治36年	東京市区改正事業により日比谷公園が竣工した。(1903)
大正8年 (1919)	都市計画法が制定され、公園は都市計画の施設として、計画並びに事業の執行が行われることとなる。
大正12年	関東大震災に際し、公園は防火上、あるいは避難先としてその効用を発揮し、再認識された。
大正15年	太政官布告による公園は112ヶ所、面積3,960ha(1,200万坪)に達した。
昭和6年 (1931)	関東大震災後の復興事業として、隅田、浜町、山下、その他公園合計58ヶ所が、東京、横浜に新設された。
昭和7年 (1932)	1府3県にわたる東京緑地計画協議会が設置された。
昭和8年	都市計画調査資料、及び計画標準(公園調査資料、及び公園計画標準を含む。)が決定された。
昭和9年	土地区画整理地区面積3%以上を公園として留保することとなる。
昭和14年	受益者負担金により、公園新設が行われた。
昭和15年	紀元2,600年を記念して宮城外苑整備事業等が着手され、公園造成機運が高まった。
昭和16年	神宮関係特別都市計画事業として、五十鈴公園が認可された。
昭和18年	国庫補助により公園事業が施行され、13市28ヶ所の公園が誕生した。
昭和21年	都市計画法が改正され、「緑地」を都市計画の施設として加えることとなる。
昭和22年	砧、神代、水元、保土ヶ谷、服部、牧野等の防空大緑地3,300ha(約1,000万坪)を国庫補助により買収した。
昭和23年	太平洋戦争の激化につれ、公園は防災に貢献すると共に、一部は菜園にも利用され、また戦災死者の仮埋葬にも使用された。
昭和24年	特別都市計画法が制定され、全国115都市について公園計画を策定した。
昭和25年	国有財産法第22条により、旧軍用地を緑地、公園とする場合の無償貸付の途が開かれた。
昭和26年	自作農創設特別措置法により、防空緑地の大部分が農地として解散された。
昭和27年	新憲法により公園内にある社寺の境内地を公園地域より除くこととなる。
昭和28年	公園整備に国庫補助が支出された。
昭和29年	広島、長崎両市に対する特別都市建設法にもとづき、公園が整備された。
昭和30年	本年度より公園用地買収、及び児童公園整備にも国庫補助が支出された。
昭和31年	土地区画整理法が公布され、土地区画整理地区内の公園面積は、地区内人口について、1人当り3m ² 以上であり、且つ施行地区面積の3%以上となるよう法令で明文化された。
昭和32年	住宅公団法が制定され、公団施行の区画整理においても公園が確保されるようになった。
昭和33年	都市公園法が制定され、法体制が確立した。
昭和34年	戦災復興事業がほぼ竣工し、全国97都市に636haの公園が誕生した。
昭和35年	樹木保存法が制定された。
昭和36年	公園制定90周年を迎える。
昭和37年	緑地用地買収に国庫補助を支出することとなる。
昭和38年	古都保存法が制定された。
昭和39年	明治百年記念、武蔵丘陵森林公園の建設が決まった。
昭和40年	公害対策基本法が施行された。
昭和41年	緩衝緑地造成のため、公害防止事業団に対して補助金を支出することとなる。
昭和42年	レクリエーション都市の整備に着手した。
昭和43年	日本万国博覧会が開催され、日本庭園が展覧された。
昭和44年	環境庁が設置された。
昭和45年	飛鳥園営公園の整備に着手した。
昭和46年	自然環境保全法が制定された。
昭和47年	都市公園等整備緊急措置法が施行された。
昭和48年	都市公園等整備五ヶ年計画が決定され、本格的な公園整備の時代へ向かう。

都市緑化対策推進要綱

昭和51年6月9日
建設省

I 目的

近年の急激な都市化による緑の減少は、都市における生活環境を著しく悪化させ、国民の生命及び健康にも影響を及ぼす状態となっている。このような状況に対処し、緑豊かな都市環境の整備を図るため、国及び地方公共団体は、民間の協力の下に当面次のような施策を講ずるものとする。

II 緑のマスタープランの策定等

1. 緑のマスタープランの策定

都市における良好な生活環境を形成するために必要な緑とオープンスペースを確保するため、その目標量を設定し、これに基づき地方公共団体は、自然的及び社会的条件、土地利用の動向等を勘案しつつ緑とオープンスペースの配置計画及びこれを実現するための具体的な手法を内容とする緑のマスタープランを策定し、もって都市緑化対策の骨格とする。国は緑のマスタープランの策定にあたっては、その指針を定めるとともに、必要な技術的援助を行う。

2. 緑化モデル都市の指定

国は、緑のマスタープランの円滑な実現と総合的な都市緑化対策を推進するため、緑化モデル都市の指定を行う。

3. 緑化技術の開発

都市緑化技術の開発を図るための総合的な調査及び研究を推進する。

III 緑の創出と復元

1. 都市公園の整備の推進

都市における緑化の拠点となる都市公園の整備を推進するとともに、その都市公園の整備に当っては、公園の種別ごとに原則としてそれぞれ次の緑化面積率〔樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積（樹木が独立して植栽されている等緑化面積を測定しがたい場合には、おおむね枝葉の垂直投影面積。）の敷地面積に対する割合をいう。〕の確保を図る。

住区基幹公園及び都市基幹公園	50パーセント以上
（ただし、児童公園及び運動公園にあっては	30パーセント以上）

緩衝緑地及び緑道	70パーセント以上
都市緑地	80パーセント以上
墓園	60パーセント以上

2. 街路樹等の整備の推進

日常生活における快適な道路環境を確保し、都市の良好な風致、景観を形成するため、歩道部分の幅員2.5メートル以上の都市内道路にあっては、街路樹及び植樹帯の整備を図る。

3. 河川区域等の緑化の推進

都市部における河川敷地、海岸等の緑化を推進するとともに、遊水池を公園緑地等として活用するため、その整備を図る。

4. 公営住宅地等の緑化の推進

地方公共団体、地方住宅供給公社、日本住宅公団等の公的資金による住宅団地の開発に際しては、緑地の造成、緑化協定の締結等を積極的に実施し、緑化の推進を図る。

5. その他の公共公益的施設の緑化の推進

下水処理場、ごみ処理場、駐車場、官公庁施設等の公共公益的施設の緑化を積極的に推進する。

6. 緑化推進モデル地区の緑化の推進

都市における緑化の核となるべき地区を緑化推進モデル地区に指定し、集中的にその緑化の推進を図る。

7. 民有地の緑化の推進

住宅地、事務所、事業所、工場、遊園地、企業厚生施設等一団の民有地等における緑化の推進を図るとともに、緑化協定の締結を促進し、地方公共団体による樹木、苗木等の配付を推進する。

IV 緑の保全

1. 緑地保全地区（首都圏及び近畿圏における近郊緑地特別保全地区を含む。）歴史的風土特別保存地区、生産緑地地区、風致地区並びに保存樹及び保存樹林の指定を推進し、都市における良好な自然的環境の保全を図る。

2. 住宅団地、工業団地等の開発においては、既存樹林の保存、表土の保全等、良好な自然的環境を積極的に保全するよう開発者に対する指導を強化する。

V 都市緑化のための植樹五箇年計画の策定

1. 国は、都市緑化を緊急かつ強力に推進するため、公園、道路、河川、その他下水処理場、官公庁施設等の公共公益的施設について昭和51年度を初年度とする植樹5箇年計画を策定する。

2. 都市緑化のための植樹その他の植栽に当っては、立地条件に適し、かつ、地方的な特色のある樹木等の活用を図るとともに樹木等の安定的な供給を図るため公営苗圃の整備等を推進する。

VI 都市緑化のための関係機関の協調と市民参加

1. 都市緑化のための植樹五箇年計画、都市緑化の推進に関する基本的事項等について都市緑化推進ブロック会議の設置等、関係機関の相互連絡、調整等を積極的に推進する。

2. 都市緑化月間(10月1日から10月31日まで)を中心に都市緑化祭の開催、都市緑化に功績のあった者の顕彰等都市緑化運動を展開するとともに、市民の参加を得て公園、街路樹、植樹帯、河川敷等の保全美化運動を推進する。

3. 都市緑化に関する広報活動、都市緑化憲章の制定等を推進するとともに、市民の森、郷土の森等の整備及び市民の参加による記念植樹等を推進し、都市緑化に関する市民意識の昂揚を図る。

4. 緑の相談所——都市緑化植物園——の整備を推進し、都市住民に対し、緑化に関する技術的指導、緑化材料のあっせん等を積極的に実施する。

5. 造園業、育苗業等を営む者の資質の向上、適切な施工等についての指導を推進する。

まえがき

都市において緑とオープンスペースを確保する方策としての緑のマスタープランのあり方について検討を重ねた結果、次のとおり結論を得たのでここに建設大臣に答申するものである。

なお、当審議会は政府がこの答申の趣旨に従って、緑のマスタープランの策定及びこれに基づく緑地の整備、保全に関し早急に具体的措置を講ずることを要望する。

本件に関し、審議に参加した当審議会の委員、臨時委員及び専門委員は次のとおりである。

現委員

飯塚史郎	今里英三	大和田啓気	岡崎平夫
荻田 保	金光克巳	亀徳正之	葛井定男
志村清一	杉浦敏介	高山英華	竹内藤男
谷藤正三	坪井良一	西畑正倫	畑中達敏
藤森常次郎	前田光嘉	宮崎辰雄	

前委員

飯沼一省	池田 齐	雄川一郎	五島 昇
佐橋 滋	志村富寿	館林宜夫	三好重夫

臨時委員

楠瀬正太郎	佐藤 昌	横山光雄	吉岡英一
-------	------	------	------

専門委員

高橋理喜男	柳瀬孝吉	松本作衛	香川保一
岩瀬義郎	井内慶次郎	松浦十四郎	岡安 誠
宮本四郎	山上孝史	山本 悟	森岡 敏

I 緑のマスタープランの意義

(1) 昭和30年代後半からのわが国経済のめざましい発展の結果、国民生活の物的豊かさは増大したが、同時にこの過程で自然環境の喪失等の環境問題が深刻化している。また、所得水準の向上に伴って、国民の意識が多様化し環境問題に対する認識も高まり、私的消費の増大より環境の保全等の生活の質的向上を重視するようになってきた。

特に都市地域においては、人口、産業の集中、都市施設整備の立遅れにより、環境悪化は著しいものがあり、大都市の既成市街地における防災等の安全対策の立遅れも、はなはだしいものがある。

西暦2,000年には、わが国の人口の8割が都市に住むものと思されるため、自然環境の確保、都市公園等の整備及び避難緑地、防災遮断帯等のオープンスペースの確保は、都市政策上の緊急課題である。

(2) 緑のマスタープランは、都市の骨格の形成、市街地の無秩序な外延の拡大の防止、都市環境の形成、自然とのふれあいを通じての人間形成に対する諸効果、レクリエーション利用効果、都市防災に資する効果等の機能を有する緑地について、その総合的な整備又は保全を図るための基本的な計画である。したがって、上述の課題に対処するため早急に緑のマスタープランを策定し、これに基づいて緑地に関する規制、誘導、整備等の諸施策を総合的かつ効果的に展開する必要がある。

(3) 緑のマスタープランは、各都市がそれぞれの実状に応じ、特徴を十分いかして策定すべきものであり、都市の規模、形態、性格、自然条件、土地利用、交通条件等を勘案して、緑地のもつ様々な効用をふまえて計画しなければならない。特に、大都市地域においては、緑地の創設を図ることが重要であり、他方、地方都市にあっては、既存の緑地の保全と開発計画との斉合を図ることが重要である。

(4) 緑のマスタープランは、都市の開発整備に関する基本的な計画の一つとして定める都市レベルでの緑地に関する計画であるので、これを都市計画において明確に位置づける必要がある。すなわち、緑のマスタープランの基本的事項は、都市計画法第7条の規定による市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針において定めるべきである。

II 緑のマスタープランを構成する緑地の範囲

緑のマスタープランは上述のように都市における緑地の整備及び保全に関する総合的な計画である。従って、まず緑のマスタープランを構成する「緑地」の概念を明確化しておく必要がある。

(1) 緑のマスタープランを構成する緑地

都市内の緑地には、都市公園等の公共的な緑地、河川、樹林地等の自然的な緑地、水田、畑等の生産緑地、社寺境内地、個人庭園等多種多様なものがあるとともに、これらは時の経過によって変化するものである。このため、緑のマスタープランはこれらの多種多様な緑地について現存するものだけでなく、創出されるものをも含めて計画すべきものである。しかし、緑のマスタープランを構成する緑地は、緑のマスタープランの意義にてらして、現在又は将来において

- ① 自然的環境を有する
- ② オープンスペース

で容易にこれらの状態が変更されないものであることが必要である。そのためには現状において制度上緑地としての永続性が担保されているもの、および将来担保され得るもの、社会通念上現在及び将来とも緑地として永続性を有するものに限定して考えていく必要がある。

このような観点から緑地を整理すると次のようになる。

- ① 公共緑地
 - (イ) 公園、緑地
 - (ロ) 広場、運動場
 - (ハ) 墓園
 - ② その他の緑地（緑地として永続性を有していると認められるものに限る。）
 - (イ) 水面—河川、湖沼、水路
 - (ロ) 水辺—海浜、河岸、湖畔
 - (ハ) 山林、原野、その他これらに類するもの
 - (ニ) 農地、牧草地、その他これらに類するもの
 - (ホ) 社寺境内地、墓地その他これらに類するもの
 - (ヘ) 給排水その他処理施設等の公共公益施設付緑地
 - (ト) 遊園地、私設公園、私設分区分園その他これらに類する民営施設
 - (チ) 共同住宅緑地、工場緑地その他これらに類する施設
 - (リ) 学校、企業厚生施設その他これらに類する施設
 - (ス) 林業試験場、農事試験場その他これらに類する試験場、研究所
- (注) (イ)から(ス)までについては、相当面積を有し、実態が緑地となっているもので、その緑地内における建築物等の建ぺい率がおおむね20%以下であるものであること。

なお、これらの緑地相互間には、その機能、効用等について差異があるが、緑のマスタープランはこれら

の緑地のもつ様々な機能、効用等をふまえて計画するものであるので、緑地相互間の差異については各都市がその実情に応じて、緑のマスタープランを策定する際に考慮するものとする。

(2) 緑地の規模

緑のマスタープランを構成する緑地の規模については、緑のマスタープランが都市レベルの計画であることから、相当規模以上のものとするのが適当であるが、都市計画では公園の種類・規模、地域地区の指定要件等も考慮する必要があることに留意して検討した結果、次によることが妥当であると考えられる。

- ① 公共緑地は、規模にとらわれずすべてをとり入れる。
- ② その他の緑地は、原則として、既成市街地内にあってはおおむね0.2ヘクタール以上、その他はおおむね1ヘクタール以上とする。

Ⅲ 緑のマスタープラン策定についての基本的考え方

緑のマスタープランは、都市計画の基本的な計画の一つとして、都市計画区域ごとに定めるものであるが、その意義にてらせば、都市計画区域全体の緑地の保全、整備の体系を検討しつつ、市街化が予定される区域においては、将来の市街化の計画と合わせ適切に緑地の保全を図ることにより、既に市街化された区域においては、その環境の改善・向上、レクリエーション、防災的な面から緑地を保全、創出すること等により、住民生活に密接な関連があるものを重点的に確保することを目標とする計画であるため、主として市街化区域を対象として策定する必要がある。

都市において確保すべき緑地の量については、都市公園等の利用機能に着目しての計量化はすでに相当進められてきたが、存在機能に着目しての生態学的な側面、環境の側面からの計量化についての調査研究は、現在のところ、必ずしも十分とはいえない。

諸外国の事例、生態学者等の提案、都市住民の緑に対する欲求度に関する調査結果等を参考として検討してみると、個人の“にわ”の緑から市街地（線引き都市にあっては市街化区域）に隣接した緑地で市街地内緑地と一体として考えてよい緑地まで含めた市街地におけるすべての緑地は、市街地面積に対しておおむね40から50パーセント以上存在することが望ましいといえよう。

緑のマスタープラン策定にあたっては、これらの点を配慮して次の諸点に特に留意して行うことが肝要である。

(1) 確保すべき緑地の量

① 緑のマスタープランで確保すべき緑地の量

緑のマスタープランは、身近な生活環境を構成する個人の“にわ”の緑や小規模な緑地の存在を考慮しつつ、主として市街化区域内の緑地体系の骨格を構成し、かつ制度上又は社会通念上永続性が担保されているか、あるいは担保されることとなる緑地に関して策定する総合的な計画であるが、都市における宅地の細分化の傾向や他の公共施設等における緑化スペースの狭小な点等を考慮すれば、緑のマスタープランでは高水準の緑地の確保を目標とすべきであると考えられる。

一方、市街化区域についての緑地の総合的配置を考える場合、市街化区域の周辺部で、隣接性、地形

的一体性、緑地の同質性等の諸点から市街化区域内緑地と同等の評価を与えてよい緑地が存在するし、計画論上も存在してよいはずである。緑地の確保量を定める場合、これらの緑地を含めて検討して差し支えないと考える。

以上の諸点を総合して、緑のマスタープランで確保すべき緑地の量は上述の市街化区域周辺に存在又は計画する緑地を含めて、市街化区域面積に対しておおむね30パーセント以上と考えるのが妥当である。

② 都市公園等施設として整備すべき緑地の量

都市公園等施設として整備すべき緑地は、緑のマスタープランの中核をなすものとして極めて重要であるが、広域レクリエーション需要に対応する大規模公園等は必ずしも市街化区域及びその周辺地域に限定せず、その他の区域に計画しても差し支えない場合もある。したがって、その配置によっては①に於て検討を行った緑のマスタープランに含まれる場合もあれば、そうでない場合もあり得るので、これらの諸点を考慮して緑のマスタープランで確保すべき緑地の量とは別途にその整備目標量を定めることが妥当である。

そこで、レクリエーション需要の予測に基づく利用者数、同時利用率、1人当たり活動面積、有効面積率等を基礎に積算し、あわせて欧米諸国の水準を参考として都市公園等の整備目標量を定めるものとする。

すなわち、都市の住区構成に対応して児童公園、近隣公園、地区公園のように住区毎に整備すべき住区基幹公園については住民1人当たりおおむね4.0㎡以上、総合公園、運動公園のような都市単位として整備すべき都市基幹公園については都市住民1人当たりおおむね2.5㎡以上を確保するとともに、風致公園、歴史公園等の特殊公園、歩行者の利便や安全を確保し、快適な日常生活環境を構成する緑道、都市の状況によって必要となる緩衝緑地その他の施設緑地及び地方レベル、全国レベルで整備することが必要となる大規模公園等を含めて、都市公園等の整備水準は、1人当たりおおむね20㎡を確保するものとする。

(2) 緑地の系統的な配置の必要性

緑地は、それが持っている存在及び利用の効用を充分発揮するために、各緑地が密接な関連をもって有機的に機能しなければならない。そのためには次のような緑地の系統的な配置を検討し、計画対象区域内での均衡ある配置を行うものとする。そして緑地の配置を前提とし、将来の都市形態に合わせて、緑道その他の带状緑地を配置して、市街地内に緑のネットワークが形成されるように緑のマスタープランを策定することが必要である。

① 身近な環境を構成する庭先や近くの社寺境内地等、住区内に存在する小規模な緑とオープンスペースの存在を考慮して、個性ある風致、景観を備え、自然とのふれ合いを通じての人間形成に役立つよう「環境保全系統」ともいべき緑地の系統的な配置を行う。

② 多様化するレクリエーション需要に応え、日常的、週末園的なレクリエーション活動に対処し得る

よう「レクリエーション系統」ともいべき緑地の系統的配置を行う。

- ③ 災害の防止あるいは災害時における避難路、避難場所の計画、都市公害の緩和等に対処するための「防災系統」ともいべき緑地の系統的配置を行う。

(3) 緑地の配置計画に当たっての基本方針

緑のマスタープラン策定に当たっては、現存緑地の適正な評価を行うと共に、上述のような緑地の系統的配置を基本として更に次の諸点を配慮する必要がある。

- ① 個性ある風致、景観を生かし、都市や地区・住区のランドマークあるいはシンボルマークとなるような郷土景観を構成する現存緑地は優先的に保全をはかることに努め、特色ある市街地の構成ができるよう配置する。
- ② 遺跡、天然記念物と一体となった樹林地、鎮守の森、傾斜地の樹林地等、都市や地区・住区を特色づける樹林地について、市街地形成の動向、他の都市計画との関連を十分勘案しつつ、系統的な保全を図るものとする。
- ③ 将来の土地利用及び他の都市施設の配置を十分勘案して、住区の設定を行い、住区基幹公園を配置するとともに、都市の規模、性格等に応じて都市基幹公園、特殊公園、その他の施設緑地を計画する。
- ④ 工業地と住宅地のように分離することが望ましい地域が隣接して計画される場合にあっては、緩衝緑地等を配置するとともに騒音、振動等の発生源周辺にバッファゾーンとしての緑地を配置する。
- ⑤ 市街化区域周辺部に存在し又は計画する緑地で都市施設として存在し又は計画するもののほか、市街化区域内緑地と同等に評価できるもの、例えば市街化区域に楔状に入り込んでいる樹林地、水辺地等や市街化区域内樹林地、水辺地等と連続する樹林地、水辺地等は当然計画の対象とする。

IV 今後検討すべき課題

緑のマスタープランは都市における骨格的緑地のあるべき姿であり、その基本的事項を市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針として定めるもの

である。この緑のマスタープランの実現のためには、これにもとづく公園、緑地等の都市計画の決定、事業化をはじめ緑地保全地区、風致地区等の地域地区の都市計画を積極的に定めることが是非とも必要である。また、これらの施策を実施して行くに当たり、既成市街地とその周辺部においては既に緑地が著しく減少しつつあるため、早急に現存する緑地の適切な保全と都市公園等の公共的緑地の整備が必要であり、新市街地については、将来の市街化の進行にそなえて、現存する良好な緑地について緑地保全地区等の指定をする等の先取的保全や開発許可制度、面的整備事業等の推進による住区基幹公園等の整備が必要である。このように、地域の実情に応じた緑豊かな街づくりを進めるためには、今後以下の諸点について検討を進めるべきである。

(1) 緑地整備等に関する制度の検討

都市公園等の公共的緑地の整備について積極的に取り組み、そのための新しい手法や財源を確保する不断の努力は勿論、民有緑地に対する都市緑地保全法による緑地保全地区、樹木保存法による保存樹等の積極的指定等のための方策、市街地開発事業等による緑地の確保方策、民有緑地に対する税制上の特別措置等の優遇策等について検討を行い必要によっては現行制度の見直し等を行うべきである。

(2) 都市緑化対策の推進

緑のマスタープランにもとづくこれらの緑地の保全や整備のほか、緑のマスタープランの策定にあたり考慮すべき事項とされた身近な“にわ”の緑や街路樹、公共公益施設の緑化等も同様に大切なことである。特に緑の不足している既成市街地にあつては、その創出のため、再開発事業等において積極的に緑化スペースを確保するよう努めるとともに、住民参加による都市緑化として緑化協定の締結推進等についても十分配慮すべきである。

(3) 緑地の管理

緑地の管理についても十分な配慮が必要である。すなわち、都市公園の適切な管理は勿論のこと、たとえば緑地保全地区等に指定された民有緑地等についても適切な管理のあり方とそれのための助成措置等についても検討を行うべきである。

都市公園等整備五箇年計画

(昭和 51 年 8 月 31 日)
閣 議 決 定

都市公園等整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 67 号）第 3 条第 1 項に規定する都市公園等整備五箇年計画を次のとおり定める。

1 都市公園等整備事業の実施の目標

都市公園等整備の立遅れによる都市環境の悪化に対処し、都市の基礎的な施設である都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市における生活環境の改善、公害の防止及び災害に対する安全性の確保を図り、もって都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進に寄与するため、昭和 51 年度以降の五箇年間に地方公共団体の行う単独事業を含めて、総額 1 兆 6,500 億円（予備費 1,100 億円を含む。）を都市公園整備に投資するものとし、このうち国がその整備に要する費用を負担し、又は補助する都市公園の整備に関し、都市公園等整備五箇年計画として、予備費を充当するものを除き、総額 7,346 億円に相当する事業を実施するものとする。このほか、レクリエーション都市に係る国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設である公園又は緑地については、民間資金を充当することとする。

なお、この計画は、今後の経済、財政事情等を勘案しつつ弾力的にその実施を図るものとする。

以上の方針に基づき、昭和 50 年度末における都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園等の面積約 3.4 平方メートルを昭和 55 年度末までに約 4.5 平方メートルとするよう、今後五箇年間に約 14,400 ヘクタールの都市公園等の緊急かつ計画的な整備を図るものとする。

この計画における都市公園等の種類ごとの事業の実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 住区基幹公園

住区基幹公園については、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められている都市計画区域を重点とし、児童公園にあっては市街地人口 1 万人当たり 2.5 箇所を、近隣公園にあっては市街地人口 3 万人当たり 1 箇所を、地区公園にあっては市街地人口 10 万人当たり 1 箇所を目途として緊急に整備するものとする。

(2) 都市基幹公園

都市基幹公園については、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められている都市計画区域を重点とし、都市の健全な発達又は住民の心身の健康の保持増進上特に緊要度の高い総合公園及び運動公園を緊急に整備するものとする。

(3) 特殊公園

特殊公園については、自然的若しくは歴史的環境の保全上又は青少年の教化上緊要度の高い風致公園、歴史公園、動植物公園等を緊急に整備するものとする。

(4) 大規模公園

大規模公園については、広域レクリエーション需要に対処するため、広域公園にあっては数都市にわたる区域を対象とし、レクリエーション都市に係る都市計画施設である公園又は緑地にあっては大都市圏等のブロックを対象とし、特に緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。この場合においては、民間資金の積極的活用を図るものとする。

(5) 緩衝緑地

緩衝緑地については、新産業都市、工業整備特別地域、三大都市圏等の臨海部における重化学工業等を主体とする工業地域を重点とし、公害対策上又は災害対策上緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

(6) 都市緑地

都市緑地については、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められている都市計画区域を重点とし、都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のため緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

(7) 緑道

緑道については、市街地における良好な居住環境の確保及び災害時の避難路の確保のため緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

(8) 国の設置に係る都市公園

国の設置に係る都市公園のうち、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するものについては、誘致区域内の大規模公園等の整備状況等を勘案して整備するものとし、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有する都市公園として整備するものとする。

2. 都市公園等整備事業の量

この計画における都市公園等整備の事業の量は次のとおりとする。

- (1) 住区基幹公園 約 4,800ヘクタール
- (2) 都市基幹公園 約 3,000ヘクタール
- (3) 特殊公園 約 1,600ヘクタール
- (4) 大規模公園 約 2,200ヘクタール(約 500ヘクタール)
- (5) 緩衝緑地 約 1,000ヘクタール
- (6) 都市緑地 約 600ヘクタール
- (7) 緑道 約 400ヘクタール

(8) 国の設置に係る都市公園 約 800ヘクタール

合計 約 14,400ヘクタール (約 500ヘクタール)

(注) () 内 (内書) は国及び地方公共団体以外の者が設置するレクリエーション都市に係る都市計画施設である公園又は緑地分

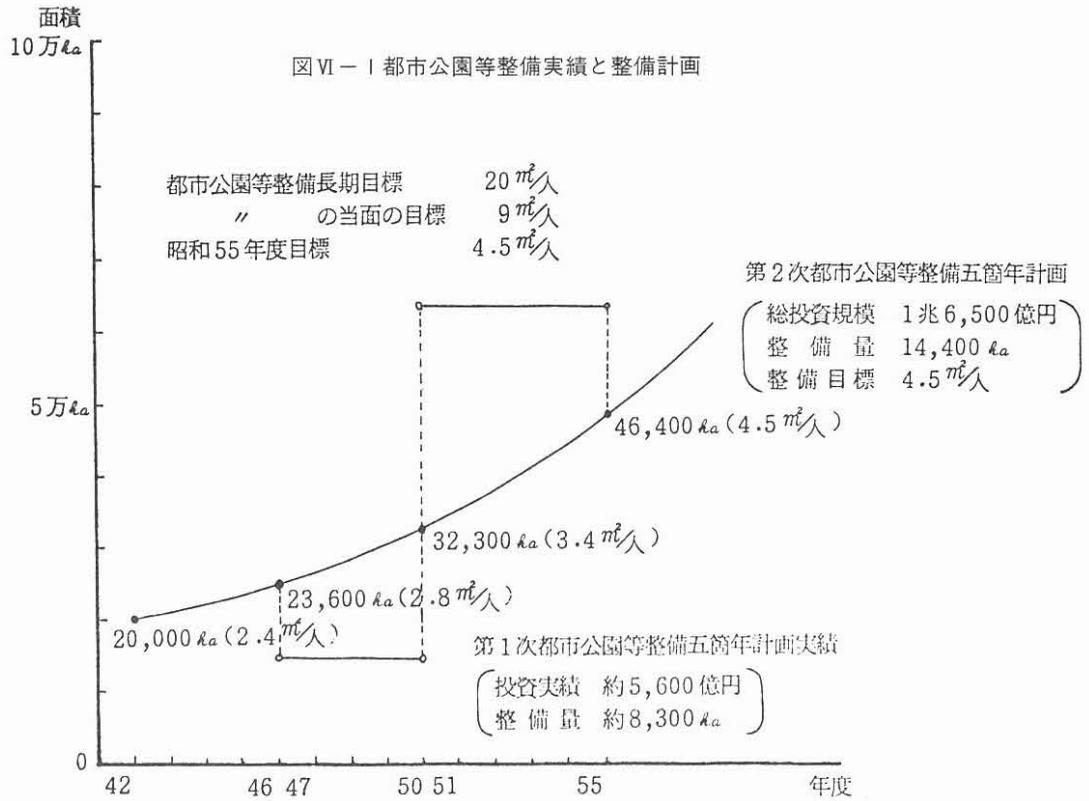


表 VI - 9 都市公園等種別整備水準

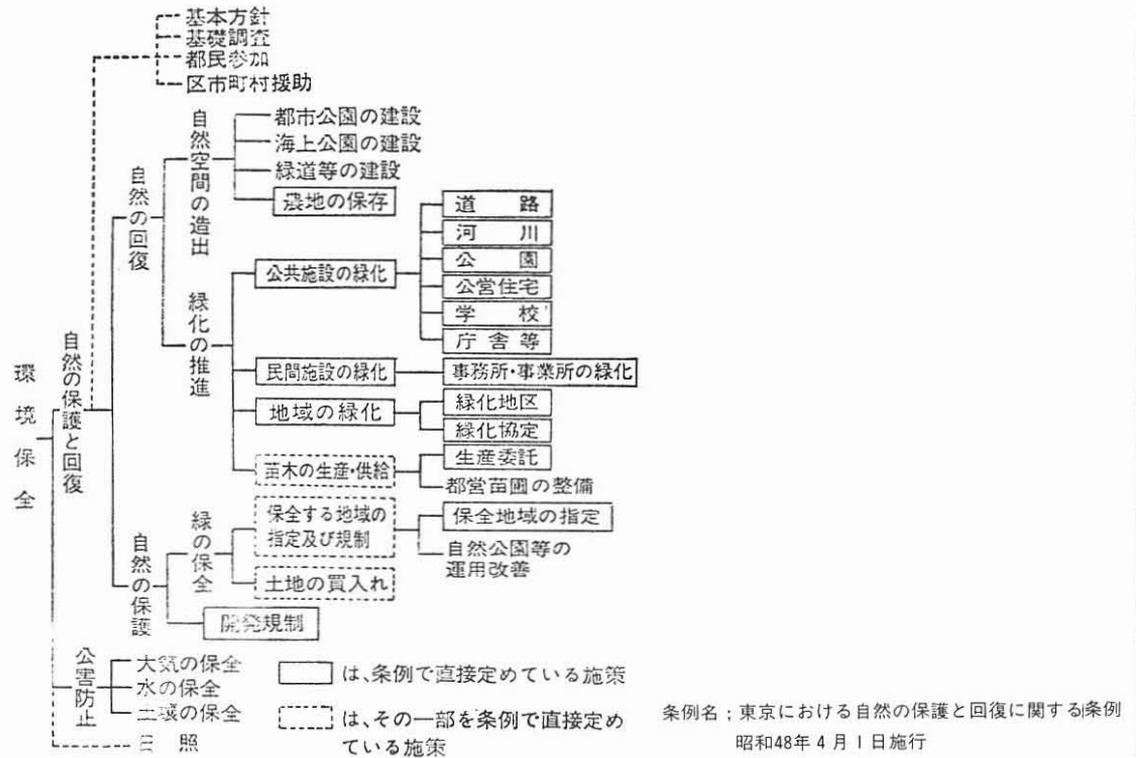
種 類		昭 和 50 年 度 末	昭 和 55 年 度 末	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	児 童 公 園	1万人あたり1.8カ所	1万人あたり2.5カ所
		近 隣 公 園	6.0万人あたり1カ所	3万人あたり1カ所
		地 区 公 園	17.8万人あたり1カ所	10万人あたり1カ所
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	1人あたり0.77 m^2	1人あたり0.85 m^2
	運 動 公 園	1人あたり0.45 m^2	1人あたり0.60 m^2	
特 殊 公 園		7,600 ha	9,200 ha	
大 規 模 公 園	広 域 公 園	35カ所	70カ所(80カ所)	
	レクリエーション都市	2カ所	4カ所(5~6カ所)	
緩 衝 緑 地		484 ha	1,700 ha	
都 市 緑 地		1人あたり0.03 m^2	1人あたり0.1 m^2	
緑 道		1万人あたり10 m	1万人あたり50 m	
国の設置に係る都市公園		3カ所	5カ所(6~7カ所)	
合 計 {	都 市 公 園 面 積	約 32,300ヘクタール	約 46,400ヘクタール	
	1人当り都市公園面積	1人あたり3.4 m^2	1人あたり4.5 m^2	

() 内は着手カ所数を含めたカ所数

2. 緑の保全と回復の体系（自治体レベル）

(1) 東京都の場合

図VI-2



(2) 市レベルの場合

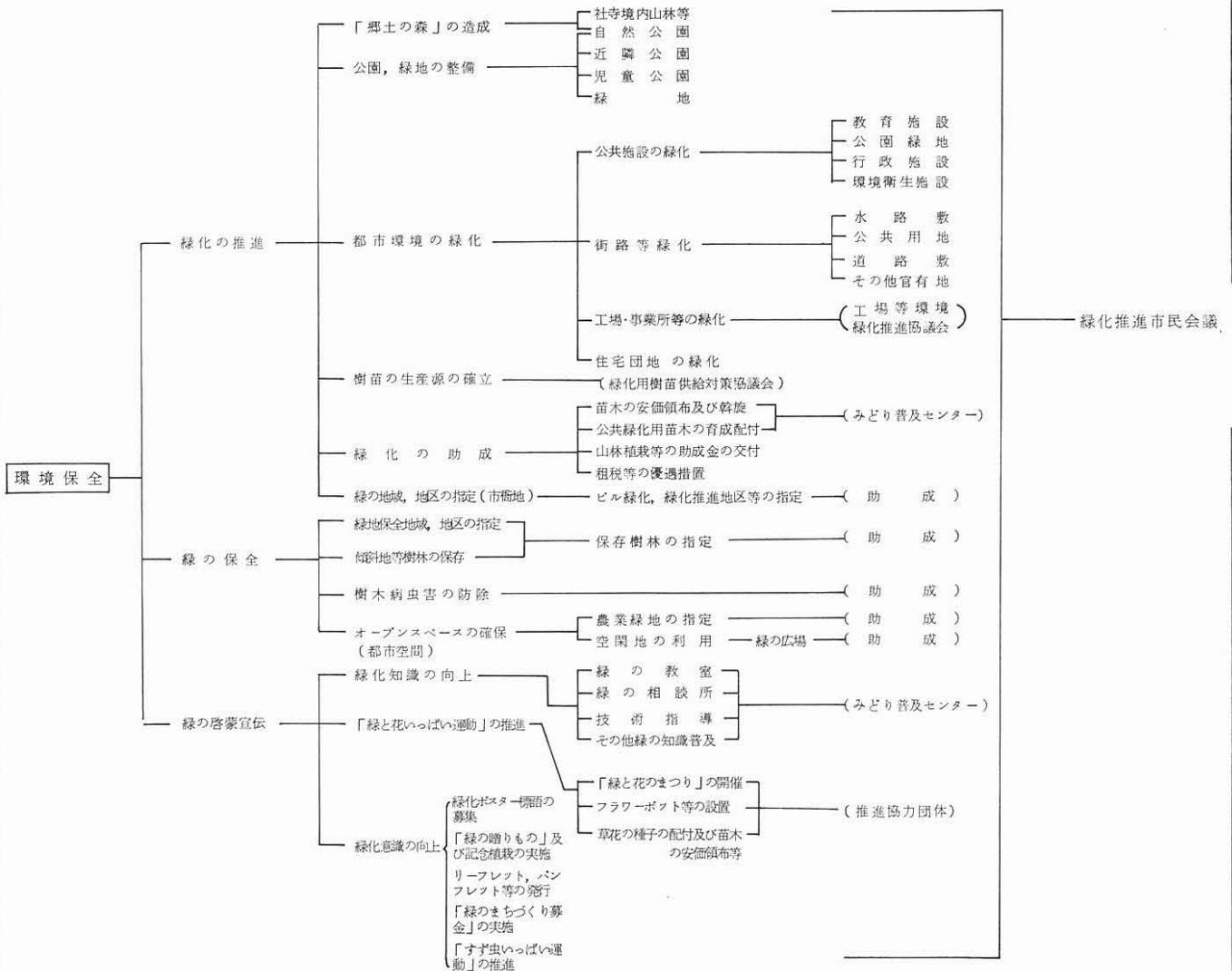
表VI-10

市名	条例要綱名称	条例・要綱の主要な目的・内容	計画の策定	審議会等	「みどり」の施策体系の有無	備考 (担当部課等)
1 武蔵野市	武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例	1. 保全生産農地の指定—第1種, 第2種住専, 住居地域概ね1,000m ² 以上 2. 農地の借受—公園児童遊園及び苗木畑等の公共用又は公用 3. 先買権あり 4. 総合緑被地確保のため条例策定中	49年3月施行	保全生産農地審議会 緑化市民委員会	有 ・緑のネットワーク計画 ・緑化市民委員会活動プログラム ・個別計画として遊び場3カ年計画, 学校緑化などがある	市民部 緑と花課 「武蔵野市民緑の憲章」 緑化推進本部 「宅地開発等に関する指導要項」がある
2 国分寺市	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	1. 緑地等の保護—緑地保護区域の指定 農業緑地等の指定 緑地の買入れ権 2. 緑化施策—緑化推進地区の指定 緑化の啓蒙 苗木の確保と配布 公共施設の緑化 事業所の緑化	49年1月施行	緑化推進協議会		産業経済課緑地係
	宅地開発等に関する指導要綱	1. 公園, 緑地—区域内には開発面積の6%以上の公園又は緑地を確保	48年4月施行			
3 小金井市	小金井市緑地保全条例	1. 農業緑地 1,000m ² 以上 2. 環境緑地 現状のまま保全する樹林地 1,000m ² 以上 3. 公共緑地 快適な住環境を確保するための公共の用に供する土地 500m ² 以上	48年4月施行	緑地保全審議会		建設部 「宅地開発等に関する指導要項」がある
4 調布市	調布市緑化条例	1. 緑化基準の設定 2. 保全地区等の指定—緑の環境保全地区, 保存樹林	緑化計画 47年12月	緑化推進協議会		環境整備課 この条例をもとに, 昭和30年頃の「緑の被覆率30%」を目指す。 案として「工場緑化の推進に関する要綱」がある。
	調布市緑化基準	1. 公共施設の緑化基準—道路, 河川, 公園, 学校庁舎その他の施設 2. 民間における緑化基準—民間事業施設, 住宅地 3. 緑化対象地における樹木本数等の算出基準	49年3月			
	開発行為ならびに集合住宅建設等に伴う指導要綱	公園, 緑地および緑化	49年11月			

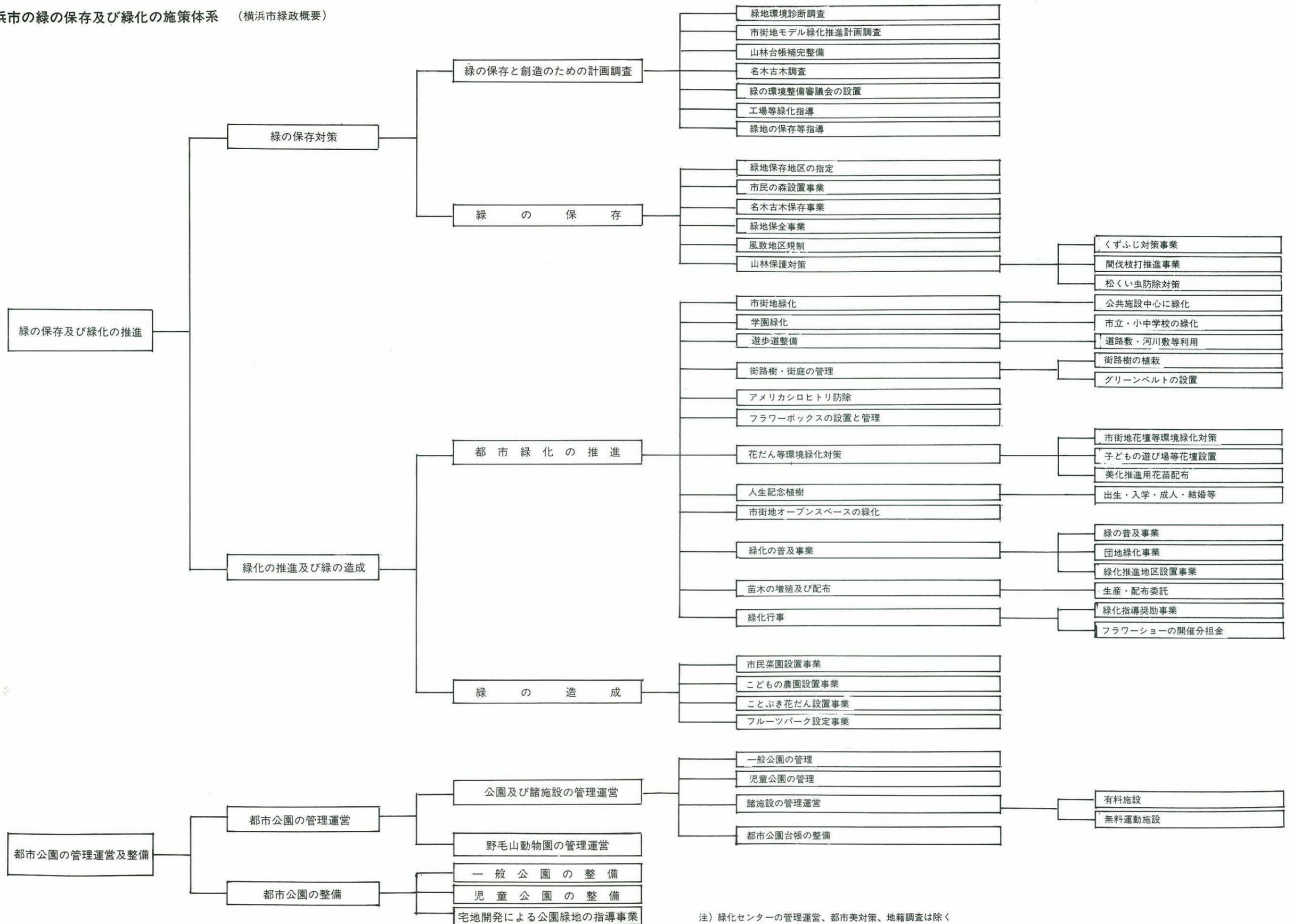
5 藤沢市	藤沢市緑の保全 および緑化の推進 に関する条例	1. 保存樹木等の指定	46年7月	緑化推進市 民会議	(有) 「緑豊かなまち づくり」のため の緑化大作戦構 想	市民局経済緑政部 みどり課 「藤沢市生活環境 確保に関する基本 条例」 (昭和46年3月)
	工場、事業所等 環境緑化指導基 準	1. 緑化計画の策定 2. 緑化基準				
	藤沢市農業緑地 および空地確保 に関する要綱	1. 農業緑地—藤沢市農業緑地保全要綱 2. 空地—藤沢市緑の広場設置要綱	47年7月			
	藤沢市公共施設 等緑化実施要綱					
6 横浜市	緑の環境をつ くり育てる条 例	1. 公共施設の緑化 2. 地域の緑化 3. 保存すべき緑地、樹木等の指定	48年12月	緑の環境整 備審議会	(有)	緑政局
	緑地保存事業	1. 自然山林保存事業実施要領 2. 市民の森設置事業実施要領 3. 斜面緑地保存事業実施要領	46年8月			
	名木古木保存 要綱		48年8月			

「緑豊かなまちづくり」

施策の体系（藤沢市市民局経済緑政部みどり課）



横浜市の緑の保存及び緑化の施策体系 (横浜市緑政概要)



注) 緑化センターの管理運営、都市美対策、地籍調査は除く

港北ニュータウン調査計画報告書（参考文献）

本報告書関連

発行年度	報 告 書 名	編 著 者	発 注 者
42	横浜北部埋蔵文化財調査（経過概要） 港北ニュータウンの自然および立地条件に関する基礎調査	横浜市教育委員会 宮脇 昭	横浜市計画局 日本住宅公団
44	港北ニュータウンの基本的条件の検討、 港北ニュータウン基本計画原案 1968-1985 港北ニュータウン建設総合基本計画案策定報告書（総括編、総論編、各論編）	日本都市計画学会 日本都市計画学会	横浜市 日本住宅公団 横浜市
45	港北ニュータウン、交通計画を主体としたパイロットプランの検討	日本都市計画学会	日本住宅公団
46	港北ニュータウン地域内文化財調査報告書（Ⅰ）（Ⅱ） 交通計画を主体としたパイロットプランの検討（グリーンマトリックス編） 港北ニュータウン基本計画書 人口定着の可能性に関する研究 植木の需給予測調査報告書 港北ニュータウンとの関連	横浜市埋蔵文化財調査委員会 日本住宅公団 宅地開発研究所 日本宅地開発協会 横浜市緑政局	同 左 日本住宅公団 日本住宅公団
47	港北ニュータウン地域内文化財調査報告書（Ⅲ）46年度 港北ニュータウン第1地区基本設計報告書 港北ニュータウン第2地区基本設計報告書 港北ニュータウン地域文化財調査報告書（Ⅳ） 港北ニュータウン交通計画 港北地区（第1）防災施設基本設計報告書 港北地区（第2）防災施設基本設計報告書	横浜市埋蔵文化財調査委員会 （株）オオバ 宅地開発研究所 横浜市 日本都市計画学会 建設術研 八千代エンジニア	日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団
48	港北ニュータウン基本計画（案） 港北地区内の緑化に関する調査及び計画報告書 港北地区内の公園・緑地・広場・歩行者専用道路の計画及び設計 港北地区緑地、歩行者専用道路、広場の細部計画方針報告	横浜市 京央造園設計事務所 日本住宅公団 田中造園	同 左 日本住宅公団 同 左 日本住宅公団
49	新しいまちづくりのために 昭和48年度報告書 港北地区苗圃計画報告書 港北第2地区、第1工区、第5工区移植樹木調査報告書	港北ニュータウン建設研究会 京央造園設計事務所 松崎喬造園設計事務所	同 左 日本住宅公団 日本住宅公団
50	港北ニュータウン地域内文化財調査報告 49年度 港北地区移植樹木調査（その2） 港北地区既設井戸水位及び水質調査報告書 港北地区「暫定的農業断続についての調査」集計及び報告書 港北地区移植樹木調査（その3） 港北ニュータウン地域内埋蔵文化財調査報告書（Ⅴ）	横浜市教育委員会 松崎喬造園設計事務所 都市計画協会 伊藤造園 横浜教育委員会	日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団
51	新しいまちづくりのために 昭和49、50年度報告書 港北地区せせらぎ基本設計報告書 港北地区概要樹林地等の保安全管理技術調査報告書 港北地区の建築形能等の規制、誘導手法の調査研究 港北地区のコミュニティ計画に関する調査研究報告書 港北ニュータウン縮刷版 第26～35号	港北ニュータウン建設研究会 日本上下水道設計ラック研究所 景環境設計事務所 市浦都市開発建築コンサルタンツ EX都市研究所 横浜市計画局	同 左 日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団 日本住宅公団

図表リスト

図1-1	港北ニュータウン位置図	1
図1-2	港北ニュータウン区域図	2
図1-3	六大事業計画図	3
図1-4	開発目標とシステム	4
図1-5	住区及び歩行者専用道路モデル図	6
図1-6	横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会組織図	7
図1-7	特別な用地位置図	8
図1-8	土地利用計画図	9
図1-9	公益的施設用地配置図	10
図2-1	グリーンマトリックスシステム	13
図2-2	緑道空間の断面図	14
図2-3	公園緑地配置図	17
図2-4	オープンスペース配置図	18
図3-1	「市民参加」の段階	20
図3-2	せせらぎ計画配置図	30
図3-3	造成手法の一例	31
図3-4	保全緑地分布図	32
図3-5	市民の森配置図	36
表1-1	施行主体・事業の種類・面積・計画人口	2
表1-2	開発の経緯	2
表1-3	土地利用計画表	5
表2-1	オープンスペース一覧表	14
表3-1	日本の新都市事例	21
表3-2	緑の整備プロセス	34
表4-1	各種施設と整備の方向	44

